

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成23年11月25日	開会	} 22日間
平成23年12月16日	閉会	

沖 縄 県 議 会

1 . 会期日程	9
1 . 開会日に応招した議員	11
1 . 11月30日に応招した議員	11

○第1号（11月25日）

1 . 開会年月日時	13
1 . 議事日程	13
1 . 本日の会議に付した事件	13
1 . 出席議員	15
1 . 欠席議員	15
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	16
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	16
1 . 開 会	16
1 . 諸般の報告	16
1 . 自治功労者表彰の報告	16
1 . 永年勤続者表彰	16
1 . 日程第1 会議録署名議員の指名	16
1 . 日程第2 会期の決定	17
1 . 日程第3 平成23年第6回議会認定第1号から同認定第23号まで	17
1 . 委員長報告（決算特別委員長）	17
1 . 討 論	21
渡久地 修君	21
佐喜真 淳君	23
1 . 採 決	25
1 . 日程第4 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第53号議案まで	25
1 . 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	25
1 . 人事委員会（仲吉朝信君）の意見	27
1 . 先議案件の委員会付託（乙第2号議案）	27
1 . 日程第5 陳情第162号、第168号及び第172号の付託の件	27
1 . 委員会付託	27
1 . 休会の議決	28
1 . 散 会	28

○第2号（11月30日）

1 . 開議年月日時	31
1 . 議事日程	31
1 . 本日の会議に付した事件	31
1 . 出席議員	31
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	31
1 . 開 議	32
1 . 日程第1 乙第2号議案	32

1. 委員長報告（総務企画委員長）	32
1. 採 決	33
1. 日程第2 議員派遣の件（第8回九州各県議会議員研究交流大会）	33
1. 採 決	33
1. 散 会	33

○第3号（12月1日）

1. 開議年月日時	35
1. 議事日程	35
1. 本日の会議に付した事件	35
1. 出席議員	35
1. 説明のため出席した者の職、氏名	35
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	36
1. 開 議	36
1. 諸般の報告	36
1. 日程第1 代表質問	36
辻野ヒロ子さん	36
桑江朝千夫君	49
渡嘉敷喜代子さん	60
仲村 未央さん	66
1. 散 会	77

○第4号（12月2日）

1. 開議年月日時	79
1. 議事日程	79
1. 本日の会議に付した事件	79
1. 出席議員	79
1. 説明のため出席した者の職、氏名	79
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	80
1. 開 議	80
1. 諸般の報告	80
1. 日程第1 代表質問	80
前島 明男君	80
大城 一馬君	90
1. 日程追加 議員提出議案第1号 前沖縄防衛局長の不適切発言に抗議し、防衛大臣の 責任を明確にすることを求める抗議決議	99
1. 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明	99
1. 採 決	100
1. 議員派遣	100
西銘 純恵さん	100
玉城 満君	111
1. 散 会	120

○第5号（12月5日）

1. 開議年月日時	123
1. 議事日程	123
1. 本日の会議に付した事件	123
1. 出席議員	124
1. 説明のため出席した者の職、氏名	125
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	125
1. 開 議	125
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案及び 乙第3号議案から乙第53号議案まで }	125
1. 一般質問・質疑	125
崎山 嗣幸君	125
瑞慶覧 功君	132
玉城ノブ子さん	140
当銘 勝雄君	147
新垣 安弘君	157
嘉陽 宗儀君	164
照屋 大河君	173
玉城 義和君	180
1. 土木建築部長（当間清勝君）の発言	189
1. 散 会	189

○第6号（12月6日）

1. 開議年月日時	191
1. 議事日程	191
1. 本日の会議に付した事件	191
1. 出席議員	192
1. 説明のため出席した者の職、氏名	193
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	193
1. 開 議	193
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案及び 乙第3号議案から乙第53号議案まで }	193
1. 一般質問・質疑	193
新里 米吉君	193
渡久地 修君	200
奥平 一夫君	210
仲宗根 悟君	220
新垣 清涼君	228
前田 政明君	234
比嘉 京子さん	242
上里 直司君	251
1. 散 会	259

○第7号（12月7日）

1 . 開議年月日時	261
1 . 議事日程	261
1 . 本日の会議に付した事件	261
1 . 出席議員	262
1 . 欠席議員	263
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	263
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	263
1 . 開 議	263
1 . 諸般の報告	263
1 . 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案及び 乙第3号議案から乙第53号議案まで }	263
1 . 一般質問・質疑	263
山内 末子さん	263
當間 盛夫君	271
赤嶺 昇君	280
平良 昭一君	290
佐喜真 淳君	300
新垣 良俊君	309
浦崎 唯昭君	315
照屋 守之君	322
1 . 散 会	331

○第8号（12月8日）

1 . 開議年月日時	333
1 . 議事日程	333
1 . 本日の会議に付した事件	333
1 . 出席議員	334
1 . 説明のため出席した者の職、氏名	335
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	335
1 . 開 議	335
1 . 諸般の報告	335
1 . 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案及び 乙第3号議案から乙第53号議案まで }	335
1 . 一般質問・質疑	335
糸洲 朝則君	335
金城 勉君	343
中川 京貴君	352
具志 孝助君	361
上原 章君	367
吉田 勝廣君	376
吉元 義彦君	385
池間 淳君	390
1 . 委員会付託	396

1 . 日程第 3 陳情第180号、第186号、第191号及び第191号の 2 の付託の件	397
1 . 委員会付託	397
1 . 休会の議決	397
1 . 散 会	397

○第 9 号（12月16日）

1 . 開議年月日時	399
1 . 議事日程	399
1 . 本日の会議に付した事件	400
1 . 出席議員	403
1 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	403
1 . 開 議	403
1 . 諸般の報告	403
1 . 日程第 1 乙第 1 号議案及び乙第 3 号議案から乙第 7 号議案まで	403
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	403
1 . 採 決	404
1 . 日程第 2 乙第 8 号議案	405
1 . 委員長報告（経済労働委員長）	405
1 . 採 決	405
1 . 日程第 3 乙第47号議案から乙第49号議案まで及び乙第53号議案	405
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	405
1 . 採 決	406
1 . 日程第 4 乙第17号議案から乙第20号議案まで、乙第25号議案から乙第29号議案まで 及び乙第50号議案から乙第52号議案まで	406
1 . 委員長報告（経済労働委員長）	406
1 . 討 論	409
渡久地 修君	409
1 . 採 決	410
1 . 日程第 5 乙第15号議案、乙第16号議案、乙第24号議案、乙第45号議案及び乙第46号議案	410
1 . 委員長報告（文教厚生委員長）	410
1 . 討 論	412
仲田 弘毅君	412
比嘉 京子さん	412
西銘 純恵さん	413
1 . 採 決	416
1 . 日程第 6 乙第 9 号議案から乙第14号議案まで、乙第21号議案、乙第22号議案及び 乙第30号議案から乙第44号議案まで	416
1 . 委員長報告（土木環境委員長）	416
1 . 採 決	418
1 . 日程第 7 甲第 1 号議案	418
1 . 委員長報告（総務企画委員長）	419
1 . 採 決	420
1 . 日程第 8 甲第 2 号議案から甲第 4 号議案まで	420
1 . 委員長報告（土木環境委員長）	420
1 . 採 決	421

1. 日程第9 議員提出議案第2号 知事において専決処分することができる事項の指定について	421
1. 大城 一馬君の提案理由説明	421
1. 採 決	421
1. 日程第10 議員提出議案第3号 私学助成の拡充に関する意見書	422
1. 當間 盛夫君の提案理由説明	422
1. 採 決	422
1. 日程第11 議員提出議案第4号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書	422
1. 當山 眞市君の提案理由説明	422
1. 採 決	422
1. 日程第12 議員提出議案第5号 沖縄振興一括交付金（仮称）等の確保を求める意見書	423
1. 当銘 勝雄君の提案理由説明	423
1. 採 決	423
1. 議員派遣	423
1. 日程第13 陳情平成20年第190号、陳情平成21年第110号、陳情平成22年第12号、同第141号、 同第142号、同第204号、陳情第123号、第160号、第169号及び第176号	423
1. 委員長報告（総務企画委員長）	423
1. 採 決	424
1. 日程第14 陳情第182号	424
1. 委員長報告（経済労働委員長）	424
1. 採 決	424
1. 日程第15 陳情第108号、第120号、第123号の2、第159号、第161号、第163号、第164号、 第174号、第193号及び第194号	424
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	424
1. 採 決	424
1. 日程第16 陳情平成22年第79号、同第80号、同第86号、同第117号、同第167号、同第195号 から同第197号まで、陳情第6号の4、第7号、第9号、第48号、第70号、第162号 及び第172号	424
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	424
1. 採 決	425
1. 日程第17 陳情平成22年第168号の3、陳情第79号の2及び第186号	425
1. 委員長報告（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長）	425
1. 採 決	425
1. 日程第18 閉会中の継続審査の件	425
1. 採 決	425
1. 閉 会	426

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	429
1. 議員提出議案	495
1. 諸般の報告	501
1. 議案付託表	505
1. 委員会審査報告書	507
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	521
1. 議員派遣の件	537
1. 請願・陳情文書表	539

1 . 議案等处理一覽表	565
--------------------	-----

平成23年第8回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期22日間 自 平成23年11月25日
至 平成23年12月16日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	11月25日	金	（会議録署名議員の指名） （会期の決定） 本 会 議（決算特別委員長報告・採決） （知事提出議案の説明） 委 員 会（先議案件審査）	先議案件付託 請願・陳情付託
2	26日	土	休 会	
3	27日	日	休 会	
4	28日	月	議案研究	代表質問通告締切（正午）
5	29日	火	委 員 会（議会運営委員会）	一般質問通告締切（正午）
6	30日	水	本 会 議（先議案件委員長報告・採決）	
7	12月1日	木	本 会 議（代表質問）	
8	2日	金	本 会 議（代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
9	3日	土	休 会	
10	4日	日	休 会	
11	5日	月	本 会 議（一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
12	6日	火	本 会 議（一般質問）	
13	7日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
14	8日	木	本 会 議（一般質問）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
15	9日	金	委 員 会（常任委員会）	
16	10日	土	休 会	
17	11日	日	休 会	
18	12日	月	委 員 会（常任委員会）	
19	13日	火	委 員 会（常任委員会）	
20	14日	水	委 員 会（特別委員会）	
21	15日	木	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
22	16日	金	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君	新 垣 良 俊 君
玉 城 義 和 君	仲 田 弘 毅 君
上 原 章 君	照 屋 守 之 君
島 袋 大 君	辻 野 ヒロ子 さん
中 川 京 貴 君	嶺 井 光 君
桑 江 朝千夫 君	赤 嶺 昇 君
平 良 昭 一 君	当 銘 勝 雄 君
仲 村 未 央 さん	渡嘉敷 喜代子 さん
渡久地 修 君	前 田 政 明 君
瑞慶覧 功 君	玉 城 ノブ子 さん
山 内 末 子 さん	奥 平 一 夫 君
上 里 直 司 君	比 嘉 京 子 さん
吉 田 勝 廣 君	金 城 勉 君
當 山 眞 市 君	糸 洲 朝 則 君
吉 元 義 彦 君	翁 長 政 俊 君
座喜味 一 幸 君	浦 崎 唯 昭 君
佐喜真 淳 君	池 間 淳 君
玉 城 満 君	新 垣 哲 司 君
仲宗根 悟 君	具 志 孝 助 君
崎 山 嗣 幸 君	當 間 盛 夫 君
西 銘 純 恵 さん	新 里 米 吉 君
新 垣 清 涼 君	嘉 陽 宗 儀 君
新 垣 安 弘 君	大 城 一 馬 君
前 島 明 男 君	

11月30日に応招した議員

照 屋 大 河 君

平成23年11月25日

平成23年
第 8 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成23年11月25日（金曜日）午前10時1分開会

議 事 日 程 第1号

平成23年11月25日（金曜日）

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 平成23年第6回議会認定第1号から同認定第23号まで（決算特別委員長報告）
- 第4 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第53号議案まで（知事説明）
- 第5 陳情第162号、第168号及び第172号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成23年第6回議会認定第1号から同認定第23号まで

- | | |
|------------------|---|
| 平成23年第6回議会認定第1号 | 平成22年度沖縄県一般会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第2号 | 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第3号 | 平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第4号 | 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第5号 | 平成22年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第6号 | 平成22年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第7号 | 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第8号 | 平成22年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第9号 | 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第10号 | 平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第11号 | 平成22年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第12号 | 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第13号 | 平成22年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第14号 | 平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第15号 | 平成22年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第16号 | 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第17号 | 平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第18号 | 平成22年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第19号 | 平成22年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について |
| 平成23年第6回議会認定第20号 | 平成22年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別 |

会計決算の認定について

平成23年第6回議会認定第21号 平成22年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

平成23年第6回議会認定第22号 平成22年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

平成23年第6回議会認定第23号 平成22年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第4 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第53号議案まで

甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）

甲第2号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）

甲第3号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第4号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）

乙第1号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例

乙第2号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

乙第4号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第8号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

乙第9号議案 工事請負契約について

乙第10号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第15号議案 財産の処分について

乙第16号議案 交通事故に関する和解等について

乙第17号議案 交通事故に関する和解等について

乙第18号議案 交通事故に関する和解等について

乙第19号議案 交通事故に関する和解等について

乙第20号議案 漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について

乙第21号議案 道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について

乙第22号議案 指定管理者の指定について

乙第23号議案 指定管理者の指定について

乙第24号議案 指定管理者の指定について

乙第25号議案 指定管理者の指定について

乙第26号議案 指定管理者の指定について

乙第27号議案 指定管理者の指定について

乙第28号議案 指定管理者の指定について

乙第29号議案 指定管理者の指定について

乙第30号議案 指定管理者の指定について

乙第31号議案 指定管理者の指定について

乙第32号議案 指定管理者の指定について

乙第33号議案 指定管理者の指定について

乙第34号議案 指定管理者の指定について

乙第35号議案 指定管理者の指定について

乙第36号議案 指定管理者の指定について

乙第37号議案 指定管理者の指定について
 乙第38号議案 指定管理者の指定について
 乙第39号議案 指定管理者の指定について
 乙第40号議案 指定管理者の指定について
 乙第41号議案 指定管理者の指定について
 乙第42号議案 指定管理者の指定について
 乙第43号議案 指定管理者の指定について
 乙第44号議案 指定管理者の指定について
 乙第45号議案 指定管理者の指定について
 乙第46号議案 指定管理者の指定について
 乙第47号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
 乙第48号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
 乙第49号議案 当せん金付証票の発売について
 乙第50号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第51号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第52号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第53号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第5 陳情第162号、第168号及び第172号の付託の件

出席議員（47名）

議長	高 嶺 善 伸 君	25 番	新 垣 良 俊 君
副議長	玉 城 義 和 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
1 番	上 原 章 君	27 番	照 屋 守 之 君
2 番	島 袋 大 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
3 番	中 川 京 貴 君	29 番	嶺 井 光 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	30 番	赤 嶺 昇 君
5 番	平 良 昭 一 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
6 番	仲 村 未 央 さん	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	山 内 末 子 さん	35 番	奥 平 一 夫 君
11 番	上 里 直 司 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	44 番	當 間 盛 夫 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	新 里 米 吉 君
21 番	新 垣 清 涼 君	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
23 番	新 垣 安 弘 君	48 番	大 城 一 馬 君
24 番	前 島 明 男 君		

欠席議員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	会 計 管 理 者	米 蔵 博 美 さん
副 知 事	上 原 良 幸 君	知 事 公 室	饒平名 知 成 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	秘書広報統括監	
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	総 務 部	新 垣 郁 男 君
総 務 部 長	兼 島 規 君	財 政 統 括 監	
企 画 部 長	川 上 好 久 君	教 育 委 員 会 長	中 野 吉三郎 君
環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君	教 育 長	大 城 浩 君
福 祉 保 健 部 長	宮 里 達 也 君	公 安 委 員 会 長	幸 喜 徳 子 さん
農 林 水 産 部 長	比 嘉 俊 昭 君	委 員 会 長	
商 工 労 働 部 長	平 良 敏 昭 君	警 察 本 部 長	磯 丈 男 君
文 化 観 光	平 田 大 一 君	警 務 部 長	
ス ポ ー ツ 部 長		労 働 委 員 会 会 長	比 嘉 正 幸 君
土 木 建 築 部 長	当 間 清 勝 君	人 事 委 員 会 会 長	仲 吉 朝 信 君
企 業 局 長	仲 田 文 昭 君	委 員 会 長	
病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次 君	代 表 監 査 委 員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君	主 査	嘉 陽 孝 君
次 長	鉢 嶺 元 君	政 務 調 査 課 長	知 念 正 治 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	副 参 事	大 村 浩 三 君
課 長 補 佐	上 原 貴 志 君	主 幹	上 地 聡 君
主 査	佐久田 隆 君		

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成23年第8回
沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

日程に入ります前に報告いたします。

○議長（高嶺善伸君） この際、申し上げます。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案57件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成23年10月末現在の平成23年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

去る10月25日の第140回全国都道府県議会議長会定例総会において、本県議会議員嘉陽宗儀君、具志孝助君及び新垣哲司君が在職20年以上、大城一馬君及び池間淳君が在職15年以上の自治功労者として表彰されました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く請願1件及び陳情15件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

また、本日、ただいまの議員5人は、沖縄県議会議員表彰内規に基づき、それぞれ同様に在職20年及び在職15年の永年勤続者として表彰されることになりました。

休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時16分再開

次に、説明員として出席を求めた警察本部長村田隆君は、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として警察本部警務部長磯丈男君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

7 番 照 屋 大 河 君 及び

41番 池 間 淳 君

を指名いたします。

〇議長（高嶺善伸君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの22日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月16日までの22日間と決定いたしました。

〇議長（高嶺善伸君） 日程第3 平成23年第6回議会認定第1号から同認定第23号までを議題といたします。

各決算に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長前田政明君。

〔委員会審査報告書（決算） 巻末に掲載〕

〔決算特別委員長 前田政明君登壇〕

〇決算特別委員長（前田政明君） おはようございます。

ただいま議題となりました平成23年第6回議会認定第1号から同認定第23号までの決算23件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらの決算は、平成23年第6回議会において付議されたもので、平成23年10月17日から9日間にわたり委員会を開き審査を行いました。

委員会におきましては、会計管理者、代表監査委員及び関係室部局長の出席を求め、予算の執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的が十分に達成されているかどうかについて慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、本県の財政の中長期的な見通しについてどう考えるか、自主財源が低い、今後どうやって改善するのかとの質疑がありました。

これに対し、本県の財政状況は、歳入面では県税を

柱とする自主財源の割合が低く、国庫支出金や地方交付税に大きく依存しており、国の予算の動向等に大きく左右されやすい脆弱な構造となっていること、自主財源比率の状況は、沖縄県は平成22年度で26.6%であり、全国平均については、平成21年度の42.2%より大きく下回っていること、一方、歳出面では、人件費を初め義務的経費の割合が高く硬直化した財政状況となっており、今後の財政収支の見通しは、収支不足は拡大傾向で推移し、平成33年度には不足額が596億円に達するものと予想され、県の財政状況は厳しいものと認識している。

また、自主財源を改善するためには、県税収入の確保に向けた徴収強化、使用料及び手数料等の見直し、未利用財産の売却促進、新税創設の検討等いろいろな見直しを行う必要があるとの答弁がありました。

次に、不発弾の処理について、県民や事業者の届出義務のあり方や、県・市町村、関係機関の責務などを定めた条例の制定を検討すべきと思うかどうかとの質疑がありました。

これに対し、不発弾については、戦後処理として政府が責任を持って処理する立場にあり、県としては、これを基本にして制度の不備があれば改めていきたい。条例の制定については、さまざまな観点から検討する必要があるとの答弁がありました。

次に、県が保有している未利用財産はどのように活用されているか、自主財源確保の取り組みはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、未利用財産については、行財政改革プランの中で毎年度目標値を設定して処分しており、平成22年度の実績は4億176万6000円、件数にして42件であった。自主財源の確保については、未利用財産の処分に加え、観光関連税を中心に新税を検討している段階であるとの答弁がありました。

次に、平成23年度那覇空港国際物流拠点形成推進事業の効果として、県産品の輸出力が大幅に増加したとあるが、具体的な成果はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、航空コンテナの運用による県産品の輸出力は、事業開始前に月平均0.4トンであったが、平成22年度には月平均9.4トンとなっており、量的には約23倍増加しているとの答弁がありました。

次に、公共関与による産業廃棄物最終処分場整備の進捗状況はどうか、候補地の住民から理解を得るためにどのような取り組みを行ったのかとの質疑がありました。

これに対し、平成19年に本部町崎本部、名護市安

和、浦添市伊奈武瀬の3カ所を最終立地候補地に絞り説明をしてきた。しかし、当初から地元自治体、住民等から反対の声が出ている背景などもあって説明会の開催など地域の理解を得る作業は困難な状況であったが、昨年度、廃棄物の再利用が進んでいる県内の事例等を踏まえ、規模やごみの飛散、排水などの施設の内容等について見直しを行い地元へ説明を実施している。特に、名護市等における地元との調整は平成21年度から現在まで57回行っており、説明会は8回実施している。

また、建設予定地の住民等の理解を得るために、土地の地権者や周辺の地権者に県外の先進的な施設の視察を実施しており、住民に迷惑をかけない公共が関与する施設を整備するためのコンセンサスを得ていく考えであるとの答弁がありました。

次に、保育所入所待機児童解消に向けての対策はどうか、認可外保育施設の地域別の認可化移行実績はどうなっているか、本県の待機児童数の全国比較と今後の対策はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成22年度は安心こども基金事業及び保育所入所待機児童対策特別事業を活用し、保育所施設の整備及び認可外保育施設の認可化促進を図り1857名の定員増を行った。認可外保育施設の地域別の認可化移行数は、沖縄市、宜野湾市、浦添市、糸満市及び読谷村がそれぞれ2施設、那覇市、宮古島市及び西原町がそれぞれ1施設で、合計13施設となっている。

平成23年4月1日現在の本県の待機児童数は2295人で、全国と比較すると東京都、神奈川県に次いで多く、全国3位である。また、待機率は6.6%で全国1位となっている。今後も、基金事業の期間を延長するなどして潜在的待機児童を含め解消を図っていくとの答弁がありました。

次に、TPPに参加した場合、本県の農業、林業、漁業を含めた第1次産業に影響する金額、それに従事している方々への影響をどのように推測しているのかとの質疑がありました。

これに対し、国の試算では、国内への影響として国産農林水産物については損失額が4兆5000億円、雇用でも約350万人が減少すると言われている。国のこの試算に基づいて沖縄県を試算すると、直接の影響額は580億円で関連産業への波及を含めると1422億円の影響が出るものと考えている。また、雇用については、農林水産業、関連産業を含めると約2万9000人の影響が出るものと考えている。また、TPPについては影響が大きいのでは農林水産業の立場からは参加しないようにということに対応してきているとの答弁がありました。

した。

次に、糸満市真栄平南地区や真壁南地区の冠水被害に関する緊急対策及び抜本対策についてどのように考えているのかという質疑がありました。

これに対し、まずは緊急対策として糸満市真栄平南地区、真壁南地区のドリーネのみ口の改修を年度内に着手したい。効果的な対策として、真栄平南地区の沈砂池等を拡幅し、そこで一定程度の水をためることが可能となるよう、その対策を進めているところであり、平成24年度に事業採択をして早い段階で着工をしたいと考えている。また、抜本対策として、沈砂池等から海域への排水ルートについて、どのルートが一番いいかを地元の意見も踏まえ、それを確認した上で今年度はトンネルをあける形の手法の検討を行い、早期に事業化に取り組むとの答弁がありました。

次に、特別自由貿易地域の全体面積と分譲地面積、民間が購入した面積と比率についての質疑がありました。

これに対し、特別自由貿易地域の分譲の全体面積としては89.7ヘクタールであり、実際に分譲された面積は15.6ヘクタールで、比率としては17.4%である。民間が購入した面積は1.9ヘクタールで、比率は2.1%であるとの答弁がありました。

次に、中城湾港新港地区について、臨海部土地造成事業特別会計の平成22年度決算における公債費の返還は幾ら返済するのかという質疑がありました。

これに対し、平成22年度の決算で既に支払った金額としては19億7030万4118円であるとの答弁がありました。

次に、用地を企業に売却して起債を返済する計画であったのだが、用地売却は思うように進んでいないというのが現状だと思うが、これについてどう考えるかという質疑がありました。

これに対し、安定的に雇用を確保するような企業を誘致していくため、税制等使い勝手の問題等についてきちんと整理をして、今、内閣府を通して財務省と調整を進めており、次の新たな計画においてはその辺の課題を何とか解決しながら産業立地を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、「みんなでグッジョブ運動」の成果、本県の失業問題における構造的な問題とは何かとの質疑がありました。

これに対し、平成18年度に比較して平成22年度は就業者数が全国では126万人減少する一方で、本県は2万5000人の雇用創出が図られていること。また、完全失業率については、リーマンショック等の不況で全国

が4.1%から5.1%へ悪化する中、本県は7.7%から7.6%に改善している。また、働く場が本土等遠くにあるのだが、県内で就職をしたい等の課題が構造上の問題であると考えたとの答弁がありました。

次に、県主催のカジノに関する説明会の内容はどのようなものかとの質疑がありました。

これに対し、地域説明会においては沖縄観光の現状と課題、21世紀ビジョン計画素案における観光振興の基本方向、その中における統合リゾートの位置づけ、統合リゾートをめぐる国の動向、平成22年度に再構築を行った沖縄統合リゾートモデルの考え方と経済波及効果、カジノ導入に伴う懸念事項とその対策及び海外の事例について説明したとの答弁がありました。

次に、カジノを推進するための説明会だったのではないかという声があるが、それについてはどう考えるか、今、カジノは賭博法で禁止されているが、禁止されているカジノについて、これを準備するための説明会を開くということは法律そのものに違反するものではないのかとの質疑がありました。

これに対し、カジノを推進するための説明会ではなく、県が現在実施をしている調査研究についての進捗状況、国の動向がどうなっているのかということをも県民の皆さんに早い段階で知っていただくという趣旨で開催しているとの答弁がありました。

次に、泡瀬干潟の埋め立てについて、東日本大震災の教訓を十分に生かしていないと考えるが、大津波や液状化にどのように対応し、どういう対策をとって再開したのかとの質疑がありました。

これに対し、平成18年度の沖縄県津波・高潮被害想定調査において、マグニチュード7.8の地震を想定した津波浸水シミュレーションを行っている。その結果、泡瀬地区での津波は標高2.5メートルとなっているが、同埋立地は計画地盤の標高が2.8メートル以上となっていることから、津波による浸水は起こらないとなっている。しかしながら、中央防災会議や国土交通省の交通政策審議会港湾分科会等において地震・津波対策を検討しているところであり、県としても沖縄地方港湾における想定地震・津波防災検討会において、ハードとソフトの両面から総合的な検討を行い、避難場所や避難経路等の確保について対応していきたいと考えている。

また、液状化に関しては、今回の震災を受けて見直しを行っているものはないが、国において震災の知見をもとに設計基準や防災計画の見直しが行われていることから、本県においても施設設計の見直しを行う必要があるかどうかを含めて検討するとともに、埋立完了

後に土質調査を実施し、想定される地震の震度に対して解析を行い、液状化すると判断された場合は適切に対応する考えであるとの答弁がありました。

次に、真地久茂地線識名トンネル工事の落札率が極端に低くなった理由は何か、また、県発注公共工事でWTO協定に該当した工事名、予定価格、契約額、落札率、落札企業はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、真地久茂地線識名トンネル工事は、WTO協定で国際入札の案件になっており、最低制限価格の設定ができないことから、落札率が極端に低くなっている。また、23億円以上の工事がWTO協定に該当することから、県発注公共工事は4件が対象となっており、いずれも県外企業が親会社となり、県内企業との共同企業体で受注している。

内訳としては、真地久茂地線識名トンネル工事の予定価格が49億3300万円、契約額23億3100万円、落札率47.2%。我喜屋ダム建設工事の予定価格が40億2900万円、契約額が40億1100万円、落札率が99.5%となっている。そのほか、ワルミ大橋橋梁整備工事、儀間ダム本体工事が該当しているとの答弁がありました。

次に、TPPに参加した場合の地方自治体の発注基準はどのように変わるのかとの質疑がありました。

これに対し、仮にTPPが適用された場合は、地方公共団体の公共工事の国際入札基準は現在の23億円が7億6500万円に、委託料などの公共サービスは2億3000万円から750万円に引き下げられる。これを平成22年度の県発注公共工事の実績に置きかえると、土木建築部関係の工事が1件、病院事業局の工事が2件該当することになり、金額としては、伊良部大橋の橋梁整備工事の契約金額が7億2859万円、新宮古病院整備工事が14億8680万円、及び同病院の第2工区整備工事が14億5530万円となる。

県としては、まだ具体的な議論がなされていないことから、今後とも国のTPP交渉参加の動向等を踏まえつつ関係機関と連携し、適切に対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、久茂地川環境護岸工事における磁気探査の結果、異常点が15カ所発見され、周辺住民から不安の声が上がっているが、工事の施工の安全性について住民説明は行ったのか、また、県の発注する公共工事において磁気探査は実施することになっているのか、なっていないのかとの質疑がありました。

これに対し、久茂地川環境護岸工事の安全性については、土木環境委員会でも住民の不安を取り除く説明会を開催するべきだとの意見があり、10月11日及び23

日に説明会を実施している。いずれの説明会の場合でも、磁気探査の異常点と施工する箇所との離隔距離についての質問があったが、明確な基準がないことから、そのことを議題として、沖縄不発弾等対策協議会の開催を沖縄総合事務局に依頼したところ、同協議会の連絡会議において、今後、科学的知見に基づく協議を継続して行っていくことの確認ができた。

また、公共工事における磁気探査の実施については、平成21年の糸満市での不発弾爆発事故を受けて、磁気探査を実施する方針は定めてあるが、一度工事が終了したところまで完全に磁気探査を実施することについての取り決めがないので、安全第一の観点から関係機関でしっかりとした取り決めを行うとともに、国に対して磁気探査の指針案を提示するなどの必要性について、知事公室を含めて意見を交わしているところであるとの答弁がありました。

次に、新石川浄水場の民間委託に当たっての管理状況はどのようになるのか、名護浄水場を民間委託したことによるメリット・デメリットは何かとの質疑がありました。

これに対し、新石川浄水場は、来年1月の供用開始に向けて、現在2カ月間の習熟訓練を実施している。夜間、休日の委託職員の体制は、企業局による浄水場の管理と同様、常時4名以上の技術者を配置し、総勢18名で管理することになっており、その中に総括責任者と総括代理者を配置し、いずれかの者が勤務体制の中で常時いるという仕組みをつくっている。総括責任者の資格については、水道浄水施設管理技士2級以上の資格、水道法施行令第6条に規定する水道技術管理者の資格または水道浄水施設管理技士3級の資格を有し、浄水場で3年以上の運転管理に関する実務経験を有する者と定め、総括代理者の資格については、水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有し、浄水場で2年以上または下水処理場で3年以上の運転管理に関する実務経験を有する者と定めている。なお、18名の委託職員のうち11名は浄水場の経験者である。

また、名護市浄水場の民間委託によるメリットは、運転管理に要するコストの低減が図られること、ワークバランスの観点から職員の負担軽減ができること、民間の管理ノウハウも導入できること、あわせて災害時に民間と連携した復旧・応援体制が構築できるものと考えており、デメリットについてはないものと考えているとの答弁がありました。

次に、県立病院経営再建計画における3つの目標の進捗状況はどうなっているか、経営再建に向けての今後の課題は何か、また、経営形態は継続する考えかと

の質疑がありました。

これに対し、同計画で掲げた3つの目標のうち、不良債務は平成20年の公立病院特例債の活用により平成21年度からの3カ年計画開始前に解消した。経常収支の黒字化は前年度に続き平成22年度においても達成した。また、100億円の資金不足については、一般会計からの支援継続、診療報酬改定等による利益の拡大により平成22年度に前倒しで達成した。

今後は、診療報酬改定への柔軟な対応、医師、看護師等の安定的確保、企業債等長期債務の削減、給与制度の見直し等が経営上の課題であり、経営健全化に向け取り組んでいきたい。経営形態については、地方公営企業法の全部適用の前提のもと県立病院事業の経営を改善し、健全化させるため引き続き努力していく所存であるとの答弁がありました。

次に、去る8月30日に開催された県立病院の経営再建検証委員会に提出された県立病院事業の収支推計における退職手当の数値を修正した理由は何か、その結果どうなったか、また、同検証委員会は当該収支推計に基づき給与比率の低減に言及しているが、今後どうするのかとの質疑がありました。

これに対し、県立病院事業収支推計における退職手当についてダブルカウントをしており、単年度当たり1億6000万円多目に見積もり10年間の推計を行っていたため修正を行った。修正後の収支推計では、平成32年度の手元流動性いわゆる手持ち資金が30億7700万円から約47億円に増加した。また、同検証委員会へは修正後の退職手当の数値を報告する予定であり、収支推計は今後の経営を見通すものであることから、必要があれば見直すとの答弁がありました。

次に、八重山地区中学校教科書採択問題の経緯及び現状はどうなっているか、文部科学省、県教育委員会及び3市町教育委員会に協議の有効性に対する見解の相違はあるか、今後、合意形成をどのように図るのかとの質疑がありました。

これに対し、八重山地区の教科書採択の経緯は、8月に教科用図書八重山採択地区協議会の答申を受け3市町教育委員会で異なる教科書の採択が行われた。9月に3市町の全教育委員による協議が行われたが、いまだ一本化されていない状況である。文部科学省、石垣市及び与那国町の両教育委員会は、採択地区協議会答申は有効、全教育委員協議は無効ととらえている。竹富町教育委員会は、全教育委員協議は有効ととらえている。県教育委員会としては、協議の有効性は当事者で判断すべきという立場であるが、全教育委員協議は有効ととらえている。

今後、再協議の場を設けて3市町教育委員会の合意形成に向け努力していくとの答弁がありました。

次に、暴力団排除条例が10月1日から全国一斉に施行されたが、どのような影響があるのか、その周知活動はどのように行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、県内では条例施行が間もないこともあり、適用事案、事例はまだないが、暴力団との関係を断ち切りたいなどの相談事案はある。1つ目は、飲食店経営者から、みかじめ料の支払いをやめたいという相談に対し、所轄署で捜査を実施し、条例施行前に暴力団組長を逮捕している。2つ目は、飲食店経営者から、経営する店が暴力団の定例会会場に使われていると条例違反になるのであれば予約を拒否したいとの相談に対し、条例の趣旨と対応要領を教示し、予約を取り消させたところである。また、県民に対する条例の周知広報活動は、各警察署単位で各種の業界や自治体に職員を派遣し、防犯安全講話、交通安全講話と一緒に組み合わせた説明を行ったり、新聞、ラジオ等で特番を組むなどの広報啓発を実施していく考えであるとの答弁がありました。

そのほか、防災対策、行財政改革の達成率、鉄軌道調査、県内における放射能汚染と測定器の設置状況、県内戦争慰霊塔の管理状況及び対馬丸記念館への対応方針、台風に強い農業のあり方、農商工連携の内容、沖縄文化等コンテンツファンドの進捗状況、世界のウチナーンチュ大会を終えての手ごたえと今後の抱負、河川での事故原因と対策、家庭用タンクの貯水量と設置費用、7対1看護体制導入済み病院の経営状況及び今後の導入計画、図書館関係補正予算事業の内容及び効果、高校生の留学及びハワイ州交流事業への派遣人数及び保護者負担額、沈埋トンネル開通後の周辺道路の交通安全施設の整備などについて質疑がありました。

なお、各部局等への審査の過程で3人の委員から計6項目にわたる質疑の保留があり、協議の結果、2人の委員から環境影響評価書の提出について、一般会計繰入金50億円の根拠などの5項目について、10月27日に与世田副知事に対する総括質疑が行われ、政府に対して環境影響評価書を提出すべきでないということを経営影響評価書に関する手続は、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づくものであり、提出されたものであれば関係法令にのっとり検討することになる。県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の

県外移設、返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいりたいと考えているとの答弁がありました。

また、一般会計繰入金50億円の根拠については、繰入金については、総務省の繰出基準に基づき関係部局との調整のもと決定されるものであり、病院事業局においては、このような経緯を踏まえてことしの経営再建検証委員会に提出した収支推計でも50億円と仮置きした。また、地方公営企業法の第17条の2の1の基準に基づいて今後も処理をするとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、平成23年第6回議会認定第1号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号及び同認定第20号については、共産党所属委員から認定できない旨の意見表明がありました。

採決の結果、平成23年第6回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第18号、同認定第19号及び同認定第21号から同認定第23号までの18件は、全会一致をもって認定すべきものと決定し、同認定第1号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号及び同認定第20号の5件は、多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

平成23年第6回議会認定第1号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号及び同認定第20号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表して、平成23年第6回議会認定第1号「平成22年度沖縄県一般会計決算の認定について」及び第12号「平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、第16号「平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」、第17号「平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特

別会計決算の認定について」、第20号「平成22年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」の5件について、反対の立場から一括して討論を行います。

今回の決算審査は、去年の4月1日からことしの3月31日までの沖縄県の一般会計の歳入歳出予算の7180億5613万1298円と、19の特別会計と企業会計の執行状況などについて審査が行われました。

この決算は、予算の適正な執行がなされたか、その目的に沿った成果が上がったかなど適否について審査することによって、次年度以降の予算執行の重要な指針となるもので、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることによって確定するものです。

地方自治法は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定めています。

我が党は、決算審査に当たっては、住民の福祉の増進、県民の暮らし、福祉、医療、教育を応援する予算執行になっているか、そして、無駄な公共事業になっていないか、環境を破壊する事業になっていないか、基地の整理縮小につながるかどうかなどの視点から審査に当たってきました。

今、県民の生活は非常に深刻な事態です。10年前に比べると、非正規雇用は8万3000人ふえて20万7500人になっています。年収200万円未満のワーキングプアと言われる県民は5万2000人ふえて31万6000人になり、年収200万円未満の世帯は、5万7000世帯ふえて19万2000世帯になっています。就学援助を受けている児童数は、8年前と比べて6152人ふえて2万2797人になっています。

今、県が重点を置いて推進しなければならないのは、無駄な公共事業や環境破壊の公共事業をやめて、県民の暮らし、福祉、医療、教育を応援し、中小業者、農漁民などの営業を手厚く支援することです。しかし、決算審査から見てきたのは県民の暮らし応援の県政ではなく、いまだに無駄な公共事業にしがみついているというこれまでの政治から脱却できていないということでした。鳴り物入りで進められてきた特別自由貿易地域の埋立事業などは、土地の売却は全く進まず、民間へ売れた土地はいつまでたっても2.1%のままです。仕方がないので県がまたみずから県民の税金で土地を購入する羽目になっています。

今度計画している次期沖縄振興計画では、特別自由貿易地域を廃止し、新たな国際物流拠点の制度にするとしています。まさに特別自由貿易地域としての整

備事業がうまくいかなかったということのみずから認めるものとなっています。同じく、中城湾港マリンタウン事業も県有地19万坪も未処分のまま売れ残っています。

泡瀬干潟埋立事業では、経済的合理性に欠けると厳しく指摘され、公金の支出が差し止められたにもかかわらず、ことしまた埋め立てを再開しました。そして3月11日に起こった東日本大震災の大地震、大津波、液状化現象についての検証も全く行っていないことも判明しました。県や国は、平成18年に行った地震の予測をもとに埋立事業を行っています。今回の大震災の教訓から予測を見直すのは当然であるはずなのに、埋め立てた後に対策をとればいいと開き直っていますが、到底許されるものではありません。今回の大震災級の地震、津波、液状化などの検証、見直しが今国で進められていますが、せめてその結果が出るまでは中止をとの声さえも無視されています。泡瀬干潟は、ラムサール条約に登録すべき世界的にも貴重な干潟であり、埋め立てることはやめるべきであります。

我が党を初め多くの県民からも、環境破壊の公共事業ではないかと指摘されてきたヤンバルの山の皆伐もまだ続けられています。

県民の批判の前に県が進めていた林道建設、県営林での皆伐は休止されていますが、国頭村有林では相変わらず広大な面積の皆伐が進められています。県営林、天然林での下草刈り、除間伐などの名目で環境を破壊し、貴重な動植物のすみかを奪うことが進行しています。これらは、すべて国・県の補助金で行われています。こういうことは直ちにやめて、補助金のあり方も見直して、世界自然遺産に登録し、貴重な琉球諸島の世界に誇る自然を守り、それに関連した各種の事業で雇用を確保していくということに転換すべきであります。

刑法で犯罪となっているカジノを推進するための調査などに22年度も予算を執行しています。今年度は、説明会を全県的に進めるなどまさにカジノ誘致運動としか思えない事業を行っています。カジノはきっぱりとやめるべきです。

幾つの特徴的な事例を述べてきましたが、これらの事例は単に個別の問題として見過ごすわけにはいかないもので、この決算には現在の仲井眞県政の、県民の暮らしよりも無駄な公共事業などを優先する姿勢が端的にあらわれています。

仲井眞県政は、今こそ無駄な公共事業、環境破壊の公共事業中心から脱却し、県民の暮らし、福祉、医療、教育を応援し、農水産業を初めとした地場産業育

成、地元中小企業育成、生活・福祉密着型公共工事にもっと予算を回すよう強く訴えて、平成22年度一般会計決算と、第12号、第16号、第17号、第20号の特別会計決算の認定に反対するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 佐喜真 淳君。

〔佐喜真 淳君登壇〕

○佐喜真 淳君 おはようございます。

ただいま議題となりました平成23年第6回議会認定第1号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号及び同認定第20号に対し、賛成の立場からの討論を行います。

まず初めに、「平成22年度沖縄県一般会計決算の認定について」討論を行います。

平成22年度一般会計歳入歳出決算は、予算現額7180億5613万1298円に対し、歳入決算額は6542億8905万4744円、歳出決算額は6432億1287万1766円で、歳入決算額及び歳出決算額とも前年度を上回っております。

予算の執行に当たっては、厳しい財政状況を十分に認識し、県民ニーズに的確に対応したものとなっており、特に、県政の重要課題である自立型経済の構築や県民福祉の向上を図るため、国の緊急経済対策への対応、産業の振興と雇用の創出、科学技術の振興、国際交流の推進、環境共生型社会と高度情報通信社会の形成、健康福祉社会の実現、多様な人材の育成と文化の振興及び離島・過疎地域の振興などの政策課題に大きく寄与したものと考えております。その結果、平成22年度一般会計決算における執行率は89.6%となり、前年度に比べ0.6ポイント上回っております。

県執行部では、執行率のアップを目指して、公共事業など施行推進本部を中心に、関係部局の公共事業執行に係る課・所長会議等で毎月の執行管理を行うなど、公共事業の執行促進に努めているところであり、今後とも繰越額の抑制等により執行率の向上が図られるよう期待しているところであります。さらに平成22年度一般会計決算における収入未済額は、60億1028万6158円で、前年度と比較して55%減少しております。これは、主に談合問題に係る損害賠償違約金について、平成22年6月議会で調停案の議決を経て、民事調停合意に基づく債権放棄分を不納欠損整理したことにより60億9242万907円削減したことによるものであります。

また、県税の収入未済額は、4億2119万5182円減の38億1209万73円となっており、引き続き市町村との連携を一層強化し、収納率の向上が図られることを期待しております。

執行部においては、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、収入未済額の解消に向けた数値目標の設定や滞納処分の強化、各所管部における債権管理マニュアルなどを活用した対策の強化を図るなど、全庁的に取り組んでいるところであり、着実に収入未済額の解消が図られております。

平成22年度一般会計決算における不用額は189億9173万6999円で、前年度に比べ30億898万7185円増となっておりますが、平成22年度予算については、事業の優先度などに十分配慮し、限られた財源を緊急かつ重要な施策に適切に配分したものとなっており、不用額の大部分については、災害復旧費などの予測困難な事業や、口蹄疫の終息に伴う対策経費などの不用、工事費などの入札残、執行部の内部努力による経費削減などにより生じたものであります。今後は、事業の熟度や必要額の的確な把握によるさらなる不用額の縮減を期待しております。

以上、一般会計予算に計上された各般の事務事業については、監査委員の意見書にもあるように、予算の執行や財務に関する事務については、関係法令等に照らしおおむね適切に処理されていると認められております。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定された平成22年度決算に係る健全化判断比率についてもすべて早期健全化基準を下回ったところであります。

なお、本県の財政状況を中期的に見ると、歳入面では、県税などの一般財源の大幅な増が期待できない反面、歳出の面では、公債費や社会保障関係費などの義務的経費の増等により、財政の硬直化がなお進むことが懸念されるなど、県の財政運営はますます厳しい状況が見込まれることから、引き続き「新沖縄県行財政改革プラン」に基づく徹底した行財政改革を実施し、今後とも適正な予算執行が図られるよう執行部の努力を期待するものであります。

次に、認定第12号「平成22年度沖縄県中城港湾（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」討論を行います。

中城湾港の開発は、地元からの要請に基づき、中部地区開発の起爆剤として国・県により事業が進められております。

本事業は、本県における物資の円滑な流通拠点として、さらに、産業の振興、雇用機会の創出及び県土の均衡ある発展に資するため工業用地の確保を図るなど、流通機能と生産機能をあわせ持った「流通加工港湾」として整備を進めているところであります。ま

た、平成11年3月には特別自由貿易地域に指定され、加工交易型産業の立地促進に向け、国内外からの企業誘致活動に取り組んでいるところであります。その結果、これまで当該地区に100社を超える企業が進出し、約2700人の雇用を創出するなど、地域経済に与えた波及効果は大きなものがあります。

このようなことから、本事業は、中部圏域の発展、ひいては本県における民間主導の自立型経済構築のため、引き続き推進する必要があります。

次に、認定第16号「平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」討論を行います。

中城港湾（新港地区）は、県土の均衡ある発展に資するため、那覇港との適切な機能分担を図り、沖縄本島の中南部の東海岸における物資の流通拠点及び工業用地の確保による産業拠点として、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾に位置づけております。その結果、平成23年9月時点で144社の企業が立地し、約3100人の雇用を創出しております。

現在、県においては、中城湾港新港地区内及び背後圏の企業の活性化を促進するため、定期船の就航実証実験を実施し、物流コストの低減と輸送時間の短縮に取り組んでおります。

今後とも、立地企業や背後圏企業の活動及び企業誘致を促進するため、基盤となる港湾の整備を着実に進める必要があります。

次に、認定第17号「平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について」討論を行います。

中城湾マリン・タウン特別会計は、西原と那原地区の活性化と中南部地区の振興を図るため142ヘクタールの埋立造成を行い、都市基盤施設の整備や定住基盤の拡張などを推進するとともに、公共マリーナを整備することにより海辺のアメニティー豊かなまちづくりを推進しております。平成23年度10月末現在、土地の処分状況は、処分面積74.9ヘクタールで、79.9%の処分率となっております。また、平成19年度に供用を開始した西原マリンパークは、年々にぎわいを増しており、平成22年度の年間来場客数は52万人となっております。

以上のことから、中城湾マリン・タウン特別会計の事業は、西原と那原地区の活性化に資するものと評価をしております。

次に、認定第20号「平成22年度沖縄県中城湾（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」討論を行います。

中城湾泡瀬地区埋立事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として地元からの強い要請に基づき進められてきたものであります。

また、本事業は、国・県が進める新港地区の港湾整備と密接に関係しており、新港地区の航路・泊地のしゅんせつ土砂を有効活用する経済的かつ合理的な事業であります。

当該事業については、社会状況の変化などを踏まえ、沖縄市において市民意見や専門家などの助言を受け、昨年7月に「市の最も優位な資源であるスポーツや文化芸能を最大限活用する」などをコンセプトに、「スポーツコンベンション拠点の形成」として土地利用計画の見直しが行われております。

沖縄市が見直した土地利用計画は、各種統計データなど根拠を有する資料をもとに施設規模などを算出し、需要に対して手がたい計画とし、また埋立面積を約半分とすることで干潟の大部分が残るなど環境への影響を大幅に軽減したものとなっております。それを受け、港湾法に基づきことし3月に中城湾港計画の一部変更を行い、また、去る7月には公有水面埋立法に基づき、埋立免許の変更許可が行われたところであります。

県としては、土地利用計画の見直しに伴う一連の法的手続が完了したことから、地元の要請にこたえるために、環境保全に配慮し、工事を再開したとのことであります。

以上のとおり、本事業は、地元からの強い要請に基づき実施してきたものであることから、新港地区の東埠頭を早期に供用開始し企業立地の促進を図ること、また、本島中部東地域の活性化を図るためには推進すべきものであることから、県は、国や沖縄市と調整を図りながら早期完成に向けて取り組む必要があると考えます。

以上、認定第1号、認定第12号、認定第16号、認定第17号及び認定第20号について、賛成の立場から討論を行いました。議員諸侯の御賛同をいただきますようお願いを申し上げ、討論を終わります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 以上で平成23年第6回議会認定第1号、同認定第12号、同認定第16号、同認定第17号及び同認定第20号に対する討論は終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより平成23年第6回議会認定第1号から同認定第23号までの採決に入ります。

議題のうち、まず平成23年第6回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第18号、同認定第19号及び同認定第21号から同認定第23号までの18件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算18件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、平成23年第6回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第18号、同認定第19号及び同認定第21号から同認定第23号までは、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、平成23年第6回議会認定第1号及び同認定第17号の2件を一括して採決いたします。

各決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

ただいまの決算2件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、平成23年第6回議会認定第1号及び同認定第17号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、平成23年第6回議会認定第12号及び同認定第16号を採決いたします。

各決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

ただいまの決算2件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、平成23年第6回議会認定第12号及び同認定第16号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、平成23年第6回議会認定第20号を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、平成23年第6回議会認定第20号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第53号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

平成23年第8回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案4件、条例議案8件、議決議案44件、同意議案1件の合計57件であります。

それでは、まず甲第1号議案から甲第4号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）」は、沖縄特別振興対策調整費及び沖縄振興自主戦略交付金を活用して実施する事業のほか、災害への対応など当初予算編成後の事情変更により、緊急に対応を要する経費として、25億5524万8000円を計上しております。これを既決予算額6169億9869万3000円に加えました改予算額は6195億5394万1000円となります。

歳出の主な内容について御説明申し上げますと、沖縄特別振興対策調整費を活用して実施する事業に3億8984万9000円、沖縄振興自主戦略交付金を活用して実施する事業に9億6204万1000円、災害により緊急な対応を要する事業に2億8716万6000円、その他の事業に9億1619万2000円を計上しております。

なお、今回の補正予算の財源は、

国庫支出金 16億2563万7000円

繰越金 7億8402万7000円

などとなっております。

甲第2号議案「平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、中部流域下水道建設事業等の繰越明許費の補正を行うものであります。

甲第3号議案「平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、港湾設備の修繕等のため所要の補正を行うものであります。

甲第4号議案「平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）」は、北谷浄水場等の整備について所要の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第8号議案までの条例議案について御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例」は、東日本大震災により被害を受けた生徒の私立専修学校及び各種学校への就学を支援する事業を行うため条例を改正するものであります。

乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の給与勧告及び他の都道府県の職員の給与改定を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改定する等の必要があるため条例を改正するものであります。

なお、乙第2号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

乙第3号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、一定の非常勤職員について育児休業等をすることができるとされたことから、規定を整備するため条例を改正するものであります。

乙第4号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、土地改良法に基づく知事の権限に属する事務の一部が廃止されること等に伴い、事務処理の特例として市町村が処理することとしている事務を整理するため条例を改正するものであります。

乙第5号議案「沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」は、障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため条例を改正するものであります。

乙第6号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているバス路線において、その運行の用に供するバスの自動車取得税を非課税とする要件を整備するため条例を改正するものであります。

乙第7号議案「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、企業立地促進法に基づく国の同意を得た基本計画に定められた集積区域における不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例措置を設けるため条例を改正するものであります。

乙第8号議案「沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」は、スポーツ振興法がスポーツ基本法に全部改正されたことに伴い、沖縄県スポーツ振興審議会の名称を改めるとともに、設置根拠及び組織について定めるため条例を改正するものであります。

次に、乙第9号議案から乙第52号議案までの議決議案について御説明申し上げます。

乙第9号議案「工事請負契約について」は、伊良部大橋橋梁整備第7期工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議決を求めるものであります。

乙第10号議案から乙第14号議案までの「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、伊良部大橋橋梁整備第5期工事の設計の一部変更に伴い契約金額を変更するため議決を求めるものであります。

乙第15号議案「財産の処分について」は、民間事業者へ移譲する沖縄県立浦添看護学校の校舎等を譲渡先へ売却することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものであります。

乙第16号議案から乙第19号議案までの「交通事故に関する和解等について」は、交通事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第20号議案「漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について」は、当該事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第21号議案「道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について」は、当該土地について県が所有権を有することを確認する和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第22号議案から乙第46号議案までの「指定管理者の指定について」は、公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものであります。

乙第47号議案及び乙第48号議案の「公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について」は、公

平委員会の事務の委託に関する規定を定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

乙第49号議案「当せん金付証票の発売について」は、平成24年度において沖縄県が発売する当せん金付証票の発売総額について、当せん金付証票法第4条第1項の規定により議決を求めるものであります。

乙第50号議案「県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、当該事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議決を求めるものであります。

乙第51号議案「県営水質保全対策事業執行に伴う負担金の徴収について」は、当該事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係町から負担金を徴収する地方財政法第27条第2項の規定により議決を求めるものであります。

乙第52号議案「県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について」は、当該事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するため、地方財政法第27条第2項の規定により議決を求めるものであります。

最後に、乙第53号議案の同意議案について御説明申し上げます。

乙第53号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員1人が平成23年12月31日で任期満了するので、その後任を任命するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 仲吉朝信君登壇〕

○人事委員会委員長（仲吉朝信君） おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」で規定する「沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正」、「沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正」、「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」及び「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正」につきましては、当委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえ、職員の給与等について所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第3号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一定の要件を満たす非常勤職員について育児休業等を行うことができるよう所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（高嶺善伸君） この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、乙第2号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、本議案については、これより直ちに質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第2号議案については総務企画委員会に付託いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 陳情第162号、第168号及び第172号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情3件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。
議案研究のため、明11月26日から29日までの4日間
休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。
よって、明11月26日から29日までの4日間休会とす

ることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全
部終了いたしました。

次会は、11月30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時43分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 照 屋 大 河

会議録署名議員 池 間 淳

平成23年11月30日

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 2 号）

平成 23 年 11 月 30 日（水曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 2 号

平成23年11月30日（水曜日）

午前10時開議

第 1 乙第 2 号議案（総務企画委員長報告）

第 2 議員派遣の件（第 8 回九州各県議会議員研究交流大会）

本日の会議に付した事件

日程第 1 乙第 2 号議案

乙第 2 号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 2 議員派遣の件（第 8 回九州各県議会議員研究交流大会）

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	赤 嶺 昇 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	山 内 末 子 さん	35 番	奥 平 一 夫 君
11 番	上 里 直 司 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	44 番	當 間 盛 夫 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	新 里 米 吉 君
21 番	新 垣 清 涼 君	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
23 番	新 垣 安 弘 君	48 番	大 城 一 馬 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君

次 長 鉢 嶺 元 君

議 事 課 長 平 田 善 則 君
課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
主 査 佐久田 隆 君

主 査 嘉 陽 孝 君
政 務 調 査 課 長 知 念 正 治 君
副 参 事 大 村 浩 三 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 乙第 2 号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました乙第 2 号議案の条例議案 1 件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第 2 号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、平成 23 年 11 月に行われた人事委員会の給与勧告及び他の都道府県の職員の給与改定等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与改定等を行うため沖縄県職員の給与に関する条例等関係条例を改正するものである。

主な改正内容は、第 1 点目に、公民較差解消のため、医療職給料表（一）以外のすべての給料表について給料月額を引き下げる。第 2 点目として、外国勤務手当の支給対象者に係る給与条例の適用除外規定を定める。第 3 点目として、本年 4 月から施行日の前月までの公民較差分を制度的に調整するため、平成 23 年 12 月期の期末手当について特例措置を定めること等であるとの説明がありました。

本案に関し、引下げ改定は平均 738 円、0.21% の減ということだが、とりわけ削減される年代層や役職はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の人事委員会勧告では、年齢層の高い 40 歳代、50 歳代の公民較差が高くなっており、そのあたりの層が引き下げとなる。若年層については引き下げない職員もいるとの答弁がありました。

次に、政府は人事院勧告を実施しないで、別に 7.8% の給与削減をすることになっているが、県としては人事委員会勧告に基づき実施し、政府と人事院の

ように全く切り離れたやり方はやらないという姿勢かとの質疑がありました。

これに対し、地方公務員法に人事委員会の設置根拠、人事委員会の勧告を尊重するという規定があるので、その改正がない限り、県としては人事委員会勧告を尊重するという立場に変わりはないとの答弁がありました。

次に、人事委員会の役割はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、人事委員会の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な職員給与を確保する上で重要な機能と理解しているとの答弁がありました。

次に、平成 17 年度以降の年収額の年度ごとの変動及び平成 17 年度の年収額と今年度の勧告との差額はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成 17 年度の年収額が 615 万 9000 円、平成 18 年度が 618 万 6000 円、平成 19 年度が 610 万 1000 円、平成 20 年度が 595 万 3000 円、平成 21 年度が 581 万 2000 円、平成 22 年度が 574 万 6000 円、平成 23 年度が条例改正後 559 万 9000 円となっている。平成 17 年度と平成 23 年度の差額は 56 万円であるとの答弁がありました。

次に、平成 23 年 4 月から 11 月までの公民較差相当分については、一たん払ったものをさかのぼって取るということかとの質疑がありました。

これに対し、さかのぼって取るということではない。民間との比較を 4 月 1 日で実施し、おくれて勧告されるため、この分を 12 月の期末手当で調整するということである。このことについては、不利益不遡及の原則に反しないという高等裁判所判決が出ているとの答弁がありました。

そのほか、職員団体との交渉結果、給与改定に伴う影響額、民間や関係団体への影響、引上げ改定の見通しなどについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第 2 号議案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時 9 分休憩

午前10時 9 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第 2 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第 2 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第 2 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を第 8 回九州各県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

・ ・ ・

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、明12月 1 日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時11分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 照 屋 大 河

会議録署名議員 池 間 淳

平成23年12月 1 日

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 3 号）

平成 23 年 12 月 1 日（木曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 3 号

平成23年12月1日（木曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	赤 嶺 昇 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	山 内 末 子 さん	35 番	奥 平 一 夫 君
11 番	上 里 直 司 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	44 番	當 間 盛 夫 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	新 里 米 吉 君
21 番	新 垣 清 涼 君	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
23 番	新 垣 安 弘 君	48 番	大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	総 務 部 長	兼 島 規 君
副 知 事	上 原 良 幸 君	企 画 部 長	川 上 好 久 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	福 祉 保 健 部 長	宮 里 達 也 君

農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
商工労働部長	平 良 敏 昭 君
文化観光 スポーツ部長	平 田 大 一 君
土木建築部長	当 間 清 勝 君
企業局長	仲 田 文 昭 君
病院事業局長	伊 江 朝 次 君
会計管理者	米 蔵 博 美 さん
知事公室 秘書広報統括監	饒平名 知 成 君
総務部 財政統括監	新 垣 郁 男 君

教育委員会委員	新 垣 和歌子 さん
教 育 長	大 城 浩 君
公安委員会委員	翁 長 良 盛 君
警察本部長	村 田 隆 君
労働委員会 事務局長	平 良 宗 秀 君
人事委員会 事務局長	岩 井 健 一 君
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	嘉 陽 安 昭 君	課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
次 長	鉢 嶺 元 君	主 査	佐久田 隆 君
議事課 長	平 田 善 則 君	主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた教育委員会委員長中野吉三郎君は、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として教育委員会委員新垣和歌子さんの出席を求めました。

また、公安委員会委員長幸喜徳子さんは、別用務のため本日、5日、7日及び8日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び7日の会議に公安委員会委員翁長良盛君、5日及び8日の会議に同委員会委員安里昌利君の出席を求めました。

また、人事委員会委員長仲吉朝信君及び労働委員会会長比嘉正行君は、所用のため本日、2日及び5日から8日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長岩井健一君及び労働委員会事務局長平良宗秀君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日、2日及び5日から8日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん おはようございます。

今議会の代表質問のトップバッターで、自民党を代表して質問を行います。

きょうから師走に入り、せわしく走り出す年の瀬を迎えました。走ると言えば、私先月、日本最西端の与那国マラソンを走ってまいりました。1月に石垣島マラソン、そして2月に竹富町のやまねこマラソンを走る約束を石垣市長、竹富町長、与那国町長とやってみました。これも「福寿うちな～運動」の効果かなと思っています。ありがとうございます。

マラソンを走ってみますと、沿道からマラソンに対する声援なのか、私が今期で勇退するということへのエールなのか、お疲れさま、御苦労さま、そして最後まで頑張れという温かい御声援をいただきながら、楽しく走らせていただいております。そういうことで残された期間、3首長たちと連携をしっかりととりながら離島振興にかける問題解決のために一生懸命走り続け、そして次の後継者へたすきをしっかりと渡したいと考えておりますので、どうぞ知事を初め副知事の皆さん、部局長の皆さんのこれからも変わらぬ離島振興への熱い思いをよろしくお願い申し上げまして、質問に移ります。

まず、沖縄防衛局長の問題発言についてであります。

本件については、質問通告後の11月29日に報道されたものでありますが、発言の内容が到底看過できない

問題を含んでおります。ついては、議事課に通告してありますので、先例を踏まえ質問をさせていただきます。

報道によりますと、沖縄防衛局長は、環境影響評価書の提出時期について防衛省が明言を避けていることを質問されたことに対し、女性に対する性的犯罪を思わせる、これから犯す前に犯しますよと言いますかなどと発言したということです。これは県民や女性をさげすみ、侮辱する、人権感覚を欠いた発言だと、言語道断、即刻処罰に値する発言であります。政府は事の重大さを感じ、その日のうちに更迭を発表しておりますが、更迭すれば事が済むような問題ではありません。

そこで質問いたしますが、県においては事実関係の徹底解明とこのような防衛局長を任命した防衛相や野田首相に対し強く抗議すべきだと考えます。知事の見解を伺います。

それでは通告に従い、順次質問をいたします。

1、普天間飛行場移設問題についてであります。

去る10月27日、普天間飛行場の県外移設や日米地位協定の抜本的見直しを要請した仲井眞知事を初め軍転協の要請団に対し、野田首相は日米合意の履行に向け環境影響評価書（アセスメント）を県に対し年内に提出する方針を伝えたようであります。

本県において普天間飛行場の辺野古への移設を受け入れる余地が全くない状況の中、初めての会談であるにもかかわらず政府の方針を淡々と伝えることに野田政権の普天間移設問題に対する対応の危うさを感じるのであります。日米合意を優先する余り、事態打開のためには公有水面の埋立承認権を国に移す特別措置法の制定という強行手段の行使を危惧するものであります。普天間移設問題に対し、野田首相や関係閣僚は、沖縄の理解を得ながら物事を進めると一様に慎重な発言をしておりますが、一方で米国との交渉は沖縄の頭越しであり、本県が求める嘉手納以南の大規模基地返還を見据えた駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）に対し、事実上のゼロ回答をするなど不可解な対応をしているのであります。戦後66年もの間、沖縄の米軍基地を使い続けてきているのであり、返還に際しては県の要望を聞き入れるのは当然であります。

このような政府の対応に対し、我が自民党は跡地利用に対する国の責任を明確にし、現行制度を大幅に拡充する形での給付金の上限引き上げや期間の延長、返還前立ち入りあっせんの義務化などを盛り込んだ駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の中間案をまとめております。この案は県の要望を多く反映した内容となっ

ており、来年の通常国会で議員立法として提案する考えであります。

そこで伺います。

(1)、去る10月26日の衆参両院本会議において、野田首相は米軍普天間飛行場移設問題について、日米合意を踏まえ移設実現に向け全力で取り組む決意を改めて表明しました。事実上、辺野古への移設が不可能な状況において普天間の固定化を念頭に置いた発言ではないか、知事の見解を伺いたい。

(2)、一川防衛大臣は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設に係る環境影響評価の提出について、期限を区切らず、沖縄の理解を得ることが前提としているようだが、理解を得るとの意味はどういうことか。また、提出された場合の県の対応について伺いたい。

(3)、政府は、普天間飛行場の名護市辺野古への移設に係る環境影響評価の提出について埋立承認申請が考えられるが、国が知事にかわり埋立手続を進める特別措置法の制定の可能性を含め、県の基本的な対応について伺いたい。

(4)、県が求める駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）について、沖縄政策協議会で示された内容から現在の程度進展しているか状況を伺いたい。

(5)、自民党は、沖縄における米軍用地の跡地利用促進に係る「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）」の中間案をまとめた。沖縄の要望を取り込んだ内容となっているが、知事の見解を伺いたい。

2、新たな沖縄振興法について。

2011年度で期限切れとなる沖縄振興特別措置法、沖縄振興計画も残すところ4カ月余となりました。県は新たな振興計画である2012年度から21年度までの10年を期間とする「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）」の素案を決定し、県振興審議会へ諮問しております。今後審議会の答申を受け、県として計画の正式決定がなされ、計画に盛り込まれた施策を具体的に実施するために5年ごとの実施計画が別途策定されます。しかし、これらの計画は県の主体性を確保するため新たな沖縄振興法の制定が不可欠であります。報道によれば、内閣府は事務方による沖縄振興に係る基本方針を取りまとめたようであり、それによれば沖縄振興の意義や方向性などの基本方針は国が定め、県はその方針に従い計画を策定する内容となっているようであります。この基本方針のままであれば、県の主体性が保てるのか、21世紀ビジョンの計画や施策が本当に実現できるのか懸念されるところであります。政府の対応が震災にシフトし、政府全体としての沖縄への関心が薄れていると言われる中で、本県の要望をいかに実現さ

せるか、県としての正念場であります。

そこで伺います。

(1)、県が主体的に策定した初めての計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）」の県案について、今後5年ごとの実施計画に盛り込む施策の具体化をどのように図っていくか。また、県民の意見をどのように反映していくか伺いたい。

(2)、国は、新たな沖縄振興法について、振興計画の意義と方向性など基本方針は国が定め、県は同方針に基づき計画を策定することを基本としているようだが、これで県の主体性は保てると考えているのか伺います。

(3)、川端沖縄担当相は、県の新たな沖縄振興に係る要望について、沖縄の要望は相当ハードルが高いと述べ、全国の制度と沖縄の事情を含め制度の中身について議論の必要性を示したと言われるが、県の見解を伺いたい。

(4)、県は、2012年度以降の沖縄における税制改正を要望しているが、総務省は費用対効果について具体的に示すよう指摘したと言われる。今後の対応を含め県の考えを伺いたい。

(5)、酒税減税措置延長及び揮発油税等の軽減措置延長については、現在、政府税制調査会や財務省における議論、協議が続いているが、関係団体等と連携し粘り強い要請行動の展開と今後の見通しを伺いたい。

(6)、J T A が航空機を一式整備できる国際航空機整備基地の県内への設置を県に提案したようだが、本県の地理的条件からアジアへの展開が期待でき、経済の自立の観点からも大きな可能性があると考え、県の考えを伺いたい。

3、沖縄振興一括交付金の創設について。

去る10月11日、閣僚として初めて沖縄を訪れた川端達夫沖縄担当相は、仲井眞知事との会談後、県が要望する沖縄振興一括交付金や跡地利用新法について厳しい姿勢を示しております。本県の要望に対し、相当ハードルが高く、全国の制度と比較して沖縄にどのぐらい優位性があるか、全国に対しても説明責任があると述べたと言われ、全国的な制度との整合性にこだわる政府全体の考えを代弁したとの見方もあります。他方、外務大臣や防衛大臣など、主要閣僚が普天間問題に対する知事の理解を得るとして、相次いで来県する波状攻勢をかけており、振興策と基地とのリンク論が見え隠れしております。

さらに政府には、東日本大震災の復旧・復興費の確保が最優先課題という事情もあります。しかし、地方自治体への一括交付金については、もともと民主党政

権が地域主権を推進する観点から打ち出した政策であります。本県が求める一括交付金は、県が主体的に策定した計画に対し、県が国のひもつきを排除し、県が責任を持って施策を実施するための財源とするものであり、地域主権として全国的先駆けとなるものであります。政府は、2012年度から政令指定都市に一括交付金の導入を予定しているようですが、全国一律の制度では本県が求める県の自主性を最大限発揮できる財源となるものではありません。このように沖縄の振興策や一括交付金については、政治決着以外には方策は見当たりません。問題はどのような形で政治決着をするのかであります。

そこで伺います。

(1)、沖縄を訪問した川端沖縄担当相は、県の求める沖縄振興一括交付金（仮称）3000億円について、まだ額を言う段階ではないと述べるなど、満額回答の難しさを示したようだが、予算編成の迫る中、県の見通しを伺いたい。

(2)、政府は、2012年度から導入予定の市町村に対する一括交付金について、配分対象を政令指定都市に限定し、一般の市町村については、2013年度に先送りする方針のようだが、県の求める沖縄振興一括交付金の市町村分に影響は出ないか伺います。

(3)、政府は、沖縄振興一括交付金（仮称）3000億円の満額を認めるのは難しいとの考えのようだが、この場合、現行の高率補助制度はどうなるのか、県の考え方を伺いたい。

4、T P P（環太平洋連携協定）について。

野田佳彦首相は、米国やオーストラリアなど9カ国が参加して環太平洋における貿易自由化に向けた枠組みづくりを目指すT P P（環太平洋連携協定）交渉への参加について、去る11月11日、参加に向け関係国との協議に入ることを正式に表明しました。しかし、原則とはいえ関税を撤廃すれば、米や小麦などの農産品を中心に「940品目」の関税撤廃が求められ、安い外国農産物が大量に流入し、日本農業が壊滅的打撃を受けるほか、金融業、弁護士、土木建築関係等への影響も避けられません。本県農業への影響はさらに深刻であり、さとうきび、砂糖は間違いなく大量に外国から入ってくると言われており、T P Pへの参加は、基幹産業であるさとうきびを初め本県農業に深刻な打撃を与えるものであります。

T P P 交渉への参加について、政権与党である民主党内は完全に意見が割れており、野党でも意見はまちまちであります。野田政権には、T P Pへの参加が日本にとって不可欠なものなのか、急ぐ理由を含め、国

民に対し説明責任を果たすことが求められております。

そこで伺います。

(1)、野田首相は、アジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）でＴＰＰ交渉への参加を正式に表明した。交渉参加について国内議論が二分している中で、急ぐ理由は何でしょうか。また、県のＴＰＰに対する基本的考え方について伺います。

(2)、ＴＰＰは、締結国間の関税を原則撤廃することで自由貿易を促進し、非関税分野のルールを確立することをねらいとしていると言われるが、参加した場合、農業以外で影響が出る分野とメリット・デメリットについて伺いたい。

(3)、ＴＰＰ交渉へ参加した場合、交渉の過程で日本に不利益が出ることがはっきりすればＴＰＰ交渉から離脱することも可能との主張もあるが、政府内でも一致していない。県の考え方を伺いたい。

(4)、県内においてもＴＰＰ交渉への参加に農林水産団体を中心に反対している。県内における影響をどのように分析しているか伺いたい。

5、自衛隊の離島防衛について。

我が国は、四方を海に囲まれた広大な海域を有し、長大な海岸線と多くの島嶼を有する地理的位置にあります。さらに資源や物資を海外市場に多く依存する貿易立国でもあり、我が国を取り巻く海域の安全確保は喫緊の課題であります。現状は安全保障上の脆弱性を露呈しているのが現状であります。

このような状況に対処するため、防衛省は、与那国島に陸上自衛隊の沿岸監視部隊と航空自衛隊の移動警戒隊を配備する計画を表明し、2012年度予算に用地取得費などを盛り込んでおります。

自衛隊配備の対象となった与那国町は、かつて台湾との交流などで栄えた時期もありましたが、漁業以外に大きな産業がなく、自立のための振興を図るのも国の財政に依存せざるを得ない状況から展望が見えず、若者を中心とした人口の流出に歯どめがかからない現状にあります。そして島おこしの核として自衛隊の誘致を打ち出したのであります。

去る11月17日には、防衛省と与那国町は、与那国島への自衛隊の配備計画について説明会を町民を対象に行っております。賛否が乱れ合い、説明会は紛糾したようであります。自衛隊に対して、近年の災害への対応、阪神大震災や東日本大震災における自衛隊の災害への対応や被害者の捜索など、みずから犠牲にしての貢献に国民の期待も高まっておりますが、本県は、過去の歴史的経緯などもあり、自衛隊に対する感情も

他県とは異なるものがあるのも事実であります。日本最西端の小さな島をめぐり、島の活性化と島嶼防衛のあり方が、今、問われているのであります。

そこで伺います。

(1)、我が国が独立国として、国土の防衛と国民の安全を守るため、自衛隊の果たす役割は大きい。周囲を海に囲まれた我が国にとって、離島防衛のあり方は、国の平和と安全に直結する重要課題であると考えるが、知事の認識を伺いたい。

(2)、防衛省と与那国町は、与那国島への陸上自衛隊の配備に向け、町民に対する説明会を開いた。与那国町及び防衛省とそれぞれの考えがあると思うが、知事の見解を伺いたい。

6、離島・過疎地域の振興について。

本県の離島は、四方を海に囲まれ、面積が狭隘な小規模離島が多く、本島経済・文化圏から遠く離れていることから、産業・経済の発展を図る上で大きな制約を受けております。そのことは、雇用の受け皿がないことと相まって、若者の慢性的な流出を招き、人口の高齢化を進行させているのであります。離島地域における住民の定住条件は、沖縄本島に比べ格段に厳しく、特に、本島から小規模離島へ輸送される生活物資等の輸送費の割高や離島住民の足である海路や空路の運賃など、離島住民の日常生活に欠かせないところで大きな負担を抱えているのであります。特に、本県は多くの離島を抱え、離島住民の生活環境の整備と島の活性化が求められており、従来のような画一的な対応では島の魅力を生かすことはできません。また、それぞれの島々には長い歴史に培われた独特の文化が根づいており、このような本県離島の持つ歴史的・文化的な特異性や、世界に誇れる自然体系を生かしていくことが重要であります。

我が国の中で、それぞれの地域的特性を有した離島群が存在するのは本県のみであり、本県離島の魅力、優位性を最大限に発揮し得る制度設計と具体的な計画が実現できれば大きな発展が期待できると考えます。

そこで伺います。

(1)、県は、離島の航空運賃低減や離島間格差是正に向け、国に対し、新たな制度の創設を求めているが、県独自の制度の創設や事業の継続も必要と考えるが、県の取り組みを伺いたい。

(2)、「離島の定住条件向上」のために空港のない離島において、離島船舶の運賃低減について早急に実施できないか伺いたい。

(3)、離島市町村の財政力強化について、竹富町（離島）がもたらす領海、排他的経済水域（ＥＥＺ）の確

保は、国土保全に貢献し国益を担っている。地方交付税の算定には、排他的経済水域または領海の面積、海岸線距離なども含めた地方交付税が必要であります。県としての実現に向けた取り組みを伺いたい。

(4)、県立八重山病院の早期改築・建築及び医師、看護師の安定確保で7対1看護体制の確立について伺いたい。

(5)、与那国町の一般廃棄物処理焼却施設の整備について伺いたい。

(6)、新川河川(二級河川)における赤土流出防止対策について早急に取り組むべきだと考えるが、伺いたい。

7、教育環境の整備について。

安心・安全な教育環境の整備は、教育行政における大きな課題であります。そのため、児童生徒が安心して学校に通え、学校が楽しいと感じ、児童生徒と先生との信頼関係が保てる教育環境の整備が重要であります。このことは教育における古くて新しい問題であると同時に、そして最重要課題でもあります。

学校生活を苦痛と感じさせ、足を遠のかせるものにいじめの問題があります。いじめや不登校は、中学で急激にふえる傾向にあるようであり、特に、不登校は小学6年に比べ中学1年では3倍にふえると言われております。報道によりますと、全国の市区町村の多くの小中学校において実施されている、小学校と中学校が連携し一貫教育を行う「小中学校連携」がいじめや不登校に対する教育環境の整備として大きな効果を上げているようであります。文部科学省が昨年調査した「小中学校連携」の実態について、小中9年間を通じてカリキュラム編成や推進計画を定めるなど、何らかの連携策をとっている学校は、全国の市区町村教育委員会の7割を超えているようであります。その多くが成果を強調しております。小中の教師の免許の関係や教師間の打ち合わせ時間など課題も多いようですが、本県においても積極的に取り入れていくべきと考えますが、お伺いいたします。

(1)、財務省は、東日本大震災復興財源確保のため、2012年度における義務教育費国庫負担金の削減を検討しているようですが、実施された場合、本県における影響について伺いたい。

(2)、県国際交流・人材育成財団の国外留学生派遣事業が2012年度で終了するようだが、その理由と今後の海外留学に対する支援をどのように考えているのか伺いたい。

(3)、発達障害のある子供の中には、集団生活になじめない子供も多いようだが、学校におけるこのような

子供たちへの対応、教育指導はどのように行われているか伺いたい。

(4)、本県は、発達障害児(者)を診察できる専門医が限られ、特に、成人発達障害の専門医が少ないと言われる。県発達障害児(者)支援に関する人材育成計画に基づく県の取り組みと成果について伺いたい。

(5)、県立高校編成整備実施計画の素案について、高校の中途退学者が増加傾向にあり、その理由の進路変更が6割を超える現状の中、計画を策定するに至った背景と計画の内容について伺いたい。

(6)、再編による既存校の廃止や廃科により、遠隔通学になれば生徒や父兄の経済的負担が大きいが、地域との話し合いはどのようになされるのか伺いたい。

(7)、八重山地区の教科書選定問題は島を二分する状況となっています。今後、県教育庁として地元との協議をどのように進め、いつまでに解決できるのか伺います。

(8)、自民党は、教科書問題についてはいずれの教科書を使用しても「無償」にすべきであると考えています。政府は、憲法で保障する義務教育の「無償」は、授業料の不徴収の意味であり、竹富町が自費で教科書を購入しても憲法違反にはならないとの認識を示しているが、県教育長の見解を伺いたい。

(9)、小中学校の連携を進め、小中の9年間を通した教育の推進について、本県における現状と課題について伺いたい。

8、本県観光の現状について。

本県観光は、近年、リピーターがふえるなど、個人固定観光の拡大が見られますが、依然として団体観光が多くを占めているのが現状であります。そして本県は、本土から遠く離れ、航空機を多く利用する旅行形態が主流であり、そのためどうしても旅行費用の割高感がつきまっております。昨今は、修学旅行の場合、旅行費用に上限を設けていることから、航空運賃の高い沖縄より、バスや電車を利用できる九州方面へ切りかえる学校も多いということです。また、歯どめのかからない円高による海外への観光客の流れや航空運賃の安さから、本県と観光資源が競合するハワイや近隣アジア諸国などとの競争など、本県観光にとって逆風も高まっていることから、割高と言われる本県航空運賃の引き下げが不可欠であります。県は、海外からの観光客誘致目標として40万人を設定しておりますが、去る7月1日から実施された中国人を対象とした数次ビザ制度は、航空路線の開設など波及効果もあり、間違いなく沖縄観光に好影響をもたらすものと考えます。このためにも、県においては、経済団体や観

光関係等と連携し、航空運賃の引き下げを最重要課題として取り組むことが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、県は、2012年度から10年間を期間とする第5次観光振興基本計画で、10年後の観光収入を1兆円、観光客を1000万人とする目標値を掲げた。達成が可能とする理由と達成のための条件等について伺いたい。

(2)、県は、海外からの観光客の誘致促進を図るため、航空機の着陸料や航行援助施設利用料等の減免など、新たな制度の要望を行っているが、政府の対応と実現に向けた見通しについて伺いたい。

(3)、クルーズ船寄港に伴う入国手続の簡素化は、海外観光客誘致を進める上で不可欠であるが、これまでの政府に対する要請は効果を上げていない。この反省を踏まえ思い切った対策を考えるべきではないか伺いたい。

(4)、沖縄観光の魅力の一つに、免税特典によるショッピングがあるが、昨今は、免税額などにかつてのような本土市場との価格差がなく魅力が薄れていると言われます。現状と今後の取り組みについて伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

辻野ヒロ子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、緊急の御質問からお答えしたいと思いますが、田中沖縄防衛局長の発言について、知事の考えいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

きのうのことですが、11月30日、中江防衛事務次官が来県をし、田中前防衛局長の処分の報告と謝罪がなされております。

沖縄防衛局長という要職にある人物が、真摯に沖縄の基地問題の解決・改善に取り組むべき立場にある人でありながら、県民を侮辱し傷つけ、そして女性を蔑視するがごとき発言は、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

県といたしましても、政府はこのようなことを引き起こすことがないよう努めるとともに、沖縄県民の信頼回復に全力を挙げて取り組むべきことは当然であると考えております。

次に、普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、野田総理の所信表明演説についての御質問にお答えいたします。

去る10月28日の野田総理の所信表明演説につきまし

ては、辺野古移設の方針が再度示されたものと受けとめております。普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は、同飛行場の危険性の除去であります。一日も早い移設・返還の実現が必要であります。固定化は決してあってはならないと考えております。また、日米両政府においては、辺野古移設か普天間飛行場の固定化かという硬直した二者択一的な考えではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性についてしっかりと追及すべきであると考えます。

次に、同じく普天間飛行場移設問題の中で、新たな跡地法の自民党案についての御質問にお答えいたします。

自民党におかれましては、ほぼ沖縄県の要望に沿った形で跡地利用法案を取りまとめていただいております。敬意を表するものでございます。特に、この中で国の責任を踏まえました跡地利用の推進を基本理念に盛り込んだことであります。そして給付金の支給を土地の使用収益の開始までとしたこと、さらには国等に土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除を5000万円としたことは、高く評価いたしております。加えて、跡地への都市公園や義務教育施設の整備に要する経費について、財政措置上の特例を設けていただいたことも高く評価いたしております。今後、自民党案が沖縄県が求める駐留軍用地跡地利用推進法制定の実現に大きな後押しとなるものと期待をいたしているところでございます。

次に、新たな沖縄振興についての御質問の中で、実施計画に盛り込む施策の具体化等に係る御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）」の策定と並行いたしまして、5年間を計画期間とする実施計画の策定作業も進めているところでございます。実施計画につきましては、基本計画の体系に沿って事業主体や実施期間、そして事業費用、効果等をできるだけ具体的に整理をしていきたいと考えているところでございます。また、実施計画に盛り込みます施策・事業につきましては、市町村や関連団体、そして一般県民から広く意見等をいただきながら整理をしていく考えであります。既に、基本計画（案）の周知を図るため、「基本プロジェクト（案）」を提示するとともに、ホームページで意見募集を行うほか、ラジオ放送や県内各地でイベント開催などを行っているところでございます。

次に、沖縄振興一括交付金の創設に係る御質問の中で、沖縄振興一括交付金の今後の見通しについての御質問にお答えをいたします。

沖縄振興一括交付金につきましては、平成24年度概算要求組替え基準や、政府の中にあります政策協議会で示されました「新たな沖縄振興の検討の基本方向」——これは沖縄政策協議会が出しておりますが——におきまして、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ予算編成過程で検討するとされております。しかしながら、去る11月19日に来県されました川端沖縄担当大臣からは、はっきりとした予算額の提示はありませんでしたが、改めて総額3000億円の確保と自由度の高い沖縄振興一括交付金の実現について強く私のほうで求めたところでございます。また、11月28日にも藤村内閣官房長官を初めとする政府関係要路に対しまして、沖縄県の要望の実現を要請したところでもございます。

沖縄県といたしましては、政府予算案において沖縄の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金が確保となるよう、引き続き政府へ求めていくことといたしております。

次に、ＴＰＰについての御質問の中で、交渉参加の理由と県の基本的考え方についての御質問にお答えいたします。

野田総理大臣は、去る11月11日の記者会見で、「ＴＰＰ交渉参加に向けて関係国との協議に入る」旨を表明されております。ＴＰＰは国家間の交渉でもあります。情報の開陳がかなりおこなわれておりますが、この協議を開始した理由につきまして十分に説明がされていない部分もありますので、県が今現在、正確にそのよって来るゆえんなり理由を御質問のようにお答えするのはなかなか難しいものがございしますが、ＴＰＰはアジア・太平洋地域の実質的な貿易、そして投資等の基本ルールとなる可能性を秘めておる面があると言われており、日本がその枠組みづくりに積極的にかかわるために交渉参加に向けて関係国との協議に入るとされております。この方針を決めたものと承知いたしているところでございます。しかし、ＴＰＰは幅広い分野についての水準の高い自由化交渉であるとも言われております。我が国の経済活動や国民生活に大きな影響を与えることが予想されておりますことから、国民に対する情報提供が極めて少ないこともあり、沖縄県を含めて全国からこれまで訴えられてきました懸念等が払拭された状況にはなっていないと考えております。

沖縄県といたしましては、今後とも引き続き農業分野等の懸念について国に対して強く訴えますとともに、参加については、国民の合意が得られるまで丁寧に議論を尽くした上での確に判断することを求めてまいりたいと考えております。

次に、自衛隊の離島防衛についての御質問の中で、離島防衛のあり方についての御質問にお答えいたします。

防衛白書等では、自衛隊配備の空白地域となっております島嶼部につきまして必要最小限の部隊を新たに配備するなど、南西地域の体制の強化が示されております。沖縄県を含む我が国が独立国として、国民が安心して生活をし国が発展と繁栄を続けていく上で平和と安全は不可欠であることから、自衛隊による離島を含む国土の防衛は重要であると考えております。

次に、本県観光の現状についての御質問の中で、観光収入1兆円、そして観光客1000万人達成の可能な理由、そして達成のための条件等についての御質問にお答えいたします。

私は、沖縄が持つ独特な自然や、そして風土・伝統に根差した個性豊かな文化は、世界じゅうの人々を魅了し引きつける力を持っていると考えております。また、観光市場としてダイナミックに成長しております中国などアジア諸国に近いことから、沖縄観光は大きなポテンシャルを有していると考えております。目標の達成に向けては、那覇空港の沖合展開を促進いたしますとともに、離島空港も含めた国内外の航空路線の拡充やクルーズ船の誘致強化に取り組むことが必要であると考えております。また、文化、歴史、そしてスポーツなどを活用いたしました沖縄独自の観光プログラムの展開や、自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドの形成等によりまして、新たな沖縄観光ブランドを確立することが重要でもあると考えております。これらの施策を積極的に推進することにより、21世紀ビジョンに掲げる世界水準の観光地を形成し、目標の実現を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場移設問題につきまして、政府が沖縄の理解を得るとしていることの意味と、環境影響評価書が提出された場合の県の対応についてお答えいたします。

普天間飛行場の辺野古移設案は、地元名護市長が反対し、名護市議会議員も反対派が多数を占め、さらに県内41市町村の全首長及び多くの県民が反対している状況であります。

環境影響評価書が提出された場合には関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としましては、

地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、国による特別措置法の制定の可能性を含めた埋立承認申請への県の対応についてお答えいたします。

政府は、去る11月25日、参議院議員の質問主意書に対して、現時点において特別措置法を制定することは念頭に置いていないという趣旨の答弁書を閣議決定しております。県としましては、これまで公式・非公式の場を問わず、政府に対しいかなる見通しを持って手続を進めようとしているのか繰り返し確認しておりますが、明確な回答はなされておられません。

いずれにせよ、県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、自衛隊の離島防衛についての御質問の中で、与那国島への陸上自衛隊の配備についてお答えいたします。

現在、与那国町において自衛隊誘致をめぐるさまざまな意見があることは承知しております。自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、駐留軍用地跡地利用推進法の沖縄政策協議会後の進展についてお答えいたします。

9月26日に開催された沖縄政策協議会沖縄振興部会において、内閣府からは、新たな法律の整備は検討するとされたものの、県が求める給付金制度の見直し等については既存の枠組みの継続とされており、極めて不十分なものとなっております。その後、9月30日に公表された平成24年度内閣府税制改正要望において、県が国に求めている駐留軍用地返還後の公共用地の先行取得に係る譲渡所得5000万円の控除が新規で盛り込まれております。しかしながら、県が求めている原状回復措置の徹底や行財政上の措置等の具体的な内容については明らかになっていないのが現状であります。

県としては、国と協議を重ねていくとともに、県の

要請した内容が新たな法律に盛り込まれていくよう、政府関係要路に対し引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

次に、新たな沖縄振興法についての御質問の中で、国が定める基本方針と県策定計画の主体性確保についてお答えいたします。

国は、去る9月、沖縄政策協議会の振興部会において、新たな計画に関し沖縄振興における県の主体的な役割と国の責務の双方を勘案しつつ、沖縄県が策定主体となり国が支援する方向で法制的に検討するとの基本方向を示したところであります。これに基づき、現在、国は他の地域振興法等を参考にしながら、計画の法律上の位置づけを検討しております。

県としては、新たな計画の策定に当たり、県の主体性を保てるよう、国と調整を行っていきたいと考えております。

次に、新たな沖縄振興に係る制度要望についてお答えいたします。

沖縄振興については、沖縄の置かれた4つの特殊事情にかんがみ、これまでさまざまな施策が図られてまいりましたが、県民所得の向上や雇用の確保、離島の振興、戦後処理、基地跡地利用などの課題は今なお解決されておらず、引き続き国の責務で取り組んでいただく必要があります。

新たな沖縄振興においては、離島県ゆえの不利性の克服など沖縄の特殊事情に対応できる自由度の高い沖縄振興一括交付金の創設や、成長著しい東アジアに隣接する地理的優位性を生かすため、アジア諸地域と競争力のある制度の創設などをこれまで政府に強く求めてきたところであります。

沖縄県としては、野田総理を初め関係要路に対しさらなる沖縄振興への理解を求めているところであり、今後とも引き続き新たな沖縄振興策の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、税制改正要望における今後の県の対応についてお答えいたします。

沖縄県は、平成24年度税制改正要望において、企業誘致のためのアジア諸地域と競争力のあるインセンティブの高い税制措置等を内閣府に要望し、去る9月30日に内閣府から総務省と財務省に対し税制改正要望が提出されたところであります。総務省等から内閣府に対し示された費用対効果などの指摘事項に対し、県は、内閣府要望の実現に向け、内閣府と連携して取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き内閣府要望に加え地域指定制度における全県特区など、県要望内容の実現につ

いても引き続き政府に対して求めていくこととしております。

次に、航空機整備基地の県内配置についてお答えいたします。

航空機の整備基地については、沖縄県の「新たな計画の基本的な考え方」を取りまとめていく中で、沖縄県振興審議会基盤整備部会において、那覇空港の地理的優位性を生かして、航空機の大規模な改修等より高い整備ができる整備拠点を形成し、産業として育成してはどうかとの提言がありました。この提言を受け、県としては、那覇空港の拠点性や価値を高める観点から、航空機整備場などの空港関連施設の研究及び実現可能性について検討していくこととしております。

次に、沖縄振興一括交付金の創設についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の市町村配分についてお答えいたします。

川端沖縄担当大臣は、去る10月21日の閣議終了後の記者会見において、沖縄振興一括交付金に市町村分も含まれているかとの記者からの質問に対し、市町村も含めた全部を沖縄振興一括交付金の検討対象としている旨の発言があったところであります。このことから、現在行われている制度設計においては、市町村分も含め検討が進められているものと認識しております。

沖縄県としましては、引き続き沖縄県の望む形の制度が実現できるよう、政府へ求めていく所存であります。

次に、高率補助制度に基づく額の確保についてお答えいたします。

沖縄県は、現行の高率補助制度に基づき措置されてきた内閣府沖縄担当部局予算2300億円に、新たな沖縄振興に必要な予算700億円を加えた3000億円を沖縄振興一括交付金（仮称）として措置するよう国へ求めてきたところであります。このことから、新たな沖縄振興のための予算額を含めた総額が確保されるのであれば、現行の高率補助制度のかさ上げ等の趣旨は反映できるものと考えております。

沖縄県としましては、引き続き総額3000億円規模の使途の自由度の高い沖縄振興一括交付金の実現を政府に要望してまいりたいと考えております。

次に、ＴＰＰ（環太平洋連携協定）についての御質問の中で、ＴＰＰ参加による影響が出る分野とメリット・デメリットについてお答えいたします。

ＴＰＰ参加によるメリット等について政府から正式な発表はありませんが、野田総理大臣は、去る11月11日の記者会見において、我が国の現在の豊かさを次世

代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させていくためには、アジア・太平洋地域の成長力を取り入れていかなければならないとして、ＴＰＰ交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨表明しております。一方で、ＴＰＰは幅広い分野についての水準の高い自由化交渉であるとも言われており、農林水産業以外にも医療制度、食品の安全基準、金融サービス、労働などの分野における影響が指摘されているところです。

沖縄県としては、いまだ詳細が明らかではないため、今後、政府が公表する情報を注視していきたいと考えております。

次に、ＴＰＰ交渉途中での離脱に関する件についてお答えいたします。

ＴＰＰは国家間の交渉のため、交渉離脱の可否について県が正確にお答えするのは困難であります。野田総理大臣は去る11月11日の記者会見で、国益を最大限に実現するため全力を尽くすのが基本である旨の発言をしており、交渉離脱の可否について明言しておりません。ＴＰＰは沖縄県も含め全国に大きな影響を及ぼすことから、強い関心を持って状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、ＴＰＰ参加による県内への影響についてお答えいたします。

沖縄県の農業分野については、十分な農業対策が打ち出されないままＴＰＰに参加した場合、深刻な影響が懸念され、特にさとうきび生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。また、製造業等については、海外・国内市場等の違いによってそれぞれプラス・マイナス両面の影響があると考えております。

一方、輸入業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加など一定のメリットがあり、同時に一般消費者もその恩恵を受けることが考えられますが、食の安全等の観点から懸念が生じる可能性も指摘されております。

沖縄県としては、いまだ詳細が明らかではないため、今後、政府が公表する情報を注視していきたいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、離島の航空及び船舶運賃の低減について、これは6の(1)と6の(2)は関連をいたしますので一括してお答えしたいと思います。

離島の定住条件を改善しその振興を図るためには、交通コストの軽減が重要な課題であると認識しております。そのため、県では、平成22年10月から実施している実証実験の効果等を踏まえ、平成24年度からは航

空運賃に加え船賃についても軽減の対象とし、離島住民の交通コスト負担軽減に係る制度を本格的に実施していきたいと考えております。

同じく離島・過疎地域に関連をして、排他的経済水域の面積等の地方交付税算入についてお答えいたします。

排他的経済水域の面積等を地方交付税の算定対象にすることについては、具体的な財政需要の明確化やその面積の把握方法などの課題があると認識しております。

沖縄県としては、財政需要の把握など、市町村の意見も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

なお、竹富町からは、サンゴ礁域内を地方交付税の算定対象とすることについて、地方交付税法に基づく意見の申し出がありました。これを踏まえ沖縄県は、同意見を支持する補足意見を付して、平成23年9月29日付で総務省に対して意見を提出したところであり、その動向を注視しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 新たな沖縄振興法についての中、酒税軽減措置延長に関する要請行動の展開と今後の見通しについてお答えいたします。

酒税軽減措置の延長については、酒類業界と連携し国に対し強く要望しているところであります。財務省との協議においては、内閣府沖縄担当部局に積極的な対応をいただいておりますが、必ずしも樂觀できる状況にはございません。したがって、県としては、政府税制調査会での議論も本格化していることから、引き続き酒類業界と連携を図りながら、酒税軽減措置の延長が実現されるよう取り組んでまいります。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 新たな沖縄振興法についての御質問の中で、揮発油税等軽減措置延長についての要請行動と今後の見通しについてお答えいたします。

揮発油税等の軽減措置の延長につきましては、県民生活や産業経済などに及ぼす影響が大きいことから、国に対しその延長を強く要望しているところであります。また、関係団体の一つである沖縄県石油商業組合においても、国などに対し揮発油税等の軽減措置の延長を要請しているところであります。

県としましては、今後ともこれらの関係団体と連携

を図りながら、揮発油税等軽減措置の延長が実現されるよう取り組んでいきたいと考えております。

なお、内閣府沖縄担当部局におきましては積極的な対応をいただいておりますけれども、樂觀はできない状況にあります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、与那国町の一般廃棄物焼却施設の整備についてお答えいたします。

与那国町の一般廃棄物焼却施設は、平成5年度に整備されておりますが、国のダイオキシン対策が強化され構造基準に適合しないことから、平成14年12月より稼働を停止しております。与那国町におきましては、このような状況を踏まえ、平成18年に紙、ペットボトル等のリサイクルセンターを、平成19年に最終処分場を整備し一般廃棄物の処理を行っているところであります。しかしながら、現状のままでは最終処分場の埋立計画が当初予定していた約20年間から大幅に短くなることが予想されることから、焼却施設による減量化が必要であると考えております。こうしたことから、県としましては、与那国町の意向を踏まえながら、焼却施設の整備などについて与那国町と十分調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、県立八重山病院の早期改築と7対1看護体制の確立についてお答えいたします。

八重山病院については、平成22年度に耐震化等改修工事を実施し、地震に対する安全性の確保や施設の修繕を行ったところであります。

病院事業局としましては、今後とも計画的な点検・修繕の実施により八重山病院の医療機能の維持に努めてまいります。

八重山病院の建てかえに向けては、病院の経営改善に努めつつ、将来の病院のあり方や救急医療における地元自治体との連携、役割分担等について検討していく必要があると考えております。

また、八重山病院への7対1看護体制の導入については、南部医療センター・子ども医療センター及び中部病院での実施状況や経営への影響等を考慮する必要があることから、病院事業局内に人員体制検討チームを設置し検討を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 離島・過疎地域の振興についての中で、石垣市新川川の赤土等流出防止対策についてお答えします。

石垣市新川川流域における赤土等流出防止対策については、これまで県営水質保全対策事業新川第2地区等で約550ヘクタールの流域を対象に、勾配の抑制、グリーンベルト植栽等の発生源対策並びに沈砂池等の流末対策に取り組んでいるところであります。また、平成24年度以降には県営水質保全対策事業新川第3地区の導入を計画しており、新たに210ヘクタールの流域で発生源対策等を講じる予定となっております。新川川河口につきましては、流域内の農地や市街地等からの赤土等の流出や川底に赤土の堆積があること、また、河口周辺は石垣漁港区域、河川区域があり部局間をまたがる対応が必要であります。そのため、県としては、関係部局と連携し、どのような対策ができるか調整をするとともに、石垣市等関係機関と連携を図り、赤土等流出防止対策に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育環境の整備についての御質問で、義務教育費国庫負担金削減実施による影響についてお答えいたします。

国によってまだ決定された事項ではありませんが、平成23年度当初予算で試算いたしますと、沖縄県に対しては約11億4000万円の影響が予想されます。

次に、国外留学生派遣事業についてお答えいたします。

沖縄県国際交流・人材育成財団が実施する「国外留学生派遣事業」においては、沖縄県の振興を担う人材の育成を図るため、社会人や大学生を昭和57年度から平成22年度までに623名派遣してまいりました。本事業は財団の自主事業であります。運用財産の減少等により本事業存続が困難であるとの報告を受けております。

県教育委員会としましては、「国外留学生派遣事業」にかわるものとして、新たな留学制度である「国際性に富む人材育成留学制度」を国に対して要望しているところでございます。

次に、発達障害のある幼児・児童生徒の教育についてお答えいたします。

幼・小・中・高等学校においては、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、きめ細やかな支援に

努めております。さらに、校内委員会を設置し、支援方法・内容等の共通理解を全職員で図り、校内支援体制の推進に取り組んでおります。また、市町村においては、「特別支援教育支援員」を配置し、日常生活の介助及び学習支援や安全確保等も行っております。

県教育委員会としましては、今後とも障害のある幼児・児童生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実に努めてまいります。

次に、編成整備実施計画についてお答えいたします。

同計画については、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し素案を策定しております。本計画では、基礎・基本の定着を図ること、多様な学習スタイルや学び直しを必要とする者に十分対応できる教育環境の整備を図ること、キャリア教育・職業教育の展開を図り多様な進路実現が可能になる高校づくりを推進することなどの具現化を図ってまいります。これにより、さらに魅力ある学校づくりの推進に努めていきたいと考えております。

次に、再編に係る地域説明会等についてお答えいたします。

学校の再編等につきましては、県民や地域及び保護者等の理解を得ることが最も重要であり、今後とも引き続き地域での説明会や学校関係者等と十分に調整を図りながら編成整備計画の策定をしてまいります。

次に、教科用図書採択の解決等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、11月28日に3市町教育委員会の教育長を招聘いたしまして、解決に向けた意見交換を行ったところであります。教科書の採択権限は3市町教育委員会にあることから、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただき、一日も早い解決をお願いしたいと考えております。

次に、竹富町を有償とすることへの見解についてお答えいたします。

憲法に対する見解についてはさまざまな意見があることから、コメントは差し控えたいと考えます。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第3条では、国は、採択地区で協議し、種目ごとに同一に採択された教科書を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で交付する旨定められておりますので、国の責任で無償給付していただきたいと考えております。

次に、小中連携教育の推進についてお答えいたします。

本県においては、平成24年4月から名護市において県内初の小中一貫校が開校し、那覇市においてもモデル校が設置され、教育課程の編成を工夫するなど、9年間を見通した小中連携教育が推進される予定であります。

課題としましては、小中6・3制の効果的な見直しや保護者や地域社会への周知、小学校と中学校の両方の免許を所持する教員の計画的な配置等が挙げられております。

県教育委員会としましては、国の動向等を見据え、県内における実施校の成果と課題を踏まえながら関係市町村教育委員会を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 教育環境の整備についての中、発達障害児（者）を診察できる医師についてお答えいたします。

発達障害の診療を行う医師の確保については、発達障害児（者）の支援体制の整備に当たって重要な課題の一つであると考えております。そのため、県では、人材育成計画に基づき医師等に対して、国関係機関が実施する研修の受講を推奨するとともに、独自の取り組みとして5月から9月にかけて専門研修を実施したところであり、延べ181名の精神科医等が同研修に参加しております。

県としては、今後ともこのような取り組みを通じて発達障害児（者）に対する一貫した支援を行う体制の整備に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） おはようございます。

議員御質問の本県観光の現状についての中で、国際線の着陸料等の減免など新たな制度要望に対する政府の対応と実現に向けた見通しについてとの問いにお答えいたします。

県としましては、海外からの観光客誘致を図る上で航空会社の新規就航や増便等が必要不可欠であると考えております。このため、新規就航等の後押しとなる国際線の着陸料などの軽減について、新たな制度要望において国内線と同等の6分の1とするよう、政府に対し求めているところであります。しかしながら、政府は現行制度の延長を前提としており、国際線の着陸

料などの軽減については厳しい状況となっております。国際観光の振興を図る上で新たな制度の創設は非常に重要と考えておりますので、県としましては、今後とも粘り強くあらゆる機会を通じて政府に対しその実現を求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく本県観光の現状についての中、クルーズ船寄港に伴う入国手続の簡素化に向けた対策についてとの質問にお答えいたします。

外国人観光客の誘致を進める上で、沖縄観光の満足度を向上させる観点から、入国審査の円滑化かつ迅速化は非常に重要であると考えております。その一方で、県民及び沖縄を訪れる観光客の安全性を確保するため、適切な入国審査の実施もこれまで同様に重要であると認識しております。

県におきましては、円滑な入国審査の実現について、平成21年1月、政府に対して要請いたしました。が、さらなる今後の取り組みといたしまして、来年、那覇港への大型外航クルーズ船の寄港が予定されていることから、同様の寄港予定地である神戸港、博多港、長崎港と連携しての要請活動を行うことをきっかけに課題解決の糸口を探っていきたいと考えております。引き続き関係機関と協力し合いながら、入国審査の迅速化に向けてあらゆる機会をとらえ最大限の努力をしていく所存であります。

同じく本県観光の現状についての中、免税特典によるショッピングの現状と今後の取り組みについてとの質問にお答えいたします。

沖縄型特定免税店においては、衣料品や革製のハンドバッグ、アクセサリなどが関税免除価格で購入できるため、沖縄観光のショッピングの魅力向上につながっております。また、平成22年度に県が観光客に対し実施した「沖縄型特定免税店制度調査」のアンケート結果では、関税がほとんど無税となっている化粧品や香水などの購入率も高く、免税店利用者の約7割が価格に対し満足していると回答しております。

県としましては、さらに免税店の魅力向上による誘客効果を高めるため、クルーズ船観光客への免税販売や店舗面積要件の緩和、関税免除上限額の引き上げなど、沖縄型特定免税店制度の拡充を国に対し要望しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

○辻野 ヒロ子さん ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） ただいまの答弁漏れについてお答えいたします。

いつまでかということですが、特に文部科学省のほうからは正式な公文を通して、いついつまでに回答しなさいということは来ておりません。したがって、採択地区内において同一の教科書を採択することが一番大事でしょうから、速やかに同一の教科書を採択できるよう、引き続きお願いしている状況でございます。できるだけ速やかに採択できるようにお願いをしているということです。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 辻野ヒロ子さん。

〔辻野ヒロ子さん登壇〕

○辻野 ヒロ子さん 御答弁ありがとうございます。

再質問を行います。

まず離島の航空運賃の低減についてですが、先ほど部長のほうから答弁がありましたが、これは、今宮古と那覇間の運賃がかなり安くなっているという状況で、離島間格差を解消してほしいという強い八重山からの要望もあると思うんですが、その件について今国のほうに要請していると言われましたけれども、具体的にどういうふうな形でなさっておられるのか。例えば1万円以下にするとか、電車賃並みにするとか、そういう具体的な言葉でお聞かせ願いたいんですが、よろしくお願いします。

次に、県立八重山病院の改築についてですが、この件は何度も質問して前向きな答弁が来たんですが、また前回から耐震化工事をやって修繕しているということで、何か後退しているような気がするんです。実は新石垣空港も25年3月には開港いたします。そういう中で、知事に前に現地と一緒に視察したときに、空港の後にやりましょうねという耳打ちをされたんですね。ぜひそういう意味でも、また副知事も八重山で明言しているんですよ。県立八重山病院は必ず改築しますということを明言しておられますので、これはもう一度明確な答弁を知事から、平成25年度にはぜひめどづけするということを答弁いただきたいんですが、よろしくお願いいたします。

最後に、新川川の河川の赤土流出についてですが、写真、（資料を掲示） ごらんのように本当に長い県管理の二級河川の新川川ですが、海のほうにそのままともに流れているんですね。これは以

前からいろいろ対策を農水部長からもありましたがやっておりますけれども、これですね、遠くに見えるのが竹富島です。クルーズ船の航路でもあります。そういう中で本当に真っ赤に流出するこの新川川ですが、これをきのうも環境生活部、それから農水部長、それから土建部長にお話をして要請が「八重山産業ネットワーク会議」からされておりますので、抜本的な改善をしていただきたい。ぜひ一括交付金で調査費をつけていただくということでお約束していただきたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 再質問にお答えいたします。

航空運賃の離島間格差についての御質問でございますけれども、航空運賃の離島間格差が生じて、そのことについて地域住民に不満があることについては、県としても理解をしているところでございます。航空会社に対し、運賃軽減の申し入れも行ったところでございます。

今般の運賃格差が生じたのは、企業間競争によるものでございまして、既存航空会社としても新規参入のあった路線においては特別運賃を設定をするなど、経営戦略上の対抗措置をとらざるを得なかったというふうな話を聞いております。県としては、今後離島住民のこの交通コストの低減を図るために沖縄離島住民移動交付金（仮称）の事業化を予定をしております。そのほか、離島路線に係る公租公課、さらなる軽減等につきまして関係市町村とも連携をしながら、国に実現を強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 離島・過疎地域の振興について、八重山病院の新築問題についての再質問にお答えいたします。

八重山病院の建てかえに向けては、病院の経営改善に努めつつ、地元の自治体や医師会などの参画を得て八重山病院の将来のあり方や救急医療における地元自治体との連携、役割分担等について検討する場を設けて協議を行っていきたいと考えております。今後とも辻野議員の御指導を受けながら、できるだけ早期に前

向きに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 新川川流域における赤土等流出防止対策について、一括交付金などを含めて調査費を計上したらどうかということの質問に対してお答えいたします。

新川川流域における赤土等流出防止対策につきましては、関係部局とも連携しながら調査費を含め検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 おはようございます。

自民党会派を代表して、通告に従い質問を行います。

まず、1番目、基地問題についてであります。

(1)、日米地位協定の見直しについてであります。本県のたび重なる要請に対し、政府は「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」との回答を繰り返しております。まさに、日米地位協定の見直しが遅々として進まない原因・要因がこのような回答しかできない政府の姿勢にあると考えております。

一方で、本県における米軍人や軍属による事件・事故で、公務中を理由に日本で起訴できなかった事件について、米国においては、平時においては米軍属を軍法会議で処罰できないとした米連邦最高裁判決があり、実際に裁判が行われていない実態が明らかとなっております。まさに、沖縄で犯罪を起こした米軍属の逃げ得を日米両政府が認めたようなものであります。

去る11月24日、玄葉外務大臣は、米軍属による公務中に起こした死亡や重傷などの重大な犯罪について、米側が刑事訴追せず、日本側の裁判権行使要請に対し、好意的配慮で応じれば、日本で訴追できるように地位協定の運用を改善すると日米で合意したと発表しました。これにより、米軍属の公務中の犯罪について、日米双方で刑事裁判を実施しないという地位協定の抜け穴の是正には一応の改善はなされる見通しとはいえませんが、本県が求める日米地位協定の抜本的見直しにはほど遠いというのが実態であります。

今回の改善は、米側が「米国内で刑事訴追ができない場合」に日本からの要請を受けて、米側が好意的配

慮を払って日本での訴追を認めるというものであり、米軍属に対する第一次裁判権は依然として米側にあり、日本はあくまで米側の好意的配慮があって初めて裁判権を行使できるのであります。

日米両政府は、今回の改善で本県が納得すると考えているとすれば、余りにも基地問題の本質を理解していないと言わざるを得ないのであります。

そこでお伺いをいたします。

ア、政府は、外交・防衛に関することは国の専管事項との理由で渉外知事会が求める地域特別委員会の設置を認めていないが、現実には事件・事故が起きているのは米軍基地が所在する地域である。米軍との協議に地元が加わるのは当然と考えるが、県の考えをお伺いをいたします。

イ、日米両政府は、米軍属が公務中に起こした事件・事故で、死亡・重傷など重大な犯罪について、米国が好意的配慮で応じれば例外的に日本で訴追できる方向で合意した。今回の日米合意について県はどのように評価するか、お伺いいたします。

ウ、今回の合意は、「米国内で刑事訴追できない場合」に日本からの要請に応じて米側が好意的配慮をするという条件つき運用改善であり、あくまで公務中の犯罪の第一次裁判権は米側にある。今後、米軍が今回の合意を守るとの保証はありません。県は、日米地位協定の抜本的見直しについて、引き続き日米で協議するよう強く要請すべきと考えますが、知事の認識をお伺いをいたします。

2、雇用失業問題について。

ことしの新規卒者の就職率は、高校生、大学生とも昨年度より若干改善し、明るい兆しが見えてきたと言われましたが、沖縄労働局の調査によれば、来春卒業する高校生の企業側からの求人数は大幅に減少しているということであります。毎年、高卒の50%前後が県外に就職する本県にとって、県外からの求人数の減少は大きな不安要因であります。本県の失業率は、全国最低の状況にあり、県内産業の脆弱性から県外求人に依存する構造は今後も変わりそうにありません。

本県の失業率で際立っているのは、若者の失業の多さであります。本県の15歳から20歳の失業率は、1993年から一貫して全国の倍近い2けたの数字が続いているのであります。この要因として、県内志向が他県に比べ強いことや就職活動のおくれなどが挙げられておりますが、このように若い人材が就職の機会を得られない現状は、大きな社会的損失であります。

このように、本県の雇用環境には構造的課題がありますが、その一方で成長が著しい福祉分野は人手不足

の状況にあるとも言われております。その需要は今後ますますふえていくものと思われます。今後、医療・福祉・介護等の就労条件や職場環境を改善するなど、働きやすい、魅力ある職場環境の整備を進めるほか、多様な職業訓練を実施し、雇用のミスマッチの解消を図ることが必要であると思います。

そこで伺います。

(1)、新規学卒者の就職拡大に向けた県の新規学卒者就職応援本部の取り組み状況と企業側の協力体制について伺いいたします。

(2)、来春卒業する県内高校生の求人数が大幅に減少している。その要因として東日本大震災や円高等の影響が言われているが、県の対策と具体的取り組みをお伺いをいたします。

(3)、県が要望している（仮称）沖縄雇用対策基金について、大震災の復興に膨大な財政が見込まれる中、政府との協議の状況と見通しについて伺いいたします。

(4)、県内雇用拡大のため設立された財団法人雇用開発推進機構が今年度末で解散されるが、これまで果たしてきた役割と、今後同機構にかかわる雇用創出の拠点づくりについて県の考えを伺いたい。

3、県内産業の振興について。

本県は、民間主導による自立型経済の構築を目指し、新たな沖縄振興計画の策定に向け国との協議を進めております。その中で、本県経済を牽引する観光産業や情報通信関連産業に続く新たなリーディング産業として付加価値の高い第3、第4の産業を創出するとしております。基本的な社会資本は相当程度整備されましたが、産業の振興の面においては依然課題として残されたままであります。

第3次沖縄県産業振興計画で県が推進の重点目標に掲げた製造業等地場産業の振興については、ほとんど成果を上げていない状況、その要因として、製造業を下支えする関連産業と金型等の素形材産業の集積が圧倒的に不足していることや離島県であることから来る輸送費など割高な物流コストなどが指摘されております。県は、平成22年に金型企業向けの長屋型素形材産業・賃貸工場を整備し、金型技術研究センターにおいて、金型技術の人材育成や技術支援、研究開発を実施するなど、製造業・金型産業の立地促進に努めております。

今や、我が国の経済を下支えした町工場、中小製造業は海外への移転が進んでおり、国内製造業の空洞化が心配されております。このような製造業、金型産業等を本県へいかに誘致するか、県の姿勢が問われてお

ります。

そこでお伺いをいたします。

(1)、民間主導の自立経済の構築を目指す上で、観光産業や情報通信関連産業に続く新たな産業の創出が重要である。雇用を生み出し他産業への波及効果も期待できる産業として県が育成を目指す産業について伺いいたします。

(2)、県が戦略的に振興を進めているオキナワ型産業について、県内外の市場への浸透とその優位性の確保はどの程度達したと考えているかお伺いをいたします。

(3)、産学官協働による新たな産業の育成や農商工連携による県産品・地域ブランドの開発について、基本的に県はどのようにかかわっているか。また、どのような成果を上げているかお伺いをいたします。

(4)、県は国外からの企業誘致や県内への投資を進めており、経済発展が著しい中国の投資家との意見交換を行っています。県は、本県産業のどの分野を強化し、どの分野への投資を進めようとしているのか、基本的な考えを伺います。

(5)、米軍基地内で営業するために県内タクシーが軍関係機関に支払う入域料が高騰を続け、県内タクシー業界を苦しめています。県外の米軍基地でほとんど実施されていないとも言われる制度が、なぜ過重な基地負担を強いられている沖縄で実施されているのか。また、県として何らかの対策が講じられていないか、お伺いいたします。

(6)、県内の空き店舗は増加傾向にあり、特に市部において空き店舗の割合が多いようだが、近隣への大型店舗の進出、景気低迷の長期化、後継者不足による高齢化など、低迷の要因に対する対策について伺いをいたします。

4、土木建築関係について。

長引く国内景気の停滞による国の財政の逼迫は、沖縄予算に対する国の見方にも少なからず影を落とし、振興予算もこれまで減少の一途をたどっており、特に、公共事業費が年々削減され続けることで県内建設業は深刻な影響を受けております。

本県は、建設業の占める割合が圧倒的に多く、公共事業費の削減はそのまま建設業の経営に影響し、雇用や県経済に対するマイナス要因となるのであります。このため県が求めている沖縄振興一括交付金は、地理的不利性ゆえに市場競争の不利性を抱える県内の土木建築関係業者にとって大きな助けとなるものであります。

今、県は、沖縄本島を南北に走る沖縄自動車道や沖

縄西海岸道路の縦軸幹線、東西に結ぶ浦添西原線の横軸幹線で構成する「ハシゴ道路」の整備に取り組んでおり、那覇空港自動車道小禄道路や東部道路などの整備計画を進めております。新たな振興計画がスタートする2012年4月が目前に迫る中、新たな沖縄振興計画策定に向け、国との協議の状況、そして政府の対応がどのようになるのか、本県にとってまさに正念場であります。

そこでお伺いをいたします。

(1)、公共事業が年々削減され、県内建設業に深刻な影響を与えているが、東日本大震災復旧・復興財源確保のため、さらなる削減が予測される。一括交付金との関連で県の対策をお伺いをいたします。

(2)、沖縄戦による登記簿が焼失し所有者がわからなくなった所有者不明土地について、現状把握に向けた取り組みと法整備による抜本的解決の見通しをお伺いいたします。

(3)、米軍が発注する工事や物品調達について、県内企業と県外企業との比較で2010年米国会計年度は、金額ベースで県外企業が過半数を占め、1社当たり平均契約額も県内企業の6倍超となっているようだが、県内企業の優先発注に対しポンド制を含め何らかの対策はとれないかお伺いをいたします。

5、福祉問題について。

(1)、子育て支援について。

近年、我が国は、全国的な出生率の低下に見られるように少子化が急速に進展しており、子供を取り巻く環境は大きく変化しております。本県は、出生数や出生率は全国に比べ高い状況にありますが、県内の少子化傾向が急激に進行していることもあり、他県との差は縮小傾向を示しております。

少子化の進行は、社会経済の活力を減速させるほか、若年世代への負担増や子供の発達過程にも影響を与えと言われております。このために、安心して子供を産み育てられ、子育てと仕事との両立が容易にでき、子供は地域社会で育てていくとの環境づくりをいかに実現するかが少子化社会における子育て支援策として求められるものであります。

このため、県においては、各都道府県と共同して子育て支援に係る構造改革特区について国に対して提案しておりますが、国の姿勢はかたくゼロ回答のようであります。保育所の施設緩和基準や給食の外部搬入緩和等、これからの保育所のあり方については、少子化が急速に進んでいる社会にあって思い切った改革が必要であると考えます。特に、本県は保育所設置の歴史的経緯や小規模経営が多いことから、全国一律の基準

では対応が難しい現状があります。また、本県における特徴として、潜在的待機児童の多さと認可外保育所が認可保育所に入れない児童の受け皿となっていることとあります。県は、これら認可外保育所を含めた潜在的待機児童の実数を正確に把握し、本来の待機児童数を公表し、平成24年度からスタートする新たな振興計画期間中を目標に、待機児童解消の抜本的対策を講じることが必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、本県における抜本的な待機児童の解消を図るには、認可外保育所を含めた潜在的な待機児童の洗い出しが必要であり、認可外の認可化の促進が不可欠と考えるが、県が目標とする待機児童の解消時期を伺います。

イ、本県は、子育てしながら働いている女性の割合は、全国平均より高いと言われる。企業の育児休暇制度の整備がおくれている中での子育て世代の労働実態をどのように把握しているか。また、県の支援対策についてお伺いいたします。

ウ、各都道府県が国に対し要望した子育て支援に係る構造改革特区については、ゼロ回答とのことであるが、県として特区で要望した緩和措置は今後の子育て支援を推進する上で必要であり、引き続き実現を求めると考えるが、県の考えを伺います。

エ、2012年度から子ども手当にかわり児童手当を拡充して支給されるが、政府は、地方の負担分について増額を求めると言われるが、その理由と県への影響についてお伺いいたします。

(2)、児童虐待について。

厚生労働省のまとめによりますと、2010年度の全国における児童相談所に寄せられた虐待相談件数が初めて5万件を超え、過去最多となったということとあります。本県においては、前年度より15件少なくなっておりますが、420件と過去最多だった2005年度451件以来、依然高どまりで推移しているようであり、中央児童相談所の一時保護所は常に満杯状態のようであります。

児童虐待は、虐待を受けた子供の心身の発達やその後の人格形成に重大な影響を与えられております。本県における虐待は、子供への身体的な虐待やネグレクトが全体の4分の3を占めていると言われ、子供の将来にとって極めて深刻であります。虐待がふえた要因として、虐待による死亡の例もあり、周辺住民の虐待に関する関心の高まり、通報の義務等で通報がふえたことを挙げておりますが、本県の場合、離婚率の高さや全国一高い失業率から来る生活苦が背景にあ

るとも言われております。

虐待の被害者である児童は、親からの虐待の場合、逃げることも助けを求めることも難しく、学校や周辺住民、行政が早期に発見する体制を築くことが求められております。しかし、現状は、専門性を持った職員等の適正配置や施設面の整備が追いつかず、虐待に対する確な対応ができていないのが実態であります。

虐待は、被害者である子供への対応だけでなく、虐待した親の悩みや子育て相談など、親子を支える環境づくりも重要であります。

そこで伺います。

ア、本県における児童虐待について、2010年度における児童相談所への通報件数とそのうち虐待と認定された件数、また、虐待の内容と特徴についてお伺いしたい。

イ、虐待が疑われる家庭が調査を拒否した場合などに行う強制的な立入調査について、本県における過去3年間の事例を伺います。

ウ、高どまりにある児童虐待相談への対応で、児童相談所の一時保護所は常に満杯状態のようであり、職員の負担も重くなっているようだが、施設拡充や職員の適正配置について伺います。

6、中城湾港泡瀬地区埋立事業について。

昨年12月に沖縄県港湾審議会の答申を受け、去る1月に国交大臣に提出していた沖縄市の中城湾港泡瀬沖合埋立事業の規模を縮小するとした港湾計画は、3月に国交省において了承されました。そして事業者の国と県が港湾管理者である県に対し申請した公有水面法に基づく埋立計画の変更が承認されたのを受け、県と国は埋立工事を再開をいたします。これにより本格的な事業再開に向け大きく動き出しましたが、今後クリアすべき課題はなお多く、県と沖縄市には一層の頑張りを期待するものであります。

一方、環境省は、今回の事業規模内容を変更した事業計画で埋立面積が減少し、既存の港湾計画より環境影響は低減しているとしながら、埋め立てによる自然環境への影響を最小限に抑える必要性や環境保全区域への指定を提言しております。今回の埋立計画変更申請が承認され、工事が再開されたことで、地元沖縄市は、長年の市民が願っていた事業がようやく実現に向け具体的に大きく動き出したことに期待をかけております。

泡瀬沖合埋立事業いわゆる東部海浜開発を推進することで、観光の振興やスポーツコンベンションを形成し、泡瀬地区における宿泊やショッピングの利用需要を図り、その経済効果を市全体及び中部全体に波及さ

せ、経済の活性化を図るとしております。

このように中城湾港泡瀬沖合埋立事業は、県下第2の都市としての沖縄市再生、中部のために切り札となるものであります。

そこで伺います。

(1)、沖縄総合事務局は、泡瀬沖合埋立予定地に土砂を投入する工事を始め、本格的な工事再開に向け動き出した。今後の作業スケジュールと埋立完了時期についてお伺いいたします。

(2)、東日本大震災以降、地震による津波や液状化が問題となっているが、泡瀬沖合埋立について、地震や津波、液状化対策は万全になされるかお伺いをいたします。

(3)、去る7月に泡瀬沖合埋立工事費など公金支出差しとめ訴訟が提起されているが、今後の工事の進捗に影響はないか伺います。

(4)、去る11月21日、中城湾港新港地区で定期船就航実証実験がスタートいたしました。今後の定期化に向けての県の取り組みをお伺いをいたします。

7、廃棄物処理対策について。

本県におけるごみ問題は、年々深刻の度を増してきております。特に喫緊の課題となっているのが、産業廃棄物の処理問題であります。県の調査によれば、ここ数年の県内の産業廃棄物の最終処分量は、約2万から2万4000立米で推移しており、この状態が続けばあと四、五年で県内の管理型最終処分場は満杯になるということであります。県は、このような状況に対処するため、民間企業と共同で第3セクター方式による管理型最終処分場建設に向け、処分場建設立地候補地の選定を進めておりますが、県は当初、選出された3つの候補地から2007年度にも1カ所に絞り込む予定であったのでありますが、地元の反対で地域住民に対する説明会が開けず、候補地の選定がおくれているのが現状であります。一方、産業廃棄物処理業者が設置している産業廃棄物管理型最終処分場については、新たな設置を計画しても地域住民の理解が得られません。これも厳しい状況にあるようであります。廃棄物処分は、残余年数が残り少なくなっており、焼却灰や汚泥等の処分など問題が深刻で逼迫した状況にあり、早急なる対策が求められております。

(1)、県内の管理型産業廃棄物最終処分場の残余量は、あと四、五年で満杯になると予測されているが、年間処理量の推移と今後の見通しについてお伺いいたします。

(2)、県内の管理型産業廃棄物最終処分場の現状と今後の建設申請見込みはどうか伺います。

(3)、県の公共関与型産業廃棄物最終処分場建設に向けた作業状況と今後の見通しについて伺います。

(4)、一般家庭から排出されるごみについて、排出抑制や減量化にどのように取り組んでいるか。また、市町村等関係機関との連携・協力体制の構築について伺います。

(5)、離島町村における産業廃棄物処分の現状とごみ焼却に係る町村の財政負担の状況、県の指導・支援対策を伺います。

8、沖縄大学院大学について。

去る11月15日、沖縄科学技術大学院大学の創立式典が行われ、来年から学生の受け入れも始まります。設立委員会では、開学時は、教授50名、学生100人を見込んでいるようで、優秀な学生を集めるには、奨学金制度など経済支援も重要となると考えます。

これまで我が国の大学や研究機関が資金的な面もあり、研究環境の脆弱さから、優秀な研究者が海外へ流出する傾向にありました。世界的な研究機関で世界的に優秀な頭脳が最先端の技術を研究発表することは、国内だけでなく海外へ発信され、そのことが大学周辺に新たな研究やビジネスを生み出すことにつながります。

ここで伺います。

(1)、去る11月19日、沖縄科学技術大学院大学の創立式典が行われ、2012年からの学生の受け入れが始まるが、同大学院への県内大学からの編入は認められるのか。

(2)、教員、事務職員等について本県から人材活用はどの程度考慮されているのか。

(3)、沖縄大学院大学の設置目的には、世界の科学技術の発展がうたわれているが、沖縄の経済振興とどう結びつけていくか、県の新たな振興計画策定との関連でお伺いをいたします。

(4)、大学院大学における研究成果を県産業の振興に生かすため、大学側との協力関係は構築されているか。特に、医薬品や健康食品等の商品化に向けた支援体制についてお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの桑江朝千夫君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の桑江朝千夫君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 桑江朝千夫議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、雇用失業問題に関する御質問の中で、沖縄新卒者就職応援本部の取り組みと企業側の協力体制についてという御質問にお答えいたします。

沖縄新卒者就職応援本部は、新規学卒者の厳しい雇用情勢を踏まえ昨年9月に沖縄労働局に設置され、関係機関が連携をして就職支援策を実施いたしております。ことし6月には、沖縄県、沖縄労働局等が主要経済団体へ学卒求人確保要請を行ったことなどによりまして、今年度の新規学卒求人数は、10月末時点で県内高校卒業者求人が756人と昨年の同時期より32.2%、184人増加いたしております。

沖縄県といたしましても、教育機関と連携をした就職支援専任コーディネーターの各学校への配置によりまして生徒の個別支援や沖縄労働局と連携をいたしました就職説明会及び面接会の開催など、一人でも多くの求人の拡大確保を企業に求めていると考えているところでございます。

次に、県内産業の振興についての御質問の中で、沖縄県の目指す新たな産業の創出についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、質の高い観光・リゾート産業の振興や情報通信産業の高付加価値化に加えまして、沖縄の地理的特性や地域資源を活用いたしました新たな産業の振興を図ることといたしております。具体的には、那覇空港を拠点といたしました国際貨物ハブ機能を活用し、IT産業と連携した電子デバイス関連の物づくり産業の振興や、そして沖縄科学技術大学院大学等と連携をし、ライフサイエンス、バイオマス、そして環境関連などのバイオ関連産業の創出・育成を図っていき考えております。

これらの新産業と既存産業の連携を強化いたしますとともに、新たな制度や支援施策の拡充によりまして雇用と産業の拡大に努めてまいり所存でございます。

次に、土木建築関連に係る御質問の中で、公共事業削減に対する一括交付金との関連での県の対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

公共事業費の削減が続く場合、県経済への影響や道路、そして港湾等の社会資本整備のおくれが懸念されております。

沖縄県といたしましては、今後の予算編成過程において新たな沖縄振興に必要な額が確保されるよう引き続き国に働きかけますとともに、今後、制度設計がな

される沖縄振興一括交付金の特性を生かして、自立型経済の構築に資する社会基盤の整備を「選択と集中」に配慮しつつ効果的に推進してまいりたいと考えております。

次に、福祉問題の御質問の中で、待機児童の解消についての御質問にお答えいたします。

待機児童の解消につきましては、潜在的待機児童を含めた抜本的な対策が必要であると認識いたしております。このため、認可外保育施設利用者の実態調査を進めているところであります。

沖縄県といたしましては、今後、当該調査結果を踏まえました保育所整備等につきまして市町村と連携を図りつつ、次期振興計画の期間中に潜在的待機児童も含めました待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。具体的には、これまで高い効果を上げてきました待機児童対策特別事業基金の継続・拡充や一定の質を確保した認可外保育施設への支援措置などの強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、中城湾港泡瀬地区埋立事業についての御質問の中で、新港地区における定期船就航実証実験に関する御質問にお答えをいたします。

現在、中城湾港新港地区は定期航路がなく、そして中部圏域の貨物の多くが那覇港からの搬出入を余儀なくされ、物流効率化のために定期航路の確保が重要と考えております。そのため、ことし11月21日から鹿児島から那覇港を経由する航路でもって週1便の定期船就航の実証実験を開始したところでございます。実証実験を通して物流コストの低減効果や時間短縮効果等を検証した上で課題の把握とそして対応策を検討し、定期船就航の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、沖縄科学技術大学院大学に係る御質問の中で、大学院大学と新たな振興計画との関連についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄科学技術大学院大学の設立目的は、世界最高水準の科学技術に関する研究及び教育を実施することにより、沖縄の自立的発展とそして世界の科学技術の向上に寄与することといたしております。

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）（案）」において、沖縄の地域に根づき世界に開かれた「知の交流拠点」の形成を目指し、沖縄科学技術大学院大学、そして琉球大学などが核となり産学官の連携を促すことにより、そこから生み出されます研究成果等を活用して新事業・新産業を創出する国際的な「知的・産業クラスター」の形成を目指すことといたしております。また、研究交流を先導する高度な県

内研究者や科学技術と産業界を仲介する専門コーディネーター等科学技術の振興をリードする人材の育成を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、米軍との協議に地元が加わることにについてお答えいたします。

米軍基地を抱える地方自治体は、基地の存在及びその運用に伴い騒音、事件・事故、環境問題などさまざまな影響を受けていることから、日米間の協議に地元の意向が反映される必要があると考えております。

渉外知事会は、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する地域特別委員会の設置を要望しております。また、同委員会設置までの間、渉外知事会と日米両政府との連絡会議を定期的に行うことを求めています。連絡会議につきましては、渉外知事会の要望を受け平成20年12月に第1回会議が開催され、地域と米軍の協力関係の構築について意見交換を行いました。その後開催されておられません。

県としましては、引き続き渉外知事会と連携して、日米合同委員会へ地方公共団体の参加によりその意向が反映される枠組みの設置を求めています。

次に、新たな日米合意に対する見解と日米地位協定の見直しについて、1の(1)のイと1の(1)のウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

先日公表された米軍属に対する裁判権の行使に関する日米間の新たな枠組みでは、米軍属の公務中の犯罪のうち、米側が裁判にかけない場合で被害者が死亡した事案などについては、日本側が裁判権を行使することへの同意を要請することができ、これに対して米側が好意的考慮を払うとする手続が整備されました。この新たな枠組みにより、ことし1月の交通死亡事故で加害者の米軍属が起訴されたことは、日米両政府が県民の声にこたえたものと理解しており、一定の前進があったものと考えております。新たな枠組みの実効性については、今後その内容を精査していきたいと考えております。

また、県としましては、米側に裁量のある日米地位協定の運用の改善では不十分であると考えており、引き続き日米地位協定の見直しを求めています。

次に、県内産業の振興についての御質問の中で、ベースタクシー入札の実施理由及び対策についてお答

えいたします。

米国陸・海軍エクステンジサービス、いわゆる A A F E S によれば、ベースタクシーに係る入札は、軍施設において軍人・軍属に対しタクシーサービスを提供するための特権として、A A F E S とタクシー営業許可取得者との間にある契約上の合意であるとのことであります。

また、政府によれば、地位協定第15条に基づく歳出外資金諸機関は、米軍関係者の福利厚生を図るため独立採算で運用されることが前提とされており、同機関が我が国の事業者等と契約し、契約の相手方から契約に基づく金銭を徴収することは日米地位協定上認められるとのことであります。

県は、タクシー事業者で構成される団体と意見交換を行うなど、ベースタクシー入札に関する実態等の把握に努めているところであり、引き続き県としてどのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 雇用失業問題についての御質問で、新規高卒者の就職支援についてお答えいたします。

沖縄労働局の調査によりますと、平成23年10月末現在の高校生に対する県外求人数は、前年同期と比較し8.1ポイント減少しております。なお、県内を含む求人全体としましては8.5ポイント増加をしておりますが、依然として厳しい雇用状況が続いております。

県教育委員会としましては、沖縄労働局や県商工労働部等と連携し、県内外求人開拓や企業合同面接会の実施、県内経済団体等への雇用確保の要請等を行っており、今後とも高校生の就職支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用失業問題についての中、沖縄雇用対策基金（仮称）に係る協議の状況と見通しについてお答えいたします。

沖縄雇用対策基金（仮称）は、本県の雇用情勢の抜本的な改善に向け、中長期的視点のもと沖縄の特殊性や実情に応じた効果的な施策に取り組むために求めているものです。沖縄県では関係省庁と調整してきたところでございますが、現状としては厳しい状況にあります。

沖縄県としては、引き続き沖縄振興予算や緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用するなど、必要な雇用対策に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、財団法人雇用開発推進機構のこれまで果たしてきた役割と今後の同機構にかわる雇用創出の拠点づくりについてお答えいたします。

財団法人雇用開発推進機構は平成9年に設立され、取り崩し型基金約18億円等を活用した雇用促進、人材育成に関するさまざまな事業を実施し、これまでに約1万2000人の雇用を創出してきております。

沖縄県といたしましては、引き続き公・労・使が一体となった新たな体制として「沖縄県雇用対策推進協議会（仮称）」の設立に向け、労働局、経営者協会、連合沖縄等と調整を進めているところであります。また、取り組みの一つとして求職者を支援し、速やかな雇用につなげるために総合就業支援の拠点づくりについてもあわせて検討しているところでございます。

続きまして、県内産業の振興についての御質問の中の、オキナワ型産業における実績についてお答えいたします。

沖縄県では、本県の地域特性を生かした産業の振興を図るため、健康食品産業や泡盛産業、観光土産品産業等をオキナワ型産業として位置づけ、重点的に各種支援策を推進してまいりました。

健康食品産業については、おきなわ健康産業販路開拓サポートやGMP認証取得事業等による企業支援、泡盛産業については、泡盛マーケティング総合支援事業等の実施により泡盛の県外出荷拡大に向けた取り組みを推進しております。また、これらの取り組みに本県への入域観光客数の着実な増加も相まって、県産品に対する県内外の市場への浸透とその優位性の確保は一定程度図られてきたものと考えております。

一方で、健康食品出荷額や泡盛の移出数量については、平成16年をピークに減少傾向にあるなど嗜好の変化や県外大手企業の参入、品質表示の適正化などにより厳しい市場環境にあるのも大きな課題となっております。そのため、今後とも引き続き新製品の開発や品質向上対策、ブランドの確立などの取り組みにより県産品の市場競争力を強化し、オキナワ型産業の振興に努めてまいります。

続きまして、産官学協働及び農商工連携による取り組みと成果についてお答えいたします。

沖縄県では、新産業の創出を図るため産官学連携による研究開発を支援するとともに、コーディネーター人材の育成を行っているところであります。その成果としましては、シークワサー、モズク、クワンソウ

等の機能性物質を活用した健康食品や化粧品、あるいはマンゴー果実酵母を使用した琉球泡盛が商品化され県内外に出荷されております。

また、農商工連携につきましては、平成21年度から「中小企業支援・農商工連携プロデューサー育成事業」を創設し、商品開発とあわせて農商工連携をコーディネートできる人材育成を行っているところであります。その成果としては、宜野湾の田芋を活用した「ママいもスープ」や伊江村のソデイカによる「イカスミぎょうざ」、本部町での「炊き込みご飯の素・かつおめし」などの製品が開発され、県内スーパーや道の駅等で販売されております。

続きまして、海外からの企業誘致や県内への投資についての基本的な考え方についてお答えいたします。

海外から県内への企業誘致については、情報通信産業や製造業を中心に取り組んでいるところであります。情報通信産業については、アジアと日本のIT関連企業が本県のIT津梁パーク等を拠点に協業する新たなビジネスモデルの創出を図ることとしております。このため、この12月、投資環境説明会の開催とあわせてアジアIT研修センターの整備などにも取り組んでいるところであります。また、製造業については、県産品のアジア販路拡大に向け、国際物流ハブ機能を活用した高付加価値産業などの集積に取り組んでおります。一方、中国の投資家は、本県のホテルやマンション等への不動産投資に強い関心を持っているところであります。

沖縄県としては、アジアからの企業誘致とあわせて、中国からの投資ニーズについても関係機関と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、大型店舗進出や景気低迷の長期化など空き店舗増加要因に対する対策についてお答えいたします。

空き店舗解消を図り地域商店街を活性化していくためには、地元自治体のイニシアチブのもと店主や商店街振興組合などによる商店街の魅力向上が重要であります。そのためには、店舗ごとの魅力向上のほか、効果的な集客イベントの開催などさまざまな対策があると考えております。

県においては、商店街振興組合指導事業により、これらのノウハウ研修や県外の先進商店街への派遣研修事業を実施しております。また、商店街自体の魅力向上を図っていくため、沖縄市胡屋地区の商店街アーケード改修事業に県としても支援しているところであります。

続きまして、福祉問題についての中、子育て世代の労働実態把握と支援対策についてお答えいたします。

県が実施した「平成22年度の沖縄県労働条件等実態調査」によりますと、回答数の77.1%の事業所が育児休業制度を導入しております。また、同調査によりますと、女性の育児休業取得率は91.2%となっております。

県としては、仕事と生活の両立を支援するため、「ファミリー・サポート・センター」の設置促進や「ワーク・ライフ・バランス推進事業」等を実施しております。また、引き続き沖縄労働局と連携し、育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定促進に向けた周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 土木建築関係の質問のうち、所有者不明土地の現状把握の取り組みと法整備の見通しについてお答えいたします。

去る大戦において土地の所有関係を公証する公図及び公簿類が焼失したことにより発生した所有者不明土地が、平成23年3月末現在で、県及び市町村管理分を合わせ筆数にして2651筆、面積にして約80万平米あります。

所有者不明土地は、復帰後、県と市町村が管理をしておりますが、戦後70年近くが経過し、関係者の高齢化等により土地情報の入手が厳しさを増し、所有者への返還が進まない状況にあります。また、都市化の進展により権利関係が複雑化していることから、善良な管理義務を果たすことが困難となってきた等さまざまな問題を抱えております。これらの課題に対しては現行法では抜本的解決が図れないことから、県では、当該土地の有効活用に向けて現状把握のための調査と、県または市町村へ所有権を帰属する法を整備するよう国に求めているところであります。県の要望を受けて、国は、平成24年度から全額国庫負担での調査を実施するとしております。

県としましては、当該調査を実施するとともに、引き続き国に対し抜本的解決を図るよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築関係の御質

問の中で、米軍発注工事における県内企業への優先発注に向けた対策についてお答えいたします。

県では、これまで在沖米軍に対しポンド率の縮減や分離・分割発注等について要請を行うとともに、日米両政府の関係機関に対しても要請の実現に向けた支援を求めています。その際、米軍側からは、米国の法律等に基づき一般競争入札で行っており、県内業者への優先発注や分離・分割発注は困難との回答がありました。しかしながら、県では、米軍発注工事において県内企業の参入機会の拡大は重要であると認識していることから、分離・分割発注等について関係機関への要請活動を強化しております。また、新たな沖縄振興に向けた制度として、沖縄振興開発金融公庫等を活用したポンド支援制度の創設を国に要望しているところであります。

次に、中城湾港泡瀬地区埋立事業の御質問の中で、国の埋め立てスケジュールと完了時期についてお答えいたします。

沖縄総合事務局は、土地利用計画の見直しに伴う港湾計画の一部変更及び公有水面埋立法に基づく変更等必要な法的手続が完了したことから、去る10月14日に埋立工事を再開しております。

工事の実施に当たっては、トカゲハゼの生息環境の保全に配慮して、8月から3月までを工事期間とした上で、埋立工事の完了時期を平成28年度までとしております。

同じく泡瀬地区埋立事業で、地震による津波や液状化対策についてお答えいたします。

津波については、東日本大震災を踏まえ、これまで想定していなかった大津波に対し国の中央防災会議等で対策を検討しており、県としましてもハードとソフトの両面から総合的な検討を行い、避難場所や避難経路の確保等について対応していく考えであります。

また、液状化については、当該埋め立てに用いる土砂が主に新港地区のしゅんせつ土砂で、その多くは液状化しにくい粘性土であり、液状化は起きにくいものと考えております。液状化の判定は、埋立地における土の締まりぐあいや土質構成等に影響されるため、埋立完了後に土質調査を実施し、想定される地震動に対し解析を行う必要があります。調査の結果、仮に液状化すると判定された場合には適切に対応する考えであります。

同じく泡瀬地区埋立事業で、訴訟による今後の工事への影響についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業については、ことし7月に事業の中止を求める訴訟が提訴されており、その内容は、自

然の権利を主張し、環境保全や災害防止への配慮がないこと及び土地利用計画の合理性の欠如等について埋立事業の違法性を訴えるものとなっております。

本事業については、今回の計画変更に当たり、市民意見や企業ヒアリング等をもとに土地利用計画を見直し、施設規模についても各種統計データ等根拠を有する資料をもとに手がたい計画としております。また、埋立面積を約半分とすることで干潟の98%が残るなど環境への影響を大幅に軽減した計画となっております。

県では、土地利用計画の見直しに伴う一連の法的手続が完了したことから、地元の要請にこたえるためにも環境保全に十分配慮し、工事を再開したものであります。なお、工事の実施に当たっては、今後とも環境監視委員会の指導助言を受けながら環境保全に努め、工事を進める考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 子育てに係る構造改革特区についてお答えいたします。

各都道府県が国に提案した子育て支援に係る構造改革特区の要望については、保育所及び家庭的保育事業の施設基準緩和、保育所給食の外部搬入緩和となっておりますが、いずれも国は対応できないと回答しております。施設基準緩和に対する回答としては、保育所の人員や面積等、直接保育の質に大きな影響を与える基準については、全国一律の最低基準を維持することが望ましいとしております。また、3歳未満児の保育所給食の外部搬入については、公立保育所においては特区として継続し、私立保育所については、現段階では特区制度による取り組みは適切でないとしており、現時点においてはその実現は困難な状況にあります。

続きまして、次年度からの児童手当の地方負担分増額を求める理由と県への影響についてお答えします。

国は、年少扶養控除の見直しに伴い地方税が増収となる分について、子供に対する手当制度の財源に充当することが適当であるという理由から、次年度からの手当制度の恒久化に当たって国と地方の費用負担を見直すとしています。その結果、国の見直し案による次年度の県全体への影響額としましては、一定の条件のもと試算してみますと約60億円が負担増となる見込みとなっております。

子供に対する手当の財源については従来全額国庫負担を求めており、地方の裁量の余地がないままの地方

負担拡大については極めて大きな問題があると考えております。

続きまして、児童虐待通報件数、認定件数及びその内容と特徴についてお答えします。

平成22年度に本県の児童相談所が受け付けた虐待相談の受け付け件数は691件となっており、そのうち虐待として処理した件数は420件、前年度の435件に比べ15件、3.4%の減少となっております。

相談種別の内訳では、ネグレクトが一番多く174件で41.4%、次いで身体的虐待が140件で33.3%、心理的虐待が92件で21.9%、性的虐待が14件で3.3%となっております。その特徴として、全国的にはここ数年は身体的虐待が最も多い割合を占めているのに対し、本県においてはネグレクトと身体的虐待が年度によって入れかわる状況となっております。

続きまして、過去3年間の強制的な立入調査の事例についてお答えします。

児童虐待防止法では、家庭訪問で児童の安全確認ができず、その後の出頭要求や任意の立入調査、再出頭要求に保護者が応じない場合には、裁判官の許可状を得た上で強制的な立入調査である「臨検・搜索」を行うことができるとされています。これまで本県では「臨検・搜索」を行ったケースはなく、全国では平成20年度2件、平成21年度1件、平成22年度2件となっております。

続きまして、一時保護所の施設拡充や職員の適正配置についてお答えします。

児童相談所においては、高どまり傾向にある児童虐待相談に対応するため、これまで児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を行い、体制の強化を図ってきたところであります。

一時保護所については、満床状態にある中央児童相談所の一時保護所に加え、現在コザ児童相談所への一時保護所の整備を進めているところであり、近く竣工を迎え、12月20日には開所式を予定しているところがあります。また、コザ児童相談所一時保護所に配置する職員については、新たに正職員や嘱託員を増員するなど開設時に必要な職員を配置することとしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 廃棄物処理対策についての御質問の中で、管理型産業廃棄物最終処分量の推移と今後の見通しについてお答えいたします。

5年ごとに調査を行っております沖縄県産業廃棄物

実態調査によりますと、処理事業者に委託された管理型産業廃棄物最終処分量の推移は、平成15年度は約3万5000トン、平成20年度には約8800トンに減少しております。

今後の委託処分量は、平成23年3月に策定しました第3期沖縄県廃棄物処理計画において将来の経済活動等により若干増加すると予測しており、目標年度である平成27年度には約9200トンと見込んでおります。

次に、県内の管理型最終処分場の現状と今後の建設見込みについてお答えいたします。

県内の産業廃棄物処理業者が設置している管理型最終処分場は、現在沖縄市に1施設、うるま市に2施設の合計3施設となっております。3施設全体の平成21年度末時点の受け入れ可能な残余容量は約3万2000立方メートルであり、平成21年度の埋立実績をもとに算出した残余年数は約4年となっております。これら3施設につきましては残余容量が逼迫しておりますが、そのうち1施設については2期工事の計画があることから、今後調整を進めていく考えであります。

次に、公共関与型産業廃棄物最終処分場建設についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備につきましては、最近のリサイクルの進展などにより産業廃棄物の最終処分量が減少していることを踏まえ、平成22年度に事業の見直し調査を実施しており、施設規模を36万立方メートルから15万立方メートルへ変更しております。

県としましては、施設規模等の見直しを踏まえ、名護市及び本部町の候補地について関係団体などに説明を行うとともに、本年3月には地権者など、11月には地域の関係者による広島県や島根県の先進地視察を行ったところであります。また、今月中旬には前回の視察に参加していない地元の方々の先進地視察を再度計画しております。

県としましては、このような取り組みを踏まえ、今後とも地元との合意形成に努め、早期整備が図られるよう努力していきたいと考えております。

次に、家庭ごみの排出抑制や減量化への取り組み及び市町村などとの連携についてお答えいたします。

沖縄県では、家庭などからの一般廃棄物の排出抑制を図るため「ごみ減量化推進事業」を実施しており、「県民環境フェア」を初め「ごみ減量・リサイクル推進週間」、「3R推進月間」などを通して県民に対しごみ排出抑制について普及啓発を実施しております。

また、市町村が実施するごみ袋有料化の促進や県内各事業者の協力を得て実施しております買い物時のマ

イバッグ持参によるレジ袋削減など、各種行事・運動についても関係機関などと連携して一体となっており、ごみの排出抑制に取り組んでおります。こうした取り組みの結果、本県における一般廃棄物の総排出量は、平成11年度の51万3000トンピークを減少し、平成21年度は42万7000トン、約17%の減となっております。

県としましては、今後とも市町村及び関係機関と連携してごみの排出抑制・減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、離島町村の廃棄物処理の現状とごみ焼却経費及び県の指導などについてお答えいたします。

平成21年度における離島町村のごみ処理量は9893トンで、焼却を含めたごみ処理費用は、年間1人当たり1万6997円となっております。県全域の平均ごみ処理費用は、年間1人当たり8436円であり、離島町村の処理費用は約2倍となっております。このため、県としましては、離島町村に対し国の循環型社会形成推進交付金を活用した施設整備などの指導を行うとともに、離島町村の意向を踏まえ、離島間及び沖縄本島との広域化を含めた効率的な廃棄物処理について取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄科学技術大学院大学についての御質問の中で、沖縄科学技術大学院大学への県内大学からの編入についてお答えいたします。

来年秋に開学する沖縄科学技術大学院大学への編入については、県内大学からの編入枠は特段ありませんが、大学の教育研究に支障がない限りにおいて、教授会が選考し、学長の許可があれば編入学が可能となっております。

次に、大学院大学の教員等の本県からの人材活用についてお答えいたします。

平成23年10月31日現在、大学院大学の職員は、教員、研究職員、一般職員合わせて390名おります。そのうち沖縄県出身者は研究職員16名、一般職員70名の計86名で、全体の約22%となっており、大学院大学は県内において大きな雇用の場となっております。

次に、県産業の振興に生かすための大学院大学との協力関係についてお答えいたします。

大学院大学と県内外研究機関・企業等との協力関係については、平成21年に連絡協議会を設置し、健康・医療分野を中心に情報交換や研究交流を行っております。また、沖縄県では、平成22年度から平成25年度まで大学院大学を核とした産学官共同研究事業を推進し

ており、現在、3つのテーマの共同研究を実施しております。そのうち2つのテーマについては、沖縄特有の生物資源を活用した医薬品・健康食品等への展開を目的としたものであり、大学院大学の開学により、研究が一層進展するものと期待をしております。今後とも、大学院大学の研究成果を活用して、地域産業の振興につなげていけるよう、産学官連携の推進・強化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 再質問を行います。

土木建設についてであります。一括交付金の特性を生かして公共事業に活用していきたいという答弁がございましたが、これは米軍発注工事についても生かされていきますでしょうか。ボンドの支援、米軍発注工事についても活用してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

そしてもう一点、児童虐待についてであります。

児童虐待をなくそうと、根絶しようと、地域ではいろんな団体が活動しています。沖縄市では、この幼児の死亡事故が発生してから虐待防止連絡協議会というのが発足しておりますが、このような団体というものを県は把握していますでしょうか。各市町村に存在するものなのかどうか伺います。そしてそういった組織がされるようにまた指導していくべきではないでしょうか。指導しながら支援の体制もつくっていくべきだと思いますが、いかがでしょうかお答えいただきます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 再質問にお答えいたします。

ボンド制度に関連して一括交付金が活用できないかというふうな趣旨の御質問だというふうなことでございますけれども、ボンドに関しましては制度要望の中で、公庫、それからまた西日本株式会社等に制度の創設等について要望しているところでございますけれども、そのボンドに関する問題について一括交付金を活用してどのようなことができるのか、ここもまた研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 児童虐待については、住民に身近な市町村における関係機関の連携による取り組みが重要であることから、県では要保護児童対策地域協議会の設置を進めております。平成23年4月1日現在、沖縄市を初め41市町村中38市町村で設置されております。県としましてもネットワークからの意向も含め、全市町村での当該協議会の設置を目指して取り組んでおります。また、既に設置済みの協議会においてもその機能が十分発揮できるよう支援に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん こんにちは。

社民護憲ネットの渡嘉敷です。会派を代表して質問いたします。

質問の前にちょっと申し上げたいことがあります。11月29日の朝、新聞の見出しから飛び込んできた文字を見た私は大変なショックを覚えました。これから犯す前に犯しますよと言いますか、前沖縄防衛局長の暴言は私自身が犯されたような錯覚さえ覚えました。もしかしたら沖縄県民は、日本政府に強姦され、ぼろきれのように切り捨てられてきたのだろうか。それだから、理不尽な日米地位協定がまかり通ってきたのでしょうか。オフレコであれ、酒の座であれ、公人が公人であることの緊張感もなく、出てきた言葉は日ごろ思っていた本音であり、防衛省官僚の体質や本音を思わず吐露したのではないかと受け取れます。

田中防衛局長を更迭したから、すべてそれでよしではありません。大臣を初め首相も口先では謝罪しながら、ただど評価書は年内に出す、首相の「正心誠意」とは評価書提出を断念することであるべきであり、トカゲのしっぽ切りで事を済ませようとするのは絶対に許せません。

そこで本件について、田中防衛局長の発言は質問通告後発生して報道されたものでありまして、看過できないそんな重大な問題であります。議事課に連絡をしてありますので、先例を踏まえて質問を行います。

田中前沖縄防衛局長のこれから犯す前に犯しますよと言いますかとの発言は、女性への冒瀆と同時に、評価書提出の時期について沖縄県民が緊迫感の状況にある中で県民の気持ちを土足で踏みにじるようなことであり、到底許せるものではありません。更迭は当然であります。知事の見解を伺います。

それでは本題に入って、知事の政治姿勢について伺

います。

(1)、政府は、年内に環境影響評価書の提出を伝え、知事の理解を得るために野田政権下になるや関係閣僚の沖縄もうでが始まりました。2年前も地元の理解を得たとしてアセスが進められました。評価書もその延長線にあるとの政府の認識と思われます。何をもってすれば知事は理解し得るのか、改めて辺野古移設建設についての知事の見解を伺います。

(2)番目、辺野古移設反対の名護市長の誕生、41市町村長の県内移設反対、そして県議会での県内移設反対決議、そして知事の県外移設公約等々状況も大きく変わったので、知事は評価書の提出を断念してほしい旨発言し、あいまいさを残さず明確に「県内移設反対」と言うべきときだと思いますが、どうでしょうか。決意を伺います。

(3)、クリントン政権下の元国防次官補ジョセフ・ナイ氏の論文で「沖縄県内に海兵隊を受け入れる余地がない、オーストラリア移設は賢明な選択」との見解が明らかになりました。さらに、クリントン国務長官も「地理的に広く分散することが戦略上優位」と提唱するなど、もはや辺野古新基地建設は不要となっていると考えます。知事の所見を伺います。

2、日米地位協定について。

(1)、米軍属犯罪に係る今回の小手先の運用の改善では、米側の好意的考慮にゆだねられたあいまいさが残ります。個別に判断が異なってくる危うさも感じられます。なぜ、この時期に運用改善の日米協議が整ったのか、その背景について県の見解を伺います。

(2)、「駐留軍関係法に関するハンドブック」で、米軍の法規対策担当者より、米軍属裁判権について全事件で日本側に裁判権があると明記されておりますが、10月27日の参議院法務委員会でも取り上げられました。また、日米地位協定について密約ありとする吉田敏浩氏の著書もあります。県の見解を伺います。

(3)、日米地位協定の抜本的な改定以外には、問題の解決にはなりません。これを機会に県の取り組みの作業を検証することが必要と考えます。例えば日米合同委員会の組織構成見直しの提言や、県の専任体制の確立など考えるべきではないか伺います。

3、基地問題について。

(1)、環境アセスについて。

ア、評価書にオスプレイ配備が記載された場合、アセス手続の再実施にはならないのか。

イ、防衛省は5000ページ以上の評価書の準備を進めているとのことでありまして。年内に国から評価書が提出されたとき、審査会の進め方を含め今後の対応を伺

います。

ウ、次に、来る知事の許認可事項である公有水面埋立申請に反対するか否かについて、知事の答弁を願います。

(2)、オスプレイ配備について。

ア、来年5月にも普天間基地に配備することも取りざたされておりますが、危険性の除去に相反します。普天間基地の閉鎖を求めるべきではないのかお尋ねします。

イ、高江のオスプレイ配備についてもその安全性が懸念されております。工事の中止を求めるべきではないのか。

(3)、県は嘉手納統合案について、いかなる条件がつけられようとも反対する意思に変わりはないか改めてお尋ねいたします。

(4)、政府は、与那国の自衛隊配備について地元の理解も得られないままに強行しようとしている。県の見解を伺います。

(5)、枯れ葉剤について。

ア、枯れ葉剤の県内使用及び大量のドラム缶を埋めたことに複数の元米軍人の証言を受けて、早速軍転協は基地の調査を政府に要請しました。1973年の日米合同委員会合意「環境に関する協力について」に基づき、県独自で調査する意向はないのかお尋ねいたします。

イ、60年代から70年代に基地で働いていた元基地従業員の健康調査の必要性はないのか伺います。港湾労働者の荷役、そして沖縄からベトナムへの船に乗っていた軍作業員もいると聞いております。

4、教育行政について。

(1)、学校編成整備計画について。

ア、学校は地域の教育の場だけでなく、コミュニティー施設として複合的な役割を担ってきた。このことを踏まえ、学校の編成整備計画は慎重に行うべきと思うがどうなのでしょう。今そのような状況で行われているかどうかについてお尋ねいたします。

イ、学校の統廃合によるデメリットとメリットについて伺います。

ウ、90%以上が高校進学する状況の中で、大学進学へのニーズに対応できる高校づくりが進んでおりますが、編成整備計画は地域の父母、子供たちの意見も十分踏まえて行わなければうまく進まない。編成作業の理念を伺います。

(2)、学校給食の安全性について。

ア、国の放射線数値の暫定基準値に対する不信が募り、県独自の基準値設定や表示の義務化が求められて

おります。県の見解を伺います。

5、観光行政について。

(1)、沖縄観光の未来を考える政策提言は、2020年までに観光客を900万人に設定しました。知事の2016年までに1000万人とした公約との整合性はどうなのかお尋ねいたします。

(2)、カジノについて。

ア、県は、カジノについてのこれまでの検討結果をカジノ誘致団体に対して県職員が説明するなど、知事はカジノ導入に意欲的であるように見えます。カジノのデメリットの大きさをどう考えておいでなのかお伺いいたします。

イ、大王製紙の前会長がカジノにのめり込み、106億円余の多額の不正な資金移転で逮捕されました。知事の見解を伺います。

6、県の「男女共同参画計画～DEIGOプラン～」の推進についてお尋ねいたします。

(1)、県の「男女共同参画計画～DEIGOプラン～」は2011年が期限となっている。次期計画づくりはどうなっているのか伺います。

(2)、平成15年には推進条例もできているが、審議会の委員選任方法はどうなっているのか。また、審議会委員の公募の方法や公募に当たっての県民への周知について伺います。

(3)、計画の中でジェンダーにとらわれない男女平等推進が施策に上げられているが、学校現場における混合名簿はどうなっているのか、その実施状況を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡嘉敷喜代子議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古移設建設についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の辺野古移設案は、地元名護市長が反対をし、名護市議会議員も反対派が多数を占めていると言われております。さらに県内41市町村の全首長さん及び多くの県民が反対している状況にあると推測されます。

県といたしましては、地元の理解を得られない辺野古移設案を実現することは事実上不可能であり、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むべきであると考えます。

次に、基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場の閉鎖についてという御質問にお答えいたしま

す。

普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は、同飛行場の危険性の除去であります。一日も早い移設・返還の実現が必要であります。県といたしましては、日本国内の他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう、引き続き強く求めてまいりる所存であります。

次に、同じく基地問題についての中で、嘉手納統合案の反対についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は断じて受け入れることはできないと考えております。県といたしましては、日米両政府に対し、引き続き、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めているところでございます。

次に、県の男女共同参画ＤＥＩＧＯプランの推進についての御質問の中で、次期男女共同参画計画づくりについての御質問にお答えいたします。

男女共同参画社会の実現は、県における重要な課題の一つであります。これまでさまざまな施策を通して女性の地位向上、そして男女平等の推進に取り組んでまいりました。その結果、審議会等における女性委員の割合や県議会における女性議員の割合は上昇しておりますが、性別による固定的な役割分担意識はまだまだ根強く残っていると考えます。

こうしたことから、次期計画では、「すべての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す」このことを基本方向とし、県民が主体的に計画の推進に取り組むことといたしております。

現在、県におきましては、計画案に対する県民からの意見を広く募集しているところであります。今後、沖縄県男女共同参画審議会での議論を踏まえて今年度中に新たな計画を策定いたしたいと考えております。

次に、緊急質問で、田中沖縄防衛局長の発言についての御質問にお答えいたします。

11月30日、中江防衛事務次官が来県し、田中前沖縄防衛局長の処分の報告と謝罪がなされております。

沖縄防衛局長という要職にあり、真摯に沖縄県の基地問題の解決・改善に取り組むべき立場にありながら、県民を侮辱し傷つけ、女性を蔑視するような発言は極めて遺憾であると言わざるを得ません。

県といたしましては、政府において、今後このよう

な事態を引き起こすことがないように努めるとともに、沖縄県民の信頼回復に全力を挙げて取り組むことは当然であると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、知事は環境影響評価書の提出断念と県内移設反対を言うべきであるということについてお答えいたします。

政府は、「普天間飛行場代替施設に関する環境影響評価書を年内に提出できるよう準備を進めている」としてありますが、県としては、「辺野古移設案には多くの県民が反対しており、事業の実施は、事実上不可能である」旨、繰り返し申し上げてきたところであります。環境影響評価書が提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、辺野古新基地建設を不要と考えることについてお答えいたします。

ジョセフ・ナイ元国防次官補の論考やクリントン国防長官の論文が発表されたことは承知しておりますが、これらが日米両政府の政策にどのような影響を与えるか、現時点では明らかではありません。県としましては、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう引き続き強く求めてまいります。

次に、日米地位協定についての御質問の中で、この時期に日米協議が整った背景についてお答えいたします。

ことし1月に沖縄市で発生した米軍属による交通死亡事故について、第一次裁判権を有する米側の処分が運転禁止5年間という極めて軽いものであったことなどから、多くの県民及び国民がその処分のみならず、日米地位協定の枠組みについて疑念を抱いたことが背景の一つにあったものと考えております。

次に、米軍属の裁判権と密約についてお答えいたします。

10月27日の参議院法務委員会において、「駐留軍関係法に関するハンドブック」について取り上げられたことは承知しておりますが、政府は、当該ハンドブックに対する見解を明らかにしておりません。また、我

が国が一定の場合に刑事裁判権を放棄するとのいわゆる密約問題については、松本前外務大臣が記者会見において、日米両政府間で何らかの合意を行ったものではないと発言しており、県としましては、これが政府の公式見解と受けとめております。

次に、日米合同委員会の組織見直しの提言や県の専任体制の確立についてお答えいたします。

県は、渉外知事会を通じて、地元意向を尊重する制度を構築するため、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する地域特別委員会を設置するよう求めているところです。また、基地対策課に地位協定を担当する職員を配置し、政府との連絡調整を行うなど、地位協定に関するさまざまな問題の対応に当たっているところであります。

次に、基地問題についての御質問の中で、公有水面埋立申請に反対するか否かについてお答えいたします。

現時点で、政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておられません。仮に提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、オスプレイと高江ヘリパッドについてお答えいたします。

沖縄県が提出した北部訓練場への影響を含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありましたが、米側に照会中のため回答できていない項目等があり、引き続き県民生活への影響など十分な説明を求めているところであります。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で実現可能な方法であると認識しております。今後とも東村や高江区の意向を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、与那国の自衛隊の配備についてお答えいたします。

去る11月17日、与那国島における沿岸監視部隊等の配置について、与那国町と防衛省は、共催による住民説明会を実施しております。自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認

識しております。しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、元基地従業員の健康調査についてお答えいたします。

外務省は去る8月19日の発表で、事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているとしておりましたが、米側から改めて過去の記録を確認した結果として、当時米軍が枯れ葉剤を沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった旨の回答があったとのこととあります。また、外務省によれば米側は報道されている退役軍人の証言には幾つかの疑問があり、信憑性があるとは考えていないとのこととあります。これらを踏まえ、外務省としては過去に沖縄県が実施した環境調査に加えてさらに調査を行うかどうかについては、関係省庁と連携しながら、今後新たな事実関係が判明するか等の状況を見て判断していきたいとしております。

県としましては、枯れ葉剤による健康被害の発生は明らかにされていないことなどから、現時点で健康調査を行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 基地問題についての御質問の中で、オスプレイの配備と環境影響評価手続の再実施についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業は、飛行場事業として沖縄県環境影響評価条例の対象事業となっております。同条例では、滑走路の長さが20%以上増加する場合、及び新たに飛行場区域となる部分の面積が10ヘクタール以上となる場合をアセス手続の再実施要件として定めております。したがって、オスプレイの配備は、条例に定める手続の再実施要件に該当しておりません。

次に、評価書の審査などについてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る飛行場事業は、沖縄県環境影響評価条例の対象事業であります。同条例に基づく評価書手続は、評価書の知事への送付から45日以内に環境影響評価審査会の審査を踏まえ知事意見を述べることとなっております。また、埋立事業は、環境影響評価法の対象事業であり、同法に基づく評価書手続は、評価書の免許等権者への送付から90日以内に意見を述べることとなっております。事業者は、これらの意見を勘案し、評価書に必要な補正を行

い、補正した評価書を一月間公告・縦覧して環境影響評価手続は終了となります。沖縄県としましては、仮に評価書が送付されてきた場合には、関係法令にのっとり対応せざるを得ないと考えております。

次に、枯れ葉剤の県独自の調査についてお答えいたします。

枯れ葉剤の問題に関しましては、国に対し軍転協を通じて事実関係を早急に確認し、地元自治体などへ説明を行うよう要請しているところであります。しかしながら、国からは、県内において枯れ葉剤の保管もしくは使用したという事実について確認がとれていない状況にあります。1973年の日米合同委員会合意「環境に関する協力について」は、汚染が問題となった場所に対して、現場の直接視察、またはサンプルの入手に係る手続を定めたものであります。そのため、明確な場所などの情報が得られていない現状では、立入調査などを求めることは困難であります。

次に、県の男女共同参画ＤＥＩＧＯプランの推進についての御質問の中で、男女共同参画審議会の委員選任、公募の方法及び周知についてお答えいたします。

審議会の委員選任につきましては、幅広い分野から男性・女性双方の意見がバランスよく反映されるよう、弁護士、大学教授、医師などの学識経験者から選任するほか、日本青年会議所沖縄地区協議会及び沖縄県女性団体連絡協議会などの関係団体に推薦を依頼し、選任をしております。また、県行政の意思形成過程に県民が直接参加する機会を確保するため、委員15名中3名については公募により選任しております。委員公募の周知につきましては、沖縄県広報誌、ホームページ及び新聞への募集広告などを行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、編成整備実施計画についてお答えいたします。

学校の再編等につきましては、県民や地域及び保護者等の理解を得ることが最も重要であり、今後とも引き続き地域での説明会や学校関係者等と十分に調整を図りながら編成整備計画の策定をまいります。

次に、統廃合のメリット・デメリットについてお答えいたします。

メリットとしましては、生徒が相互に切磋琢磨して高めることができること、学習の面からも適切な教員配置ができること、教育活動の中で生徒の選択肢が広がること、生徒会活動や部活動、学校行事等が活性化し他者とのコミュニケーション能力を高めることなど

があります。デメリットとしましては、学校の統廃合により地域への影響が考えられること、遠隔地からの通学を余儀なくされる生徒が出てくることが考えられます。

次に、編成作業の理念についてお答えいたします。

編成整備実施計画につきましては、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し素案を策定しております。学校の再編等につきましては、県民や地域及び保護者等の理解を得ることが最も重要であり、今後とも引き続き地域での説明会や学校関係者等と十分に調整を図りながら編成整備計画の策定をまいります。

次に、県独自の基準値設定等についてお答えいたします。

食品に含まれる放射性物質につきましては、今回の原発事故を受けて、厚生労働省において「暫定規制値」が定められ、さらに、新たな規制値の設定に向けた検討が行われております。県独自の基準値設定や表示の義務化については、国の基準との整合性や学校給食食材の確保等の問題も予想されることから困難であると考えます。

次に、県の男女共同参画ＤＥＩＧＯプランの推進についての御質問で、学校現場における混合名簿についてお答えいたします。

平成23年度、県内において男女混合名簿を導入している学校は、小学校で24校（8.8%）、中学校で12校（8%）、高等学校で19校（32.2%）であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光行政についての御質問の中の、知事の1000万人公約との整合性についてとの問いにお答えいたします。

先日、一般社団法人「沖縄観光の未来を考える会」が公表した、観光振興のための独自のアクションプランにおきまして、2020年の観光客数目標値を900万人と設定しております。同プランでは、近年、沖縄観光を取り巻く環境が世界的な景気低迷や東日本大震災などにより大きな影響を受けていることから、より厳しい目標値を設定していると聞いております。

県としましては、知事公約と未来を考える会のプランでは、達成年次は異なっているものの、海外市場からの誘客強化や、滞在日数の長期化による観光収入の増加など、基本的な方向性は一致していることから、今後とも同団体や県内観光業界との連携を図りながら公約の達成を目指してまいりたいと考えております。

次に、同じく観光行政についての中、カジノのデ

メリットの大きさについてとの質問にお答えいたします。

カジノ導入に伴う懸念事項として、ギャンブル依存症の増加や青少年及び地域に与える悪影響などが指摘されておりますが、これらを定量的に示すことは困難であります。ただ、米国ゲーミング影響調査委員会報告によれば、カジノ利用者のうちギャンブル依存症になる利用者は、潜在的なものも含め全体の約1から2%前後とも言われており、こうした懸念事項につきましては、アメリカやシンガポールなど先進地におけるさまざまな情報を収集し、今後ともこれら課題に対する対策や影響について検証してまいりたいと考えております。

なお、現在、超党派の国際観光産業振興議員連盟における「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律案」におきましても、国の規制機関の設置や公的機関等による厳格な管理体制の構築などの対応策も検討されております。

同じく観光行政についての中、大王製紙前会長の逮捕についてとの質問にお答えいたします。

このたびの事件につきましては、新聞等により報道されている範囲において承知しておりますが、事件の因果関係等につきましては、現在、捜査途中の段階でもありますので、コメントは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん まず、教育長にお尋ねします。

学校編成整備計画についてですが、小規模校には小規模校のよさがあると思います。特に小中学校においては地域とのかかわりが深くあるわけですから、拙速な統廃合というのは大変疑問があります。宮古島小中学校における学校編成状況はどうなっているのか。

それからもう一つ、食の安全ですが、11月28日の琉球新報の「社説」に載っておりました東大の教授がやっていたことなんですけれども、学校給食を丸ごとミキサーにかけて放射線量をはかるということを千葉県で導入されるというようなことが出ておりましたので、そのあたりについてどうお考えなのかお尋ねいたします。

それから、混合名簿についてですが、先ほどの中では宮崎のほうが一番下位で、それに次いで沖縄県なんです。なぜこのようにして混合名簿が施行されないのか。たかが混合名簿という思いがあるのかどうか。やっぱり人権意識の問題というのがそういう幼少のこ

ろからはぐくまれるということであれば、本当にこのことを真っ先に進めていかなければいけないのが教育機関だと思います。教育の場面でこのことが進められていないということは大変問題ではないかというふうに思われます。

そして、学校教育が熱心な地域においては100%とかそういうようなかなり高い基準で混合名簿が行われているわけです。この件について学校現場の先生にも話を聞いたら、その必要はないとか、本当に学校の先生方自身がこの人権意識とかというのをどのようにとらえているのかなという疑問もちょっと出てきますので、そのあたりは県教育庁として、やはりこれはもう小中学校、本当に小さいときから、幼稚園に至るまでやらなきゃいけないことだと思いますので、強力な推進を求めていると思います。

それから、環境生活部にお尋ねしますが、ジュゴンの件について、それは資料でこれから検証していくというようなことを言っておりましたけれども、11月29日の新報の中で、この日米合同委員会ではジュゴンの保護に関しての課題が上がっていないと。そして今回の評価書についてもまた問い合わせも全くないというそういう中で、本当にこういう問題が出されたときに、環境生活部としてどういうふうにして進めていくのか。

それからもう一つ、5000ページ以上の評価書が出たときに、本当に審査会も開いていかないのか、そのあたりを明確にお答えいただきたいと思います。

それから、日米地位協定の件についてですが、今回このようにして運用の改善でなされたのは、1月の與儀君の交通事故が背景にはあったかと思います。それと同時に今回の評価書、辺野古に基地を移すことの一つ一つを積み上げていく一つの過程だと思うんですね。玄葉外務大臣もそのことを言っていました。そして今度は、次の手はこれで来ます、これで来ますというような形で来るかと思います。そのときに本当に知事はどのあたりで着地点にするのかというのが私たち県民は気になって仕方がないんですね。毎回県内移設を今こそやるべきでしようと言われても、同じような答弁が繰り返されていて、知事は絶対その県内移設を言わないということに、本当にこれで大丈夫なのかなという疑念がわいてくるんですよ。ですから、本当に政府が沖縄もうでをしている中で、一つ一つの積み重ねの一つだと、今回の運用の改善もそのようにとらえております。次の手は何が来るのかわかりませんが、そのあたりで知事の決意をもう一度伺いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡嘉敷議員の再質問にお答えいたします。

まず、地位協定の運用の改定というのをやってきているということ、普天間代替施設の辺野古での環境評価、その評価書との関連を述べておられますが、そして知事の県外へという決意は変わらないかという御趣旨だと思います。

まず前半の部分のこの地位協定について、それは本体が変わるという抜本改定というのを我々は要求をしておりますが、そこへ入っていけばこれは理想的なんです、その前にも現実的には運用の改善というのは、これは現実的には意味のあることだと私は考えておりますから、これ自身を否定する必要は全くないし、むしろ歓迎すべきだろうと私は思っております。

そして一方で、辺野古への普天間基地の移設につきましては事実上不可能というのを私は言って、したがって早く普天間を返してもらって再利用・再活用していくためには、日本国内の、つまり沖縄県外という私の主張は変わっておりません。変えるつもりもありません。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 再質問についてお答えします。

まず1つ目ですけれども、ジュゴンの調査なども不十分な中でオスプレイが配備されると。そうした中で再実施をしないのかという御趣旨の質問だったと思いますが、このアセスメント、手続の再実施というのは法令の中で明確にその要件が決められておまして、その要件に合致しない限りは再実施はしませんけれども、いわゆるアセスメント、予測、調査、それから評価については評価書が実際に出てきた中で、それを見ない限り明確にはなりません。したがって、今後、そのことについては検討していくということになると思います。

それから、審査会は開かないのかという御質問ですが、先ほども答弁しましたけれども、条例上、審査会を開いて、その上で答申をいただいて知事意見を出すというような予定になっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 渡嘉敷議員の再質問にお答えいたします。3点ばかりあったかと思えます。

まず1点目は、小規模校への支援についての御質問だったかと思えますので、お答えいたします。

実は、小規模校にも私ども沖縄県教育委員会はさまざまな形で支援を行っている状況でございます。小規模校の適正な規模についてもメリットやデメリットがあるわけですので、そういったことを総合的に判断をしながら実はこれまでも編成整備計画を策定してきた状況でございます。

2点目の食の安全につきまして、東京大学の先生のいわゆる給食1人分を丸ごとミキサーにかけ、放射性物質検査をするよう提唱していると、そういうことでの御提言だったかと思えますけれども、千葉市がそれを導入いたしまして高く評価をしていると伺っております。本県でも検査体制が確立した際には、関係部局と連携をしながら、さまざまな方策についても検討していきたいと考えております。

それから3点目の、混合名簿の件です。たしか御質問は、なぜ進まないのかという視点からの御質問であったかと思えますけれども、実は学校現場におきましては、男女の平等やあるいは人権教育等を全教育活動を通じて行っております。児童会や生徒会役員におきましても男女差がなく役員が選出されまして、会長として活躍をする女生徒も多く見られます。

すべての学校において男女が教育的に差別されることではないと考えております。しかしながら、学校においては、実は身体測定や保健行事、あるいは体力差を考慮しなければならない教科、行政機関等からの調査等でどうしても男女別に名簿を使い分ける必要があるわけです。そのため、在籍数の多い学校におきましては、その事務の煩雑さや利便性を考慮しながら男女別の名簿を使用していると、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時40分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、社民・護憲ネットを代表しまして代表質問を行います。

一般的に、犯すというのは他者の人格、尊厳を踏み
にじるときに使う言葉です。相手の同意があるうがな
かるうが、力をもってねじ伏せること、つまり暴力で
す。

防衛局長は、普天間基地問題の中での政府と沖縄の
関係を暴力に例えました。これから犯しますよと言
いますかとみずからを犯す側の立場に置いて、民意がど
うあれ、政府は辺野古を強行するぞという本音を表現
したつもりでしょう。となれば、結果、沖縄もうでを
繰り返している閣僚らが県民の理解を求めると言って
深々と頭を下げてきたことが県民だましのパフォーマンス
だったことがばれてしまったことにもなるわけだが、
それでも政府の対応の本質は何も変わっていません。
更迭を発表した会見で、アセスを年内に出す方針
は変わらないと同時に言えることがより驚くべき深刻
な無神経さであります。これだと更迭の本当の理由
は、人権感覚を欠く醜い発言をしたことそのものでは
なく、発言のせいで辺野古移設が進まなくなること。
つまり、強行する政府の算段を邪魔したことなのでは
ないだろうかと言っているところですよ。

以上、所見を述べまして質問に入ります。

新たな沖縄振興への取り組みについて

(1)、沖縄振興新法、跡地利用促進法の政府案(素
案)が示されておりますか。内容、調整について進捗
を伺います。

(2)、報道等では国が基本方針を定めると、それに
沿って県が基本計画をつくるということが言われてお
り、これはいわゆる奄美の振興計画(奄振)で導入さ
れている考え方だと思います。基本計画の策定主体
は県ですが、その前提に国の基本方針があること
になるわけですが、この場合、国の基本方針と21世
紀ビジョンとの整合性は図られるものと考えてよい
か。

(3)、2012年度の一括交付金、これが全国で8000億
円、沖縄含むと発表されたようですが、3000億円につ
いて知事要求に対する政府の対応、実現の見通しを伺
います。

(4)、一括交付金の制度設計について県の考え方を示
してください。市町村からの意見はどのように上がっ
ているのか。県分、市町村分の配分などをどのような
基準で決めるのかお尋ねをいたします。

2点目、指定管理者制度の問題点について伺いま
す。

(1)、今定例会議案で25の指定管理者、公の施設が上
がっております。事実上、同じ団体が指定候補となっ
て提案されている割合はいかほどか。実際には23の施

設になります。

(2)点目、指定管理者制度の運用方針に規定された
「公募を行わないことに相当の理由がある場合」に該
当する施設について検討の経過があるのか。例えば総
合福祉センター、男女共同参画センター、万国津梁
館、平和祈念公園、コンベンションセンターなど、県
の施策の円滑な推進を図る上で、設置目的と密接に関
連する目的で設置された団体またはそれに準ずる団体
に管理させることが適当と認められる場合に該当しな
いか伺います。

(3)点目、雇用の継続。

ア、指定管理者が変更された場合、今回の場合です
と万国津梁館、ここで働くコンベンションビューロー
の職員の雇用はどうなりますか。

イ、同じく男女共同参画センターで働く職員の雇
用、これについては県議会の全会一致の陳情採択を踏
まえ、県の対応を伺います。

3点目、八重山地区の教科書問題です。

(1)点目、文科省が示した「11月末期限」と期限設定
の根拠を伺います。

(2)点目、教科書「有償」の解釈、これは義務教育の
無償をうたう憲法や関連法の精神に反するのではない
か。一方で、地方自治体が教科書代の予算を措置する
こと、これは違法ではないとしていますが、この場合
の法及び条文は何を指すのか。逆に、予算措置されな
い場合は何らかの法に抵触するか伺います。

続いて(3)、8月23日の地区採択協議会、この議事録
が正式に公表されました。改めて県教育委員会の見
解を伺います。また、文科省はこの協議の実態を把握
しているのか。この同省が示す教科書採択方針、これに
のっとった運営であったと文科省が認識しているのか
伺います。

(4)点目、3市町教育委員会そろっての今後の協議の
見通しについて伺います。

4番、県立病院のあり方です。

(1)、離島医療を初め政策医療は引き続き安定的に維
持、提供されますか。県立病院の役割について伺いま
す。

(2)点目、24年度の総務省繰出基準額、これは試算を
出してください。

(3)点目、地方公営企業法に規定された一般会計から
の負担原則、繰出基準、これに基づく病院会計への繰
り入れは次年度以降も当然に予算措置されるものと解
するが、県の姿勢を明らかにしてください。

(4)点目、離島増嵩費、この負担のあり方について基
本的な考え方を示されたい。

次に5番、ニートの実態とその支援、「子ども・若者育成支援推進法」これに基づく支援のあり方について伺います。

(1)点目、若年無業者いわゆるニート、これは把握されているのか。県の分析、支援、対策、そして所管等をお尋ねいたします。

(2)、あわせて次の実態を明らかにしてください。

ア、ひきこもりの数、実態把握。

イ、不登校児童生徒の数、この要因。

ウ、不良行為少年の補導件数、刑法犯少年の検挙数など実態と全国比についてもお尋ねいたします。

エ、DV保護命令件数及びこれも全国比についてお尋ねをします。

オ、離婚率並びに若年結婚と若年離婚の割合、さらに再婚率について伺います。

(3)点目、本県には「情緒障害児短期治療施設」がありません。その必要性和設置の見通しを伺います。

(4)点目、「子ども・若者支援法」、これを生かす必要性について伺います。

ア、法律のその背景、目的、支援の対象、施策の基本的方向性。

イ、本県こそ早急にこの同法を活用することが求められているのではないかと。地域協議会を立ち上げることにについて県の主体的な取り組みを伺います。

6番、学童保育の充実に向けた支援について。

ア、学童保育の利用者数とそのうち5歳児の数、割合。

イ、学童保育料これは幾らですか。全国平均との比較について伺います。

ウ、学校施設内に設置されている割合と全国との比較について伺います。

(2)点目、学童保育連絡協議会の取り組み。

ア、これについては、最近の動向、協議会の意義・役割について伺います。

イ、指導的役割を果たしている連絡協、学童保育支援センターの今後の存続、県の支援等について伺います。

7番、がん条例です。

策定中の骨子案にがん患者が一生懸命に訴えている「離島対策」、「経済的負担の軽減」このことが盛り込まれておりません。「身体的・精神的・社会的痛み」の解消、特に「社会的痛み」については国のその基本計画においても記述される方向があるとのことですが、県条例に盛り込む必要性があるのではないかと、見解を伺います。

8点目、障害者の権利条例について伺います。

障害者権利条例についても、これはその条約の批准に向けて国内法の整備が進められる中で、本県において行っているヒアリング、条例制定の進捗、内容を伺います。

9点目、対馬丸記念館への運営費助成について、今後の対応、方向はいかがでしょうか。県民が共有する沖縄戦被害の体験として継がれていくべきかけがえない記念資料館です。今後の支援について伺います。

10番目、産業廃棄物行政。

(1)、沖縄市北部のごみ山の改善、その後の指導や行政処分、改善計画を伺います。

(2)、公共関与廃棄物処分場の実現の見通しを伺います。

11番目、識名トンネル補助金返還問題について。

(1)、全額返還の要求にどう対応されますか。

(2)点目、工事の特殊性、経済性、早期供用を重視し、不適切だったがやむを得なかったと考えているのか伺います。

(3)点目、この問題についての説明責任を果たしてください。再発防止策をどのように講ずるのか伺います。

12番目、古島団地の問題について。

元郵住協の協定書では、売却に当たって平成20年度末に再開発、入居者の生活権への配慮がうたわれております。老朽化を理由に11月16日付で退却通知文が全入居者に送付されている状況ですが、協定不履行の中、一方的ではないでしょうか。県の見解を伺います。

13点目、泡瀬地区の埋立事業について。

事業についての経済的合理性がないと地裁、高裁から判断されながら新たな計画が策定され、また訴訟が起こされております。さらに東日本大震災後、災害予測、防災対策、避難確保等、国民挙げて見直しの真ただ中です。この状況を踏まえ、立ちどまり、工事を中断するのが行政としてとるべき対応ではないかと伺います。

14番目、河川改修について。

浸水被害のある与那原川の河川改修は、下流の米軍基地に阻まれて工事が進みません。その後、共同使用の手続などを進めているのか伺います。

15点目、泡瀬ゴルフ場の返還跡利用、これに伴う広域調整の状況を伺います。

(1)点目、県による国道330号の交通量調査、その分析はどうになりましたか。

(2)点目、交通量の予測のその結果によって、今後の国道事業にどのような影響があるのか。広域調整の対

象となっている関係市町村の都市計画等これとの整合性を伺います。

16番目、ＴＰＰ協定、本県への影響、対応を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村未央議員の御質問に答弁いたします。

まず第１に、新たな沖縄振興への取り組みについてという御質問の中で、沖縄振興一括交付金の実現の見通しいかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄振興一括交付金につきましては、平成24年度概算要求組替え基準や政府から示されました「新たな沖縄振興の検討の基本方向」——これは沖縄政策協議会が出しておりますが——において、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえて予算編成過程で検討するとされております。しかしながら、去る11月19日に来県されました川端沖縄担当大臣からは、はっきりとした予算の中身の見通しについては言及されておられませんでした。総額3000億円の確保、そして自由度の高い沖縄振興一括交付金の実現について、改めて私のほうからお願いをしたところですが、なかなか厳しいという表現でお話をされておりました。また、11月28日にも、藤村内閣官房長官を初めとする政府関係要路に対しまして、沖縄県の要望の実現を要請したところでございます。

沖縄県といたしましては、政府予算案において沖縄の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の実現されるよう、引き続き政府へ求めているところでございます。

県立病院のあり方に係る御質問の中で、県立病院が負担すべき役割についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県立病院につきましては、離島医療など地域において必要とされる政策医療を引き続き提供していくことといたしております。今後とも民間医療機関では対応が難しい医療を提供するという県立病院の役割を踏まえ、救急医療、そして小児・周産期医療など、地域において必要とされる医療提供体制を確保してまいり所存でございます。

次に、ＴＰＰ協定に係る御質問の中で、ＴＰＰ協定による沖縄県への影響と対応についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県の農業分野につきましては、十分な農業対策が打ち出されないままＴＰＰに加盟した場合、深刻な影響が懸念されます。特にさとうきび生産が主要な産

業となっております離島地域におきまして重大な影響を与えるおそれがあります。また、製造業等につきましては、海外・国内市場等の違いによりましてそれぞれプラス・マイナス両面の影響があると考えております。一方、輸入業にとりましては、輸入品の価格低下による販売額の増加など一定のメリットがあると言われております。同時に、一般消費者もその恩恵を受けることが考えられますが、食の安全などの観点から懸念が生じる可能性も指摘されております。

沖縄県といたしましては、今後とも引き続き農業分野の懸念について国に対して強く訴えていきますとともに、国民の合意が得られるまで丁寧な議論を尽くし的確に判断することを求めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな沖縄振興への取り組みについての御質問の中で、沖縄振興新法、跡地利用推進法の政府案の提示時期と調整の進捗についてお答えいたします。

沖縄振興新法、跡地利用推進法は、ともに現行法の期限である来年３月末までの成立が求められることから、国は、来年の通常国会提出前までに、県に対して政府案を示すものと認識しておりますが、県としては、早期に詳細な内容を開示するよう求めているところであります。振興新法について、県は、国が９月に示した「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」を踏まえ、法律上、県策定の計画に対する国の支援の明示とともに、沖縄振興一括交付金や県が提言した制度に関する規定の創設等を求めており、現在、国と調整を重ねているところであります。跡地利用推進法については、給付金制度等が既存の枠組みの継続とされるなど、同基本方向において示された内容が極めて不十分なものとなっていることから、今後とも国と協議を重ねていくとともに、県の求める内容が新たな法律に盛り込まれるよう、政府関係要路に対し引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

次に、国の基本方針と県が策定する基本計画との関係及び21世紀ビジョンとの整合性についてお答えいたします。

国は、去る９月、沖縄政策協議会の振興部会において、新たな計画に関し、沖縄振興における県の主体的な役割と国の責務の双方を勘案しつつ、沖縄県が策定主体となり、国が支援する方向で法制的に検討すると

の基本方向を示したところであります。これに基づき、現在国は他の地域振興法を参考にしながら計画の法律上の位置づけを検討しております。一方、県は昨年3月に、「沖縄21世紀ビジョン」を策定し、これに掲げた5つの将来像の実現等を目指して、現在新たな計画の策定を進めているところであります。このため、計画の法制上の検討に当たっては、県の主体性を保てるよう、「沖縄21世紀ビジョン」及び新たな計画との整合性について、国と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、市町村との協議における意見及び課題についてお答えいたします。

沖縄振興一括交付金（仮称）に関する市町村との協議については、市4団体、町村4団体及び県職員で構成するワーキングチームを9月5日に立ち上げ、市町村間の配分基準等についてこれまで4回の会議を開催し、検討を行ってまいりました。市町村からは、配分の公平性・透明性を望む意見が多く、課題である具体的な配分方法や協議機関の設置等について議論を重ね、検討しているところであります。引き続き、市町村と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県分と市町村分の配分についてお答えいたします。

沖縄県としましては、沖縄振興一括交付金の総額に市町村分を含めて沖縄県へまとめて交付するよう求めているところであります。県と市町村間の交付金の配分のうちハード事業については、これまで県と市町村との間で実施事業を調整してきた経緯を踏まえ、県及び市町村が作成する事業実施計画に基づき配分額を決めることを検討しているところであります。一方、ソフト事業については、住民ニーズはあるものの、これまで高率補助制度では対象外とされてきた事業を市町村において展開できる仕組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 指定管理者制度の問題点に関する質問のうち、同じ団体が指定管理候補者となっている割合についてお答えします。

今議会に提案されている25の公の施設のうち、新規導入する2施設を除く23施設中15施設、割合にして65%が現指定管理者と同じ団体となっております。

次に、公募を行わないことについてお答えいたします。

指定管理者の募集は、制度の趣旨、目的にかんがみ、複数の申請者の中から施設の効用を最大限に発揮し、かつ経費の縮減が図れる者を選定することが望ましいことから、公募が原則であります。しかしながら、対象施設の適正または効率的な管理運営を確保するため、相当の理由がある場合は、例外として公募によることなく選定することができることとなっております。公募するか否かは、施設を所管する各部局において、これまでの指定管理者制度の運用状況などを勘案し判断することになっており、その結果、今議会に提案した25施設については、ほぼ原則どおり公募とされているところであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 指定管理者制度の問題点についての中、万国津梁館職員の雇用についてとの質問にお答えいたします。

現在、万国津梁館は、沖縄観光コンベンションビューローが指定管理者となっており、館長1名、総務・経理・施設管理3名、予約チーム4名、ウエディングチーム3名、カフェテラス3名の14名体制で管理しております。その14名の内訳は正職員2名、嘱託員9名、非常勤職員3名となっております。なお、万国津梁館の指定管理者募集要項において、人的ノウハウを継承する必要がある点を考慮し、再雇用を希望する者について配慮するよう付記しております。その上で県としては、万国津梁館の管理運営に関する知識・経験、関係者とのネットワーク等を有する現指定管理者の職員を活用することが施設の安定的な運営に有効であると考えており、来年度の指定管理開始に向けた協議の中で、新たな指定管理候補者に対し再雇用を希望する者への配慮を含む検討を求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 指定管理者制度の問題点についての御質問の中で、男女共同参画センターで働く職員の雇用に関する県の対応についてお答えいたします。

職員の雇用につきましては、雇用主である指定管理者がみずからの責任と判断において決定すべきであると考えます。県としましては、去る9月議会において、「沖縄県男女共同参画センター「ていりる」職員の継続雇用を求める陳情」が全会一致で採択されたこ

となどを踏まえ、次期指定管理者候補者であります財団法人おきなわ女性財団に対し、職員の雇用に当たっての配慮方を申し入れしております。

次に、産業廃棄物行政についての御質問の中で、沖縄市の産廃問題への対応についてお答えいたします。

沖縄市北部地域における廃棄物問題につきましては、沖縄市所有の土地である安定型最終処分場について、平成23年9月に廃棄物処理法に基づき事業者に改善命令を発し、平成24年3月末までに履行するよう指示しているところであります。当該事業者におきましては、改善命令を踏まえ改善作業を実施しており、本年9月から11月にかけて約2万6000立方メートルを撤去しており、残り約3万2000立方メートルと報告を受けております。また、管理型最終処分場につきましては、平成22年10月に超過廃棄物を適正に処理するよう改善命令を発しており、安定型部分の改善が終わり次第本格的に作業を開始する計画となっております。

県としましては、今後とも早期に同市北部地域における産廃に係る問題を解決できるよう、当該事業者を指導していきたいと考えております。

次に、公共関与廃棄物処分場実現の見通し、進捗についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備につきましては、最近のリサイクルの進展などにより産業廃棄物の最終処分量が減少していることなどを踏まえ、平成22年度に事業の見直し調査を実施しており、施設規模を36万立方メートルから15万立方メートルへ変更しております。県としましては、施設規模等の見直しを踏まえ、名護市及び本部町の候補地について関係団体等に説明を行うとともに、本年3月には地権者等、11月には地域の関係者による広島県や島根県の先進地視察を行ったところであります。また、12月中旬には、前回の視察に参加していない地元の方々の先進地視察を再度計画しております。

県としましては、このような取り組みを踏まえ、今後とも地元との合意形成に努め、早期整備が図られるよう努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 八重山地区の教科書採択問題についての御質問で、11月末期限の理由についてお答えいたします。

文部科学省が11月末を期限設定した理由につきましては、平成24年4月に中学校に教科用図書を給与するために必要な期間を考慮した期限ではないかと思われ

ます。

次に、教科書の無償給与についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、教科用図書を地方自治体が購入できる法的根拠については、承知しておりません。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第3条では、国は採択地区で協議し種目ごとに、同一に採択された教科書を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で交付する旨定められておりますので、国の責任で無償給与していただきたいと考えております。

次に、議事録の公開等についてお答えいたします。

8月23日に行われた採択地区協議会については、協議会の運営のあり方や手法等について地域住民から疑義が生じたことが混乱の要因の一つであると考えております。

県教育委員会としましては、文部科学省に対しても議事録を送付しており、その協議の実態を把握しているものと理解をしております。

次に、今後の見通しについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、11月28日に3市町教育委員会の教育長を招聘し、解決に向けた意見交換を行ったところであります。教科書の採択権限は、3市町教育委員会にあることから、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために一日も早い解決をお願いしたいと考えております。

次に、ニートの実態と支援等についての御質問で、不登校の数と要因分析についてお答えいたします。

本県の平成22年度における30日以上欠席の不登校児童生徒数は、公立の小学校で369人、中学校で1290人、高等学校で1375人で合計3034人です。

要因として最も高いものは、小学校では「不安などの情緒的混乱」で約28%、中学校では「遊び・非行」約36%、高等学校では「無気力」で約31%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院のあり方についての御質問の中で、24年度繰出基準額についてお答えいたします。

平成22年度の決算に基づく平成24年度の総務省の繰出基準試算額は、約51億円となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 県立病院のあり方についての、一般会計からの繰出金についてお答えいたします。

政策医療を県立病院が実施する場合は、地方公営企業法及び総務省の繰出基準に基づき一般会計から繰り出しを行っております。

なお、平成24年度以降の一般会計繰出金についても同法及び繰出基準を踏まえ、政策医療の内容・範囲等も考慮して設定していきたいと考えており、現在、関係部局で調整を行っているところであります。

続きまして、離島増嵩費についてお答えいたします。

一般会計の負担が必要とされる項目を定めた総務省の繰出基準には離島増嵩費に関する項目はありませんが、離島における医療提供体制を安定的に確保する観点及び地方公営企業法の趣旨等を踏まえ、今後関係部局で検討していきたいと考えております。

続きまして、ニートの実態と支援等についての中、ひきこもりの数、実態把握についてお答えいたします。

平成22年度におけるひきこもりの相談件数は、県総合精神保健福祉センターにおいて34件、保健所において91件、市町村において563件で合計688件となっております。

なお、平成18年度厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によると、ひきこもり状態にある子供のいる世帯数は全国で約26万世帯と推計されております。

続きまして、DV保護命令件数及び人口当たりの全国比についてお答えいたします。

最高裁判所の資料によると、那覇地方裁判所が発令している保護命令について、平成22年の発令件数は51件となっております。人口10万人当たりで換算した保護命令発令件数については、平成22年は全国平均2.3件に対して沖縄県は3.7件となっております。

なお、DV防止法施行後9年間の平均件数は、本県は3.9件で全国平均の約2倍となっております。

離婚率並びに若年結婚と若年離婚の割合及び再婚率についてお答えいたします。

厚生労働省が公表した平成22年人口動態統計によると、沖縄県の離婚件数は3580件、人口1000人当たりの離婚率は概数で2.58となっております。また、再婚件数は夫が1845件で婚姻全体に占める割合は20.7%、妻が1633件で18.4%となっております。19歳以下のいわゆる若年層の婚姻件数は、夫が146件で婚姻全体に占める割合は2.1%、妻が276件で4.0%となっており、

離婚件数は夫が14件で離婚全体に占める割合は0.4%、妻が46件で1.3%となっております。

情緒障害児短期治療施設の必要性和設置の見通しについてお答えいたします。

軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、その情緒障害を治療する情緒障害児短期治療施設は、現在30都道府県で37カ所設置されております。本県においてもその設置は必要であると考え、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」後期計画において情緒障害児短期治療施設の整備目標を掲げているところであり、引き続き条件整備における課題への対応について検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「子ども・若者育成支援推進法」成立の背景等についてお答えします。

子供・若者をめぐる環境が悪化し、ニート、ひきこもり、不登校等子供・若者が抱える問題が深刻化してきたことを背景に、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。同法では、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者を対象に支援のためのネットワークを整備するなど、子供・若者育成支援施策を総合的に推進する体制を整備することとしております。施策の基本的方向は、第1に、すべての子供・若者の健やかな成長を支援し、第2に、困難を有する子供・若者やその家族への支援、第3に、子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備となっております。

続きまして、子ども・若者支援地域協議会の立ち上げについてお答えします。

ニート、ひきこもり、不登校等の子供・若者を地域において支援するため、福祉・医療、雇用等の関係機関が連携して取り組むためのネットワークを形成することが重要であると認識しております。子ども・若者支援地域協議会の設置については、既存の協議会等の活用も含め、どのような形態で設置するか検討してまいります。

続きまして、放課後児童クラブの利用者数及び5歳児の数と割合についてお答えします。

平成23年5月1日現在、沖縄県の放課後児童クラブの登録児童数は1万804人となっております。そのうち5歳児は1084名、約10%となっております。

続きまして、放課後児童クラブの利用料についてお答えします。

放課後児童クラブの保育料について、全国学童保育連絡協議会が平成19年度に行った調査によると、全国では保育料の平均月額が1万円以上2万円未満のクラブ数は11.8%、2万円以上のクラブはありません。一

方、県が平成22年12月に実施した実態調査では、平均保育料が1万円以上2万円未満のクラブ数は69.2%、2万円以上の割合は2.3%となっております。なお、沖縄県の平均保育料は1万1000円となっており、全国と比べて保育料が高くなっているものと認識しております。

学校施設内に設置されている割合等についてお答えいたします。

平成23年5月1日現在、放課後児童クラブが学校施設内に設置されている割合は、全国で51.1%となっているのに対し、沖縄県では6.2%となっており、全国に比べて低い設置割合となっております。

続きまして、市町村の学童保育連絡協議会の意義・役割等についてお答えします。

市町村の学童保育連絡協議会は、保育内容の向上のため研修や学習会を行ったり、放課後児童クラブ相互の交流や情報交換を行うとともに、市町村との調整機能を果たすなど、保育条件の環境の改善等に向けた取り組みを行っております。現在、9市町に学童保育連絡協議会がありますが、今年度5市町で協議会が設立され、さらに幾つかの市町村において協議会発足に向けて取り組みを行っていると同っております。

続きまして、沖縄県学童保育連絡協議会、沖縄県学童保育支援センターについてお答えします。

沖縄県学童保育連絡協議会は、沖縄県学童保育支援センターの運営母体として支援センターの円滑な運営に取り組んでいるところであります。県においては、当該協議会へ研修事業を委託するほか、放課後児童クラブについての意見交換や情報交換を行い、放課後児童健全育成事業の推進に努めているところであります。

また、沖縄県学童保育支援センターについては、ふるさと雇用再生特別基金を財源として実施していることから、同基金事業の実施期間である平成24年3月までの予定としているものであります。同センターの事業期間終了後については、放課後児童クラブの実施主体である市町村や沖縄県学童保育連絡協議会とも協議し課題の整理を行い、事業実施期間中に培った機能が生かせるような方策を検討してまいります。

続きまして、沖縄県がん対策推進条例（仮称）について。

沖縄県がん対策推進条例の策定に向けて、現在、患者等関係者、医療関係者、市町村、経済労働関係者及び教育関係者などで構成する連絡会において条例骨子案に関し意見交換を行っているところであります。同連絡会においては、患者の経済的、身体的、社会的負

担の軽減を含めさまざまな意見がありました。

県としましては、同連絡会やパブリックコメント等での意見、国における次期計画改定の動向等を踏まえつつ、地方自治法等関係法令に照らして条例案を検討してまいります。

続きまして、障害者権利条例制定の進捗及び内容についてお答えします。

県は、去る9月から障害者の権利擁護の推進を目的とした条例を検討するため障害者県民会議を開催しております。当会議の委員において、現在、障害を理由とする差別や不利益な取り扱いに関する事例ヒアリング等を行っており、その後、課題の整理及び解決のための取り組み方策などを検討していく予定であります。

県としましては、幅広い県民議論を踏まえ条例制定に取り組んでまいります。

続きまして、対馬丸記念館に対する今後の支援についてお答えします。

対馬丸記念館は、国の慰藉事業として建設され、国からの補助金により事業が実施されており、県としましては、これまで記念会と連携し、継続して国庫補助金の増額確保に努めてきたところであります。平成24年度においては、新規の平和推進連携事業費400万円が盛り込まれ、総額約1500万円となっております。その中で懸案となっております学芸員の配置や機器修繕費等が支出できるよう国と調整しているところであります。

県としましては、当面、同事業を通し対馬丸記念館が平和学習の場として活用されることや入館者の増加に向けた仕組みづくりを支援することとし、今後の県の支援については、対馬丸記念館の運営のあり方について記念会と調整する中で検討してまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） ニートの実態と支援等についての御質問の中の、若年無業者の実態及び対策、連携体制等についてお答えいたします。

厚生労働省では、労働力調査において、15歳から34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を「若年無業者」とし、いわゆるニートに近い概念として定義しております。

「若年無業者」には自宅で学習している者、いわゆる浪人生や病気療養中の者も含まれていることから、ニートの数を正確に把握することは困難であります。労働力調査の「若年無業者」数は、平成22年にお

いて全国で約60万人、沖縄県では約9000人となっております。15歳から34歳人口に占める「若年無業者」の割合は、全国が2.1%、沖縄県は2.6%となっており、全国平均と比較して高い割合となっております。また、平成17年に行われた国勢調査によりますと、全国が1.2%、沖縄県は1.9%となっており、全国で一番高い数字となっております。

県では、ニートの実態を把握するため、平成21年度に地域住民とかかわりが強い民生委員に対しアンケート調査を実施しており、回答のあった民生委員の30%程度が地域でニート状態にある若者の存在を認識しております。商工労働部においては、ニートに対する就労支援・職業訓練等について所管しており、厚生労働省が設置している「地域若者サポートステーション」を活用し、臨床心理士によるカウンセリングやキャリア開発プログラム、保護者を対象とした講習等を実施し、若年無業者の職業的自立支援を行っております。また、ニートの職業的自立を支援するため、教育部門、福祉保健部門、就労支援部門の行政機関と民間支援団体等の関係機関による「若者自立支援ネットワーク連絡会議」を設置し、情報の共有化や支援対象者への各関係機関の連携による適切な支援の実施に努めております。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） ニートの実態と支援等に関する御質問の中で、不良行為少年の補導件数及び刑法犯少年の検挙数等についてお答えいたします。

平成23年10月末の本県における飲酒や深夜徘徊等の不良行為少年は3万8883名で、前年同期と比較しますと2735名増加をしております。行為別に見ますと、深夜徘徊が全体の56.7%と最も多く、次いで喫煙が26.1%、飲酒が4.0%を占めており、この3つの行為で全体の86.8%を占めております。

平成22年中の不良行為少年の補導人員を少年人口1000人当たりの人口比で全国と比較すると、総数は全国の約3.1倍で、行為別に見ると、飲酒が全国の約6.9倍、深夜徘徊は約3.1倍といずれも全国ワースト1位となっております。また、喫煙は約2.2倍で全国で3番目に高くなっております。

次に、刑法犯で検挙・補導された人員は、平成17年をピークに減少傾向にあり、本年10月末では1017名で、前年同時期と比較しますと232名減少しております。

平成22年中の刑法犯少年の検挙・補導人員は1510名で、成人を含むすべての検挙・補導人員に占める割合

は33.3%と、全国平均の30.4%を上回っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 識名トンネル補助金返還問題についての御質問の中で、補助金の全額返還要求への対応についてお答えいたします。

識名トンネル新設工事（送水管沈下対策工）が、会計検査院から事後契約を行うなど不適正な経理処理を行ったものとして国庫補助金4億4793万円が不当とされました。これを受けて、沖縄総合事務局から国庫補助金全額の返還を求められていることについて、県民の皆様へ深くおわびいたします。

今後、沖縄総合事務局からの正式な補助金返還命令に対しては、補正予算を確保するなど関係部局と調整し、適切に対応していく考えであります。

同じく識名トンネル問題で、不適切だがやむを得なかったと考えているかについてお答えいたします。

県としては、当初、当該送水管沈下対策工事を識名トンネル本体工事の増額による契約変更で対応する考えであったが、本体工事の施工業者が47.2%の請負比率の適用に応じず、変更協議が難航しました。そのため、本体工事が低入札となっていることや市街地施工におけるトンネル工事の安全性、経済性を考慮し、トンネルの早期完成を図るため、双方が合意できる方法として当初契約にない沈下対策工は新たな追加工事として別件随意契約を行うのもやむを得ないと判断しました。

しかしながら、本来なら変更協議が整わなかった場合は、工事を中断してでも建設工事紛争審査会に諮り、問題の解決を図るべきであったと考えております。

同じく識名トンネル問題で、説明責任と再発防止についてお答えいたします。

識名トンネル工事の随意契約問題については、これまでに県民や県議会に記者会見や土木環境委員会で一連の経緯を説明してきたところであります。現在、弁護士や公認会計士を委員とする第三者委員会を設置し、不適正な契約に至った原因の検証や再発防止策の策定及び業者からの請負金額の返還の可否等について審議し、その結果を踏まえ説明責任を果たしていく考えであります。また、土木建築部の全職員に対し、今後このような事態が二度と生じないよう執行体制やチェック体制を強化し、国の関係法令や県の会計規則等の遵守を徹底して適正な事業執行に万全を期すよう厳重に注意喚起を行ったところであります。

次に、古島団地問題についてで、古島団地入居者への退去通知文についてお答えいたします。

旧郵住協は、解散に当たりパークレー社と「事業・資産譲渡に関する協定」を締結しており、その中で「平成20年度を目途とした再開発」及び「居住者等への配慮」がうたわれております。11月16日付の退去通知書については、パークレー社によると、裁判所が選任した鑑定人による「古島団地1号棟の鑑定結果」に基づき団地入居者あて通知したものと聞いております。

なお、同協定は、当該協会と事業者との協定であり、県としては、その履行に関しては締結当事者の責務であると考えております。

次に、泡瀬地区埋立事業についてで、工事を中断すべきではないかについてお答えいたします。

本事業については、今回の計画変更に当たり、市民意見や企業ヒアリング等をもとに土地利用計画を見直し、施設規模についても各種統計データ等根拠を有する資料をもとに計画しております。また、埋立面積を約半分とすることで干潟の98%が残るなど、環境への影響を大幅に軽減した計画となっております。

津波については、東日本大震災を踏まえ、これまで想定していなかった大津波に対し国の中央防災会議等で対策を検討しており、県としてもハードとソフトの両面から総合的な検討を行い、避難場所や避難経路の確保等について対応していく考えであります。

また、液状化については、当該埋め立てに用いる土砂が主に新港地区のしゅんせつ土砂で、その多くは液状化しにくい粘性土であり、液状化は起きにくいものと考えております。なお、埋立完了後に実施する土質調査の結果、仮に液状化すると判定された場合には適切に対応する考えであります。

県では、土地利用計画の見直しに伴う一連の法的手続が完了したことから、地元からの強い要請にこたえとともに、新港地区の東埠頭を早期に供用し企業立地の促進を図るためにも、環境保全に十分配慮し工事を再開したものであります。

次に、河川改修についてで、与那原川の共同使用の手続等についてお答えいたします。

米軍基地内の河川改修事業については、去る8月から10月にかけて、外務省沖縄事務所を初め在沖米国総領事や沖縄防衛局に対し返還手続の迅速化について要請を行ったところであります。

与那原川については、河川整備の手順として下流で合流する比謝川本川から整備する必要があります。防衛局においては、米軍との協議の第1段階として、比

謝川については基地返還を伴わない「共同使用」による手続を進めるとのことです。

県としては、早期整備が可能な手続手法について、引き続き防衛局と連携しながら米軍と協議していきたいと考えており、比謝川の進捗状況を踏まえて与那原川整備についても協議を進めていきたいと考えております。なお、与那原川上流部の民間地域については、浸水被害を軽減するため暫定掘削を検討しているところであります。

次に、泡瀬ゴルフ場返還跡利用に伴う広域調整についての御質問の中で、県による国道330号の交通量調査・分析についてお答えいたします。

泡瀬ゴルフ場跡地への大規模集客施設立地に伴って周辺道路交通への影響が大きいことから、広域調整の中で北中城村が実施した交通量推計結果を、現在、県において精査しているところであります。その結果、平成25年度における国道330号の交通量は、沖縄自動車道への転換や沖縄環状線の完成により、平成17年度に実測した交通量より沖縄市胡屋交差点でわずかに増加し、北中城村屋宜原でわずかに減少する推計となっており、北中城村と同様な結果となっております。

同じく泡瀬ゴルフ場関連で、国道事業及び関係市町村の都市計画等との整合性についてお答えいたします。

大規模集客施設立地に伴う交通量は、開業予定の平成25年度末までに完成している道路を対象として推計しております。一方、将来的な道路計画や都市計画等は、おおむね20年後のまちづくり計画や道路ネットワーク、交通量推計等に基づき長期的な視点で策定されるものであり、今回の交通量推計結果を国道事業や関係市町村の都市計画等に使用するものではありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは、再質問を行います。

まず1点目に、ニートです。

知事も御存じのとおり、失業者とニートというのは統計上全く重ならない人たちです。失業者というのは、いわゆる労働力人口に含まれて、仕事を求めているけれども得られない。これがいわゆる沖縄が全国一の課題を抱えている深刻な問題。一方のニートは、仕事をしていないけれども、求めてもいない。家事でもない、学生でもない。これは、いわゆる非労働力人口に該当します。今回、県が明らかにした統計によると、従来の統計の集計をしてもらったわけですが、こ

れも全国一と。つまり、全く失業者とニートという別の分類においてどちらも全国一の深刻な若年者をめぐる環境というのが明らかになったというふうに私は見ております。

先ほど深刻な子供たちの環境について教育委員会、県警を含めてる取り上げていただきました。この間、知事に対しても次期沖縄振興において新たな予算も伴って、ぜひともこの構造的な課題を沖縄振興の柱に据えてしっかりと取り上げて取り組んでいただきたい。これが40年行われてきた中でも、やっぱりこのような状況がなおもあるということ、この深刻さを訴えてきたところです。ぜひともいま一度、知事の子供や若者育成支援、現状に対する認識と、今後これから10年の計画におけるこの問題の課題についての取り組みについていかがでしょうか、見解をお聞かせください。

それから2点目、病院の繰出基準の試算をいただきました。これについて、局長、ぜひ積算根拠の資料を常任委員会までに出していただけるよう求めます。資料の提供について答弁をいただきたいと思います。

それから3点目、識名トンネルの問題。

これは、双方が合意できるということで仕方なかったとも聞こえたんですが、この責任の主体というのはどこですか。県ですか、双方ですか、お尋ねいたします。

それから4点目、教科書問題です。

きょう、また文科省は期限を12月末というふうに中川大臣が触れたようではありますが、これについては期限の設定の根拠が特に法的なものではないということはおもう答弁を見てもわかります。文科省の発言は二転三転しておりますのでそれはもうよろしいんですが、ただ、この状況で明らかになっているのは、文科省は協議の継続については認めているということなんですね。何もきのうまでに出さなかったから、いきなり有償ですということは言わなかった。ただ、この状況が続くようなら、どこかの時点で判断しなくてはならない。これが今文科省の言う8月23日をそうとしますよと、それで判断したいというようなことをする言ってきたわけです。

ただ、県選出の国会議員が29日、その期限を前にして大臣と直接要請の場で交わされたその議論の中での文科大臣の発言の中に、9月8日の議事録は文科省には届いているが、それをまだ大臣は見えていない、精査をしていないと。そして、表紙も沖縄県が載っていないのはいかがですかと言われたことについても、まだ表紙を確かめていないと。それから、最後に国会議員

の皆さんにいい知恵があったらかしてくださいということも言っているんですね。

このような状況を踏まえて、やはり県教育委員会としては、9月8日の有効性をなお文科省に対して継続的に説明をする、このことの努力を続けていただきたい。そして、そのことが石垣、与那国を含めて3者をテーブルに着かせる環境を整えていくことだと思いますが、教育長の見解、あるいは委員長の見解を含めていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村議員の再質問にお答えいたしますが、このニートのお話につきましては、県庁の中でも、いわゆる福祉保健部的なアプローチ、そしてその中でも医療といういわゆるお医者さんの側からのアプローチもありますし、一方で、いわゆる商工労働部的なアプローチで失業の切り口、そして企画の中で今新しい振興計画の基本計画、そしてあわせて実行計画、実施計画も今つくりつつあるわけですが、その中に大きく位置づけて、当面10年計画でしっかり対応してまいりたいと考えております。

私も自分の選挙公約の中で、若者たちが希望を持ってしっかりと沖縄で生活し、沖縄の文化その他をしっかりと高めていく役割を与える仕事をやりたいということで公約してまいりましたが、その線に沿ってしっかりと頑張りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 仲村未央議員の再質問にお答えいたします。

試算資料の提供につきましては、概算要求の内容が類推ないしは想定されるため、提供については、どこまで提供できるのか関係部局で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 識名トンネル問題で、今回の問題の責任についての再質問にお答えいたします。

今回の問題の責任については、昨日から開催した第三者委員会においても今回の問題の原因の検証や業者

からの返還の可否等も含めて審議することとしており、その結果を踏まえて責任の所在を明らかにしていく考えであります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 仲村未央議員の再質問にお答えいたします。

教科書の採択権限は3市町教育委員会にありますので、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただき、一日も早い解決をお願いしたいと考えております。なお、並行しながら国へも働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○仲村 未央さん 議長、済みません。休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後4時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時0分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 照 屋 大 河

会議録署名議員 池 間 淳

平成23年12月 2 日

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 4 号）

平成 23 年 12 月 2 日（金曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 4 号

平成23年12月2日（金曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問

日程追加 前沖縄防衛局長の不適切発言に抗議し、防衛大臣の責任を明確にすることを求める抗議決議

出 席 議 員（48名）

議 長	高 嶺 善 伸 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	赤 嶺 昇 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	山 内 未 子 さん	35 番	奥 平 一 夫 君
11 番	上 里 直 司 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	44 番	當 間 盛 夫 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	46 番	新 里 米 吉 君
21 番	新 垣 清 涼 君	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
23 番	新 垣 安 弘 君	48 番	大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	知 事 公 室 長	又 吉 進 君
副 知 事	上 原 良 幸 君	総 務 部 長	兼 島 規 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	企 画 部 長	川 上 好 久 君

環境生活部長	下 地 寛 君
福祉保健部長	宮 里 達 也 君
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
商工労働部長	平 良 敏 昭 君
文化観光 スポーツ部長	平 田 大 一 君
土木建築部長	当 間 清 勝 君
企業局長	仲 田 文 昭 君
病院事業局長	伊 江 朝 次 君
会計管理者	米 蔵 博 美 さん
知事公室 秘書広報統括監	饒平名 知 成 君
総務部 財政統括監	新 垣 郁 男 君

教育委員会 委員長	中 野 吉三郎 君
教 育 長	大 城 浩 君
公安委員会 委員長	幸 喜 徳 子 さん
警察本部長	村 田 隆 君
労働委員会 事務局長	平 良 宗 秀 君
人事委員会 事務局長	岩 井 健 一 君
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	嘉 陽 安 昭 君	課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
次 長	鉢 嶺 元 君	主 査	佐久田 隆 君
議事課 長	平 田 善 則 君	主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第 1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 おはようございます。

公明党・県民会議の前島でございます。

会派を代表して質問をさせていただきますが、その前に若干所見を述べさせていただきます。

田中前沖縄防衛局長の問題についてであります、本件につきましては質問通告後に発生した重大な問題でありますので、議事課に連絡してあり、先例を踏まえ質問を行います。

11月29日の県内マスコミは、田中聡前沖縄防衛局長の発言をトップニュースで伝えております。田中前局長は、前日28日にマスコミ関係者とオフレコの懇談会を持ち、その席で普天間飛行場辺野古移設の環境影響評価書提出時期に関する記者からの質問に対し、犯す前に今から犯すとは言わないとの趣旨の発言をしたと報道をしております。たとえ酒の席であったとはい

え、言うてはならないことであります。許しがたい重大な発言内容であります。

戦後66年の沖縄の歴史は、米軍基地あるがゆえの事件・事故によりどれほど県民の生命財産、人権が犠牲にされたことか。特に1995年の海兵隊員3人による少女暴行事件は、県民の怒りが頂点に達した事件でありました。そうした過去の歴史を知りながらの発言であり、断じて許すことはできません。更迭で事が済むようなことはありません。本日、この件に関し、一川防衛大臣が謝罪のために仲井真知事を訪問するとの報道がありますが、知事は県民を代表して一川防衛大臣に対し、厳重に抗議すべきだと思いますが、知事の御所見を求めます。

さて、興奮したままでは質問も進めにくいので、面白い話題に転じたいと思います。

第5回世界のウチナーンチュ大会が奥武山的那覇セルラースタジアムをメイン会場に、去る10月13日から16日までの4日間開催されました。世界じゅうから沖縄出身の一世、二世、三世合わせて五千数百名の皆さんが母県に思いをはせて集ってこられました。私も3日間参加させていただきましたが、感動、感激の連続でした。また、世界のウチナーンチュから勇気をもった3日間でもありました。彼らに心から感謝したいと思います。このウチナーネットワークが次世代に継承され、さらに発展、飛躍する契機になることを確信しております。そしてこの大会が永遠に続くことを願ってやみません。

それでは質問に入ります。

1、知事の政治姿勢についてであります。

昨年(2011)の11月28日、2期目の当選を果たされてからはや1年がたちました。それで5年が経過したことになりますが、あっという間の5カ年だったような気がします。課題の多い5カ年でもありましたが、それらを一一つ解決された行政手腕を高く評価するものであります。どうぞ向こう3年間、御自愛なさって頑張ってくださいと存じます。

(1)、米国での「沖縄クエスチョン」の意義と効果について伺います。

(2)、野田政権誕生後の4カ月をどう評価されますか。

(3)、知事就任5周年の自己評価と残り3年間の最大目標を伺います。

(4)、野田政権が普天間飛行場移設先を辺野古へ回帰したことについてどうお考えですか。アメリカの軍事評論家でさえ何も海兵隊を沖縄に置く必要はないんだと明言をしております。

(5)、米軍嘉手納基地以南の返還を早期に実現させるために、パッケージ論を撤回させるべきだと考えるがどうか伺います。このことについては、普天間の辺野古移設と駆け引きに使っているようで実に腹が立って仕方ありません。余り必要ないものは早く返せと言いたいのであります。

大きな2番、基地対策についてであります。

我が国においては沖縄の米軍基地の機能や効果、負担のあり方など安全保障全般について国民的議論が十分なされてきたとはいえ、広範な国内議論が必要だと考えます。日米両政府には、県民の見える形で米軍基地に起因するさまざまな事件・事故や環境問題、米軍基地の整理縮小及び日米地位協定の抜本的見直しに取り組むことが強く求められております。

そこで次のことを伺います。

(1)、返還跡地利用法の進捗状況はどうなっておりますか。

(2)、日米地位協定について、韓国や北大西洋条約機構(NATO)諸国との大きな違いは何か。条約、協定というものは平等、互惠が基本でなければならないと考えます。しかし、この協定は全く米国の一方的なものであります。

(3)、南風原町で明らかになった不発弾処理について、自分で避難できない人々の移動や経費負担などの課題をどう克服するか。当然全額を国が負担すべきだと考えますが、どうでしょうか。

大きな3番、新沖縄振興計画(案)についてであり

ます。

この計画は、「沖縄21世紀ビジョン」で県民とともに描いた将来像の実現を目指し、県が主体的に策定したものであります。しかしながら、国の支援なくして実現できるものではありません。いろいろな施策をより効果的に推進するには施策展開を強く後押しする根拠となる法律が必要であります。このため、沖縄の特殊事情を踏まえた新たな沖縄振興に関する法律では、沖縄の自立的発展はもとより日本全体の発展につながり得る各種制度や、財源確保等に関する項目が求められております。

そこで次のことを伺います。

(1)、一括交付金の実現について、県が求めている3000億円を国はどう見ているのか。

(2)、2012年度概算要求に当たり、国からの方向性は示されたか。

(3)、北部振興事業や離島振興事業について、県はどのように位置づけているか。北部地域や離島地域の振興・発展なくして県全体の真の発展はあり得ないと考えますが、どうでしょうか。

大きな4番、教育行政についてであります。

人材は、経済産業、芸術文化、交流、安全・安心な生活など地域社会全体を支える基盤であり、その育成は沖縄が自立し、活力と潤いに満ちた地域社会を築いていく上で、最も重要な課題であります。そして人材育成の最も基本的かつ重要な役割を担う学校教育においては、子供たちに確かな学力を身につけさせるとともに、個性豊かな教育により世界の変化に対しても主体的に考え行動する力をはぐくむことが強く望まれております。

そこで次のことを伺います。

(1)、八重山教科書問題についてであります。

同じ八重山地域でありながら、県教育長の仲介も聞き入れようとしない。根本的な問題は何なんでしょうか。私には理解ができません。

そこで次のことを伺います。

ア、法律が整理されない中で、文科省の方針にどう対応するのか。

イ、今後にどのように生かすのか。

(2)、学方向上対策についてであります。

県教育長の御努力を多とするものでありますが、もう少し頑張ればとのことから次のことを伺います。

ア、読解力向上を図るためにどのようなことを実践しているのか。

イ、小・中・高校におけるNIEへの取り組みはどうなっておりますか。

ウ、学力向上に最も重要なことは何か。

(3)、人材育成についてであります。

資源の乏しい我が県にとって生きる道は、あらゆる分野の人材を育成して県を興すしかないと言っても過言ではありません。そこで世界に通用する人材を育ててほしいとのことから、次のことを伺います。

ア、小・中・高校における英語教育はどのように行っているか。また、英語に最も興味を持たせる方法は何か。

イ、中・高校生の国外派遣研修についてであります。

ウ、外国の学生を招聘して意見交換会を持つことについて県の考えを伺います。

(4)、高校の統廃合についてであります。

私は、高等学校は地域振興及び活性化のかなめだと思っております。特色のある学校づくりは学校、地域、行政、皆の責任であります。

そこで質問いたします。

ア、北部3校の統廃合について、県の考え方と現在の進捗状況を伺います。

イ、地域における高校の存在価値をどう見ているのか。

ウ、本部町は、名護市に次いで北部振興の最重要拠点として位置づけなければならないのに、何ゆえに本部高校を北山高校に統合しなければならないのか。現在、本部高校は過疎化や少子化の影響を受けながら、コース制の充実とともに進路指導や生活指導を充実させ、ゴルフ部の設置、大学進学を希望する生徒に対する早朝学習など、教職員が一丸となって魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりに鋭意取り組んでいるさなかであります。

ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前島 明男君 大きな5番、福祉行政についてであります。

本県の青・壮年期男性の健康問題等による平均寿命の全国順位の低下など、中長期的な取り組みを要する重要な課題への対応が求められております。さらに、本県の出生率及び合計特殊出生率は全国一を維持しているものの、全国と同じ低下傾向にあり、今後、少子・高齢化が急速に進行することが予想されております。このため、安心して子供を産み育てる環境づくりや、高齢者や障害者を含めた県民のすべてが生き生き

と安心して暮らせる、潤いと安らぎのある長寿県沖縄の再構築が求められております。

そこで次のことを伺います。

(1)、障害者が生き生きと暮らせる島づくりプロジェクトはどうなっておりますか。

(2)、高齢者が生き生きと暮らせる島づくりプロジェクトはどうなっておりますか。

(3)、子ども・子育て応援プロジェクトはどうなっておりますか。

(4)、がん予防対策条例についてであります。

我が県の死亡率の最も高いのがんによるものであります。がんで苦しんでおられる方々がたくさんおられます。何としてもその方々の苦しみを和らげてあげたい。そのことから次のことを伺います。

ア、条例制定準備の進捗状況はどうなっておりますか。

イ、がん患者及びその関係者の意見が十分反映されたものになっておりますか。

ウ、後出しの条例をつくるわけですから、少なくとも先進地の条例をしのぐものになっていなければなりませんがいかがでしょうか。

エ、制定時期はいつを予定しておりますか。

大きな6番、環境行政についてであります。

琉球列島においては、独特の地史や極めて多様性で固有性の高い亜熱帯生態系やサンゴ礁生態系を有するなど、世界遺産候補地として高い評価が得られておりますが、絶滅危惧種が生息する重要地域の保護担保措置や外来種対策など、その貴重な自然を守るための方策が不十分であるなどの課題があることから、ヤンバル地域における国立公園化やマングース対策、オニヒトデ対策、保護増殖事業など、世界自然遺産登録に向けての取り組みが重要と考えます。また、沖縄の観光産業の振興・発展とも深いかわりがあるのであります。

そこで次のことを伺います。

(1)、公共関与型最終処分場の選定状況はどうなっておりますか。

(2)、サンゴ礁保全再生事業の効果はどうなっておりますか。

(3)、赤土等流出防止事業の効果はどうなっておりますか。

(4)、自然体系を壊すマングース対策事業の効果はどうなっておりますか。

大きな7番、災害対策についてであります。

去る3月11日の東日本大震災は、多くのとうとい命を失う結果となりました。我々沖縄県民は、大規模災

害体験の教訓を学び、早期に地震・大津波による被災を想定した防災対策・防災訓練を行わなければなりません。しかし、遅々として進まない見直しがなされた避難訓練の実施に対する県民の歯がゆい思いの要望や、県検討委員会からの提言をどう考えているのか伺いたい。地震や津波はいつ起きるかわかりません。一日も早い総合訓練が望まれます。

そこで伺います。

(1)、沖縄県地域防災計画を早急に見直さなければならぬが、その中で特にお年寄りや障害者を避難させるマニュアルづくりは検討されているのか。また、進捗状況はどうなっておりますか。

(2)、最大級の地震、津波、火災を想定した全県民的な総合防災訓練を早期に実施すべきだと考えるが、遅々として進まないのはなぜか。

(3)、避難訓練に欠かせないのが広報車や防災スピーカーからの情報伝達のほかに、携帯電話、モバイル通信による住民への防災情報一斉配信周知システムの構築と活用の訓練であります。取り入れる考えはあるか伺います。

少し詳しく説明いたしますと、総務省の平成20年度「ふるさとケータイ創出推進事業」を活用した県地域離島課発注の「離島地域活性化情報通信システム整備促進事業」が、思いもよらない3・11の東日本大震災、大津波避難対策に唯一北大東村地区で効果を発揮いたしました。ということかといえますと、東北地方全域で安否確認のための電話や携帯が全く通じなかった中で、沖縄県内の業者が開発したシステムでメールによる津波情報が北大東島の皆様のみに配信され、無事避難され、解除後はスムーズに自宅に戻れたとの報告がされております。これ以上は、時間の都合上申し上げられませんが、詳しいことは北大東村の宮城村長さんにお聞きになってください。すばらしいお話が聞けると思います。行政は県民の命と財産を守ることを最優先させなければなりません。この重要な事業を県が中心になって各市町村を引っ張っていく必要があります、24年度事業としてぜひ組み入れるべきだと考えるかどうか伺います。

(4)、自主防災組織の結成が全国75%に対し、県内は6%台と極めて低い。その理由と対策を伺います。

大きな8番、TPPについてであります。

関税の原則撤廃や貿易、金融サービスなど計21分野で共通のルールづくりを目指す環太平洋連携協定(TPP)への交渉参加方針を野田佳彦首相が表明されました。県内農業関係団体は強く反発をし、他の経済団体に懸念や不安が広がっております。国民を無視し、

国会を軽視する判断だと言わざるを得ません。これだけ国民を二分して、与党のプロジェクトチームからも慎重にという指摘を受けながら交渉に向けて協議するとの判断は、絶対に納得がいかないであります。

そこで次のことを伺います。

(1)、県内におけるメリット・デメリットをどのように分析しておりますか。

(2)、農畜産業への影響が大きいとされるが、参加しない場合、農畜産業再生への方途はどうか。

(3)、推進派は、参加しなければバスに乗りおけると主張するが、具体的にはどういう事態が考えられるか。

(4)、アジアの活力を取り込むとされるが、中国、韓国、インドなどは参加しておりません。この主張をどう理解しているか。

(5)、21にわたる幅広い分野に及ぶと言われているが、県内での影響をどのように分析しているか。

以上であります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

前島明男議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、「沖縄クエスチョン」の意義と効果についての御質問にお答えいたします。

県といたしましては、「沖縄クエスチョン」において、米国の専門家や有識者の方々に、普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得ることで有識者などとのネットワークの構築が図られるとともに、アメリカにおけるこの問題の理解が前進したものと考えております。その後、マイク・モチヅキ氏とマイケル・オハロン氏が、「日本での米軍基地計画に対する再考を」と題する共同論文を現地のメディアに発表し、多くの識者の関心を呼んでいることは、「沖縄クエスチョン」の効果の一つでもあると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、野田政権4カ月の評価についてという御質問にお答えいたします。

野田政権は、発足以来、東日本大震災からの復旧・復興対策、そして世界的な経済危機への対応、さらに社会保障と税の一体改革などの課題に取り組んでいると認識いたしております。一方、来年3月で現振興法が切れる沖縄振興につきましては、いまだ具体的な姿が見えておりません。沖縄振興一括交付金の創設やTPPの問題などさまざまな課題につきまして県民の要望を踏まえ、実現していただきたいものだと考えてお

ります。また、沖縄の基地負担の軽減につきまして、公務中の軍属が起こした事件・事故に関する日米地位協定の運用改善について一定の前進があったものと考えております。しかしながら、普天間飛行場移設問題につきましては、地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難であると考えており、日米合意を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組んでいただきたいと考えております。

野田総理におかれては、「沖縄21世紀ビジョン」で示しました県の将来像の実現に向け、引き続き御尽力いただきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、知事就任5周年の自己評価と残りの任期の最大目標についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、5年前の知事就任以来、雇用の創出、そして拡大や企業誘致など産業振興に取り組みますとともに、医療、福祉、そして教育など県民福祉の向上や、過重な基地負担の軽減など、沖縄が抱える諸問題の解決に全力で取り組んでまいりました。2期目の県政運営に当たりまして、「沖縄21世紀ビジョン」で示されました沖縄の将来像の実現に向け取り組んでいるところでございます。残りの任期におきましては、新たな沖縄振興のための法制度を実現させ、そして県が策定する振興計画のもと県民所得の向上、そして過重な米軍基地負担の軽減、基地跡地の整備など沖縄の諸課題の解決を図り、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築、そして日本と世界のかけ橋となる強くしなやかな自立型経済の構築に向け、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな美ら島おきなわ」を実現してまいりたいと考えております。

同じく政治姿勢の中で、野田政権が普天間飛行場移設先を辺野古へ回帰したことについてという御質問にお答えいたします。

県は、これまでどのような経緯で移設先を辺野古とする日米合意に至ったか、政府に対し県民の納得のいく説明、解決策を求めてまいりました。しかし、これらは依然として示されておりません。そのような中で、日米両政府が辺野古移設案を推進する姿勢をとり続けることには、疑問を呈さざるを得ません。県といたしましては、日米両政府は、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むべきであると考えております。

次に、新沖縄振興計画に係る御質問の中で、沖縄振興一括交付金の実現の見通しについてという御質問に

お答えいたします。

沖縄振興一括交付金につきましては、平成24年度概算要求組替え基準や政府から示されました「新たな沖縄振興の検討の基本方向」——これは沖縄政策協議会からですが——におきまして一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ予算編成過程で検討をされるとしております。しかしながら、去る11月19日に来県されました川端沖縄担当大臣からは、予算額の確保についてははっきりとした言及がなされておりません。改めて総額3000億円の確保と自由度の高い沖縄振興一括交付金の実現について強く求めているところでございます。また、11月28日にも藤村内閣官房長官を初めとする政府関係要路に対し、沖縄県の要望の実現を要請したところでございます。沖縄県といたしましては、政府予算案において沖縄の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の実現されるよう、引き続き政府へ強く求めていくことといたしております。

次に、知事の政治姿勢の中で、一川防衛大臣の発言に係る御質問にお答えいたしたいと思いますが、一川大臣の発言は、報道等により承知いたしております。田中前沖縄防衛局長の発言をめぐっては極めて遺憾であると申し上げてまいりました。政府は県民の信頼回復に全力を尽くすべきであると考えております。

大臣にお会いする際は、私からその旨強く申し上げたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、パッケージ論の撤回についてお答えいたします。

「再編実施のための日米のロードマップ」で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域については、沖縄の振興・発展のための貴重な空間であり、返還は確実に実施される必要があります。そのため、県としては、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、去る10月17日にも防衛大臣、10月19日に外務大臣に対し強く求めたところであります。軍転協としましても10月26日から28日にかけて、日米両政府に対し要請をしたところであり、今後とも地元市町村と連携をとりながら粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、基地対策についての御質問の中で、日米地位協定の見直しに関する韓国やNATO諸国との違いに

についてお答えいたします。

主な点を申し上げます。

米韓地位協定では、刑事裁判権に関連し、被疑者の拘禁移転を起訴時点としており、日米地位協定と同様の規定となっておりますが、拘禁移転の対象犯罪を12種類に限定しており、その他の犯罪については、判決確定後となっております。

日米地位協定では、拘禁移転は犯罪類型にかかわらず起訴時点となっており、さらに、運用改善により、殺人、強姦という凶悪な犯罪の場合には、起訴前の拘禁移転についても、米側は好意的考慮を払うこととなっております。NATO諸国の場合、まず多国間条約であるNATO地位協定が締結されており、例えば日本とよく比較されるドイツの場合、同協定を補足するボン補足協定が締結されており、同補足協定では、原則として受入国の国内法を適用することが明記されているほか、環境保全を目的とする詳細な規定が設けられております。日米地位協定では、日本国法令の尊重義務は明記されているものの、環境に関する規定は設けられておりません。

次に、不発弾処理に係る避難困難者の移動や経費負担についてお答えいたします。

不発弾処理に係る避難に要する費用につきましては、これまで国の補助対象外でしたが、南風原町サマリヤ人病院の事案を踏まえ、国は、去る11月16日に交付要綱を改正し、避難困難者が生じる場合における避難場所への搬送等に関する経費、避難場所の確保等に関する経費、避難支援に必要な職員の人件費等について新たに支援対象とされたところです。県としましては、市町村と連携し、不発弾処理に係る費用補償のさらなる拡充について引き続き国に対して要望してまいります。

次に、災害対策についての御質問の中で、災害時要援護者の避難マニュアルの策定についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、高齢者や障害者などの災害時要援護者を初め、住民の避難対策の強化に重点を置いた沖縄県地域防災計画の見直しを行っているところであります。また、市町村は、御質問の災害時要援護者の避難マニュアルに相当する避難支援計画を策定することとなっており、平成23年4月1日現在の県内市町村における策定状況は、災害時要援護者の避難支援の取り組み方針いわゆる全体計画の策定率が15団体、36.6%、災害時要援護者の名簿の整備率が9団体、22.0%、個々の要援護者ごとに策定される個別計画の策定率が6団体、14.6%となってお

ります。これらの策定率につきましては、全国と比べて低い状況にあることから、今後、災害時要援護者の避難対策の強化について県の福祉保健部門や市町村と連携し、さらなる取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、全県民的な総合防災訓練の早期実施についてお答えいたします。

沖縄県総合防災訓練は、大規模災害に備え、各防災関係機関相互の緊密な連携・協力体制を確立し、迅速・的確な災害応急活動を実施するとともに、広く県民の防災意識の向上を図ることを目的に、毎年実施しております。今年度は、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模な地震・津波の発生を想定し、9月2日、石垣市の主会場において、約70機関・2000名の参加により、救出・救護訓練や人員・資機材輸送訓練等を実施いたしました。また、県内全市町村に対し、県の総合防災訓練と連携した全県民参加型の訓練の実施を呼びかけ、主会場の石垣市を含む9市町村において、防災行政無線等を活用した住民への情報伝達訓練や、学校、自治会、ホテルなどにおける避難訓練等が同日に実施され、石垣市においては約5000人の住民等が訓練に参加したものと聞いております。県としましては、今後、訓練実施に係る市町村との連携を強化し、可能な限り多くの住民の参加による防災訓練の実施について調整を進めてまいります。

次に、携帯電話等による災害時情報配信システムについてお答えいたします。

災害時における迅速かつ正確な情報伝達は重要であり、多種多様な伝達手段の活用が有効であるものと考えております。携帯電話のメール等による災害情報伝達は、現在、那覇市等18の市町村において携帯電話会社のサービスを活用し、エリア内に携帯電話の所有者がいる場合等に災害情報が配信されるサービスが実施されております。また、県内の一部の離島市町村においては、県の離島地域活性化情報通信システム整備事業を活用して、住民に防災情報を初めとする各種情報を携帯電話で配信するシステムの構築を進めております。

県におきましても、現在、市町村に対して災害情報の配信を行っている沖縄県防災情報システムのさらなる高度化等により、携帯電話会社等と連携し、住民等に対して直接災害情報を配信するシステムの活用について検討しているところです。

次に、自主防災組織の組織率等についてお答えいたします。

県内における自主防災組織は、平成22年4月1日現

在、41市町村のうち15市町村で組織されており、組織数は100団体、自主防災組織が組織されている地域の世帯率である組織率は6.6%であり、全国平均の組織率74.4%に比べ著しく低い状況であります。県内の自主防災組織率が低い理由としては、戦後米国統治下にあったことにより防災体制の構築がおくれたことや、台風等の大規模災害が比較的少なく、住民の防災意識に課題があること等が考えられます。このため、県においては、地域住民の防災講習等の実施のほか、本年10月には100名の参加者による自主防災組織リーダー研修会を新たに開催するなど、東日本大震災の教訓を踏まえ、市町村と連携し、今後とも自主防災組織の結成や活動のさらなる支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 基地対策についての御質問の中で、駐留軍用地跡地利用推進法の進捗状況についてお答えいたします。

9月26日に開催された沖縄政策協議会沖縄振興部会において、内閣府からは、新たな法律の整備は検討するとされたものの、県が求める給付金制度の見直し等については既存の枠組みの継続とされており、極めて不十分なものとなっております。その後、9月30日に公表された平成24年度内閣府税制改正要望において、県が国に求めている駐留軍用地返還後の公共用地の先行取得に係る譲渡所得5000万円控除が新規で盛り込まれております。しかしながら、県が求めている原状回復措置の徹底や行財政上の措置等の具体的な内容については明らかになっていないのが現状であります。

県としては、国と協議を重ねていくとともに、県の要請した内容が新たな法律に盛り込まれるよう、政府関係要路に対し引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

次に、新沖縄振興計画（案）についての御質問の中で、北部振興事業の位置づけについてお答えいたします。

北部振興に関する事業については、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）（案）」において、「新たな北部振興に関する事業等を推進し、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業の振興等を図ります。」としております。

沖縄県としましては、県土の均衡ある発展を図る観点から、平成24年度以降においても北部振興に関する事業の継続は必要と考えており、北部12市町村の意向

を踏まえ着実に実施できるよう地元と連携しながら支援していきたいと考えております。

次に、離島振興事業の位置づけについてお答えいたします。

沖縄の離島地域は、多様で豊かな自然環境や独自の伝統文化等の魅力を有している一方で、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性からさまざまな課題を抱えております。このため、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）（案）」においては、交通・生活コストの低減、生活環境基盤の整備、教育・医療等の分野における住民サービスの向上などの定住条件の整備や、離島の特色を生かした産業の振興等、総合的な離島振興策を盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、TPPについての御質問の中で、TPPの県内におけるメリットとデメリット及び県内への影響についてお答えいたします。これは8の(1)と8の(5)は関連いたしますので一括してお答えをしたいと思います。

沖縄県の農業分野については、十分な農業対策が打ち出されないままTPPに参加した場合、深刻な影響が懸念され、特にさとうきび生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。また、製造業等については、海外・国内市場等の違いによってそれぞれプラス・マイナス両面の影響があると考えております。

一方、輸入業者にとっては輸入品の価格低下による販売額の増加など一定のメリットがあり、同時に一般消費者もその恩恵を受けることが考えられますが、食の安全等の観点から懸念が生じる可能性も指摘されております。

沖縄県としては、いまだ詳細が明らかにされていない分野も含めて、今後、政府が公表する情報を注視してまいります。

次に、TPP推進派の主張についてお答えいたします。

報道等によりますと、TPPに参加する理由として、日本の考えを反映させるためTPP交渉へ早期に参加し、アジア・太平洋のルールづくりを主導すべきとの意見があります。また、仮に枠組みができた後に日本がTPPに参加する場合、不利な条件を受け入れることになるおそれがあるため早期に交渉に参加すべきとの意見もあるところです。

次に、TPPに中国、韓国等が参加していないことについての御質問にお答えいたします。

古川国家戦略担当大臣は、平成23年11月11日の参議院予算委員会において、政府はアジア・太平洋地域に

おける貿易や投資の21世紀のルールを先頭に立ってつくっていかうという考えのもと、日中韓やTPPのような多国間協定などを進め、最終的にFTAAPにつなげていく努力をする中で中国、韓国等も含めて考えていきたい旨の発言をしております。

このようなことから、政府は、これらの国々の成長力を取り込んでいくことを視野に入れているものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 新沖縄振興計画（案）に関する質問のうち、国の2012年度概算要求における一括交付金の方向性についてお答えいたします。

去る9月に内閣府から財務省に提出された概算要求は、従来どおりの補助事業等を前提に取りまとめられており、本県が求めている自由度の高い一括交付金については、事項要求にとどめ、予算編成過程で具体的な制度設計等を検討するとされております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、文科省の方針への対応等についてお答えいたします。4の(1)のアと4の(1)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

教科書の採択権限は3市町教育委員会にあることから、県教育委員会としましては、11月28日に3市町教育委員会の教育長を招聘いたしまして、解決に向けた意見交換を行ったところでございます。引き続き八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して、子供たちの教育のために一日も早い解決をお願いしたいと考えております。

次に、読解力向上を図る取り組みについてお答えいたします。

児童生徒の読解力の向上を図るために、新聞や科学雑誌等の「幅広い読み物」をテキストとし、読む力や書く力を総合的に高めていくことが重要であると考えております。

県教育委員会では、県学力到達度調査におけるテキストを活用した問題の出題や授業改善を図る各種研修会の開催、学校と家庭・地域が連携した読書活動の充実等により読解力の向上を図る取り組みを推進しております。

次に、NIEの取り組み状況についてお答えいたします。

新聞を教育活動に活用するNIEは、多くの小・中・高等学校、特別支援学校で実践されております。平成23年度は、NIE推進協議会から小学校7校、中学校3校、高等学校1校が指定を受け、NIEの効果的な実践研究に取り組んでいるところでございます。

県教育委員会としましては、今回改訂された学習指導要領において、新聞を学校教育に活用することが盛り込まれていることから、今後ともNIEを奨励し、児童生徒の思考力・判断力・表現力等の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、学力向上で最も重要なことについてお答えいたします。

読解力は、文章や資料などを理解し、それを解釈・熟考して目的や相手に応じて適切に表現する力であり、「確かな学力」をはぐくむことにおいて重要なことと考えております。

次に、小・中・高における英語教育についてお答えいたします。

小学校におきましては、今年度より実施された外国語活動において、英語によるコミュニケーション能力の素地の育成を図り、英語への興味・関心を高め、なれ親しむことを目的としております。中学校におきましては、コミュニケーション能力の基礎の育成を図り、4技能をバランスよくはぐくみ、英語を通じて言語や文化に対する理解を深めることを目的としております。高等学校におきましては、コミュニケーション能力の育成を図り、英語を通じて情報や考えを的確に理解したり、自分の考えなどを表現する能力の育成を目的としております。

県教育委員会としましては、「交流と体験」をキーワードに留学や研修、交流を通して英語を使用する場をより多く児童生徒へ提供することで英語に対する興味・関心を高め、コミュニケーション能力の向上に取り組んでまいります。

次に、中・高校生の国外派遣研修についてお答えいたします。

県教育委員会では、国際性に富んだ創造性豊かな人材の育成を図るため、長期研修として平成2年度より「高校生の国外留学生派遣事業」を実施し、本年度までにアメリカ、欧州、アジア諸国へ356名を1年間派遣しております。短期研修としては、職業教育充実を図るための「専門高校生国外研修事業」やアジア諸国等の高校生との文化交流を目的とした「高校生国際文化交流事業」、海外との相互交流を推進する「沖縄県高校生海外雄飛プロジェクト」を実施しております。また、市町村教育委員会において中学生の海外交流を

実施しており、例えば、金武町はアメリカ、北谷町はイギリス、嘉手納町は中国にそれぞれ中学生を派遣しております。

次に、外国の学生を招聘しての意見交換会についてお答えいたします。

生徒の異文化理解やコミュニケーション能力向上を図るため、外国の学生との意見交換会はかなり有益であると思料されます。県教育委員会では、「交流と体験」をキーワードに、海外との姉妹校交流の拡充等を推進・支援し、より多くの交流の場を設けることで国際社会で主体的に活躍できる人材育成に努めてまいります。

次に、北部地区学校の統廃合についてお答えいたします。

北部地区学校の統廃合については、社会の変化や生徒の多様化に対応し、生徒の視点に立った学校づくりを念頭に置き、統合により学校の活性化を高め地域の中学生及び保護者にとって魅力的な学校づくりを推進することで他地区への流出をとめ、少子化の進行に対応することを考えております。

なお、現在、有識者による懇話会及び地域説明会等を開催中であり、1月にはパブリックコメントを実施し、3月に策定を完了する予定としております。

次に、高校の存在価値についてお答えいたします。

学校教育法における教育の目的では、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」とあります。

県教育委員会としましては、地域文化の拠点の一つでもある高等学校は生徒の多様な変化やニーズを考慮し、時代の変化に対応し得る教育の方法を研究しながら、より一層魅力と活力ある学校づくりを推進していく必要があると考えております。

次に、本部高校と北山高校の統合についてお答えいたします。

両校を統合し一定規模以上の学校にすることで専門性を有する教職員が確保でき、多様な教育活動が可能になることにより教育の活性化が図られるものと考えております。現在、有識者による懇話会を開催中であり、地域での意見交換会等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉行政についての中、障害者が生き生きと暮らせる島づくりプロジェ

クトについてお答えいたします。

県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、政策課題ごとに施策を整理した「基本プロジェクト（案）」をあわせて作成しているところであります。障害者施策に係るプロジェクトとしては、障害者が地域社会の一員としてともに暮らせる共生社会を実現するため、障害者の社会参加を阻むバリアを取り除き、障害者がみずからの意思で望む生き方を実現できる環境づくりに取り組むこととしております。

具体的には、第1に「障害者が健やかに生活できる環境づくり」、第2に「障害者がいきいきと活躍できる環境づくり」、第3に「障害のある人もない人もともに支え合う環境づくり」のため、各種施策に取り組んでまいります。

続きまして、高齢者が生き生きと暮らせる島づくりプロジェクトについてお答えします。

高齢者施策については、高齢者が住みなれた地域で健やかに生き生きと暮らし続けることができる環境づくりに取り組むこととしております。

具体的には、第1に、福祉・介護サービスの適切な提供等による「高齢者が健やかに生活できる環境づくり」、第2に、社会参加の促進等による「高齢者がいきいきと活躍できる環境づくり」のため、各種施策に取り組んでまいります。

続きまして、子ども・子育て応援プロジェクトについてお答えいたします。

子供たちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる社会の実現を目指し、母子保健の充実や保育施策等への支援、子育てセーフティネットの整備など、子供たちを地域で守り育て、子育てを社会全体で応援する環境づくりに取り組むこととしております。

続きまして、がん対策推進条例策定の進捗状況及び制定時期について、5の(4)のアと5の(4)のエは関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県がん対策推進条例の策定に向けて、患者等関係者、医療関係者、市町村、経済労働関係者及び教育関係者等で構成する連絡会を3回、同連絡会のもとに設置された作業部会を4回開催し意見交換を行ってまいりました。また、平成23年10月14日から同年11月13日の1カ月間パブリックコメントを実施いたしました。

なお、沖縄県がん対策推進条例の制定については、平成24年4月1日施行に向け、2月定例議会へ提案する予定であります。

続きまして、がん患者等関係者の意見の反映及び他

県の条例への対応について、5の(4)のイと5の(4)のウは関連しますので一括してお答えいたします。

現在、沖縄県がん対策推進条例策定検討連絡会において条例骨子案を検討しているところであります。同連絡会では、患者等関係者からは患者負担の軽減、離島患者への支援等の意見がありました。

県としましては、同連絡会やパブリックコメントでの意見、さらに他県条例の内容等も踏まえつつ、沖縄の実情に合った条例案を十分に検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環境行政についての御質問の中で、公共関与型最終処分場の選定状況についてお答えいたします。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備につきましては、最近のリサイクルの進展などにより産業廃棄物の最終処分量が減少していることを踏まえ、平成22年度に事業の見直し調査を実施し、施設規模を36万立方メートルから15万立方メートルへ変更しております。

県としましては、施設規模等の見直しを踏まえ、候補地として選定した名護市及び本部町について関係団体などに説明を行うとともに、名護市の候補地について本年3月に地権者等、11月には地域の関係者による広島県や島根県の先進地視察を行ったところであります。また、今月中旬には前回の視察に参加していない地元の方々の先進地視察を再度計画しております。

県としましては、このような取り組みを踏まえ、今後とも地元との合意形成に努め、早期整備が図られるよう努力していきたいと考えております。

次に、サンゴ礁保全再生事業の効果についてお答えいたします。

県におきましては、平成22年度から平成28年度までの7年計画により、サンゴ礁保全再生事業を実施しております。事業の実施に当たっては、遺伝子攪乱などさまざまな課題などもあることから、各分野の専門家で構成する検討委員会を設置し、サンゴ種苗の生産、サンゴ植えつけ手法の検討、サンゴ遺伝子解析調査などを実施しているところであります。

事業の効果につきましては、新技術の導入を初めサンゴの植えつけ、成長、産卵などのさまざまな過程を数年かけて検証する必要があることから、今後、その効果を適切に把握しつつ、効率的なサンゴ礁再生につなげていきたいと考えております。

次に、赤土等流出防止対策事業の効果についてお答えいたします。

県では、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、開発行為等に伴って発生する赤土等の流出を規制するとともに、農地からの赤土等流出防止については圃場の勾配修正、沈砂池整備など各種対策を実施してきたところであります。その結果、県全体の赤土等の流出量は条例施行前と比べて約4割削減されております。しかしながら、依然として開発事業や農地等から赤土等流出が見受けられることから、陸域からの赤土等流出の一層の削減を図るため、総合的に赤土等流出防止対策を推進する「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」の策定に取り組んでいるところであります。

県としましては、同計画を踏まえ、今後とも市町村や流域協議会などの関係団体と連携し、農地や開発事業などからの赤土等流出防止対策を総合的・効率的に推進していきたいと考えております。

次に、マングース対策事業の効果についてお答えいたします。

県としましては、ヤンバル地域の貴重な生態系を保全するため、平成17年度に策定した「沖縄島北部地域におけるジャワマングース等防除実施計画」に基づき防除事業を実施しております。当該事業の実施により、マングースの分布域の縮小、生息数の減少が推察されております。また、平成22年度の希少種回復状況調査によりますと、ヤンバルクイナの生息域は回復傾向にあり、天然記念物のケナガネズミの増加も確認されており、事業の効果があらわれつつあると考えております。

県としましては、今後とも捕獲の徹底及び再侵入の防止に努め、平成26年度までに同地域からのマングースの完全排除を目指していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） T P P についての中で、農畜産業の再生についてお答えします。

T P P（環太平洋経済連携協定）は、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出ることが懸念されております。このため、県では、国民の食料安全保障の確保と国内農業への影響などの観点から、国に対し、国民合意を得るなど慎重な対応や万全の対策について関係機関と連携し、平成23年11月28日に要請したところであります。

農畜産業を取り巻く環境は、国際化の進展、担い手

の減少や高齢化の進行などの課題を抱えております。このため、これらの克服すべき課題を踏まえ、市場競争力の強化等による農畜産業の振興・発展を図るため、新たな計画においては、亜熱帯性気候等の優位性を生かした産地形成によるおきなわブランドの確立、農林漁業者の担い手の育成確保、亜熱帯・島嶼性に適合した台風等災害に強いハウスや生産基盤の整備、観光と連携した6次産業化による新市場開拓や国内外を見据えた流通・販売・加工対策の強化など、フロンティア型農林水産業の振興などに取り組む考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 再質問を行います。

前沖縄防衛局長発言に関する質問に対しまして、知事の答弁は明確ではございません。この問題は、県民にとって極めて重大な問題であり、田中氏の発言は、戦後沖縄の過重な基地負担や、基地あるがゆえに県民が犠牲になってきた歴史を全く理解しない暴言であります。

さらに、昨日の国会審議において一川防衛大臣は、1995年の少女暴行事件の内容を余り知らないと答弁しております。実に嘆かわしい実態であります。

もう一度伺いますが、一連の問題を踏まえ、一川防衛大臣に厳重に抗議をすべきだと思いますが、知事、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前島議員の再質問にお答えいたします。

私も防衛省の沖縄防衛局長の発言に対しては、県民への侮辱であり、そして女性蔑視で極めて遺憾だということを表明してまいりました。防衛大臣がきょうお見えになるそうで、どういうことでお見えになるかは詳しく伺っておりませんが、そのときに今、議員の言われた——これは国会でのやりとりでしょうか——1995年に発生した米兵による少女暴行事件の詳細については承知していないという御趣旨の御発言をされたということですが、無論私はこの発言の経緯は詳しくは承知しておりませんが、当時のことを思えば、県民に重大な衝撃を与えた事件であります。そして、

沖縄関連の基地に係るお仕事をされておられる方としては、このようなことはぜひきちっと承知おきいただければという我々の思いがあるわけです。この点についてまたいろいろと申し上げるべきかどうかというのは少し時間をいただきたいと思います。田中局長に係る話というのは、先日、事務次官がお見えになったときも極めて遺憾ということをしり上げ、きょうまた大臣がお見えになっても同様なことを申し上げようと思う旨の答弁を先ほどさせていただきました。

強く抗議をせよという議員の御発言、御提言につきましてはきちっと受けとめさせていただいて、そのような点も踏まえて大臣にお目にかかりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 おはようございます。

社大・結の会を代表いたしまして質問をさせていただきます。

29日の朝刊を読んで、何たることかと、怒り心頭でございました。そして、きょうまた、朝一番に新聞をとりますと、今度は防衛トップの大臣が、県民が忘れてもしない1995年の少女暴行事件の詳細について知らない。基地問題のトップである大臣がこういう発言を国会の場で答弁する。こういった認識を持って防衛大臣に就任しているのか、極めて理解に苦しみます。そして強い怒りを禁じ得ません。

緊急質問となっておりますので、議事課にも通告してあります。質問をさせていただきます。

まず、田中発言でございます。

この件につきまして、きのうからずっと各会派代表が緊急質問をしております。知事の所感をお伺いしたいと思います。

次に、田中発言は政府が進めている環境影響評価書提出に影響を及ぼすと知事は認識しますか。

次に、一川防衛大臣発言についてでございます。

先ほど前島議員からも質問がございました。私は、ここまで来てもう抗議ではないと。防衛大臣は辞任に値するというふうに認識しております。知事の所見を示してください。

そして、私はここに1枚のペーパーを持っております。（資料を掲示） これまでの日米の首脳、要人の過去の問題発言、抜き出して列挙されております。1994年の宝珠山防衛施設庁長官の基地と共生・共存発言、そして1995年の少女暴行事件でリチャード米太平洋軍司令官の車を借りる金があれば発言、そして2011年2月の鳩山総理の抑止力は方便発言、そして2011年

3月のメア米務省日本部長の沖縄はごまかしの名人、ゴヤーさえも栽培できない発言、そして今回の田中防衛局長の発言、そしてきょうの一川防衛大臣の発言、暴言発言のオンパレードでございます。

私は、このことを検証してみると、日米両政府、そして防衛省、米軍は沖縄を占領している、そういう体質を共有しているのではないかというふうに断言しております。とんでもないことでございます。今回の件につきましても、総理が謝れば済むことではありません。私ども会派は、ぜひとも環境影響評価書の提出、これを断念すべき。そして新基地をつくらないことを断言すべき、これこそが真に沖縄県民への謝罪であります。知事も先頭に立って、議会も先頭に立って一緒に頑張りましょう。

それでは、質問に入らせてもらいます。

まず、知事の政治姿勢について。

野田総理は、9月就任時の施政方針では、「普天間飛行場の固定化の回避」を盛り込んだが、10月28日の所信表明ではその表現が使われませんでした。知事はどう受けとめておられますか伺います。

次に、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設に伴う環境影響評価書問題についてでございます。

ア、10月27日に野田総理が仲井真知事に評価書の年度内提出を正式に伝えました。知事の所見をお伺いします。

イ、11月12日に野田総理がホノルルでオバマ米大統領との会談において、評価書を年内に提出すると断言しました。一度も来沖せず、一度も県民の声を聞くことなく米国の圧力に屈し、まさに米国追従であります。民意を無視した行為であり断じて容認できません。知事の所見をお伺いいたします。

ウ、沖縄県議会は11月14日、米軍普天間飛行場辺野古移設に反対し、環境影響評価書の提出断念を求めることを全会一致で決議しました。知事の認識をお伺いします。

エ、仲井真知事もきっぱりと政府に評価書の提出断念の意思を表明すべきであります。知事の決意をお伺いいたします。

在沖米海兵隊問題について。

ア、11月6日の報道によると、マイク・モチヅキ氏とマイケル・オハンロン氏が、米大手メディアCNNのホームページに在沖海兵隊の米カリフォルニア州移転を主張しています。11月22日にはクリントン政権時代に在沖米軍基地と在沖海兵隊の重要性を強調する立場にいたナイ元米国防次官補は、中国や北朝鮮との距離を重視してきました。しかし、今日、在沖米軍基地

の優位性に疑義を呈し、在沖米海兵隊のオーストラリア移転を主張しているとの報道があります。米国内の変化が著しいと思いますが、知事の所見をお伺いします。

イ、11月16日のオバマ米大統領とギラード・オーストラリア首相との会談で、米豪両政府は米海兵隊をオーストラリアに来年半ばをめどに200人ないし250人の海兵隊を配置し、将来的には2500人まで拡大することを合意したとされています。海兵隊が新たな基地がなくても移転できることを示しました。知事の所見をお伺いします。

2、日米地位協定について。

(1)、2006年から2010年に米軍属が起こした公務中の犯罪62件のすべてが軍法会議にかけられず、刑罰が科せられていません。そして約4割の27件が「処分なし」と処理されております。知事の所見をお伺いします。

(2)、次に、日米両政府の地位協定運用改善合意についてでございます。

ア、公務中に事件・事故を起こした米軍属の米国での裁判が困難な場合、例外的に米側の好意的考慮で日本側が裁けるよう日米地位協定の運用改善を両政府が合意しました。県民の総意は抜本的改定であります。知事の認識をお伺いします。

(3)、日米地位協定の抜本的改定に向けた県の取り組みについてお伺いいたします。

3、環太平洋連携協定について。

(1)、11月12日ホノルルで野田総理がTPP交渉参加協議入りと米国産牛肉の輸入規制緩和を表明しました。知事の所見をお伺いします。

(2)、アメリカ産牛肉に関しては、BSE問題で2003年から2005年輸入禁止となり、2006年再開後も危険部位の脊柱が3例混入確認されています。米国産牛肉の規制緩和で県民の食の安全面での影響についてどう認識されていますか。

(3)、TPP参加で県内に及ぶ影響についてお伺いいたします。

(4)、TPP参加は、沖縄県のあらゆる分野で多大な影響を受け、総じて反対の声が起っています。県もしっかりと反対の表明をすべきと思いますが、知事の決意をお伺いします。

4、沖縄振興について。

(1)、2012年度政府予算案内示と税制改正大綱の期限が間近に迫っております。以下、質問いたします。

ア、沖縄振興一括交付金3000億円の確保について。

イ、新たな振興法について。

ウ、返還軍用地跡地利用に関する新法について。

エ、税制改正関連について政府の対応をお尋ねしたいと思います。

(2)、次に、県重点要望実現に向けて今後の県の対応策をお伺いいたします。

5、八重山地区中学公民教科書採択問題についてでございます。

(1)、大城県教育長は、竹富町を国の教科書無償提供の対象外とする文科省方針に異議を唱え、一本化に向けた再協議を提案しましたが、文科省は拒否し12月末までと期限を限定して、同教科書を採択しなければ竹富町は無償供与の対象外との方針を示しました。教育長の見解をお伺いいたします。

(2)、文科省の方針は、憲法第26条1項の教育を受ける権利、同条第2項の義務教育はこれを無償とすることに反し、採択地区が複数の市町村区域にまたがる場合は、市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一教科書を採択しなければならないと規定する教科書無償措置法第13条第4項を無視したものであります。県教育長の見解をお伺いします。

(3)、石垣市内の保護者が市教育委員会を相手に行政訴訟を那覇地裁に起こしました。県教育長の見解をお伺いします。

(4)、教科書採択問題解決に向けて、県教育委員会の今後の対応策と教育長の決意を求めます。

6、南西諸島への自衛隊配備計画について。

(1)、防衛省は、来年度予算概算要求で与那国町内の駐屯地建設用地取得費15億円を計上し、2015年まで部隊配置を打ち出しました。町民の間で賛否が二分している状況の中で、政府・町が誘致ありきの強引な手法で進めております。知事の所見をお伺いします。

(2)、国境の離島・与那国への自衛隊配備は中国などとの間に軍事的緊張を生むことになりかねず、台湾との経済交流、人材交流などに影響を及ぼしかねません。知事の所見を求めます。

(3)、地元の中学生が誘致に反対する署名活動で、校長が署名用紙を無断で没収するという問題が起きました。見解を伺います。

7、暴力団排除対策について。

(1)、県暴力団排除条例が10月1日から施行されました。効果はどうか。

(2)、暴力団犯罪の実態と検挙状況について伺います。

(3)、暴力団の資金源の実態について伺います。

(4)、公共工事参入が明らかになっているが、その実態とチェック機能など対策についてお伺いします。

8、泡瀬埋立工事再開についてでございます。

経済的合理性が認められないとして、福岡高裁で県・市に公金支出差しとめの判決が確定し工事が中断していましたが、沖縄市が2010年7月に新たな土地利用計画を策定し、政府・県も承認し工事が再開されております。市民団体は那覇地裁に再提訴しています。

質問いたします。

(1)、再提訴中での工事再開は即時中止すべきであります。県の対応をお伺いいたします。

9、中国南寧市との経済交流について。

(1)、ASEAN諸国との経済交流の結節点となっているASEAN博覧会展示館がベトナム国境に近い南寧市に建設されており、毎年展示会が開催され南寧市とASEAN諸国の経済発展の核となっております。日本も参入し、ことしは秋田県と熊本県の特産品が出展されました。中国や東南アジアとの連携を重視している沖縄県も出展すべきと思うが決意をお伺いします。

次に、県立高校編成整備実施計画（素案）についてでございます。

(1)、第5期整備計画と第4期計画との相違点についてお伺いします。

(2)、来年3月の計画策定の方針を示していますが、スケジュールが性急過ぎるのではないか、地域や学校現場への説明、意見等を十分に聞く必要があるのではないか、見解をお伺いいたします。

以上、質問して再質問をさせていただきます。知事、答弁よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 大城一馬議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、野田総理の所信表明演説についての御質問にお答えいたします。

去る10月28日の野田総理の所信表明演説につきましては、辺野古移設の方針が再度示されたものと受けとめております。

普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は、この飛行場の危険性の除去であります。一日も早い移設・返還の実現が必要であり、固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設が普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性について徹底して追及し、答えを出すべきであると考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、県議会が普天間飛行

場の辺野古移設に反対し、環境影響評価書の提出断念を求める決議をしたことについて知事の所感をという御趣旨の御質問にお答えいたします。

環境影響評価書の提出断念を求める意見書が全会一致で可決されましたことは、県議会の強い意思表明として受け止め敬意を表するものでございます。県といたしましても、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は、事実上不可能である旨繰り返し申し上げており、政府においては、地元の意見に耳を傾け、真摯に対応すべきであると考えております。

次に、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）についての御質問の中で、ＴＰＰ参加問題に対する知事の決意についてという御質問にお答えします。

沖縄県では、国内農業への影響などが懸念されることから、十分な農業対策が打ち出されない状況において、ＴＰＰに参加しないよう適切な対応を求めますとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策につきまして農業団体等と連携をして、国に対し強く要請しているところでございます。

今後とも、ＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携をし、適切に対応してまいりたいと考えております。

緊急質問ということで、田中前沖縄防衛局長の発言に対するまず御質問がございました。

沖縄防衛局長という要職にあり、沖縄の基地問題の解決・改善に取り組むべき立場にありながら、県民を侮辱し傷つけ、女性を蔑視するような発言は極めて遺憾であると言わざるを得ません。政府において、今後このような事態を引き起こすことがないよう努めるとともに、沖縄県民の信頼回復に全力を挙げて取り組むことは当然であると考えております。

次に、同じく関連する御質問で、一川防衛大臣の発言についての御質問にお答えをいたします。

報道によりますと、一川防衛大臣は、1995年に発生した米兵による少女暴行事件の詳細については承知していない旨の発言をしたとのことであります。

その答弁に至った経緯は承知いたしておりませんが、県民に大きな衝撃を与えた同事件について大臣からそのような発言があったとすれば、極めて遺憾、残念であると言わざるを得ません。そして沖縄の基地問題に同じく関連したお仕事をやっておられる大臣として、沖縄のこの事件についてしっかりとした認識と理解を持って沖縄における防衛・基地問題の解決・改善に取り組んでいくべきだと考え、局長の沖縄県民への侮辱するような発言、女性蔑視発言も含め、大臣にきょうお目にかかるのであれば、強く遺憾の意を表し、

今の申し上げた趣旨のことを申し上げようと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、総理がオバマ大統領や知事に評価書の年内提出を伝えたことについてお答えいたします。１の２の(ア)と１の２の(イ)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

政府は、「普天間飛行場代替施設に関する環境影響評価書を、年内に提出できるよう準備を進めている」としてありますが、県としては、「辺野古移設案には多くの県民が反対しており、事業の実施は、事実上不可能である」旨、繰り返し申し上げてきたところであります。環境影響評価書が提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、知事も政府に対し、評価書の提出断念を表明すべきではないかということにつきましてお答えいたします。

政府は、「普天間飛行場代替施設に関する環境影響評価書を、年内に提出できるよう準備を進めている」としてあります。環境影響評価書が提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、在沖海兵隊の移転に関する米国内の変化についてお答えいたします。

在沖海兵隊の移転に関して、マイク・モチヅキ氏とマイケル・オハンロン氏の共同論文やジョセフ・ナイ元国防次官補の論考が発表されたことは承知しておりますが、これが米政府の政策にどのような影響を与えるか、現時点では明らかではありません。

県としましては、引き続き情報収集を行いつつ、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、米豪両政府が合意した米海兵隊をオーストラリアに配置することについてお答えいたします。

去る11月16日、米海兵隊をオーストラリアに駐留させることについて、米豪両政府が合意したことは、米

政府の発表により承知しております。これについて、玄葉外務大臣は、同日の記者会見で、我が国における米軍再編に影響を及ぼすものではないという説明を米側から受けているとの発言をしております。いずれにしても、県としては、米軍再編で示された海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転は、県民の要望している在沖米軍兵力の削減につながるものであり、確実な実施がなされる必要があると考えております。

次に、日米地位協定についての御質問の中で、米側の処分に対する見解についてお答えいたします。

日米地位協定においては、米軍人・軍属の公務中の犯罪については、米側が第一次裁判権を有しておりますが、軍属の公務中の犯罪については、2006年以降、事実上、米側による懲戒処分しか科されていない状態であることが明らかになりました。このような状態は納得できるものではなく、県民及び国民の理解は得られないものと考えております。

次に、県民の総意は運用改善でなく、抜本改定であることについてお答えいたします。

先日公表された米軍属に対する裁判権の行使に関する日米間の新たな枠組みでは、米軍属の公務中の犯罪のうち、米側が裁判にかけない場合で、被害者が死亡した事案などについては、日本側が裁判権を行使することへの同意を要請することができ、これに対して米側が好意的考慮を払うとする手続が整備されました。この新たな枠組みにより、ことし1月の交通死亡事故で加害者の米軍属が起訴されたことは、日米両政府が県民の声にこたえたものと理解しており、一定の前進があったものと考えております。新たな枠組みの実効性については、今後その内容を精査していきたいと考えております。

県としては、米側に裁量のある日米地位協定の運用の改善では不十分であると考えており、引き続き日米地位協定の見直しを求めていると考えております。

次に、日米地位協定の抜本の見直しについての県の取り組みについてお答えいたします。

現在、民主党政権では、「日米地位協定の改定を提起する」としてありますが、政府からはいまだ地位協定改定の具体的な方針等が示されていないことから、去る10月17日には一川防衛大臣に、同19日には玄葉外務大臣に、知事が直接、要請を行ったところであります。また、本年7月29日には、知事が渉外知事会の副会長として、外務大臣、防衛大臣等に面談し要請を行っております。さらに、10月26日及び27日には、知

事が軍転協の会長として、野田総理大臣、藤村官房長官、玄葉外務大臣、一川防衛大臣、ルース駐日米国大使等と直接面談し要請を行っております。

県としては、引き続き、軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、日米両政府に対し、粘り強く地位協定の見直しを求めています。

次に、南西諸島への自衛隊配備計画についての御質問の中で、与那国町への自衛隊配備についてお答えいたします。

去る11月17日、与那国島における沿岸監視部隊等の配置について、与那国町と防衛省は、共催による住民説明会を実施しております。現在、与那国町において、自衛隊誘致をめぐるさまざまな意見があることは承知しておりますが、自衛隊の配備に当たって、国は地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、与那国への自衛隊配備と中国・台湾への影響についてお答えいたします。

県としては、自衛隊による離島を含む国土の防衛は、重要であると考えております。自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるものと認識しております。

次に、緊急質問の中で、沖縄防衛局長発言が環境影響評価書提出に及ぼす影響についてお答えいたします。

野田総理は、田中前防衛局長更迭後の記者会見において、「環境影響評価書は提出する準備はしている」旨の発言をしており、県としては、政府の従来の方針は変わらないものと受けとめております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 環太平洋連携協定（TPP）についての御質問の中で、TPP交渉参加協議入りに対する所見についてお答えいたします。

世界経済のグローバル化が進む中、通商貿易国家とも言える我が国にとって貿易の自由化は常に直面している課題であると言えます。しかし、TPPは幅広い分野についての水準の高い自由化交渉であると言われており、我が国の経済活動や国民生活に大きな影響を与えることが予想されているにもかかわらず、国民に対する情報提供が少ない状況にあります。今回、総理が方針を表明したところですが、本県を含め全国からこれまで訴えられてきた懸念等が払拭された状況には至っていないと考えております。

沖縄県としては、今後とも引き続き農業分野等の懸念について国に対して強く訴えるとともに、国民の合意が得られるまで丁寧に議論を尽くし、的確に判断することを求めてまいりたいと考えております。

同じくＴＰＰに関連をしまして、ＴＰＰ参加による県内への影響についてお答えいたします。

沖縄県の農業分野については、十分な農業対策が打ち出されないままＴＰＰに参加した場合、深刻な影響が懸念され、特にさとうきび生産が主要な産業となっている離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。また、製造業等については、海外・国内市場等の違いによってそれぞれプラス・マイナス両面の影響があると考えております。一方、輸入業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加など、一定のメリットがあり、同時に一般消費者もその恩恵を受けることが考えられますが、食の安全等の観点から懸念が生じる可能性も指摘されております。

沖縄県としては、いまだ詳細が明らかではないため、今後、政府が公表する情報を注視してまいります。

次に、沖縄振興についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の予算額の確保についてお答えいたします。

沖縄振興一括交付金については、平成24年度概算要求組替え基準や政府から示された「新たな沖縄振興の検討の基本方向」（沖縄政策協議会）において、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ予算編成過程で検討するとされております。しかしながら、去る11月19日に来県された川端沖縄担当大臣からは、予算額の確保について言及がなかったことから、改めて総額3000億円の確保と自由度の高い沖縄振興一括交付金の実現について強く求めたところであります。また、11月28日にも、藤村内閣官房長官を初めとする政府関係要路に対し、沖縄県の要望の実現を要請したところであります。沖縄県としては、政府予算案において沖縄の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の実現されるよう、引き続き政府へ求めていくこととしております。

同じく沖縄振興に関連をして、新たな振興法の政府の対応状況についてお答えいたします。

政府は、現行の沖縄振興特別措置法が来年3月末に期限を迎えることから、沖縄県の制度提言等を踏まえ、去る9月に「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」を示しております。この中において、政府は、「法制上の措置については、新たな振興法について、平成24年の通常国会への法案提出に向けて鋭意検討を

進めてまいりたい。」とするとともに、「次期法制については、10年の期間を対象とする。」と明らかにしており、現在、この方向に沿って法案の検討作業を進めているところであります。

同じく沖縄振興に関連をしまして、駐留軍用地跡地利用推進法の政府の対応状況についてお答えいたします。

9月26日に開催された沖縄政策協議会沖縄振興部会において、内閣府からは、新たな法律の整備は検討するとされたものの、県が求める給付金制度の見直し等については、既存の枠組みの継続とされており、極めて不十分なものとなっております。その後、9月30日に公表された平成24年度内閣府税制改正要望において、県が国に求めている駐留軍用地返還後の公共用地の先行取得に係る譲渡所得5000万円控除が新規で盛り込まれております。しかしながら、県が求めている原状回復措置の徹底や行財政上の措置等の具体的な内容については明らかになっていないのが現状であります。

同じく沖縄振興に関連をしまして、税制改正関連の政府の対応状況についてお答えいたします。

平成24年度税制改正要望については、本県の離島県ゆえの不利性を克服するとともに、東アジアの中心に位置する地理的優位性などを最大限に生かす観点から、税制上の特別措置の新設、既存税制措置の拡充・継続等を政府に求めているところであります。これを受け、去る9月30日に内閣府から所得控除等の拡充や「専ら」要件の緩和など、ほぼ県要望を踏まえた税制改正要望書が財務省及び総務省あて提出されたところであり、現在、政府税制調査会や関係省庁において税制改正要望の具体的な検討が行われているところであります。

沖縄県としては、新たな沖縄振興のための税制措置の実現について、引き続き政府に対し求めていくこととしております。

次に、同じく沖縄振興に関連をしまして、県重点要望実現に向けて今後の県の対応策についてお答えいたします。

新たな沖縄振興においては、沖縄固有の課題の克服や沖縄の優位性を最大限に発揮する独自の施策を沖縄県が主体的かつ効果的に展開することが重要であると考えております。そのため県においては、沖縄振興一括交付金を初め新たな振興法、駐留軍用地跡地利用推進法、沖縄振興に資する税制措置の創設等を求めているところであります。

沖縄県としては、今後とも引き続き県要望事項が実

現されるよう、粘り強く政府に対して働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）についての御質問の中で、米国産牛肉の規制緩和による県民の食の安全面への影響についてお答えいたします。３の(1)のイと(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

米国産牛肉の輸入は、現在、牛海綿状脳症いわゆるＢＳＥ対策として、月齢20カ月以下の牛肉に制限されております。米国は、国際獣疫事務局ＯＥＡ基準に則し、全月齢の牛肉・牛肉製品の輸入を求めており、ＴＰＰ交渉が進めば米国が求める規制撤廃も予想されております。

県としましては、米国産牛肉の規制緩和により消費者、県民がＢＳＥ感染のリスクについて不安を抱くことがないように、国において慎重に対応すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中ではありますが、大城一馬君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後2時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の大城一馬君の質問に対する答弁を続行いたします。

教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 八重山地区中学校公民教科書採択問題についての御質問で、無償給付対象外とする文科省の方針についてお答えいたします。

教科用図書の給付については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第3条で、国は採択地区で協議し種目ごとに同一に採択された教科書を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付する旨定められておりますので、国の責任で無償給与していただきたいと思いますと考えております。

次に、憲法と教科書無償措置法についてお答えいたします。

採択が異なった段階で「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第4項に基づき、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択すること

が法にのっとった対応であると考えております。

次に、行政訴訟についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、八重山地区の中学校公民教科書の採択について、保護者が提訴し係争中であることからコメントは差し控えたいと考えます。

次に、今後の対応策等についてお答えいたします。

教科書の採択権限は3市町教育委員会にあることから、県教育委員会としましては、11月28日に3市町教育委員会の教育長を招聘し、解決に向けた意見交換を行ったところであります。八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して、子供たちの教育のために一日も早い解決をお願いしたいと考えております。

次に、南西諸島への自衛隊配備計画についての御質問で、中学生による署名活動についてお答えいたします。

中学生による自衛隊誘致反対の署名活動については、憲法の定める表現の自由との関連や生徒の基本的な人権等の観点から慎重な対応が必要と考えます。

県教育委員会としましては、学校教育の視点から与那国町教育委員会と学校が適切に対応していただきたいと考えております。

次に、「県立高校編成整備実施計画（素案）」についての御質問で、現行編成整備計画との相違点についてお答えいたします。

現行の「県立高等学校編成整備計画」は、学校数や入学定員の適正配置、単位制やコース制の導入、総合学科の設置や学校の再編等を推進してまいりました。

次期編成整備計画におきましては、大学等の上級学校への進学を希望する生徒、多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒などさまざまなニーズを考慮しながら、より一層魅力と活力ある高等学校づくりを推進していく必要があると考えております。多様なニーズに対応することとしましては、学び直しに特化した学校の設置、総合実業高校（仮称）の設置、定時制独立校の設置及び再編、地域の少子化の進行などの課題解決等の計画となっております。

次に、次期編成整備計画に係る地域説明会等についてお答えいたします。

学校の再編等につきましては、県民や地域及び保護者等の理解を得ることが最も重要であり、今後とも引き続き地域での説明会や学校関係者等と十分に調整を図りながら、編成整備計画の策定をしてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 暴力団排除対策につい

ての御質問の中で、まず県暴力団排除条例が10月1日から施行された効果についてお答えいたします。

条例施行後の効果につきましては、当県での条例に基づく勧告等の適用事例はないものの、深夜飲食店経営者から、これまでみかじめ料を支払っていたが、条例違反と聞いたので断りたいとの相談を受理し、所要の捜査を実施後、暴力団組長を恐喝罪で検挙しております。また、別の飲食店経営者から、暴力団組織から定例会の予約を受けているが、条例違反となるのであれば拒否したいとの相談を受け、対応要領等を教示して予約を断らせ、民間施設を利用した組織活動を排除しております。このほかにも、先般行われました両旭琉会の一本化に向けた盃儀式における民間施設利用の動きに対し、条例違反を盾に施設の管理者みずからが使用を断るなど民間施設での開催を断念させております。

また、各種事業者、団体等からの暴排条例に関する講話依頼や条例に関する県警察に対する相談が相次いでおり、暴力団排除の機運のこれまでにない高まりを感じているところでございます。

次に、暴力団犯罪の実態と検挙状況についてお答えいたします。

県内の暴力団犯罪の実態は、暴行、傷害、脅迫、恐喝等の粗暴犯の発生が半数近くを占めております。最近、行政機関の制度などを悪用した詐欺、他人のマンション1室を占拠して暴力団事務所として使用した不動産侵奪、違法に労働者を派遣した労働者派遣法違反など多種多様な犯罪が発生しております。

検挙状況につきましては、平成23年10月末現在で検挙人員は142名となっております。罪種別の内訳としては、刑法犯では凶悪犯が2名、粗暴犯が61名、窃盗犯が10名、知能犯が26名、その他が14名となっております。特別法犯では覚せい剤事犯が18名、銃刀法違反が4名、いわゆる労働者派遣法違反が3名、その他が4名となっております。

次に、暴力団の資金源の実態についてお答えいたします。

暴力団の資金獲得活動には、恐喝や詐欺、賭博、覚せい剤密売事犯等といった伝統的資金獲得活動のほか、不動産業、貸金業、風俗営業等への介入、行政機関の融資制度などを悪用した詐欺事件などさまざまな資金獲得活動が見られるところであります。ことしは、モノレール首里駅におけるタクシー乗務員に対するみかじめ料請求の恐喝事件や貸金業法違反などの資金獲得犯罪38件を検挙したところであります。また、暴力団の不当要求行為に対する中止命令については、

10月末現在で21件を発出して暴力団への資金流出を防いだところであります。

県警察といたしましては、引き続き関係機関・団体と連携した条例の周知活動を行い、効果的活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 暴力団排除対策についての御質問の中で、公共工事における暴力団排除対策についてお答えいたします。

土木建築部においては、建設業者から暴力団を排除するための措置として、平成16年度に県警と「建設業者等からの暴力団排除に関する協定書」を締結し、対応を定めております。また、県警から排除要請があった場合は、建設工事指名基準要領に基づき部の発注工事から排除しており、去る11月22日に県内建設業者1社に対して排除を行ったところであります。

今後とも暴力団が公共工事に参入することがないよう県警との連携を密に行い、排除に努めていく考えてあります。

次に、泡瀬埋立工事再開の御質問の中で、再提訴中での工事再開は即時中止すべきではないかについてお答えいたします。

本事業については、今回の計画変更に当たり市民意見や企業ヒアリング等をもとに土地利用計画を見直し、施設規模についても各種統計データ等根拠を有する資料をもとに計画しております。また、埋立面積を約半分とすることで干潟の98%が残るなど、環境への影響を大幅に軽減した計画となっております。

津波については、東日本大震災を踏まえ、これまで想定していなかった大津波に対し国の中央防災会議等で対策を検討しており、県としてもハードとソフトの両面から総合的な検討を行い、避難場所や避難経路の確保等について対応していく考えてあります。

また、液状化については、当該埋め立てに用いる土砂が主に新港地区のしゅんせつ土砂で、その多くは液状化しにくい粘性土であり、液状化は起きにくいものと考えております。なお、埋立完了後に実施する土質調査の結果、仮に液状化すると判定された場合には適切に対応する考えてあります。

県では、土地利用計画の見直しに伴う一連の法的手続が完了したことから、地元からの強い要請にこたえとともに、新港地区の東埠頭を早期に供用し企業立地の促進を図るためにも環境保全に十分配慮し工事を再開したものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 暴力団排除対策の中で、公共工事における暴力団排除対策についてお答えします。

農林水産部においては、建設業者から暴力団を排除するための措置として平成19年度に県警と「建設業者等からの暴力団排除に関する協定書」等を締結し、対応を定めております。県警から排除要請があった場合は、建設工事指名基準要領に基づき部の発注工事から排除することとしております。また、去る11月22日に土木建築部から県内建設業者に対して排除を行った旨の通知を受け、農林水産部においても関係機関へ排除措置通知を行ったところであります。

今後とも暴力団が公共工事に参入することがないよう、県警及び関係部局等と連携し排除に努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 中国・南寧市との経済交流についての御質問の中で、南寧市で開催される展示会への出展についてお答えいたします。

御質問の広西チワン族自治区南寧市には、現在、県内企業が1社、20年近く前から進出し、昨年末には新工場が落成するなど、現地における太いネットワークを構築しているところでございます。ことし11月に行われた同社の新工場落成式には県内から約160人が参加し、また現地からも政府要人など多くの来賓が出席しました。私も沖縄県を代表してあいさつするとともに、現地政府要人に対し沖縄県内企業への支援についてお願いしたところでございます。

同市にありますASEAN博覧会展示館における県産品展示会については、中国市場への展開戦略の中で総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 再質問をさせてもらいたいと思います。

いろいろと再質問取り下げの圧力がありますけれども、やはり会派の代表質問ですから4分23秒をしっかりと使わせてもらいたいと思います。

まずは緊急に質問しました一川防衛大臣発言、そしてまた田中発言でありますけれども、この件につきま

しては、多分に私の質問が終わりますと、抗議決議とそしてまた大臣の責任の明確化が提案されます。ぜひ知事、きょう大臣にお会いするときに、しっかりと県民の怒りの声を伝えてほしいと。そしてまた、議長も面談されるようですから、県議会全員の総意としての怒りをこれまた大臣のほうに伝えてほしいということ強く要望しておきたいと思います。

それでは、環境影響評価書提出断念の意思を表明すべきであるという質問をさせてもらいましたけれども、私は、せんだって30日ですが、中江事務次官が知事に田中発言の謝罪に来たということで、マスコミの画像が夕方に流れました。あの知事の毅然たる態度、どのチャンネルを見ても県民に知事の相当の怒りが伝わってきたのではないかと、私自身もそう感じております。そして、きびすを返して席を立つ。相手の次官は啞然として座りっ放し。やはりこういうことが沖縄の基地問題、環境影響評価書提出を断念させる。私は、あの画像を見まして、これはぜひ知事に提出断念を政府に求める意思表示をしていただきたい。また、知事はやれるという確信をしておりましたけれども、ただ公室長が答弁をしまして、なかなか知事の決意が見えません。知事、ぜひ県民の期待にこたえて、声にこたえて、要するに行政手続上の受け取りは別にしましても、断念するような趣旨の発言をぜひこの壇上で述べていただきたいというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

そして南寧市ですけれども、確かに今南寧市は非常に発展途上にあります。この博覧会、大変すばらしい博覧会場であります。そして、南寧市では中国で初めて日本人街をつくっているわけですね。3万9000平米の敷地を確保して日本人街を今建設している真っ最中でございます。ぜひ本県も南寧市への進出をお願いしたいと思います。

さらにまた、最後になりましたけれども、我が党の結党60周年記念式典がありました。知事にも祝辞をいただきまして、その中で私ども社大党に大きな期待を寄せている文章がございます。これ届いていますか、知事、この文章。（資料を掲示）送付したと言っておりますけれども。

そういうことで、ぜひ私ども沖縄社会大衆党結党60周年を記念いたしまして、ますます県勢発展に頑張る決意でございます。知事ともども頑張りましょう。よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 環境影響評価書の提出断念を事前に申し入れるべきであるといった趣旨の御質問ですけれども、環境影響評価書の提出につきましては、これは行政手続法等にのっとりた行為でありまして、行政機関が事前にその提出について可否を述べることは困難であると考えております。

いずれにしましても、環境影響評価書が提出された場合には関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 南寧市で開催される展示会への出展に係る再質問についてお答えいたします。

A S E A N 博覧会場——現地にあるわけですが——広大な施設でございます。私も現場を見てきました。また、現地の政府要人からもぜひ沖縄県からの企業の出展についても検討していただきたいと、こういう話などいただきました。また、先日の県内企業の落成式には、県内から数社は将来的に進出も含めて検討したいというような御意見もありました。

そういうことで、その展示館における展示につきましては、中国展開戦略の中でしっかり位置づけて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 3 時 15 分 休憩

午後 3 時 16 分 再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

次の質問者に入ります前に報告いたします。

先ほど、渡嘉敷喜代子さん外 11 人から、議員提出議案第 1 号「前沖縄防衛局長の不適切発言に抗議し、防衛大臣の責任を明確にすることを求める抗議決議」の提出がありました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第 1 号「前沖縄防衛局長の不適切発言に抗議し、防衛大臣の責任を明確にすることを求める抗議決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第 1 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 議員提出議案第 1 号 前沖縄防衛局長の不適切発言に抗議し、防衛大臣の責任を明確にすることを求める抗議決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第 1 号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん ただいま議題となりました議員提出議案第 1 号につきましては、関係議員で協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、前沖縄防衛局長の不適切発言に抗議し、防衛大臣の責任を明確にすることを求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第 1 号を朗読いたします。

〔前沖縄防衛局長の不適切発言に抗議し、防衛大臣の責任を明確にすることを求める抗議決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、その趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を中心とした議員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第 1 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号「前沖縄防衛局長の不適切発言に抗議し、防衛大臣の責任を明確にすることを求める抗議決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第1号に関し、提案理由説明の際提出者から、県内の関係要路については、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を中心とした議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号の趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を中心とした議員を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 引き続き代表質問を行います。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。代表質問を行います。

田中前沖縄防衛局長発言と一川防衛大臣の国会答弁は、質問通告後に発生した重大問題であり、追って通告したので質問を行います。

田中前局長が、記者から環境影響評価書の提出時期を問われ、これから犯す前に犯すと言いますかと発言していることは、環境影響評価書の提出が犯罪に値する行為だと白状するものであり、さらに女性に対する性犯罪を例えにした人権を冒瀆する暴言であり、罷免を求めるべきです。前局長の更迭は、政府の環境影響

評価書の年内提出が暗礁に乗り上げないようにとのごまかしにほかなりません。強引に基地を押しつけようとする政府の本性をあらわにしたと言わざるを得ない。

田中発言に抗議するだけでなく、知事は、その任命責任を厳しく追及していくべきだと思うが、見解を求めます。

また、けさの報道で、一川防衛大臣が、95年の米兵暴行事件の詳細を知らないと国会で答弁している。基地に人権を奪われ、人間の尊厳を脅かされ続けてきた沖縄県民の苦しみや痛みを全く理解していない政府の基地押しつけの体質そのものであり、到底許せない。知事は、防衛大臣に強く抗議すべき。大臣は、責任をとって辞任すべきである。知事の見解を問う。

さて、発足3カ月の野田政権は、自民・公明政治を変えてほしいと願った政権交代の期待を裏切った政治を暴走しています。消費税の増税やTPP交渉への参加、辺野古新基地建設など野田政権の財界・アメリカ直結政治は国民不在です。

年金、介護、医療、福祉など社会保障は軒並み後退させて、消費税増税を押しつける「税と社会保障の一体改革」も強行しようとしています。県民を苦しめる政治から県民生活を守るための県政運営を知事に求めて質問いたします。

1、TPP問題について。

(1)、TPP交渉参加によって農漁業を初め県民生活への影響が懸念されているが、どのような影響があり、影響額はどれだけか。

(2)、日本医師会や沖縄県医師会が医療崩壊と反対をしているが、医療崩壊とする内容はどのようなものか。

(3)、県建設業協会の会長が反対をしているが、公共工事の受注や分離・分割発注など県内の建設業界にどのような影響が予測されるのか。

(4)、地方自治体の公共工事で本土大手企業も参入可能となる入札額が23億円から7億6500万円以上の契約金額になった場合、県内建設業が厳しい競争にさらされ大きな打撃を受ける。建設業への影響額はどれだけか。県の平成22年度における7億6500万円以上の発注工事の総契約件数と総契約金額を各部局ごとの内訳で尋ねる。市町村の影響額はどうか。

(5)、地方自治体の物品購入や委託契約など政府調達のサービスで、750万円以上にされると県内業者がこうむる影響額はどれだけか。県の平成22年度の総契約件数と総契約金額を各部局ごとの内訳で尋ねる。市町村はどうか。

(6)、T P P 参加は、県民の暮らしや地域経済において沖縄県が最も大きな打撃を受ける。知事はT P P 参加阻止の先頭に立つべきではないか。

2、辺野古新基地建設問題について。

(1)、11月14日に県議会が全会一致で「米軍普天間飛行場の辺野古移設反対、環境影響評価書の提出断念」の意見書を決議したことに対する知事の見解を問う。

(2)、辺野古新基地建設を許さない沖縄県民の闘いによって米国世論に大きな変化が出ている。米議会では、在沖米海兵隊のグアム移転費の全額削除が審議され、米大手メディアCNNで海兵隊を米本土に移転する論文の掲載、ニューヨーク・タイムズには、辺野古基地建設にかかわっていたジョセフ・ナイ元米国防次官補が県内移設の「余地はない」と論文を掲載している。知事は「辺野古移設は事実上不可能」と言っているのだから、環境影響評価書の提出断念を求めるべきではないか。

(3)、公有水面の埋め立ての免許申請を不許可にすると日米両政府に通告をすることについて。

(4)、M V 22オスプレイは、爆音被害や火災や風圧による事故、墜落事故など非常に危険な欠陥機である。墜落などの事故件数をごまかして配備を強行しようとしているが、知事は配備を認めない断固たる姿勢を示すべきである。

3、日米地位協定について。

昨年までの5年間で在日米軍属による公務中の事件・事故は62件で、米国の軍法会議にかけられたのはゼロ、日本でも米国でも裁かれていないことが判明した。自国民の命が奪われても、人権がじゅうりんされても日本で裁判できないことを放置してきた歴代日本政府の責任は重い。

ことし1月、19歳の青年が米軍属の車に正面衝突され死亡した。加害者の不起訴に遺族を支える会が立ち上がり、日米地位協定改定の県民運動の広がりを無視できず日米合意がなされたが、それは米国の好意的な考慮により日本での裁判が可能となる小手先の運用改善でしかない。

(1)、運用改善の内容は何か。運用改善では根本解決にはならない。知事の見解を問う。

(2)、米軍人・軍属の起こした事件・事故に対して、日本側に裁判権行使ができるように日米地位協定の抜本改定を断固として求めるべきではないか。

4、教育行政について。

(1)、八重山地区の教科書採択問題について。

ア、8月23日の会議録が公開された。玉津協議会会長の「教科書を見なくても見たと言えればいい」という

発言や教科書答申に至る非民主的な会議運営の経過から、育鵬社教科書採択ありきではなかったか。その経緯と見解を問う。

イ、県教育委員会は、9月8日の八重山全教育委員協議の東京書籍の採択は「有効」と明確に判断しているが、協議を有効とする根拠は何か。

ウ、県教育委員会は、文部科学省と連携しながら、9月8日の全員協議に参加し助言をしてきた。全員協議ではあらかじめ委員全員の合意を図りながら民主的に運営され、東京書籍を採択している。玉津教育長は、その全員協議で教科書の賛否を問う採決にも意思表示をしながら、みずからの賛成する教科書が選ばれなかったから「無効」だというのは不当ではないか。

エ、文部科学省は、「一致に至らない場合は、石垣市と与那国町は無償、竹富町は有償」との見解を出しているが、憲法や教科書無償措置法などにも違反するもの。教育の中央集権化をもくろみ、教育の国家統制につなげようとすることは許されない。見解を求めます。

(2)、県立高等学校再編整備計画案について。

ア、南部農林高校と南部工業高校の統廃合計画は、単独校としての存続を求める地域や関係者の声で撤回されたばかりである。高校再編整備計画は、生徒の学習権を奪う財政負担の軽減策ではないか。目的は何か。どのような内容か。

イ、廃校とされた本部高校は、存続を求める1000人の村民大会が開かれ、今帰仁村議会は北山高校の理数科存続を求める決議を上げている。「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」という教育の機会均等は統廃合をして守れるのか。

ウ、普通科の通学区域の拡大によって地域から生徒が流出したが、生徒数の減少を理由にした廃校や統廃合があってはならない。経済力の弱い地域から学校がなくなれば若者が出ていき、ますます地域の活力はなくなってしまう。将来の地域を支える主権者を育てるためには、1校区1学区の小学区制への見直しを含め、小規模校であっても高校を存続させ、教師を手厚く配置するなど教育条件を整備すべきではないか。

5、子育て支援について。

(1)、この間、子供の医療費無料の年齢拡大については検討中と答弁してきたが、入院費を中学校卒業まで無料にするには県の試算で5200万円である。すぐに実施できるのではないか。年齢拡大の検討内容と実施時期について問う。

(2)、保育所に入所できない訴えが多く寄せられ、待

機児童の解消は急務である。5年間の推移及び保育所の増設計画の引き上げを図るべきである。また、夜間保育所の増設計画について問う。

6、県立病院について。

(1)、県立病院の独立行政法人化に抗して、経営健全化は目標年度を待たずに経営を改善させている。これは7対1看護体制の実施による県民医療の向上と県民の命を守るとりでの県立病院存続のために、病院現場の医師や看護師、職員が努力した結果ではないか、見解を問う。

(2)、持続的な経営健全化の見込みについて、病院経営再建検証委員会は、県から提出される資料で検討作業をしている。去る決算特別委員会の指摘で訂正したが、県は間違った資料で意図的に赤字にして独法化への誘導をしている。これはごまかしの手法ではないか、見解を問う。

(3)、決算特別委員会で、看護師の退職手当について16億円を過大計上した間違いを認めたが、間違いの理由は何か。訂正後の損益収支は、手元流動資金が31億から47億円にふえたが、16億円の訂正は看護師の退職者が大量に出た3年間の平均で試算したもので、特別の時期で試算することは妥当でなく、信頼性もない。過去10年間の退職人数を平均して試算するとどうなるか。改めて10年間の平均額にすべきと考えるが、どうか。

(4)、過去10年間の一般会計からの繰入額は、総務省の繰り入れ基準による年平均65億円と答弁があった。今後の繰入額も同規模にすると表明されたが、3回検証委員会で繰入額を「仮置き」とした50億円のまま65億円に訂正しなかったのはなぜか。訂正して検証委員会に提出すべきではないか。

(5)、全国の黒字病院と比較して、繰入額の割合は各病院それぞれどのようなになっているか。

7、介護保険制度について。

(1)、介護保険制度が始まって1期目からの平均保険料の推移と、来年度に改定される市町村の保険料予定額は幾らか。

(2)、社会保障審議会は、介護保険の見直しで介護利用者に大幅な負担増を強いる6項目を来年度から実施していくとしているが、6項目の内容について問う。

(3)、特別養護老人ホームなどの相部屋の居住費が値上げになれば年間幾らの負担増となり、沖縄県の対象者は何人いるか。

8、がん対策推進条例の制定について。

県民の2人に1人がかかると言われ、治療に要する高額な薬代や経済的な負担の大きいがん対策は、患者

や関係者の声を反映したものにすることが県民の願いにこたえるものになると考える。

(1)、条例制定検討連絡会や作業部会で出されている課題は何か。

(2)、骨子案に対するパブリックコメントは県民に知られていなかったという指摘があるがどうか。寄せられた意見はどのような内容か。意見に対する見解も求める。

(3)、11月16日の作業部会で、県の担当者が地方自治法上患者への経済的支援を条例に盛り込むのは困難と説明したと報道された。大阪府でことし3月に条例制定されたが、「患者の経済的負担軽減」と「就労に関し必要な支援」が条文化されたが、沖縄県が条例に規定できないとする根拠は何か。

9、日本の大企業の前会長が関連会社の金をカジノにつぎ込んで、100億円余のうち32億円を返済せずに逮捕され、人間性を失わせるギャンブル依存症の深刻さが浮き彫りになった。

(1)、知事は、県民の理解なくしてカジノは導入しないと言いながら、県内各地で説明会を行っている。誘致運動ではないか。

(2)、説明会の開催をもって県民の理解を得たとすることは許されない。説明会をやめることについて。

(3)、民設民営のカジノ事業を進める特定の民間業者に県が関与する法的根拠は何か。百害あって一利なしの違法なカジノ調査に県民の税金を使うことは違法ではないのか。刑法で犯罪と禁止されているカジノ誘致をきっぱりやめるべきではないか。

10、環境省は、泡瀬干潟の埋め立てを「生態学的特徴の部分的な喪失が懸念されている」と指摘している。裁判では一審、二審とも「経済的合理性はない」と判決が出て、第2次訴訟も始まっている。県民の安全をなおざりにして埋立地の津波や地震への備えもなく、液状化の問題も検討されずに工事が強行されているが、大震災の復旧・復興に多額の財源が必要なときに、無駄遣いと環境破壊の泡瀬干潟の埋め立ては中止すべきではないか。

11、米軍牧港補給基地内の米軍郵便局建設と新軍港建設問題について。

(1)、米軍牧港補給基地に県道港川道路を建設するために基地の一部が返還された。9月議会で基地の返還と交換条件にされた米軍郵便局を移設新築する法的根拠の質問に対し、いわゆる米軍用地収用特措法3条、4条と答弁したが、特措法3条は、基地外の土地の収用条文であり、同4条は、政府が収用権者で沖縄県に収用権限はない。米軍基地内の米軍郵便局を建設する

法的根拠を明確に示すことについて。

(2)、日米地協定4条2項を根拠として「日本国に米軍郵便局を建設する義務はない」と米国に言えない日本政府もさることながら、沖縄県が「建設義務はない」と主張していないことが根本原因ではないか。県民の税金8億円をかけて建設することはできないと日米両政府に主張すべきではないか。

(3)、浦添新軍港建設のため、国は環境アセス予算を1億7300万円計上している。浦添市民のアンケートで軍港建設に賛成は5%、反対は75%である。住民のコンセンサスのない軍港建設の環境アセスはやめさせるべきではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、ＴＰＰ問題についての御質問の中で、ＴＰＰ参加問題に対する知事の考え方についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、国内農業への影響などが懸念されることから、十分な農業対策が打ち出されない状況において、ＴＰＰに参加しないよう適切な対応を求めるとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について農業団体等と連携をし国に対し強く要請しているところでございます。今後とも、ＴＰＰ交渉などの動向や、国の対応を踏まえつつ関係機関等とも連携をし、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、辺野古新基地建設問題に係る御質問の中で、県議会が辺野古移設反対、そして環境影響評価書の提出断念を求める決議をしたことについての御質問にお答えいたします。

環境影響評価書の提出断念を求める意見書が全会一致で可決されましたことは、県議会の強い意思表示として受けとめ、敬意を表するものでございます。県といたしましても、地元の理解が得られない辺野古案の実現は、事実上不可能である旨繰り返し申し上げており、政府において、地元の意見に耳を傾け、真摯に対応を検討していただきたいと考えております。

次に、カジノに係る御質問の中で、県が各地域で行っているカジノ説明会は誘致運動ではないかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、持続的な観光振興や自主財源の確保等を図る上で、カジノを含むいわゆる統合リゾートは有効な選択肢の一つであると考えております。しかし、その導入につきましては、賛否両論あることから、県民のコ

ンセンサスがなければ導入すべきでないと考えております。現在、県が各地で行っている地域説明会につきましては、沖縄統合リゾートのイメージやその経済効果、そしてカジノ導入に伴う懸念事項への対応策など、県民が統合リゾート導入の是非を判断するために必要な情報の周知や意見交換を目的として開催をいたしているものであります。

次に、緊急質問ということで、田中防衛局長発言に係る新聞報道についてという御質問の中で、田中沖縄防衛局長の発言と一川防衛大臣の辞任についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

11月30日、中江防衛事務次官が来県をし、田中前防衛局長の処分の報告とそして謝罪がなされております。

沖縄防衛局長という要職にあり、真摯に沖縄の基地問題の解決・改善に取り組むべき立場にありながら、県民を侮辱し傷つけ、女性を蔑視するような発言は、極めて遺憾であると言わざるを得ません。県といたしましては、政府において今後このような事態を引き起こすことがないように努めることとあわせて、沖縄県民の信頼回復に全力を挙げて取り組むことは当然のことであると考えております。

また、一川防衛大臣の辞任については、辞任を今求める考えは無論持っておりません。たまたま本日、一川防衛大臣が来沖し、説明をされるやに伺っております。それを伺い、そしてまたきょう各議員の方からいただきました御意見を含め、県民の信頼回復は極めて厳しいが、それに全面的に努めるよう、そしてこれまでの対応は極めて遺憾であるという趣旨のことを申し上げようと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） ＴＰＰ問題についての御質問の中で、ＴＰＰ参加による県内への影響及び影響額についてお答えいたします。

沖縄県の農業分野への影響額について、農林水産省が示した考え方を踏まえて試算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が生ずるものとされております。また、製造業等については、海外・国内市場等の違いによってそれぞれプラス・マイナス両面の影響があり、その額の算定は困難であります。一方、輸入業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加などのメリットがあり、一般消費者もその恩恵を受けるこ

とが考えられますが、食の安全等の観点から懸念が生じる可能性も指摘されております。

沖縄県としては、いまだ詳細が明らかではないため、今後、政府が公表する情報を注視してまいります。

同じくＴＰＰ問題に関連をして、公共工事及び物品購入等の市町村影響額についてお答えいたします。これは１の(４)のイと１の(５)のイは関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

平成22年度の状況について、取り急ぎ県内市町村に調査を行ったところ、41団体中38団体から回答があり、7億6500万円以上の発注工事の契約数は5件で、金額の合計は約61億900万円となっております。また、750万円以上の物品購入や委託契約など政府調達のサービスの契約数は387件で、金額の合計は約98億2900万円となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） ＴＰＰ問題についての中の、日本医師会や沖縄県医師会が医療崩壊とする内容についてお答えいたします。

日本医師会や沖縄県医師会においては、混合診療の全面解禁や医療への株式会社の参入等により、国民皆保険制度が崩壊することや、医師法等の資格制度の緩和により、医療安全の確保に支障が出るなどの懸念が示されております。

続きまして、子育て支援についての中の、子供の医療費無料化制度の対象年齢拡大についてお答えいたします。

乳幼児医療費助成事業については、現在、入院は就学前まで、通院は3歳児までを対象に、市町村が助成した医療費に係る自己負担分の2分の1を県が補助しております。同助成事業の見直しについては、現在、市町村との意見交換を実施しており、対象年齢だけでなく、給付方法や所得制限、一部自己負担金等の助成要件と実施時期を総合的に検討しているところであります。

続きまして、待機児童の5年間の推移と保育所整備計画及び夜間保育所の増設計画についてお答えします。

本県の待機児童数については、平成19年度の1800人台から平成22年度の1680人まで減少いたしました。しかし、平成23年4月1日現在の待機児童数は2295人となっており、前年度に比べ615人ふえております。

保育所の定員増については、これまで毎年約800人

程度の定員増を図ってきたところでありますが、平成23年度は約1600人の定員増を図る予定であります。県としましては、次期振興計画の期間中に、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。また、夜間保育所については、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」における市町村のニーズ調査の結果を踏まえ、現在の3カ所を平成26年度までに5カ所とする目標を掲げております。

県としましては、当該目標の達成など、ニーズに応じた夜間保育の実施を市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、県立病院についての中、全国の黒字病院との繰入金の比較についてお答えします。

平成21年度地方公営企業年鑑によると、医業収益を100とした場合の一般会計繰入金の割合について、経常収支が黒字である全国の都道府県立病院全体の平均は25.8%であり、本県県立病院全体の平均は14.4%であります。これを一般病院・精神病院別、病床規模別に比較しますと、全国の500床以上の一般病院が21.1%、中部病院は10.3%、全国の400床以上500床未満の一般病院が23.5%、南部医療センター・こども医療センターは15.9%、全国の300床以上400床未満の一般病院が24.4%、北部病院は11.0%、宮古病院は16.6%、八重山病院は13.1%であります。また、全国の精神病院全体の平均が65.0%、精和病院は43.0%であります。

続きまして、介護保険制度についての中、介護保険料の推移と次期保険料についてお答えいたします。

介護保険料は、3年に一度策定される市町村介護保険事業計画における介護サービスの供給量等に基づき、保険者ごとに設定されます。県内の介護保険の平均保険料は、第1期目は3618円、第2期目は4957円、第3期目は4875円、第4期目となる現在は4882円となっております。

次期保険料については、現在、市町村において、第5期介護保険事業計画の策定に取り組んでおり、あわせて検討しているところであります。

続きまして、介護保険の見直しの内容についてお答えいたします。

介護保険の見直しに関しましては、現在、社会保障審議会介護保険部会において、増加する介護費用を公平に負担し、サービス提供体制の効率化・重点化と機能強化を図るための取り組みが検討されております。同部会においては、費用負担の見直しとして、一定以上の所得がある場合の負担割合の引き上げ、資産を保有する低所得者が施設を利用した場合や、施設の多床

室の入所者に居住費の負担を求めることなどについて議論されております。一方、65歳以上の低所得の保険料に関しては、保険料の軽減強化について議論されております。県としましては、今後とも審議会等の動向について情報収集に努めてまいります。

続きまして、介護保険制度の中の、居住費の値上げによる利用者負担の影響についてお答えいたします。

介護報酬の改定につきましては、社会保障審議会介護給付費分科会において議論されているところであります。同分科会において、特別養護老人ホームの多床室の利用者に居住費の負担を求めることについて議論されておりますが、平成23年11月24日に開催された同分科会資料においては、具体的な負担額、対象者、期間など詳細な内容が明示されておりません。したがって、現段階におきましては、利用者負担がどの程度生じるか試算することは困難であります。

続きまして、がん対策推進条例に関する連絡会等での課題についてお答えします。

沖縄県がん対策推進条例の策定に向けて、患者等関係者、医療関係者、市町村、経済労働関係者及び教育関係者等で構成された連絡会を3回、同連絡会のもとに設置された作業部会を4回開催し、条例骨子案について意見交換を行っています。同連絡会では、主に離島患者への支援、患者の経済的負担の軽減、がん医療の充実を図ること等が課題として挙げられています。

続きまして、パブリックコメントの実施状況についてお答えします。

パブリックコメントは、平成23年10月14日から同年11月13日の1カ月間実施しました。パブリックコメントの実施に当たり県民周知を図るため、県ホームページへの掲載、新聞等マスメディアへの掲載依頼、県政ラジオ番組での広報等を実施しました。現在まで54名、155件の意見が寄せられています。パブリックコメントにおいても、離島患者への支援、患者の経済的負担の軽減等の意見が主なものになっています。寄せられました意見については、内容を精査し、条例案への反映等について検討してまいります。

続きまして、経済的負担等に関する条例の規定について。

連絡会やパブリックコメント等に寄せられた意見は、患者の経済的負担の軽減等に関するものが多くありました。県としましては、条例案の策定に当たり、新たに予算を伴う案件に関しては、必要な予算上の措置が講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならないとする地方自治法第222条の規定との整合性を図りながら検討してまいり

ます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） T P P問題についての御質問の中で、T P Pへの参加が県内の建設業界に与える影響についてお答えいたします。

T P Pへの参加により、地域要件が緩和されると、県外企業の進出で競争が激化し、中小建設企業が多い本県では、受注機会が減少する等の影響が考えられます。県としましては、より慎重な検討が求められると認識しており、今後公表される情報を注視していく必要があると考えております。

次に、泡瀬干潟の埋め立ての御質問で、無駄遣いと環境破壊の埋め立ては中止すべきではないかについてお答えいたします。

本事業については、今回の計画変更に当たり、市民意見や企業ヒアリング等をもとに土地利用計画を見直し、施設規模についても各種統計データ等根拠を有する資料をもとに計画しております。また、埋立面積を約半分とすることで、干潟の98%が残るなど環境への影響を大幅に軽減した計画となっております。津波については、東日本大震災を踏まえ、これまで想定していなかった大津波に対し、国の中央防災会議等で対策を検討しており、県としてもハードとソフトの両面から総合的な検討を行い、避難場所や避難経路の確保等について対応していく考えであります。また、液状化については、当該埋立に用いる土砂が主に新港地区のしゅんせつ土砂で、その多くは液状化しにくい粘性土であり、液状化は起きにくいものと考えております。なお、埋立完了後に実施する土質調査の結果、仮に液状化すると判定された場合には、適切に対応する考えであります。

県では、土地利用計画の見直しに伴う一連の法的手続が完了したことから、地元からの強い要請にこたえとともに、新港地区の東埠頭を早期に供用し企業立地の促進を図るためにも、環境保全に十分配慮し、工事を再開したものであります。

次に、米軍牧港補給基地内の米軍郵便局建設と新軍港建設問題についての御質問の中で、米軍郵便局を建設する法的根拠についてお答えいたします。

駐留軍用地特措法第3条については、既存の米軍施設が「沖縄県の公共事業の施行に伴う公共補償基準」で定義する「公共施設」に該当することを説明するために引用したものであります。また、第4条については、国が土地等を使用・収用して米軍の用に供するた

めの規定であり、沖縄県が使用・収用の認定申請をするものではありません。

今回の米軍牧港補給基地内の米軍郵便局の移設は、県道港川道路の整備に伴うものであり、原因者である県が「沖縄県の公共事業の施行に伴う公共補償基準」に基づき補償するものであります。

同じく米軍郵便局建設で、県が8億円もかけて建設する義務はないとの主張についてお答えいたします。

港川道路の整備に伴う米軍基地の一部返還については、平成17年6月に沖縄防衛局に申請手続を開始し、郵便局の移設補償などを条件として、平成20年11月に日米合同委員会で承認されたものであります。港川道路は、一般国道58号の慢性的な渋滞緩和や沖縄西海岸道路とのアクセスを目的として整備するもので、県としては、那覇都市圏の交通円滑化や県民生活の利便性の向上のため、返還条件を受け入れたものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） T P P問題に関する質問のうち、平成22年度における7億6500万円以上の県発注工事の契約件数等についてお答えいたします。

各局が行った調査では、平成22年度における7億6500万円以上の県発注工事は、合計で9件、104億6748万6000円となっております。その内訳は、企画部1件、18億7740万円、文化観光スポーツ部1件、14億4617万1000円、土木建築部1件、7億2859万5000円、企業局4件、34億7322万円、病院事業局2件、29億4210万円となっております。

次に、平成22年度における750万円以上の物品購入などの契約件数等についてお答えいたします。

各局が行った調査では、平成22年度における750万円以上の物品購入等の契約は、合計で819件、319億2005万7000円となっております。その内訳は、知事公室49件、8億6822万4000円、総務部27件、5億6646万7000円、企画部64件、33億2371万4000円、環境生活部25件、7億7513万1000円、福祉保健部33件、9億355万6000円、農林水産部24件、5億3279万1000円、商工労働部49件、30億230万円、文化観光スポーツ部22件、20億6417万9000円、土木建築部303件、112億7123万9000円、企業局58件、36億8655万4000円、病院事業局83件、22億7825万1000円、議会事務局5件、5773万1000円、教育委員会75件、25億7392万円、選挙管理委員会2件、1600万円となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 辺野古新基地建設問題に関する御質問の中で、県議会が辺野古移設反対、環境影響評価書の提出断念を求める決議をしたことについてお答えいたします。

環境影響評価書の提出断念を求める意見書が全会一致で可決されたことは、県議会の意思表示として受けとめております。県としましても、地元の理解が得られない辺野古案の実現は、事実上不可能である旨、繰り返し申し上げており、政府においては、地元の意見に耳を傾け、真摯に対応を検討していただきたいと考えております。

休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○知事公室長（又吉 進君） 失礼をいたしました。

次に、米国世論等に変化が出ている中、環境影響評価書の提出断念を求めることについてお答えいたします。

政府は「普天間飛行場代替施設に関する環境影響評価書を、年内に提出できるよう準備を進めている」としてありますが、県としては、「辺野古移設案には多くの県民が反対しており、事業の実施は、事実上不可能である」旨、繰り返し申し上げてきたところであります。

環境影響評価書が提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、公有水面埋立申請の不許可を通告することについてお答えいたします。

現時点で、政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておりません。仮に提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、オスプレイ配備についてお答えいたします。

沖縄県としては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から、県民が不安

を抱いており、十分な情報が示されない現状では、当該配備については反対であります。沖縄県が提出したオスプレイ配備についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありましたが、米側に照会中のため回答ができていない項目があり、引き続き県民生活への影響など十分な説明を求めているところであります。

次に、日米地位協定について、運用改善の内容、見解と日米地位協定の抜本改定についてお答えいたします。3の(1)アと3の(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

先日公表された米軍属に対する裁判権の行使に関する日米間の新たな枠組みでは、米軍属の公務中の犯罪のうち、米側が裁判にかけない場合で、被害者が死亡した事案などについては、日本側が裁判権を行使することへの同意を要請することができ、これに対して米側が好意的考慮を払うとする手続が整備されました。この新たな枠組みにより、ことし1月の交通死亡事故で加害者の米軍属が起訴されたことは、日米両政府が県民の声にこたえたものと理解しており、一定の前進があったものと考えております。

新たな枠組みの実効性については、今後その内容を精査していきたいと考えております。県としては、米側に裁量のある日米地位協定の運用の改善では不十分であると考えており、引き続き日米地位協定の見直しを求めていきたいと考えております。

次に、米軍牧港補給基地内の米軍郵便局建設と新軍港建設問題についての中で、環境アセスをとめさせることについてお答えいたします。

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設については、平成8年のSACO最終報告で合意され、平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」においても、移設を条件に全面返還されることとなっております。また、平成13年11月には浦添市長が受け入れ表明を行い、平成15年1月の第4回那覇港湾施設移設に関する協議会では、浦添埠頭地区への移設を浦添市、那覇市ともに了承し、現在、同協議会等において環境影響評価を含め、移設に関連した諸措置等について、国・県、地元自治体等で協議・調整が進められているところであります。

県としては、那覇港湾施設の返還を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しており、今後とも国、地元自治体等と連携して、那覇港湾施設の移設に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、経緯と経過についてお答えいたします。

8月23日に行われた採択地協議会については、協議会の運営のあり方や手法等について地域住民から疑義が生じたことが混乱の要因の一つであると考えております。県教育委員会としましては、文部科学省に対しても議事録を送付しており、その協議の実態を把握しているものと理解しております。

次に、9月8日の協議の有効性についてお答えいたします。

9月8日の3市町教育委員会による協議は、同一教科書の採択を目的に、石垣市、竹富町、与那国町の各教育委員長が、その職務権限に基づき全教育委員を招集し、公開の場で開催し、同一教科書の採択が行われたものと考えております。

次に、全員協議についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、9月8日の採択決議は有効であると考えております。

次に、11月中の報告についてお答えいたします。

教科用図書の給付については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第3条で、国は採択地区で協議し種目ごとに、同一に採択された教科書を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付する旨、定められておりますので、国の責任で無償給与していただきたいと考えております。

次に、編成整備実施計画についてお答えいたします。

次期県立高等学校編成整備実施計画では、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断して素案を策定しております。内容としましては、学び直しに特化した学校を設置すること、総合実業高校（仮称）を設置すること、定時制独立校の設置及び再編すること、地域の少子化の進行と人口の流出などの課題を解決することなどとなっております。

次に、教育の機会均等についてお答えいたします。

高等学校教育において、生徒はさまざまな考えを持った他者との出会いにより自我を確立する大切な時期であり、そのためには適正な学校規模が必要であると考えます。学校の再編統合により、多様で弾力的な教育課程の編成が可能になることで生徒一人一人の教育の機会は確保されと考えております。

次に、教育条件の整備等についてお答えいたします。

学区制の拡大については、生徒が自己の能力・適

性、興味・関心、進路希望等に応じて、目的意識を持って高校を選択できるよう平成17年度入試から実施しております。また、当時PTA、中学校、市町村教育委員会等より改善を求める要望があったことから、その見直しについては現時点では考えておりません。小規模校については、人的支援としてジョブサポーターやスクールカウンセラー、中高一貫校加配などの配置をしており、魅力ある学校づくり推進のため「生き生き活性化支援事業」の指定や県外先進校等への視察など、学校が活性化するように支援を手厚く行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院についての御質問の中で、経営健全化の要因についてお答えいたします。

病院事業局においては、平成22年度までに経営再建計画の目標である経常収支の黒字化等を達成するなど、経営改善の取り組みは成果を上げております。このことは、一般会計繰入金の増額支援に加え、7対1看護体制の導入等による収益の確保や経費の節減に向けた各病院の取り組み、職員の努力等によるものと考えております。

次に、持続的な経営健全化の見込みについてお答えいたします。

病院事業局においては、「県立病院の経営再建検証委員会」に、平成23年度から平成32年度までの病院事業の収支推計（試算）を提出しました。当該推計では、収益と費用については、おおむね平成22年度決算並みで推移するものとしたほか、一般5病院に7対1看護体制を導入することや、医療機器等の整備・更新を適切に行うこと、今後10年間で約70億円の長期債務を償還することなどを前提要件としました。その結果、平成24年度以降の経常収支は再び赤字に転じ、現金資金についても減少するなど、厳しい経営状況となる見込みとなっております。

次に、退職手当の過大計上の理由と退職手当の試算方法についてお答えいたします。

病院事業の収支推計における退職手当の推計については、中途退職者等が多い状況を勘案するため、過去の普通退職者の実績から今後の見込みを推計し、これを定年退職者から差し引くこととしました。しかし、その計算過程で、普通退職者を差し引いていなかったため、平成23年11月の第3回検証委員会に改めて収支推計を提出したところであります。なお、退職手当の

推計に用いた普通退職手当額については、過去3カ年間の平均で算出することで、より精度の高い推計ができると判断したところであります。

次に、今後の繰入額を50億円と仮置きしたことについてお答えいたします。

平成22年度の県立病院の経営再建検証委員会に検証委員会事務局が提出した病院事業の収支推計では、繰入金について、「病院事業の経営改善に関する知事のこれまでの議会答弁等を踏まえ、議論の出発点として、平成24年度以降、50億円と設定した。」とされております。

病院事業局が今年度の検証委員会に収支推計を提出するに当たっては、昨年度の経緯や繰入金の設定状況に変化がないことを勘案し、50億円としたところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） カジノ導入についての中、説明会の開催では県民の理解を得たとは言えないのではないかととの質問にお答えいたします。

県が各地で開催しております地域説明会につきましては、県民が統合リゾート導入の是非を判断するために必要な情報の周知や意見交換を目的として行っております。したがって、説明会の開催をもって県民の理解を得たとするものではないと認識しております。

同じくカジノ導入についての中、民設民営のカジノ事業に県が関与する法的根拠、カジノ調査の違法性についてとの質問にお答えいたします。

現在、超党派の国際観光産業振興議員連盟において、国際観光の振興や地域経済の活性化を図る観点から、カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律の制定に向けた検討が進められております。ことし7月に同議員連盟が公表した「法案大綱」においては、カジノを含む統合リゾートの開発・整備について、国は民間事業者へのカジノ事業認可や厳格な規制・取り締まりを行うこと、また地方公共団体においては民間事業者が統合リゾートを開設するための指定や契約を行うことを担うとされております。

県としましては、統合リゾートが県経済を発展させる一つの要素として期待できる可能性を有していると同時に、その一方で与える影響への実態の検証も重要であるとの観点から、係る調査研究は有用であると考えており、今後ともさまざまな意見を幅広く拝聴し

ながら、議論を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 再質問を行います。

まず、ＴＰＰ問題について。

県や市町村が発注する公共工事、答弁を受けて合計で265億、物品購入などが合計で417億になります。本土大手企業などにこの仕事とられると地元業者の仕事が奪われ、雇用と県経済に及ぼす影響ははかり知れないと思うのでしょうか。

ＩＳＤ条項について説明してください。既に多くのＦＴＡ（自由貿易協定）に盛り込まれ、各国の政府が貿易障壁になると裁判にかけられた例があるが、調査しているか。あれば説明してください。

八重山地区の教科書採択について。

けさの報道で森文科副大臣が、竹富町に12月末までに育鵬社の教科書の冊数報告を求めている。これは不当な政治介入ではないのか。文科省がすべきは、法を遵守して石垣市と与那国町、竹富町教育長に採択した東京書籍の冊数報告を求めることではないか。

県教育長は、協議会で有効に採択した教科書の冊数を文科省に報告すべきではありませんか。

基地問題について。

一川防衛大臣は、前沖縄防衛局長発言の任命責任が問われるべきである。95年の米兵事件の詳細を知らないとの発言は、二重に看過できない。辞職に値するものではないか。知事に再度問う。

95年の米兵暴行事件は、沖縄県民が海兵隊の普天間基地の返還を求める原点です。防衛大臣が県民の苦しみを知らない、基地による戦後66年間の長きにわたる人権侵害、県民の苦難や屈辱を全く知らないのは許せない。政府は、辺野古か、さもなくば普天間を残すかと、二者択一を迫っておどしをかけているが、県民の答えはどちらもノーです。きょう、知事は防衛大臣に会いますが、環境影響評価書の提出断念を求めるべきではありませんか。先ほど知事が、評価書提出断念の県議会決議に敬意を表すると答弁されました。知事は、断念を求めたいけれどもできないということですか。できない理由があるのですか、お答えください。世界一危険な普天間基地は、一日も早い無条件撤去が実現可能な現実的な対応ではありませんか。政府に強く求めるべきではありませんか。

県民の税金で米軍郵便局を建設する根拠について、きょうはまた別の苦し紛れの答弁をしました。私は問います。米軍基地を提供することを書いているのが日

米地位協定の2条にあります。その中、2条の2項で、日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、この要請に基づいて施設・区域を日本国に返還すべきこと、または新たに施設及び区域を提供することを合意することができるとあります。ですから、沖縄県民が県道として使うために基地を一部返還してほしい、これは当然地位協定の2条の2項に掲げた要請、これを沖縄県がやっていない、そこに問題があるのではないですか。答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、一川防衛大臣に辞任を要求すべきではないかという御趣旨の御質問に対しては、私のほうでそういうことを申し上げるというのは適切ではないと考えます。先ほど申し上げたとおりでございます。

そして次に、議会の環境アセスについて断念せよというような御趣旨のこと、議会で決議されたという点、敬意を表しますと申し上げたのはまさしく敬意を表しているわけございまして、なぜ知事としてはそれが言えないかという理由を述べよということでしたが、基本的に行政を預かる者として、法令にのっとった法律行為に対して前もって私どもが制約的な発言をするというのは、やはりこれも適切さを欠くのではないかというのが私の考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場の一日も早い閉鎖・撤去を政府に対して求めるべきであるという趣旨の御質問であったと思います。

普天間飛行場問題の喫緊の課題は、同飛行場の危険性の除去であり、一日も早い移設返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないというのが県の考えでございます。

県としましては、今後とも総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 再質問にお答えいたします。

ＴＰＰに関連をして２件ございました。１つは、公共工事、物品購入等に関する答弁を聞くと、県経済、雇用に影響があるのではないかというふうなのがございました。もう一つは、ＩＳＤについてどのようなものか、その事例としてどのようなものがあるかということでございますけれども、まず公共工事、物品購入等に関連してでございますけれども、これにつきましては先ほど答弁させていただきましたように、ＴＰＰについては農業分野、それから製造業分野、輸入業分野、それぞれに影響が出るというふうに言われているわけでございます。公共事業関係におきましては、これまで政府調達の対象機関について現在、中央政府が議論をされているというふうなことで、今後、地方政府等については取り上げられる可能性があるとかというふうな話が出てきております。しかしながら、現状においてはまだその詳細がはっきりをしてないというふうなことでございまして、今後、県経済、雇用にどのような影響が出るのか、政府が今後公表する情報に注視をしていきたいというふうに考えております。

それから、ＩＳＤについての御質問でございます。

まず、ＩＳＤとは何かというふうなことでございますけれども、ＩＳＤ条項とは、協定義務違反により投資家が損害を受けた場合、投資先の政府を相手として当該案件を国際仲裁機関に提訴できる手続を定めた条項であるというふうに言われております。

そしてまた、ＩＳＤ条項発動の事例としましては、これは外務省が公表している投資仲裁の事例というふうなものから見てまいりますと、北米自由貿易協定の事例として、アメリカと投資家の仲裁事例が１５件、そしてカナダと投資家の仲裁事例が１６件、メキシコと投資家の仲裁事例が１５件というふうな表記がされております。また、国家と投資家の間の紛争解決手続において最も多く利用されている仲裁機関であります投資紛争解決国際センターによりますと、２０１１年６月末までに同仲裁機関に付託された案件の関連業種は、石油、ガス、鉱山業が全案件の２５％を占めるというふうなことでございます。それ以外には電気、エネルギー産業、運輸業、上下水道・治水というふうなものが挙げられてございます。

以上でございます

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 西銘議員の再質問にお答え

いたします。

たしか趣旨といたしましては３つばかりあったような気がいたしますので、一つ一つお答えいたします。

まず１点目、けさの報道で森文科副大臣が竹富町に１２月末までに育鵬社の教科書冊数を求めていることに対して、不当な政治介入じゃないのかという御質問にお答えいたします。

法的拘束力のない協議会の答申どおり、採択を求めることは難しいと考えております。

２点目の再質問でございます。たしか文部科学省がすべきは法を遵守して石垣市と与那国町、竹富町教育長に採択した東京書籍の冊数報告を求めるべきではないのかという趣旨の質問であったかと思えます。答弁いたします。

教科書の採択権限は３市町教育委員会にあり、特定の教科書を採択するよう求めることは難しいと考えております。

３点目の御質問です。県教育長は協議会で有効に採択した教科書の冊数を文部科学省に報告すべきではないかという質問だったと思えます。お答えいたします。

協議の有効・無効を最終的に判断するのは３市町教育委員会であります。したがって、教科書の採択権限を有する３市町教育委員会に対して、県教育委員会が特定の教科書を採択するよう求めることはできません。３市町の採択が同一となった場合は報告することができますが、同一になっていない場合は協議して同一にする必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 米軍郵便局建設で、日米地位協定第２条２項で、日米いずれかの一方の要請があれば合意することができるのではという再質問にお答えいたします。

道路工事に伴う一部返還により物件等が支障になる際は、地位協定によらず原因者である地方公共団体が通常の補償基準で行うものであり、日米地位協定によるものではありません。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん 米軍基地の返還、提供を決めるのは日米地位協定以外にあるんでしょうか。ありません。ですから、今の答弁は本当にごまかしとしか言えません。もう一度精査願います。

もう一つは、一日も早い危険性の除去、それは移設返還だと言いますが、15年もたっている、だから無条件撤去というのが現実的な対応ではないですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後4時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘純恵議員の再々質問にお答えいたしますが、15年も長い期間がたっているので、移設・返還ではなく無条件返還のほうが一日も早い返還につながるのではないかとというのが御質問の趣旨だと理解してお答えすれば、無条件返還という返還がそういう条件で成立している、ないしはしていれば、どういう中身の合意が成立するかによって決まってくるのであって、現実には無条件返還というような取り決めがこの普天間についてでき上がるとは考えにくいと思います。やはり移設そして返還だと思います。いずれにしても、一日も早い返還は移設・返還が極めて現実的な考えだろうと私は考えております。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 返還に関する合意について、地位協定について精査するようにという御指摘でございました。

同件につきましては、いわゆる補償の観点とさらにそれが地位協定でいかに解釈されるかという点につきましては、これは有権解釈を有する外務省に対して現在問い合わせてございます。その回答も見て、御指摘のように精査をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後5時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 マチカンティーしました。観客もちょっと少ないようでございますが、本日は所見で皆

さん、問題発言のことばかりやっているの、別の話をしようかなと思っていたんですが、僕なりにこの問題発言に対して一言物申したいなと思っております。

よく言われていることは、僕はオジー、オバーたちからやっぱり戦争の話を聞かされてきたわけでございます。今の特に政府の閣僚の皆さん、戦争を知らない皆さんがたくさんいるというまさにそういう今の現状がそうだったかと、この発言を生んだなという感じではないでしょうか。それとウチナンチュは、いろんな国に行って、どこの国に行ってもウチナンチュを通すわけでございますけれども、特にヤマトウンチュの特徴として――全部が全部そうだとは言いませんが――西洋人のところに行くときちょっとグリーしているんですね。ところが、アジアのほうに行くと何か胸を張っているというそういう傾向がどうもヤマトウンチュにあるのではないかと。特にウチナンチュに対してもそのアジアの一部の民族に対する態度ではないかなという感じがしております。

ここで、きょう緊急に琉歌をつくりましたので、ちょっと披露してみたいと思います。

「ヒグル基地負担 アワリウシキティ クルネンクトゥバ アビルバスイ 守礼国ヤクトゥ シヌディニジタシガ クリカラヌアトゥヤ ユルチウカリユミ」ということでございまして、意味わかりましたかね。これが今のウチナンチュの気持ちではないかなと思っております。

それでは、代表質問を始めたいと思います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、次期振興計画の進捗について。

ア、今後のタイムスケジュールについて伺う。

イ、県が求めている一括交付金の政府の対応に対する感触と評価について伺う。

(2)、基地問題について。

ア、普天間代替施設の環境影響評価書に対する知事の見解と受理の有無について伺う。

イ、受理した場合、その後の手続のタイムスケジュールと知事意見提出の際、移設反対の文言を挿入するのか伺う。

(3)、不発弾処理問題について。

ア、磁気探査事業における民間工事の義務化について伺う。

イ、不発弾処理問題の条例制定について伺う。

ウ、不発弾処理は国の責務であるとするが、知事の見解を伺う。

(4)、TPPの本県に与える影響評価について伺う。

(5)、来年開催される島サミットで、沖縄からの自

然、平和宣言等の提言をすべきと考えるが、予定はあるのか伺う。

2、観光政策について。

- (1)、那覇空港国際ターミナルの対応は万全か伺う。
- (2)、建てかえ予定の新国際ターミナルの進捗状況について伺う。
- (3)、数次ビザ発給以降の課題について伺う。
- (4)、観光地として主力である首里城公園、美ら海水族館等の県への移管について伺う。

3、交通政策について。

- (1)、内閣府に計上されている鉄軌道の調査費は県と総合事務局が合同で行うべきと考えるが、県の方針を伺う。
- (2)、県内の鉄軌道関係NPOとの連携について伺う。
- (3)、LRT導入を模索する広域市町村との連携について伺う。
- (4)、鉄軌道工事の技術向上のためにも県内業者の人材育成が必要と思うが、県の方針を伺う。

4、都市計画関連について。

- (1)、県内地方自治体の中心市街地活性化基本計画における県の役割について伺う。

5、県立病院について。

- (1)、病院事業局は、各県立病院から提案される事業計画、改善案等を集約し知事に提言する組織と認識するが、県の見解を伺う。
- (2)、県立病院における福祉保健部の役割について伺う。
- (3)、9月定例会の決算特別委員会で繰出金、定数条例等の議論があったが、その内容が検証委員会に反映されるのかどうか伺う。

6、基地問題について。

- (1)、基地内で発生する総事業の総額と県内・県外業者の比率について伺う。
- (2)、事業入札の際に発生するコミッションの高騰について県の見解を伺う。
- (3)、改善が求められるボンド制度の進捗状況について伺う。

7、文化政策について。

- (1)、文化芸術振興条例について、県の取り組み、進捗について伺う。

8、災害対策について。

- (1)、備蓄水は万全かを伺う。
- (2)、沖縄だけではなくアジアの災害時に対応できる救援組織の拠点を本県が担うべきと考えるが、県の方針を伺う。

- (3)、小型移動可能な海水淡水化装置を配備するべきと思うが、県の方針を伺う。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、沖縄振興一括交付金の政府の対応についてという御質問にお答えいたします。

沖縄振興一括交付金につきましては、平成24年度概算要求組替え基準や政府から示された「新たな沖縄振興の検討の基本方向」——これは沖縄政策協議会、各省の大臣がメンバーになっている協議会——において、「一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされております。しかしながら、去る11月19日に来県されました川端沖縄担当大臣からは、予算額の確保について言及がなかったことから、改めて総額3000億円の確保と自由度の高い沖縄振興一括交付金の実現について強く求めたところであります。また、11月28日にも藤村内閣官房長官を初めとする政府関係要路に対し、沖縄県の要望の実現を要請したところであります。

沖縄県といたしましては、政府予算案において沖縄の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の実現されるよう、引き続き政府へ求めているところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、不発弾処理についての国の責務についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

不発弾処理につきましては、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。このため、県におきましては、これまで不発弾処理に係る磁気探査や処理経費の全額国庫負担による措置を要望してきたところでございます。

県といたしましては、今後とも市町村と連携をし、国の責任のもと県内の不発弾処理の加速化を図られるよう、求めてまいり所存でございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、TPPの本県に与える影響等についてという御質問にお答えいたします。

沖縄県の農業分野につきましては、十分な農業対策が打ち出されないままTPPに参加した場合、深刻な影響が懸念され、特にさとうきび生産が主要な産業となっております離島地域において重大な影響を与えるおそれがあります。また、製造業等につきましては、海外・国内市場等の違いによってそれぞれプラスそしてマイナス両面の影響があると考えております。一

方、輸入業者にとりましては、輸入品の価格低下による販売額の増加など、一定のメリットがあると言われております。同時に一般消費者もその恩恵を受けることが考えられますが、食の安全等の観点から懸念が生じる可能性も指摘されております。

沖縄県といたしましては、いまだ詳細が明らかではないため、今後、政府が公表する情報を注視してまいりたいと考えております。

次に、基地問題に係る御質問の中で、ボンド支援における県の取り組みの進捗状況いかにという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県ではこれまで在沖米軍に対し、ボンド率の縮減や分離・分割発注等につきまして要請を行うとともに、日米両政府の関係機関に対しても要請の実現に向けた支援を求めているところでございます。また、新たな沖縄振興に向けた制度として、沖縄振興開発金融公庫等を活用したボンド支援制度の創設を国に要望しているところであります。しかしながら、法律の改正が必要であること等の課題もございます。

県といたしましては、在沖米軍及び国等に対し柔軟な対応を求めるなど、引き続きボンド支援に取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、新たな計画の今後のタイムスケジュールについてお答えいたします。

新たな計画については、去る11月14日に「沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）（案）」を沖縄県振興審議会に諮問したところであり、同審議会が付託した8つの部会での調査・審議等を経て、平成24年3月に答申をいただく予定となっております。今後、同答申を踏まえながら、県議会を初め市町村、一般県民の方々など各界各層からの意見も取り入れ、平成24年4月以降に新たな計画を決定したいと考えております。

次に、観光政策についての御質問の中で、国際線旅客ターミナルビルの対応についてお答えいたします。

現在の国際線旅客ターミナルビルは、施設の狭隘化による出入国時の混雑が指摘されており、那覇空港ビルディング株式会社は、混雑の軽減を図るため保安検査機器増設を前提としたロビー改修工事を行い7月5日に完了しております。また、これまで1基しかなかったハイジャック防止用の保安検査機器は、11月16日には2基目の設置を終えております。これらにより

出国時の混雑は緩和するものと期待しております。また、入国時においては、預け入れ手荷物を受け取る際の混雑が指摘されており、混雑時に航空会社職員等が手荷物を取りおろすなど混雑解消に努めております。

県としては、新国際線旅客ターミナルビルの整備までの間について、同社及び国等の関係機関と連携し、引き続き改善に努めてまいります。

同じく観光政策に関連して、新国際線旅客ターミナルビルの進捗状況についてお答えいたします。

新国際線旅客ターミナルビルの整備については、事業主体である那覇空港ビルディング株式会社が、昨年度の基本設計に続き、現在実施設計を行っており、次年度以降2年間で建設工事を行い、平成25年末を目途に供用する予定としております。

県としては、同社に対し極力早期の供用開始ができるよう申し入れており、引き続き同社及び国等の関係機関と連携して早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、交通政策についての御質問の中で、国の鉄軌道調査に対する県の方針についてお答えいたします。

内閣府は、本年度実施の調査結果を踏まえ、平成24年度からの3年間で鉄軌道等の導入に向けた諸課題について検討し、想定ルート案と公共交通システムの組み合わせ案の比較・検討を行うこととしております。国が開催する検討委員会には県もオブザーバーとして参加し、情報交換を行うなど、連携を図りながら検討を進めているところであります。国の実施する調査については、引き続き積極的に協力していきたいと考えております。

次に、同じく交通政策に関連をして、NPO及び市町村との連携についてお答えいたします。3の(2)と3の(3)は関連いたしますので一括してお答えをさせていただきます。

県民及び観光客の利便性向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、低炭素社会の実現、県土の均衡ある発展を支える観点から、沖縄本島を縦断し、広域移動を支える鉄軌道の導入が必要であると考えております。一方、県内には、中心市街地の活性化、高齢者や障害者などのいわゆる交通弱者の移動を確保する観点から、LRTの導入についてワークショップ等を行う団体や市町村の活動が活発化しております。

県としては、鉄道やLRTを組み合わせた利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図る観点から、市町村やNPOと連携を図ることが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、環境影響評価書に対する知事の見解と受理の有無についてお答えいたします。

県としては、「辺野古移設案には多くの県民が反対しており、事業の実施は、事実上不可能である」旨、繰り返し申し上げてきており、政府がいかなる見通しを持って手続を進めようとしているのか疑問であります。なお、環境影響評価書が法令に定められた形式上の要件等に適合している場合には、行政手続上、その受理を拒否することはできないものと解されております。

次に、磁気探査事業における民間工事の義務化についてお答えいたします。

民間工事における磁気探査につきましては、現在のところ、法令等に義務化の規定がありません。県においては、民間工事の磁気探査を促進するため、現在も広域探査発掘加速化事業を実施しているところであり、さらなる促進のため、新たな沖縄振興に係る国への制度要望として、民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設を要望しているところであり、国においてもこれに対応した概算要求がなされているところであります。

次に、不発弾処理問題の条例制定についてお答えいたします。

不発弾処理については、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。したがって、国の事務として一義的に行う必要があり、現在も自衛隊や総合事務局等国の責任のもと、市町村や関係機関と連携して実施しているところであります。このため、県条例において不発弾処理を規定することにつきましては、関係法令等の整合性を考慮の上、慎重に検討する必要があるものと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、基地内事業の総額と県内・県外業者の比率についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、平成22年度の沖縄防衛局が発注した在沖米軍基地での公共工事の総額は、10億1094万7500円で、そのうち県内比率が89%、県外比率が11%とのことであります。また、在沖米軍基地内で発生する総事業の総額と県内・県外業者の比率につきましては、現在、在日米軍沖縄調整事務所に照会しておりますが、まだ回答は得られておらず把握しておりません。

次に、コミッションの高騰に対する県の見解についてお答えいたします。

県が過去に米陸・空軍エクステンジサービス、いわゆるA A F E Sに対して、ベースタクシー入札の関連で、入札額の高額化について確認したところ、A A F E S側からは「入札額はタクシー会社が提示した額であり、A A F E S側が決めたものではない」、「金額は、タクシー会社が決めているもので、入札額は競争下にある」との説明を受けております。県は、タクシー事業者で構成される団体と意見交換を行うなど、ベースタクシー入札に関する実態等の把握に努めているところであり、引き続き、県としてどのようなことができるか検討してまいりたいと考えております。

次に、災害対策についての御質問の中で、飲料水の備蓄状況及び小型移動可能な海水淡水化装置の配備についてお答えいたします。8の(1)と8の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

現行の沖縄県地域防災計画においては、県企業局が調整池への緊急遮断弁を設置し、飲料水を確保することとされております。さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、調整池の被災により飲料水が早急に確保できない場合に備え、ペットボトル飲料水の備蓄につきましても年度内に整備することとしました。具体的には、食糧備蓄と同様、人口の約20分の1に相当する6万3000人が避難することを想定して、その1日分（1人当たり1.5リットル）につき、半分を9月補正により在庫備蓄を行うこととし、残りの半分につきましても流通業界との協定により確保できることとなっております。これにより、必要な備蓄飲料水の確保を行うことができるものと考えております。小型で移動可能な海水淡水化装置の配備につきましては、本土から遠く離れ、広大な海域に離島が散在する本県において、飲料水確保の手段として有効であると考えられることから、今後、市町村と連携し検討してまいります。

次に、アジアの災害時の救援組織の拠点を本県が担うことについてお答えいたします。

沖縄県は、東南アジア地域に隣接し、これらの地域で大規模災害が発生した場合、救助・救援の活動拠点として地理的優位性を有しております。県におきましては、新たな沖縄振興計画に盛り込む制度要望として、国際緊急援助隊や援助物資の備蓄基地の誘致等による国際的な災害援助拠点の形成を国に対して要望しているところであり、当該拠点の果たす機能の内容や、本県に設置する上での課題等について、現在、調査研究を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、評価書手続のタイムスケジュール及び移設反対の意見についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る飛行場事業は、沖縄県環境影響評価条例の対象事業であります。同条例に基づく評価書手続は、評価書の送付から45日以内に、沖縄県環境影響評価審査会の審査を踏まえ、知事意見を述べることとなっております。また、埋立事業は環境影響評価法の対象事業であり、同法に基づく評価書手続は、評価書の送付から90日以内に免許等権者意見を述べることとなっております。事業者は、これらの意見を勘案し、評価書に必要な補正を行い、補正した評価書を一月間公告・縦覧して環境影響評価手続は終了となります。

知事意見のあり方などについては、慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 知事の政治姿勢についての中、島サミットでの沖縄からの提言についてとの質問にお答えいたします。

先般、外務大臣により設置された「第6回太平洋・島サミットに向けた有識者会合」からの提言において、今後は、開催地自治体が政府とともに、島サミットの内容にかかわれるような仕組みを検討すべき旨の提言がなされております。このことから、今後、市町村やJICA沖縄など関係機関とも調整しながら、さまざまな機会をとらえて、沖縄県としての意見を述べていくことを考えていきたいと思っております。また、島サミット開催に合わせ、新たな取り組みとして、開催地主催プログラム「太平洋高校生・島サミット」を、宮古島市で実施する予定であります。太平洋の国や地域と日本国内、沖縄県内の高校生が環境をテーマに、野外学習や意見交換により交流を図るプログラムを企画予定であり、その成果として首脳に対し提言を行うことなども含めた検討をしているところであります。

次に、観光政策についての御質問の中、数次ビザ発給以降の課題についてお答えいたします。

ことし7月に創設された数次ビザの発給数は、10月までの4カ月で5637件となっており、昨年同時期の個人ビザ発給数が200件であったことから、大変大きな成果が上がっていると考えております。今後は、沖縄の認知度のさらなる向上に努めるほか、国際線ターミ

ナルの整備や各観光施設における中国語表記や中国語対応人員の確保及び国際競争力のある沖縄型エンターテインメント創出など、中国人観光客の満足度の向上を図ることによってリピーターを獲得する取り組みが課題であると考えております。

沖縄県としましては、これら課題の解決に向け、関係部署との連携を図りながら官民一体となって取り組んでまいります。

次に、文化政策についての中、文化芸術振興条例についての県の取り組み、進捗状況についてお答えいたします。

沖縄県では、文化芸術振興条例を含めた文化施策のあり方について、沖縄県文化関係施策推進会議等において随時意見交換を行っており、文化人材の育成と交流、県立芸術大学の活用と活性化、しまくとぅばの保存と継承、そして普及などその他さまざまな事案について具体的な議論をしているところであります。

文化芸術振興条例策定への取り組みは、このような議論を踏まえ、次年度から作業工程表を作成し、先進県の調査、条例制定後の効果や課題等の確認をするとともに、県内文化芸術関係者から意見を伺うなど、文化立県沖縄にふさわしい条例制定実現に向けた環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 観光政策についての御質問の中で、首里城公園、美ら海水族館の県への移管についてお答えいたします。

首里城公園の国管理部分と美ら海水族館の県への移管に関する検討状況について、去る10月に国と都市再生機構に問い合わせたところ、国からは、政府全体で十分議論した上で、結論を出すことが必要であるとの回答がありました。また都市再生機構からは、平成30年度までに公園事業から撤退することが決定されており、今後、施設の移譲等について公園管理者と調整するとの回答を得ております。

県としては、今後も国や都市再生機構に対し、進捗状況の確認と、県に移管する場合の課題や問題点及び対応策について総合的に検討していきたいと考えております。

次に、交通政策についての御質問の中で、鉄軌道導入に当たっての人材育成についてお答えいたします。

県内建設技術者の軌道建設の技術力については、類似する都市モノレールの建設を通して今後も研さんされと考えております。さらに、沖縄都市モノレール

株式会社においては、JRなどからの技術協力も得ながら、運行システムの整備や維持修繕を行い、安全輸送を積み重ねており、運輸に当たる人材の育成が図られていると考えております。また、今後鉄軌道導入の調査の推移を見ながら、県内業者の人材育成についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 都市計画関連についての御質問の中の、中心市街地活性化基本計画における県の役割についてお答えいたします。

中心市街地活性化法では、中心市街地活性化を効果的に推進していくため、地方公共団体は施策の策定やその実施についての責務を有するとし、財政収支状況を踏まえつつ、認定中心市街地活性化基本計画に必要な資金の確保に努めなければならないとしております。県では、今年度、沖縄市の中心市街地活性化基本計画に基づき胡屋地区の商店街振興組合が実施しているアーケード改修事業について、他の市町村からの買い物客も含めて県民の利便に寄与する公共的な施設の側面を有するものであることから、その事業費の一部を支援しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院についての御質問の中で、病院事業局の役割に関する認識についてお答えいたします。

病院事業は、予算、人事及び組織編成の面で広範な権限を持つ事業管理者として病院事業局長を設置して、経営責任の明確化と機動的な病院経営が可能となる体制をとっております。一方で、県立病院の開設者の立場にある知事には、予算や決算の状況、現在、病院事業局で現場と一体となって推進している経営再建計画の進捗や、県民への公的医療を提供するために必要な施設、人員体制の整備について報告・説明を行い、予算編成や条例改正等について所要の措置を受けているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 県立病院事業における福祉保健部の役割についてお答えをいたします。

福祉保健部においては、県民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、5年

ごとに「沖縄県保健医療計画」を作成しており、その中で県立病院については、各医療圏域における救急医療や高度医療等を提供する中核的病院として位置づけております。

福祉保健部では、県立病院の役割の重要性を踏まえ、医師確保等への支援を行うなど、その医療機能の維持向上が図られるよう対応しているところであります。また、県立病院と民間病院等との役割分担を図りながら、県内全体の適切な医療提供体制を構築していく役割も担っております。

続きまして、決算特別委員会における議論の検証委員会への反映についてお答えいたします。

今年度の第1回及び第2回の「経営再建検証委員会」においては、病院事業局より提出された平成22年度決算資料や収支推計等をもとに、「経営改善が実現したか」及び「持続的な経営の健全化が達成される見込みがあるか」について検証が行われております。その中で、収支推計の前提条件として、一般会計繰入金の見込み方や7対1看護体制導入の影響等について説明が行われました。11月10日に開催された第3回委員会においては、決算特別委員会の審議等により、退職手当の推計に所要の修正を行い、改めて提出された収支推計等をもとに「持続的な経営の健全化が達成される見込みがあるか」について検証が行われております。なお、一般会計繰入金に関しては、現在、関係部局で調整を行っているところであり、今後、繰入金の設定等に変更があれば、収支推計の改定を行い、検証委員会へ提出されることになると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 再質問させていただきます。

まず、不発弾処理問題ですけれども、この民間工事の義務化についてなんですが、今現在行われて市町村から申請をして、そして県が防災対策課で受け付けをしてこの事業が成立するまでに約1年のスパンがあると。この1年のスパンの中では、民間が申請するのを待つのも大変だということで、これをもう少し期間を縮小していただけないかと。それは業界の皆さんの要望でもあり、やっぱり民間でも磁気探査したいという人たちがたくさんいるわけですね。そういう中で、この1年かかっているものを今、この前話を伺ったら、4カ月に1回の方向性で民間の事業を進めていこうということはこれはよくわかります。しかし僕らが言っているのは、なぜこの民間工事の義務化を進めたいと言っているのかは、あの公共工事の中で発見されたり

する、その近くがすぐ民間なんですね。民間地域で見られるのも多い。ということは、公共工事だからこれを義務化にして、民間は義務化にしないというのはどうも道理が通らないんじゃないかなという気がしているんですね。確かに、民間工事の受け付けであるとか、そういう膨大な資料、そして膨大な作業になってくると思うんですね。ただ、並行探査という方法があるんじゃないかと業界の皆さんもおっしゃっているんですよ。その辺、並行探査をまず基本に義務化に向けて採用していくという考えはないのか、これ1点お伺いしたいですね。

それと、実はこの条例制定について、僕は初めてこの業界の皆さんから教えていただいたんですけども、平成12年と平成16年に既に——内容は若干違うんですが——義務化についての要請がされて県議会で採択されているんですね、もう2回、この磁気探査に関しては。それから手をつけていないというのは、議員の責任もあるでしょうし、執行部の責任もあると思うんですよ。そこぐらいからやっぱりスタートさせていないといけない。もう既に16年から8年弱たっているということがあるんですね。だから、それだけ手をつけていないということなんです。だから、実際条例をつくらうとしたら真剣に取り組んだらもう少し早くできると思うんですよ。それをやはり磁気探査の問題だけではなくて不発弾処理、不発弾対策協議会といういろんな機関が入っているから大変だというのはわかるんですが、これをつくってまず、そういう義務化に向けていくという一つの手法、県はロードマップというかこれをつくっていただかないと、今後またどういう事故が起きるかわからないという、これが現実だと思うんですね。実質、復帰前には700名近くの方が亡くなって、そして復帰後も715名ぐらいの方が亡くなっているんですね。そういう事態がいつ来るかわからない。2009年の1月14日に爆発事故が起きています。そういう状況を簡単に今仕組みがとか、そういうふうなことを言っていられない状況なんですよ。ぜひやってほしいと。

それと知事、約70年、80年かかると言われていますね、この磁気探査、今のペースでいくとですよ。ところが僕はこの磁気探査、民間工事を義務化することによって、そして促進することによって沖縄県の開発がもう少し早く進めていくことができると思うんですね。だから、70年とかのんびりしたことを言わずに、早目にいろんな整備をしてどんどん前倒しでこれを進めていかないと沖縄の発展にも影響してくるかと思うんです。これは知事の見解をお伺いしたいなと思って

おります。

それと今度はＴＰＰの問題ですが、このＴＰＰの問題、この前、国からいろいろ資料を提供されていますね。24の項目とかいろいろ書かれていますけれども、実質今国がどういう話し合いをしているのかというのは、全然資料の中から見えていないんですよ。僕は、沖縄県はちょっと特殊事情だと思っているんですね、日本と違って。要するに、この東南アジアの真ん中にある。これからやっぱりＴＰＰがもし導入されたらという対策チームをぜひ県の中につくるべきだと思うんですね。これは企画部長、ひとつ考えていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。これは質問ですからね。

続きまして、那覇国際ターミナルの建てかえ予定の新しいターミナル。この図面を一応予定を見せていただきましたけれども、今の受け入れで何万回、そして国際線は何千回と、年間数字が出ていますね、発着数字が出ていますよ。それを計算するとやはり1000万人の観光客を目標とするにすれば、新しい国際線ターミナルが余りにもちょっとこれで本当に対応できるのかなというような感じになっているんですね。多分そこまで厳密に計算しているのかなと思うんですが、どうなんでしょう、その辺。しっかり数字をちゃんと発着数も計算した上であの新しい国際線ターミナルの建築予定を進めているのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思います。

それと県立病院なんですけども、僕は去る決算特別委員会の中でも組織表を出して説明をさせていただいたんですが、（資料を掲示）こっちに知事があって、その下に副知事があって、その間からこっちに病院事業局というのが出ているんですよ。この副知事のところからここに福祉保健部が来ているんですね。ところが、さっき僕が質問した3番目の9月の決算特別委員会で繰出金提出条例等の議論があったが、その内容が検証委員会に反映されているかどうかというのを答えるのが福祉保健部長であるという。だから、結局はこの病院事業局と福祉保健部の関係というのは隣にきているような感じ。ましてや、その病院事業局の上に来ているのではないかなと誤解さえするわけですよ。だから、その辺、本来病院事業局のほうが県立病院の意見をまとめて、それを知事部局に県立病院のあり方はこうじゃないですかというのをぶつけたものを知事部局がこれを受けて、やはりこういうふうな県立病院はあるべきだというふうな進め方をするのが僕は普通の行き方だと思うんですが、はなから壁があるような感じがするんですね。知事部局が描いた青写真に

対して、どうも病院事業局はその枠内で何か四苦八苦しているというようなそういうイメージがどうもしてならないんですね。その辺ちょっと明確化していただきたいなと思います。この辺は、副知事、そして多分定数条例もあるんでしょうが、総務部長の見解も聞きたいなと思っております。

それと次ですね、この災害時におけるアジアの救援組織の拠点をつくれという、これは大きな意味がありまして、タイが今もう大変な状況ですね。やっぱり水が大変であるということがわかったんですよ。水が大変であるということは、沖縄はこれだけやはり離島を抱えていて確かに水は豊富にありそうだけれども、やはりいろんな災害が起きたときに水が一番大変な状況になっている。そして、今沖縄に求められているのは東南アジアに一番安全な水を供給できるのは、今沖縄発しかないという。ということは、やはり沖縄にそういう豊富な水資源の中から、淡水化してアジアに供給できるような流れを持つと産業にもつながるのではないかなというふうな考えで僕は提案しているんですが、その辺もう一度考え方を伺いたいと思います。

それと最後に、基地問題。

基地問題の先ほどコミッションの高騰について僕は伺ったんですが、実はなぜコミッションの高騰について伺ったのかといいますと、今、AAFE Sにおけるコミッションが高騰して地元の人がなかなか落札できない。コミッション率を高めれば高めるほどやっぱり落札しやすいわけですよ。そうすることになると今度従業員にしわ寄せがやってくる。それでもともと本採用だった人がパートになったり、バイトになったりしてここでやめていくというケースが出てきているんですね。その辺、今度は県がやはりこのAAFE Sに対する何かの提言をしていただけないかという話なんですね。その辺いかがなものでしょう。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時8分休憩

午後6時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目、不発弾関連で、民間工事の処理のスパンが大変遅いと、並行探査を基本に義務化というものを考えるべきであるという御質問だったと思います。

現在、民間工事に関する不発弾の磁気探査費用につきましては、公的な負担がないという状況でございます。来年度につきましては、住宅等開発磁気探査支援事業を現在内閣府において要求しておりまして、民間による住宅等の開発箇所で不発弾等の探査を行う補助金制度を試行的に実施し、民間開発地の不発弾探査を推進することにより安心・安全を確保し、事故を未然に防ぎ、不発弾等の処理の加速化を図るという観点から、来年度事業化に向けて現在取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のその契約等が大変時間がかかっているということにつきましては、県も重く受けとめておりまして、議員御提案の並行探査等も含めまして、先ほど申し上げた事業も行いながら不発弾処理事業が迅速に進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、不発弾に係る条例制定の御質問ですが、不発弾対策の役割といたしまして、まず自衛隊が不発弾等の処理・回収等、警察は避難区域内の警備、交通規制等、県は関係機関との連絡、市町村は現地対策本部の設営と運営の総括といった形で、これは現在、政府、地方自治体、関係機関の取り決めで行われているわけでございます。この取り決めを条例という形に持っていくということでございますけれども、この観点につきましては、地方自治法の観点からさまざまな課題があると考えておりまして、まだまだ解決すべき課題がございますので、これにつきましても十分検討してまいりたいと思いますが、現時点でこの条例化というものはなかなか難しいと判断してございます。

次に、不発弾処理に70年、80年かかるということでございます。これを早目に加速できるように促進するような仕組みをつくるべきであるという御指摘でございますが、まさにそのとおりでございます。しかしながら、不発弾の磁気探査につきましては、これは不発弾の発見から市町村の申請、あるいは県が事務的に取りまとめましてそれを処理するといった形で、若干時間がかかる仕組みになっております。こういったものをできるだけ加速化いたしまして、先ほど申し上げた事業も活用しながら、より迅速に不発弾の探査処理を行っていくということに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東アジアにおける災害拠点につきましては、議員が御指摘の水の観点というのはまた別の観点であるということでございますので、これは貴重な御提案、視点と考えておりまして、現在行っております研究事業に反映させていきたいと考えております。

次に、基地のコミッションの件でございますが、このコミッションにつきましては、A A F E Sの活動、あるいはA A F E Sの契約行為等が、これは私法上の行為であるという形で外務省も解決しておりますが、もともとこの問題は、沖縄県に米軍基地の存在があるがゆえにこの問題が生じていると認識しておりまして、県としまして何ができるか研究・検討をしてまいりたいというのが現在の状況でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 再質問にお答えいたします。

まず、T P Pに関して対策チームが必要ではないかという御質問にお答えいたします。

沖縄県は確かに亜熱帯性気候でありまして、さとうきびが中心であるということで全国と違うまた環境でございます。また、離島・島嶼地域であるというふうな他県とは違う環境にあるというふうなことが一つの特徴でございます。しかしながら、先ほど答弁申し上げましたとおり、現状においてはT P Pに関する情報提供が余りにも少ないというふうな状況にございまして、今後、政府が公表する情報を注視をしながら、必要に応じ関係部局と調整をしつつ対策チームについても検討していきたいというふうに考えております。

それからあと1件、新国際線ターミナルビルに関する再質問がございました。これは、将来需要に対応できるような形になっているかというような趣旨の御質問だというふうに思いますけれども、国際線旅客ターミナルビルにつきましては、国の那覇空港ターミナル地域整備基本計画に基づきまして、那覇空港ビルディング株式会社が現在事業局を立てまして、段階的に整備を進めております。国の計画では、ターミナル規模は2025年度、平成37年度の需要予測に相当する国内旅行者1900万、それから国際旅客50万——これはいずれも乗降客数になっておりますけれども——うち、国際旅客につきましては、航空ダイヤを効率的に設定することで150万程度の旅客にも対応が可能であるというふうな形になってございます。観光客1000万人という目標に対しても十分に対応できるというふうに考えてございます。

それから、アジア地域の急速な発展があるわけでございますけれども、旅客需要が急増することも想定をしながら、設計当初から拡張しやすいような施設設計になるよう調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 玉城満議員の病院事業局と福祉保健部の役割分担についての再質問にお答えいたします。

病院事業局長は特別職ということで、県の直接の知事の補助機関ではないんですね。一方、福祉保健部——総務部もそうですけども——これは知事の補助機関という形で知事の下にいて、知事を補助しながら業務をやるという形になりますので、病院事業局と福祉保健部の役割というよりも、病院事業局と知事の役割分担というふうに理解をされたほうがわかりやすいだろうと思います。

そういった関係で言いますと、病院事業局は、先ほど局長がお答えしましたように、予算、人事及び組織編成の面で広範な権限を持つ事業管理者として病院事業を営んでいるわけです。一方、知事のほうは、その県立病院の開設者の立場にある知事として予算・決算の状況等々を把握することもやりますけれども、福祉保健部のほうは、その一環として県全体の病院の医療体制の問題についても所管していますので、その中に県立病院とのかかわりが出てきます。

もう一方では、先ほど少し決算特別委員会の資料の話がございましたけれども、県立病院のあり方につきましても、知事のほうから県立病院のあり方について検討するような指示を受けて、そういうあり方について検討しているところであるわけですね。その関係で言いますと、決算特別委員会等々で議論されているように、県立病院のあり方についての決算の資料であるとか、それから検証委員会を設置して検証するという立場にあるわけですから、そういう立場でやっていると。

もう一方では、総務サイドから言わせますと、病院事業局は議案提案権がございません。事業管理者ですけども議案提案権がないと。その議案提案権をやる場合については、例えば定数を改正してほしいという場合については、知事部局のほうにこういった形で定数改正をしてほしいという要望をするしかないものですから、要望を受けて知事部局のほうでそれを判断して、定数条例の議案を議会に提案すると、そういう形をとります。そういう形の役割分担があるということでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、12月5日定刻より会議を開きます。
議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。
午後6時24分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 照 屋 大 河

会議録署名議員 池 間 淳

平成23年12月 5 日

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成23年
第 8 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成 23 年 12 月 5 日（月曜日）午前 10 時 3 分開議

議 事 日 程 第 5 号

平成23年12月5日（月曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで、乙第 1 号議案及び乙第 3 号議案から乙第 53 号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 4 号議案まで、乙第 1 号議案及び乙第 3 号議案から乙第 53 号議案まで

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 4 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 4 号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計補正予算（第 2 号）

乙第 1 号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

乙第 6 号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

乙第 8 号議案 沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

乙第 9 号議案 工事請負契約について

乙第10号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第11号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第12号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第13号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第14号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第15号議案 財産の処分について

乙第16号議案 交通事故に関する和解等について

乙第17号議案 交通事故に関する和解等について

乙第18号議案 交通事故に関する和解等について

乙第19号議案 交通事故に関する和解等について

乙第20号議案 漁業取締船による汚濁防止膜吸引等事故に関する和解等について

乙第21号議案 道路整備事業において取得した土地の所有権確認に関する和解について

乙第22号議案 指定管理者の指定について

乙第23号議案 指定管理者の指定について

乙第24号議案 指定管理者の指定について

乙第25号議案 指定管理者の指定について

乙第26号議案 指定管理者の指定について

乙第27号議案 指定管理者の指定について
 乙第28号議案 指定管理者の指定について
 乙第29号議案 指定管理者の指定について
 乙第30号議案 指定管理者の指定について
 乙第31号議案 指定管理者の指定について
 乙第32号議案 指定管理者の指定について
 乙第33号議案 指定管理者の指定について
 乙第34号議案 指定管理者の指定について
 乙第35号議案 指定管理者の指定について
 乙第36号議案 指定管理者の指定について
 乙第37号議案 指定管理者の指定について
 乙第38号議案 指定管理者の指定について
 乙第39号議案 指定管理者の指定について
 乙第40号議案 指定管理者の指定について
 乙第41号議案 指定管理者の指定について
 乙第42号議案 指定管理者の指定について
 乙第43号議案 指定管理者の指定について
 乙第44号議案 指定管理者の指定について
 乙第45号議案 指定管理者の指定について
 乙第46号議案 指定管理者の指定について
 乙第47号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
 乙第48号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
 乙第49号議案 当せん金付証票の発売について
 乙第50号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第51号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第52号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第53号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（48名）

議長	高 嶺 善 伸 君	16 番	佐喜真 淳 君
副議長	玉 城 義 和 君	17 番	玉 城 満 君
1 番	上 原 章 君	18 番	仲宗根 悟 君
2 番	島 袋 大 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
3 番	中 川 京 貴 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
4 番	桑 江 朝千夫 君	21 番	新 垣 清 涼 君
5 番	平 良 昭 一 君	23 番	新 垣 安 弘 君
6 番	仲 村 未 央 さん	24 番	前 島 明 男 君
7 番	照 屋 大 河 君	25 番	新 垣 良 俊 君
8 番	渡久地 修 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
9 番	瑞慶覧 功 君	27 番	照 屋 守 之 君
10 番	山 内 未 子 さん	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
11 番	上 里 直 司 君	29 番	嶺 井 光 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	30 番	赤 嶺 昇 君
13 番	當 山 眞 市 君	31 番	当 銘 勝 雄 君
14 番	吉 元 義 彦 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
15 番	座喜味 一 幸 君	33 番	前 田 政 明 君

34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君

41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 上 原 良 幸 君
 副 知 事 与世田 兼 稔 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 兼 島 規 君
 企 画 部 長 川 上 好 久 君
 環 境 生 活 部 長 下 地 寛 君
 福 祉 保 健 部 長 宮 里 達 也 君
 農 林 水 産 部 長 比 嘉 俊 昭 君
 商 工 労 働 部 長 平 良 敏 昭 君
 文 化 観 光 平 田 大 一 君
 ス ポー ツ 部 長
 土 木 建 築 部 長 当 間 清 勝 君
 企 業 局 長 仲 田 文 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 米 蔵 博 美 さん
 知 事 公 室 饒平名 知 成 君
 秘 書 広 報 統 括 監
 総 務 部 新 垣 郁 男 君
 財 政 統 括 監
 教 育 委 員 会 中 野 吉三郎 君
 委 員 会 長
 教 育 長 大 城 浩 君
 公 安 委 員 会 委 員 安 里 昌 利 君
 警 察 本 部 長 村 田 隆 君
 労 働 委 員 会 平 良 宗 秀 君
 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 岩 井 健 一 君
 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員 又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 鉢 嶺 元 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君

課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第4号議案まで、乙第1号議案及び乙第3号議案から乙第53号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 おはようございます。

通告に従って、一般質問を行います。

トップバッターでありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

早速ですが、元郵住協の古島団地問題についてであります。

去る12月3日に弁護士と住民説明会があり、住民から、今まで残っている人々はお年寄りや年金生活者、またどこにも行けない人たちが残っている。再開発して再入居させる約束はどうした。またある人は、今まで県営、市営に7回も落ちた。県も那覇市も冷たいということで憤っていました。これから寒くなる師走の町に退去通知、120世帯余りを本当に路頭に放り出そうとするのか、不信、不満が募っている集まりでありました。

県は、県営の募集用紙をあげたのみ、それからパークレー社は、築30年から40年の古いアパートの一覧表をあげたのみということで、全く冷たい状況の中で今推移をしているようです。

それから、元郵住協が古島団地を売却した際に、事業資産譲渡に関する協定が取り交わされた。この協定書の内容は、第7条、再開発の早期開発（平成20年度

末まで)、第8条、居住者への十分な配慮等入居者の生活権を保障する重要なことが含まれています。しかし、この内容は一顧だにされず、協定不履行のまま一方的に老朽化を理由に全員に退去を迫っています。手法は、ひとり暮らしのお年寄りや年金生活者、低所得者126世帯全員に内容証明書付きの退去通知を送りつけております。しかも、1号棟の入居者には明け渡し訴訟を起こし、行くあてもない人々を路頭に放り出そうとしております。

では、具体的に次のことを伺います。

(1)、県は、これまで譲渡に関する協定書の履行を求める要請をしてきたか。

(2)、協定書の主な条項への対応を伺う。

ア、第3条、純価格21億8100万円の細目の透明化はいかに。

イ、第6条、維持管理、補修を行う居住者の安全確保は努めてきたか。

ウ、第7条、再開発の早期開発(平成20年度めど)はいかに。

エ、第8条、常に入居者への配慮や再入居の優先はいかに。

オ、第13条、協定書の実施状況の点検は行われてきたか。

(3)、当時、県から出向した職員の根拠とその役割を聞く。

(4)、当時、県や各市町村から郵住協の役職についていた理事長や理事などの役員に今の事態を招いた責任はないか伺う。

2、指定管理者と職員の継続雇用について。

県の指定管理者制度が非正規雇用の働く人々を増大させ、官製ワーキングプアを生み出していることが大きく新聞に報道されております。公的施設をコスト削減を目的化し、本来の役割と機能をおろそかにして、住民サービスを低下させているということであり、23年1月には総務大臣みずから指定管理者制度の誤解と勉強不足で本来の住民サービスを忘れ、定数削減、人員・経費削減で結局コストカットに力点が置かれ、官製ワーキングプアを出してしまった。自覚と反省を促す問題提起をしている。県にはこうした認識が欠けているというふうに思います。

男女共同参画センター「ているる」は、意識啓発や女性の社会進出を支援し、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、男女共同参画社会づくりを目指す専門性の高い施設であり、その施設が平成18年度から施設管理や図書室が指定管理者制度に移行し、平成24年度は三巡目の公募に当たるが、契約職員9名は二巡目

の終了と同時に全員が雇いどめの生活不安を抱えています。この9名の職員は培った経験を生かして継続雇用を求めています。

では、次のことについて伺います。

(1)、指定管理者の募集要項に継続雇用を盛り込む努力はされてきたか。

(2)、指定管理者の選定方法はどうか。

(3)、当団体は、職員との話し合いや団交等は誠意を持ってなされたか。

3番、対馬丸記念館への運営助成について。

この記念館は、去る太平洋戦争で子供ら1476人が学童疎開船「対馬丸」の犠牲となり、この悲劇を後世に伝える平和教育の役割を果たしています。財政運営は専ら寄附金の収入に頼っており、社会情勢にも左右され財政は逼迫状況にあると言われております。国や那覇市はそれぞれ支援をしておりますが、県の支援等が求められていると思います。代表質問の答弁でも24年度の予算が400万増額され1500万になった。学芸員や機器修繕費に使うよう努力するという答弁がありました。知事は当会館を視察し、やれることは何でもやると発言をしており、運営費に使われないと県は単独でも対応するか伺います。

4、我が会派の代表質問との関連です。

与那国への自衛隊配備についてであります。

県は、地元の理解と協力を得るべきだとしております。では、住民合意がないと配備を進めるべきではないと考えるのか。今、与那国は賛否をめぐって地域が分断され、不幸な事態が起こっております。地域振興は軍隊をもってすべきではないと考えます。県の見解を伺いたいと思います。

以上、再質問は指定席から行いたいと思います。

○議長(高嶺善伸君) 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) おはようございます。

崎山議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、元郵住協の古島団地問題に係る御質問で、協定書の履行を求める要請についての御質問にお答えいたします。

旧郵住協は解散に当たり、パークレー社と「事業・資産譲渡に関する協定」を締結しており、その中で「平成20年度を目途とした再開発」及び「居住者等への配慮」がうたわれております。同協定は、当該協会と事業者との協定であり、その履行に関しては、締結当事者の責務であり、県としてその履行を求めることは困難であると考えております。しかしながら、県といたしましては、今後とも事業者と入居者の相互理解

が図られるよう働きかけていきたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連の中で、自衛隊の配備の地元合意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

防衛白書では、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に必要最小限の部隊を新たに配備するなど、南西地域の態勢強化が示されております。

自衛隊の配備につきましては、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識いたしております。しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 元郵住協の古島団地問題についての御質問の中で、純価格21億8000万円の細目についてお答えいたします。

パークレー社によると、21億8000万円とはパークレー社が競争入札で提示した価格であるとの回答でありました。

同じ古島団地問題で、居住者の安全確保についてお答えいたします。

パークレー社によると、修繕は頻繁に行っているが、専門家の調査結果でも明らかなとおり、建物は躯体の劣化が進行しており、もはや修繕では安全を確保できる状態ではないとの回答でありました。

同じく古島団地問題で、早期再開発についてお答えいたします。

パークレー社によると、早急に再開発に着手したいと考えているが、おくられている理由としては、経済情勢等の悪化による影響もあるが、まずは老朽化により危険な建物から居住者を安全な場所へ移転させることが最優先事項であるとの回答でありました。

同じく古島団地問題で、入居者への配慮や再入居の優先についてお答えいたします。

パークレー社によると、平成20年までの予定であった家賃の据え置きは措置を現在も継続していること、また、移転先の一つとして自社でアパートを建築し、家賃は近隣よりも安い価格で提供するなど最大限の配慮をしているとの回答でありました。

同じく古島団地問題で、協定書の実施状況の点検についてお答えいたします。

パークレー社によると、住民説明会、自治会との交渉、推進協議会、裁判による進行協議などにおいて、協定書の内容も含め解決を図るため長年にわたり話し合いを行ってきたが、残念ながら今日まで解決に至っていないとの回答でありました。

同じく古島団地問題で、県から出向した職員の根拠と役割についてお答えいたします。

県からの派遣職員につきましては、旧郵住協からの要請により、「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づき、専務理事と事務局長を派遣しておりました。役割につきましては、派遣職員に関する協定書によると、専務理事の従事する業務は「理事長の補助業務に関すること」となっており、事務局長の従事する業務は「事務処理及び組織運営の総括に関すること」となっております。

同じく古島団地問題で、旧郵住協の理事長及び理事の責任についてお答えいたします。

当該協定書の締結及び旧郵住協の解散につきましては、理事会で議決しておりますが、旧郵住協は解散していることから、理事長及び理事に責任はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 指定管理者と職員の継続雇用についての御質問の中で、募集要項に継続雇用を盛り込むことについてお答えいたします。

今回の指定管理者の選定作業においては、去る6月議会の土木環境委員会における審査の際の意見などを踏まえ、男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会において、募集要項の中に継続雇用を応募要件として盛り込むことについて意見を聴取しております。その結果、多数の賛成意見が得られなかったことから、募集要項に盛り込まないこととしたものであります。

次に、指定管理者の選定方法についてお答えいたします。

指定管理者候補者の選定方法は、外部有識者で構成する指定管理者制度運用委員会において、募集要項及び評価基準等についての意見を聴取した上で募集要項等を決定し、公募により指定管理者を選定しております。

平成23年8月19日から61日間公募を行ったところ、2団体から応募があり、募集要項ののっとり、事務局において応募資格審査及び事業計画書類の基礎審査を行ったところ、1団体において書類の不備が確認され

たことから、運用委員会による評価対象団体は1団体となっております。委員会では、募集要項に示した点数方式による順位づけでは、指定管理者としての適格性を評価することが困難となったため、評価基準についてボーダーラインを設定し、指定管理者候補者として「適格」または「不適格」の評価をすることとして評価を行いました。その結果、4人の委員全員から、申請団体である（財）おきなわ女性財団は、次期指定管理者候補者として、「適格」と評価をいただいたことから、県は、男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会の意見を尊重し、（財）おきなわ女性財団を次期指定管理者候補者としたものであります。

次に、当団体と職員との話し合いや団体交渉等についてお答えいたします。

女性財団においては、去る11月29日に「ているる」で働く職員との話し合いを持ち、今後の財団のあり方や職員の雇用について、財団から説明がなされたと聞いております。その中で財団は、職員の継続雇用の問題については、県議会の議決を重く受けとめ、財団としてできる限りの努力をしたいと職員に伝えたと聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 対馬丸記念館への支援策についてお答えいたします。

対馬丸記念館は、国の慰藉事業として建設され、国からの補助金により事業が実施されております。

県といたしましては、これまで記念会と連携し、継続して国庫補助金の増額確保に努めてきたところであります。平成24年度においては、新規の平和推進連携事業費400万円が盛り込まれ、総額約1500万円となっております。その中で懸案となっております学芸員の配置や機器修繕費等が支出できるよう、国と調整しているところであります。

県としましては、当面、同事業を通し、対馬丸記念館が平和学習の場として活用されることや、入館者の増加に向けた仕組みづくりを支援することとし、今後の県の支援については、対馬丸記念館の運営のあり方について記念会と調整する中で検討してまいります。

以上であります。

○崎山 嗣幸君 議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では再質問をします。

郵住協の問題ですが、知事の答弁で、結論的に県は郵住協に協定書の履行を求めることは困難であるということで答えていましたが、何か事務方から言われているような感じがしました。代表質問の答弁でも締結当事者間の責務であるとか、平成20年も民法を持ち出して同様な答弁をしているんですが、法的な責任から僕は逃れているとは思いますが、でもこれまで専務とか事務局長を送って先導してきた役割や、県民との約束もあることも含めて、また行政責任もあると思いますが、これはいかがかと。それから答弁お願いしましょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） お答えします。

旧郵住協と事業者との協定締結等の一連の決議、決定及びこれに基づく行為については、同協会の理事会及び評議委員会で議決し法人として行っております。そのため、県としては、その履行に関しては当事者間の責務だと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 部長、この県議会で平成17年3月27日、土木委員会が開かれていますが、県はこういうスタンスではないんですよ。売却する前と今と違う。これは重大な問題ですよ。議事録を見てください、県のスタンスはどういうことか。全く180度回転している、違っている。協定書の履行の間、土木委員だった方々いますよ。ここでまず協定履行の考え方なんです。当時上原章委員が末吉土木建築部長に答弁を求めています。この中で、協定書の履行は十分やるよう要請していく。絶えず見守っていきたい。県の窓口は住宅課で十分対応していくというのが県の議会での答弁なんですよ。そういう答弁を県議会の土木委員会で部長がやっているんです。それは先ほど知事が答えた履行を求めるのは困難であるということではないんですよ、これは。履行を求めるように県としては指導していくということを言っているんです。これは違うでしょう、部長。答えてください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） これまでの部長に確認したところ、そういった委員会とか要請の場で、再開発に関して県としてもパークレー社に対して早目に方針を示すような働きかけをしたということは聞いておりますけれども、この履行を求める、これを直接表現した形はないと聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 部長、この議事録紹介できますか、今私が言った議会の議事録は。私が言っているのは、議事録を見ればわかりますよ。末吉土建部長は、協定書の履行と言っているんですよ。協定書の履行は1条だけじゃないでしょう。何条ありますか、部長答えてくださいよ。全条に関してですよ、これは。協定書の履行は十分やるように要請しているんですよ。再開発だけじゃないでしょう、これは。全条ですよ。議事録は調べましたか。部長、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 協定書の中身は、16条までございます。

それで私たち確認したのは、直近の部長までの発言でございまして、末吉元部長のときの発言までは確認しておりませんが、現在裁判も起こされておりますので、状況の変化も多々あると思いますので、最近の元部長、前部長の発言ではそういった場で早目に再開発の履行やその他の再開発の方針を示すとか、この条文の中の県は確認程度をやっていると聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 言葉のすりかえはしないほうがいいと思いますが、裁判は、パークレー社が老朽化しているから出てくれということの話であって、老朽化しているから県は、市町村は建てかえができなくて売ったわけでしょう。そういうことの中で、じゃ再開発して皆さんは再入居させましようというのが協定書なんですよ。これを再開発もしない、出て行かせる、そういうことの問題が起こっているから聞いているんであって、これは認識が全く違う。

それからまた県の責任を問う話として、議長であられる高嶺善伸委員がそのときに、再入居への配慮は県の責任で果たしてもらいたいということを聞いております。そうしたら、末吉部長は、郵住協の取り扱いであるが、那覇市と一緒に県も一生懸命やると答えているんですよ。再入居ですよ、今の皆さんの。これは部長、どうとらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） その件に関しては、県としても事業者が行う再開発事業を円滑に推進するため、それで議員も御存じのように、推進協議会への参加を呼びかけてこれまでに推進協議会を4回開催して、この協定に関する内容についてはこれまで話し合いをしてきたところではありますが、現在裁判等もあってその開催が休止している状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 これは推進協議会もこの協定書の中

の一部なんですよ。推進協議会だけ皆さん履行しているわけですよ。さっきから言っているように、そもそもスタートから違う。県の要請すること困難であるとか、その関与から全く逃げているわけです、これは。そのことからおかしいと私は言っているんであって、それから責任も含めて求めていることに関して責任を感じているからこそ、先ほど言ったように末吉部長はそういうことを答弁しているわけですよ。

それから救済措置それも述べていますね。これも上原章議員が聞いているんですが、最後まで住民の面倒を見るかと言っているんですよ。そうしたら末吉部長、救済措置は公営住宅ではできるような範囲でやっていくと。県営ですよ、これは実行されたんですか。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今確認したところ、そこまでちょっと確認がとれないものですから、後日確認させていただきますが、県として住宅行政を担う立場としては、これまでも入居者の方々の安全面が懸念されることから、県営住宅の入居者募集に関する情報提供を行うとともに、今後高齢入居者に対しては民間の高齢者住宅等の情報提供を考えています。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 これも全く努力していない。冒頭話もしたんだけど、7回も落ちている。何回応募しても通らない。優先制度もない。皆さんは何をやったかと、申し込みのための用紙をあげただけ、これだけの努力ですよ、県は。このことも含めて全くされてないということを言っているわけです、これは。

それからもともとからスタートが違うと思うんですが、所管法人団体の指導監督の任務なんですが、県は全く関係ないということを言っているんで、これは浦崎唯昭議員が聞いているんですが、公益法人の指導監督はないということなのか、これは答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今、条文は手元にな

いんですけれども、その中では公益法人の設立許可や指導監督については、県の知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則や、国が定めた公益法人の設立許可及び指導監督基準等により指導監督を行うこととなっております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 指導監督ありますよね。郵住協を解散をさせてこの協定書を一方的に結局何ら履行を求めることできない状態になっていることに関する皆さんの考え方はどうするんですか、これは。一方的に解散をして履行を求める側はいない。県はやらない。やらないと言ったね、最初は。じゃ、だれがこれを求めるんですか、指導監督するという皆さんに責任はないんですか、それは。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 繰り返しになりますけれども、その決議、決定及びこれに基づく一連の行為については、同協会の理事会及び評議委員会で議決し、法人として行っていることから、当事者間の責務であると考えております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 かみ合わないのでも前へ進めますが、それから陳情の処理方針ですが、部長、当局の方針はこうなっているんですよ。17年3月9日は土建部長が譲渡をした社長と面談をして、譲渡後——現在もですよ——居住者への配慮をするように要請をしているんです、当時は。引き続き那覇市と連携しながら、譲渡事業者に団地居住者に十分な配慮をするよう要請していくということを答弁しているんですよ、これは。皆さんの処理方針なんですよ。譲渡後、今ですよ。前じゃない、譲渡後もすると言っている。先ほどの答弁はしないと言っている。何でこんなでたらめなこと、どこで変えたんですか、これは。皆さん、処理方針見てくださいよ。どこで変わったの、これ。答弁お願いします。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 陳情処理の概要の確認は今できませんけれども、現時点では一応事業者みずからの責任ということで処理変えをしております。

先ほど申し述べたように、これまでの部長に確認したところ、再開発に関しては早目に方針を示すように

という働きかけは行ったということは聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 私は私の意見というのがあって、皆さんの処理概要を言っていることをごまかさないほうがいいと思いますが、この問題点は残っていると思います。課題とします。

それから協定書の主な条項について伺いますが、協定3条、事業譲渡純価格21億8100万円の透明性の内訳については、部長は売却益の21億の話をしていました。この内訳なんですが、その内訳の中に資産合計36億、負債合計14億、純価格21億余となっていますね。その負債額の中に13億8000万円が再開発費用として控除されているんですが、この再開発費用を実施しなければ返還すべきではないかと私は決算特別委員会で聞いたんですが、課長は知らないと言っていたんです。このことについては再開発しなければ13億引いて売却しているわけだから、返すべきではないかと私は思うんですが、県の考えとしてはいかがですか、これは。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 先ほども答弁しましたが、一応法人として行った決定で当事者間の責務なんですよけれども、先ほど「郵住協だより」に記載されている再開発費用13億円については、これは「郵住協だより」での一応私たちは確認ですので、県としてはコメントできる立場にないと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 部長、コメントできる立場ではないと言っているが、これは県から出向していった専務も含めて入って譲渡したわけですよ、売却したわけですよ。それを先ほどから言っているように、指導監督たる立場が郵住協解散をしてこの履行を求める側はなくなったと。県はそういう責任があるんじゃないかと言っているの、これは再開発しなくても、これはじゃ皆さん、そのまま政府のお金、全市町村が入っている財政、資産を放棄していいんですか、これ。今コメントできないということは、これから研究することなのか、どういう立場をとるつもりなのか、部長。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 答弁で申し述べましたが、パークレー社は早急に再開発には着手したいと考えているが、経済情勢の悪化によりおくらしているということを申し述べています。

県としましても、当事者間の信頼関係が重要である

ことから、今後とも相互理解が図られるような住宅行政を担う立場として、できる範囲でどのようなものがあるかも含めてできる中で対応はしていきたいんですけれども、やはり立場上どうしても当事者間でやっている契約ですので、踏み込んだ対応は困難であると考えています。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 早急に再開発するということでしたら、では今住まわれている皆さん、老朽化をしてもう40年、やはり崩壊寸前ということであるならば、ぜひ仮のアパートでもいいから一たん移ってもらって、再開発後また再入居するという当初の約束どおりしてもらおうという方法は県として中に入って推進協議会なり、皆さんの役割を果たすべきではないですか。これはずっと言っておりますが、スタートから逃げておりますが、これは行政執行者として逃げられる問題ではないですよ、絶対にこれは。国のお金が入って53市町村の出捐金があって、皆さんは専務も事務局長も入って、それから皆さんは剰余金5億円をもらったでしょう。こういうことがありながら、今となって関係ありません。これは譲渡する前に部長はしっかり答えている、先ほどから言っているように。それはこのことについてもわかりません、経過はわかりません、当事者間でということと言い逃れできるかについては、大変なんですよ、これ。入居者は何ら瑕疵はないですよ、問題は。それは皆さん方が財政がないからと言って売却した話であって、このことについての責任は私は行政責任があると思いますが、この問題いかがですか、それは。答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） パークレー社によると、まずは老朽化していることから、危険な建物から居住者を安全な場所に移転させることが最優先だということで、移転先の一つとしてパークレー社でアパートを建築し、家賃も県営よりも安い価格で提供をして配慮はしていると聞いておりますが、現在私たちも推進協議会に開催を呼びかけているんですけれども、パークレー社としては現在裁判中だということで応じられないという状況ですので、なかなかこの現在の協定書の履行について県としてどういう働きかけができるかはちょっと難しい状況の中で、今後推進協議会の再度の呼びかけ等できる範囲の対応を検討していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 この問題は閉じますが、知事、お聞きのとおり、この問題は前から引きずっておりまし

て、県の関与も含めて那覇市も含めて関与してきた郵住協の問題なんです、パークレー社に要請できないとかという冷たいことを言うんではなくて、売る前については売らんがためにやはり住民の皆さんに将来いいビルができて、前よりちょっと高いかもしれないがそこで住めますよとそういうことを言いながら、売った後に関与できませんとかについては、売ったから関係ないと、もう民間ですと。そんな道理を通して法律的に責任を免れればいいということでは私は情けないと思いますが、知事これはまだ120世帯ぐらい、お年寄りや年金受給者が住まわれているんですよ。この方々に1人でも行政執行して救うということが重要なことだと思うんですが、知事はその解決策ですよ。どちらにしても今裁判が出て、和解中で和解ができなくて来年の春には判決が出ると思うんですよ。そうしたら1号棟、2号棟、3号棟全部追われていくんですよ。行くところがないと言っているんですよ。このことをどうするかを含めて、ぜひパークレーとの中に入って調整するか、県としての対応策を含めて努力する考えは知事としてお答えできないのかについて求めますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 副知事の与世田のほうから答弁させていただきます。

まず基本的には、これまで土建部長がお話をしておりますように、既に裁判として現在進行中でございます。そしてかつての議論の中で、今言われているのは郵住協古島団地にかかわる推進協議会というものがあって、その協議会の中には県も那覇市も関与しながら、事業推進に関して協議会というのが4回持たれたことがあると。そういう経済情勢の変化の中で推進が滞った。そういう状況で裁判が起こったということでございますので、個別・具体的な裁判の中で、裁判が終わった以上、それは裁判所の手続の中で解決が図られるべきものであって、こういう問題について県が関与していったらどうしようというようなことはもう一切できる状況にないと私は考えております。

したがって、今後を含めて当該パークレー社について県が指導するとか、あるいは解決について転居せよとかというような形での補償の議論というのは立場上、もう推移を見守っていくしかないというように考えています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 全く先ほどから変わらない副知事の立場であります、これは先ほどから言っているよう

に、売る前と売った後に手のひらを返したということの行政責任は私は重いものと思いますので、また委員会の中で質疑を交わしていきたいと思います。これは世論の反発を食らうと思いますので、私の質問はこれで終わります。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 皆さん、こんにちは。

社大・結の会、瑞慶覧功です。一般質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢について。

(1)、与那国への自衛隊配備計画についてです。

与那国への自衛隊配備問題は、現在、誘致に対する反対署名が賛成を上回っている状況です。そのような中において、外間町長や防衛省は配備ありきで強引に推し進めようとしています。知事は、定例会見で、基本的には防衛省の判断としながらも、住民の理解が得られるように徹底した説明が必要と述べております。

伺います。

町民を二分し大問題となっていることに対して、知事は、町長や政府に対し拙速な配備を行わないように申し入れるべきではないでしょうか、見解を伺います。

次に、これまで日本人、特に私たち沖縄県民をさんざん愚弄してきたケビン・メアが書いた「決断できない日本」の内容は事実と異なるとして、前宜野湾市長の伊波洋一氏が前米国務省日本部長のケビン・メアを名誉毀損の罪で告訴したことへの見解を伺う。

2、基地問題について。

(1)、日米地位協定に関して、11月25日に那覇地検は、ことし1月12日に與儀功貴君の命を奪った米軍属を自動車運転過失致死罪で那覇地検に起訴しました。当たり前のことですが、その当たり前のことすらできないのが今日の日米同盟の姿です。起訴についてはいろんな背景や意見がありますが、これを糸口として県民が結束し抜本的な改定を実現させなければなりません。

ア、復帰後、在沖米軍構成員の5年ごとの推移を伺う。

イ、復帰後、在沖米軍構成員に起因し、県民が被害者となった事件・事故の件数を伺う。

ウ、米軍構成員に起因する事件・事故の裁判で有罪の判決が確定した場合、被害者への補償手続の流れはどうなっているのか伺う。

エ、被害者や遺族への補償はしっかりなされているのか、問題点はないか伺う。

(2)、米軍の枯れ葉剤問題について。

外務省沖縄事務所は11月24日、名護市議会が真相究明や基地周辺の環境調査実施を求める意見書を提出した際、「米側が一連の記事の信ぴょう性を疑っている」との理由から、「現段階で追加調査は予定していない。北谷町などが情報収集していると聞いている。新情報があれば検討する」と述べたとのこと。

伺います。

ア、外務省沖縄事務所の対応について県はどう受けとめているか。

イ、外務省沖縄事務所は何の目的で沖縄に置かれているのか。

ウ、今後、県は枯れ葉剤問題にどう対応するのか伺います。

3、教育問題について。

(1)、県立高校編成整備実施計画（素案）について。

北谷高校を拠点とする不登校経験者や発達障害のある生徒の学び直しに対応するフューチャースクールの整備について、去る11月27日、県主催の説明会が開かれています。

ア、北谷高校での説明会で参加者からどのような意見があったか伺う。

イ、今後、県はどのように対応するつもりか見解を伺います。

4、産業・観光振興について。

(1)、全日空のハブ事業による沖縄県への経済効果、メリットについて伺う。

(2)、国際航空路線について伺う。

ア、ことし就航した航空路線の状況とそれぞれの誘客数について。

イ、現在就航している航空路線の国、都市ごとに全体の状況について。

ウ、来年以降就航を予定している航空路線について。

エ、ことし7月の中国人数次ビザ発給後の中国人観光客の動向について。

オ、国際線の受け入れ対策が急務である。ターミナルの拡張はもちろんだが、そのほかの有効な対策が必要であると考え。どうするのか伺う。

5、国際交流について。

これまでの大会で最も多く世界のウチナンチュが参加され、地元県民も一体となったすばらしい大会だったと思います。知事を初め文化観光スポーツ部、関係各位の皆さんに心より敬意を表します。

(1)、第5回世界のウチナンチュ大会について尋ねます。

ア、海外からの国、地域ごとの参加人数について。
イ、今大会の成果と反省点、今後の課題について。
(2)、県移民史の近年、戦後版の作成について。

昨年の9月定例会で知事は、専門家の皆さんと相談をし前向きに検討すると答弁されましたが、その後どうなっているか伺います。

(3)、琉台技術研究交流について。

台湾との技術交流が中断しておりますが、再開に向けた台湾側との調整はどうなっているか伺います。

6、沖縄の文化振興について。

世界のウチナーンチュの皆さんが、沖縄の人間がウチナーグチがしゃべれない、チムグクルやアイデンティティーは大丈夫なのかと心配しております。私は、外国語以上に大事だと思っております。

(1)、沖縄方言・しまくとぅば・ウチナーグチについて。

ア、今日一般的にテレビ・ラジオで用いられる沖縄方言はどの地域の方言がベースになっているのか。

イ、継承・普及するためには沖縄方言の標準語版が必要だと思うが見解を伺う。

ウ、沖縄方言と歴史は学校でしっかり教育すべきと思うが見解を伺います。

(2)、メジロ愛玩、観賞目的の捕獲禁止について。

ア、環境省の基本指針の主な変更点について伺う。

イ、県内におけるメジロの個体数の実態と寿命について伺う。

ウ、現在のメジロ飼育許可の登録件数について伺う。

エ、愛玩者、同好会などによるコンクール等イベントの開催状況について伺う。

オ、県は、沖縄県の伝統文化として従来どおりの許可基準を認めるべきと思うが見解を伺います。

以上、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、産業・観光振興に係る御質問の中で、全日空ハブ事業による沖縄県への経済効果等についての御質問にお答えいたします。

全日空のハブ事業は、沖縄とアジアの主要都市をつなぐ高速物流機能により、沖縄県の新たな産業の発展を可能にするものであります。県といたしましては、このハブ事業を活用いたしました経済・産業の振興を図るべく、県産品の販路拡大や国際航空路線の誘致などに取り組んでいるところでございます。

ハブ事業の開始によりまして、アジアのマーケットに対する沖縄県の加工食品、そして青果、さらには畜産品などの県産品の輸出量は増加いたしております。この事業開始前の約43倍に達しているところでございます。また、新たな国際路線の誘致に関しましては、この2年程度の間に就航便数も倍増しております。これによります入域観光客の消費額の増加は約68億円に上っているものと試算されております。

今後は、これらの販路拡大、そして路線誘致の一層の拡大に取り組みますとともに、ハブ事業の物流機能を活用いたしましたビジネスを行う臨空・臨港型産業を集積させることにより、さらなる経済・産業の発展及び雇用の拡大を図っていきたいと考えております。

次に、国際交流に係る御質問の中で、第5回世界のウチナーンチュ大会における海外からの国、地域ごとの参加人数及び今大会の成果と反省点についての御質問にお答えをいたします。5の(1)のアと5の(1)のイは関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁をさせていただきます。

第5回大会は、震災の風評や円高によるマイナスの影響にもかかわらず、アメリカ、そしてブラジル、さらにはペルーなど24カ国3地域から史上最多の5300名を超える方々が参加しすばらしい大会になったものと考えております。

大会の成果といたしましては、沖縄セルラースタジアム那覇に会場を移したことで、多くの県民が開会式、そして閉会式に参加することができました。そして世界のウチナーンチュと県民との交流が深まったものと考えております。県内の大学生を中心とした若者事務局がさらに組織されました。そしてその中で「世界の若者ウチナーンチュ大会」が計画されたことなどが大きな成果でもございます。

今後、これらの若者がウチナーネットワークを担っていけるよう、大会で提言されました「万国津梁基金」につきまして、これを検証し実現できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、与那国への自衛隊配備計画に対し町長や政府へ申し入れをすることについてお答えいたします。

現在、与那国町において、自衛隊誘致をめぐりさまざまな意見があることは承知しております。去る11月

17日、与那国島における沿岸監視部隊等の配置について、与那国町と防衛省は共催による住民説明会を実施したと聞いており、今後とも引き続き地元の理解と協力を得よう最大限の努力をするべきであると考えております。このため、現時点で町長や政府に対し拙速な配備を行わないよう申し入れをすることは考えておりません。

次に、前宜野湾市長がメア氏を名誉毀損罪で告訴したことについてお答えいたします。

報道により、前宜野湾市長がメア氏を名誉毀損罪で那覇地方検察庁に告訴したことは聞いておりますが、詳細については承知しておりません。本件については伊波氏個人とメア氏の訴訟上の問題であり、コメントについては差し控えていただきたいと思います。

次に、基地問題についての御質問の中で、在沖米軍構成員等の推移についてお答えいたします。

米軍によりますと、復帰後5年ごとの在沖米軍人・軍属とその家族数の合計の推移につきましては、昭和47年4万2229人、昭和52年4万8287人、昭和57年5万736人、昭和62年5万7658人、平成4年5万1751人、平成9年5万893人、平成14年4万9346人、平成19年4万8490人となっております。

次に、県民が被害者となった事件・事故の件数についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、事件・事故の請求権、民事裁判権を定めた日米地位協定第18条の関係において把握している本県における米軍人・軍属による公務中の事故等の件数は、復帰以降平成22年度末までに8199件とのことであります。また、公務外の事故については、大部分が保険や示談で処理されており、正確な件数は把握されていないとのことであります。

次に、事件・事故の被害者への補償についてお答えいたします。

米軍人等による事件・事故に関する被害者補償については、公務中の場合は日米地位協定第18条第5項に基づき日本政府が損害を賠償することとなっております。また、公務外の場合は、原則として加害者が損害を賠償することとなりますが、加害者に弁済能力がない場合等には、同条第6項に基づき米国政府が慰謝料を支払うこととなっております。

次に、被害者等への補償と問題点についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、日米地位協定第18条の関係において把握している復帰以降平成22年度末までに本県で発生した米軍人・軍属による事件・事故に伴う賠償等の金額の合計は、44億7776万9000円とのことで

あります。

米軍人等による公務外の事件・事故に関する被害者補償については、SACO最終報告により慰謝料や見舞金の支払い手続、前払いの請求、無利子融資制度等に関する日米地位協定の運用の見直しが示されました。しかしながら、当該運用の見直しにおいても、被害者に対する日米両政府による支払いを法的義務として認めたものではなく、また、前払いの請求手続や無利子融資制度についても法的制度として確立したものではありません。

県としましては、米軍人等により被害を受けた者が迅速かつ十分な補償を得るためには、国内法の整備を含め日米両政府の法的責任で被害者の損害を迅速に補てんする制度を設け、被害者の補償を受ける権利を法律上明確に規定する必要があると考えております。

次に、枯れ葉剤問題の外務省沖縄事務所の対応と今後の県の対応についてお答えいたします。2の(2)のアの(ア)と2の(2)のアの(ウ)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

外務省は去る8月19日の発表で、「事実関係を更に詳しく承知するため、米側に更なる確認を行っている」としておりましたが、米側から、改めて過去の記録を確認した結果として、当時米軍が枯れ葉剤を沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった旨の回答があったとのことであります。また、外務省によれば、米側は、報道されている退役軍人の証言には幾つかの疑問があり、信憑性があるとは考えていないとのことであります。

これらを踏まえ外務省としては、過去に沖縄県が実施した環境調査に加えてさらに調査を行うかどうかについては、関係省庁と連携しながら、今後、新たな事実関係が判明するか等の状況を見て判断していきたいと考えております。

県としましては、引き続き新たな事実関係も含め情報収集を行ってまいりたいと考えております。

次に、外務省沖縄事務所の設置目的についてお答えいたします。

外務省沖縄事務所は、米軍や国・県・市町村及び関係団体で構成する、米軍基地から派生する事件・事故防止のための協力ワーキングチームを運営するなど、本県の米軍基地問題の解決に従事するとともに、沖縄と外務本省との連絡調整を円滑に進める役割を担っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育問題についての御質問で、北谷高校での説明会についてお答えいたします。

地域の方々からは、学び直し等の学校については理解を示す意見もありました。一方、北谷高校に設置する理由、クラス数の減に伴い遠距離通学がふえること、現在までの県の不登校対策について等の質問や意見が出ております。

次に、今後の対応についてお答えいたします。

学校の再編等につきましては、県民や地域及び保護者等の理解を得ることが最も重要であり、今後とも引き続き地域での説明会や学校関係者等と十分に調整を図りながら編成整備計画の策定をまいります。

次に、沖縄の文化振興についての御質問で、学校における方言や歴史の指導についてお答えいたします。

沖縄の方言と歴史を次代を担う子供たちへ伝承することは、沖縄の歴史と文化を継承する上で大切なことだと考えております。学校においては、社会科の授業において沖縄の歴史を学び、学芸会や文化祭等で沖縄の歴史劇や方言劇を取り入れた学習活動を行っております。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒に方言や沖縄の歴史を教え、伝統文化の継承に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 産業・観光振興についての御質問の中で、ことし就航の航空路線の状況と誘客数についてお答えいたします。

ことしに入り、7月には海南航空が那覇—北京路線を週2便、9月にはユナイテッド航空が那覇—グアム路線を週4便で新規に就航しております。北京路線は、7月の就航から約7000人の旅客数となっており、搭乗率も約80%と好調に推移しております。グアム路線については、9月末の就航から約3300人の旅客数があり、特に10月の世界のウチナーンチュ大会開催時に、グアムを経由しハワイやアメリカ本土からの多くの参加者に利用されるなど利便性が向上しております。これら新規路線の拡大により、人的・経済的交流が活発になり、観光客増加につながるものと期待いたしております。

次に、現在就航の航空路線の状況についてお答えいたします。

現在、定期路線では台湾、香港、ソウル、上海、北京、グアムの6路線に7社が就航しております。平成22年度実績で定期路線全体としては約33万5000人の旅

客数となっており、対前年度比で約20%の増加となっております。

都市ごとの状況につきましては、まず、台湾の年間旅客数は約16万3000人で最も利用者の多い路線となっております。香港は年間約9万2000人で、平成20年就航以来、年平均35%増加しており、最も伸び率の高い路線となっております。ソウルは年間約6万2000人、上海は年間約1万7000人となっております。また、新たに就航した北京は約7000人、グアムは約3300人となっております。

なお、離島への国際定期便は現在就航しておりませんが、石垣空港へはチャーター便で年間約8200人の旅客数があります。

次に、来年以降就航予定の航空路線についてお答えします。

来年1月には中国国際航空が那覇—北京路線を週2便で就航する予定となっております。これにより、北京路線の便数が増加し、人的・経済的な交流がさらに活発化することが期待されます。また、4月上旬には台湾の復興航空が那覇—台北路線の就航を計画しているとの報告があります。そのほかにも中国の航空会社を初めとして数社が沖縄就航に関心を示しており、引き続き積極的な誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国際線受け入れの有効な対策についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社は、新国際線旅客ターミナルビルの整備に取り組む中、出入国時の混雑が指摘されている現国際線旅客ターミナルビルについて、狭隘化による混雑の軽減を図るため、保安検査機器増設を前提としたロビー改修工事を行い、7月5日に完了しております。また、これまで1基しかなかったハイジャック防止用の保安検査機器は、11月16日には2基目の設置を終えております。これらにより、出国時の混雑は緩和するものと期待をしております。また、入国時においては、預け入れ手荷物を受け取る際の混雑が指摘されており、混雑時に航空会社職員等が手荷物を取りおろすなど混雑解消に努めております。

県としては、国際線受け入れについてハード及びソフトの両面から、引き続き同社及び国等の関係機関と連携して適切な対応をしていきたいと考えております。

次に、国際交流についての御質問の中で、琉台技術研究交流の再開に向けた台湾側との調整についてお答えいたします。

琉台技術研究交流の再開については、去る11月15日

から17日に沖縄県側から台湾へ赴き、交流再開に向けて意見交換を行ってまいりました。その結果、技術研究交流の相手方である中華民国行政院農業委員会からは、交流再開に向けた沖縄県の強い要望について理解が示されたところであります。また、当局から、交流再開については調整の上、できる限り早い時期に沖縄県へ回答する旨の発言がありました。

沖縄県としましては、引き続き台湾側と技術研究交流の再開に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 産業・観光振興についての中、数次ビザ発給後の中国人観光客の動向についての質問にお答えいたします。

ことし7月に創設されました中国人個人観光数次ビザの発給数は、10月までの4カ月間で5637件となっており、昨年同時期の個人ビザ発給数が200件であったことから、大変大きな成果が上がっていると考えております。

中国人観光客数につきましては、那覇―北京便の新規就航や那覇―上海便の増便等もあり、7月から10月までの累計で約9500人となっており、対前年同期比で約4100人、76%の増加となっております。特に、空路による中国人観光客数は8月から3カ月連続で過去最高を更新しており、10月には約3600人、対前年同月比で約3.6倍となっております。

今後につきましては、那覇―上海便の増便や中国国際航空による那覇―北京便の新規就航などさらなる航空路線の拡充が見込まれていることから、大幅な増加が期待できると考えております。

次に、国際交流についての中、県移民史の近年、戦後版の作成についてとの質問にお答えいたします。

沖縄県は全国有数の移民県であり、その歴史を次世代に語り継ぐことは県の重要なテーマと認識しております。そのため、県では、本年2月に「沖縄県史」の最新版を編集したところであり、その中で移民に関する項目を設け現代までの移民史を取り上げております。さらに、「琉球文化アーカイブ」のホームページにて、戦後も含めた移民の歴史に関する資料が閲覧できるようにしております。

今後、県としましては、これらの資料を活用しながら、関係する部署とも連携を図りつつ、移民に関する展示会の開催や小中学校への出前講座などの取り組みを通じ、移民の歴史の普及に努めてまいりたいと考え

ております。

次に、沖縄の文化振興についての中、テレビやラジオ等で一般的に用いられているしまくとうばについてとの質問にお答えいたします。

琉球諸島の言葉は琉球諸語とも呼ばれ、ユネスコによりますと、奄美語を含め国頭語・沖縄語・宮古語・八重山語・与那国語の6つに大別されております。そして、実際に話されている言葉は各地域（字・区）などによってもさらに細かく分かれているところであります。今日、テレビやラジオ等で一般的に用いられているしまくとうばは、主に「那覇言葉」、それから「首里言葉」がベースとなり、さらに沖縄芝居の中でつくり上げられ、テレビやラジオ等の県内メディアによって全県的に広まったものと言われております。

同じく沖縄の文化振興についての中、しまくとうばの標準語版の必要性についてとの質問にお答えいたします。

しまくとうばは、地域ごとに異なるという多様性があるため、それぞれの地域の言葉を残す取り組みを行うことが重要であると考えております。その一方で、しまくとうばの多様性が全県的に普及を図る上での課題となっていることも承知しており、そのため、今後、普及・継承を図る上でいわゆる標準語版が必要かどうかの議論を含め、学識経験者等で構成しております「しまくとうば普及推進委員会」におきまして今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 沖縄の文化振興についての御質問の中で、環境省の基本指針の変更点についてお答えいたします。

平成23年9月5日、環境省告示59号で告示された環境省の基本指針の変更点は、飼養する目的で野生鳥獣を捕獲することについては、密猟を助長するおそれがあることから、原則として許可しないこととし、都道府県知事が特別な事由があると認めた場合に限り許可となっております。また、これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後、廃止を検討するが追加されております。

次に、メジロの個体数の実態、寿命及び飼育許可の登録件数についてお答えいたします。6の(2)のイと6の(2)のウは関連しますので一括してお答えいたします。

県内のメジロの個体数については、調査を実施しておらず把握しておりません。

メジロの寿命については、山階鳥類研究所の実施している鳥類標識調査で確認されている記録で、6年と11カ月が最長の記録となっております。

メジロの飼養登録件数については、平成22年度の実績で181件の登録があります。

次に、同好会などによるイベントの開催状況についてお答えいたします。

県内には読谷楚辺メジロ同好会を初めメジロ愛好家の団体が16団体あり、各団体がメジロの鳴き声の回数や長さを競う大会を年2回程度実施していると聞いております。

次に、許可基準を認めるかどうかの県の見解についてお答えいたします。

国の指針では、原則としてメジロの捕獲許可については許可しないこととし、都道府県知事が特別な事由があると認める場合に限り許可することとされております。特別な事由として、野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然と触れ合う機会を設けることが必要であるなどが例示されております。

県では、今後特別な事由を認めるかどうかについては、他県の動向やパブリックコメント、沖縄県自然環境保全審議会の審議を踏まえつつ慎重に検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 再質問を行います。

初めに、米軍の枯れ葉剤問題についてですが、人命にかかわる猛毒のダイオキシンが含まれるとされる枯れ葉剤問題を、沖縄事務所は米軍の言うことをうのみにして調査はしないと。あげくの果てには、北谷町などが情報を収集すると聞いていると、本末転倒な発言をしているというふうに思っております。こんな外務省は本当に沖縄に必要なんでしょうか、見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど答弁させていただきように、外務省沖縄事務所は、沖縄が全国で最も重い基地負担を負っているといったことも踏まえまして、沖縄の基地問題の解決、そういったことの円滑な政府との調整、あるいは個別の事案についての対応といったものをやっていたいでございます。必要だと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 これまでも米軍返還跡地からPCB、アスベスト、不発弾、本当にオンパレードで次々出てくるんですけれども、米軍のずさんな管理につい

ては県はよく知っていると思うんですね。しかし、残念なことに県もこの調査をする予定はないと答弁しているんですけれども、一体不安を抱えている県民、住民はどこを頼ればいいんでしょうか、伺います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員御指摘の県民の不安といったものは大変重要であると考えておりまして、この問題が新聞等に報道されたときに、県といたしましては直ちに政府に対して問い合わせをしたわけでございます。しかしながら、先ほど答弁申し上げたように、外務省におきましても現時点で具体的な証拠がないという回答でございますが、これで調査を打ち切ったとは言っていないわけございまして、県としましては、引き続きさまざまな情報を収集し、インターネット等の現地のこの問題に対する発言といったものも収集しておりますので、引き続き取り組みは続けていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 北谷町ではこの12月議会に調査費を計上して提案する予定だそうです。県もぜひ耳を傾けていただきたいなということを希望します。

次に、県立高校編成整備実施計画についてですが、北谷高校での説明会には保護者やOB約250名が参加して、予定よりも1時間半もオーバーして多くの意見や質問がなされました。先ほど教育長は、理解を示す意見もあったとおっしゃっていましたが、異議や疑問を唱える反対意見がほとんどだったんです、私どもも参加しましたが。説明の中で、県の高校進学率が95%で全国一低いと。その意味からも進学率を上げるために編成が必要と言いつつ、北谷町においては普通科現8クラスを5クラスに減らして、さらに普通科は2クラスでフューチャースクールが3クラスというぐはぐな計画案が示されたわけです。フューチャースクールを導入するとしているんですけれども、これはクラスの数から見ても導入ではなく普通科の廃止にしか映らないんですね。削減される普通科6クラスは——約200人ほどですが——どの学校へ行けとおっしゃっているのか、お考えを伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの瑞慶覧議員の再質問にお答えいたします。

まず、基本的にフューチャースクールのねらいなんですけれども、既存の全日制高校では十分に対応できない、いわゆる不登校の経験者、または発達障害のある生徒で全日制高校で意欲のある生徒に対しまして協議会を拡大して多様な学びができる学校を設置したいと、そういったことでの基本的な方向性でございます。

そういう中で今、御質問は、現在の北谷高校におけるいわゆる普通科の子供たちへの対応の御質問だと思います。それにつきましては、今後、また懇話会等としっかりと議論をして対応していこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 北谷町は、現時点でも毎年人口がふえている地域なんです。そして役場周辺に米軍用地跡地の区画整理がされて住宅建設が進められようとしているんですね。当然人口増加が見込まれるわけですね。県は、そこら辺は将来的な予測というか、そういうのは勘案しないんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 当然、中学校卒業生の減少等についても私どもデータとして持っておりますので、今、北谷地区におけるさまざまな人口動態等もございまして、そういったこともかんがみながら今後、編成計画の策定に反映していこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 学び直しの学校の必要性については否定しませんけれども、発達障害対策としてはもっと先にやるべきこと、乳幼児のころの早期のケアとか小中学校でのケアの強化に重点を置くべきであると思います。この編成に名をかりた財政合理化としか思えない。説明には無理があると思うんですね。厳しいときこそ教育に予算をかけるべきではないか、見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 学校の再編等につきましては先ほど答弁いたしましたけれども、やはり県民そして地域及び学校、保護者等の理解を得ることが最も重要でございます。したがって、そういった視点からしっかりと説明会やあるいは学校関係者等と十分な調整を図りながら、今の御指摘も含めながら編成策定をしていこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 北谷高校を指定した理由を3点ほど挙げられていたんですけれども、一、二点ちょっと障

害者と不登校の率とかそういうことが挙げられていたんですけれども、3点目に交通の便がいいというふうになっているんですけれども、これはとんでもない話だと思うんですね。国道と北谷高校は大きな高低差があって、アクセスはとても不便なんですよ。そして、学校に通じる町道もとても狭い。路線数も少ない。ということは、またそういった広域ともなれば乗りかえも二、三回しないといけないようなところだと思うんですよ。見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私ども説明会でも3点ばかりの選定理由を申し上げてまいりました。今の御指摘もしっかりとまた反映できるように策定をしていこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 北谷町では再編に反対する住民集会をちょうど1週間後に開催する予定になっています。県は、もっとしっかりとあらゆる角度から調査をして、そして地域の声にしっかりと耳を傾けて受けとめていただきたいと思います。これは要望ですけれども、そうすればおのずとこの再編計画が無理だということがわかると思いますので、よろしく願います。

次に、与那国への自衛隊配備計画についてですけれども、防衛省は新たな防衛計画大綱で南西諸島の防衛強化を打ち出し、その具体化に向けた報告書では、米軍の活用を明記しております。これまでなかった日米韓の3カ国の共同訓練や、米軍施設の共同使用拡大を目指すとしております。

伺います。

この与那国への自衛隊配備、県が求める基地の整理縮小と政府が唱える沖縄の負担軽減に逆行すると思うんですけれども、伺います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど来答弁をさせていただいていますように、与那国島への自衛隊の配備というのはすぐれてこれは国によって安全保障、あるいは国防といった観点から検討されているものと考えております。その一方で、沖縄県が求めている基地の負担軽減と申しますのは、地理的に74%余りの米軍専用施設を沖縄が集中して負担しているということを問題にしているのでございまして、必ずしも与那国の問題と——全く関連しないということはないと思いますけれども、その主張と与那国の問題というものは切り分けて考えるべきだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 メア発言等にも見られるように、今日の日米同盟の中では結局自衛隊を配備することは米軍も入ってくるということにつながると思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 我が国が日米安全保障条約に基づきまして、日米の安全保障上の役割をそれぞれ分担しているということは、これは事実でございまして、その条約の範囲の中で自衛隊と米軍の共同行動というものはあると理解しております。ただ、その問題が実際に地域にどのような負担を与えるかどうかというのは現在のところ明確でないわけでございまして、しっかりそこは注視してまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 県の答弁は、いつも国は地元の理解と協力を得られるよう最大限の努力をすべきとか、政府においては適切に検討されるべきものと認識しているとか、何かまるで他人事のような言い方に聞こえるんですけれども、南西諸島、与那国は一体どこの県なんでしょうか——沖縄県なんですけれども、県はもっと主体性を持って県の立場で答弁していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 与那国島への配備につきましては、現時点におきましてもさまざまな意見があると考えております。したがいまして、県としましては、先ほど申し上げたように、政府において十分な理解を求めるよう説明を行うということを申し上げているわけでございまして、そういったこともしっかり踏まえて対応させていただきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 次に、日米地位協定問題についてです。

「與儀功貴君の遺族を支える会」では、近々、県内外から寄せられたおよそ7万名分の署名を持って上京して、総理大臣を初め関係要路に日米地位協定の改定を求める要請に行く予定となっております。署名活動につきましては引き続き取り組むことにしておりますけれども、140万の県民ですので、少なくとも10万人以上の署名を集めることが大事だと考えております。日米地位協定の改定を求める意見書・決議、県議会も全会一致で可決しておりますし、10月6日時点で県内33の市町村で可決されております。沖縄県民の悲願であると思うんですね。そこで県が率先して改定実現に

向けてパンフレットを作成して配布し、県民運動として署名運動に取り組むことができないか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員御承知のように、日米地位協定の見直しにつきましては、従来から沖縄県は大変力を入れまして、11項目といったものを掲げまして機会あるごとに政府に訴えているところでございます。パンフレット等につきましては、過去にそういったものを製作したことがございますが、さらにそういったものを強化することにつきましては、御提案として承っておきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 今回のこの件で大分関心も高まったと思うんです。県が11項目を要望しているんですけれども、やっぱり17条、人権に関する問題に関しては特筆する問題だと思うんですよ。そこを絞ってぜひ前向きに検討していただきたいと要望します。

次に、国際航空路線についてですけれども、昨日N A H Aマラソンが行われましたけれども、台湾からも応援団を含めて350名が参加されたようです。日本と台湾はオープンスカイに調印して、11月10日に発効されたとのことで、この協定で従来国と国でやっていたのが直接自由裁量での交渉が航空会社ができるようになったと。報道によると、来年3月か4月、復興航空が予定しているとのことなんです。先ほど話がありましたけれども、国際線ターミナルの事務所やチェックインカウンターの設置が厳しいんじゃないかという声もあるんですけれども、そこら辺の対応。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 国際線旅客ターミナルビルにつきましては、老朽化それからその狭隘化というふうなものが指摘されておりまして、抜本的な対策としては、今、国際線ターミナルビルの改築というふうな方向で作業を進めております。それからまた、現状を改善をするというふうなことで先ほど答弁をさせていただきましたように、保安検査機器の増設を前提としたロビーの改修工事、これは7月初旬には終わっております。また、11月にはその保安検査機器2基体制というふうな形で整備をしております。保安検査から出国手続までの一連の流れというものが円滑にいくように、このことについてはまた福岡入国管理局那覇支局に対しても、人員の配置等について協力要請をするなど、そういうふうな努力をしてきているところでございます。

○瑞慶覧 功君 知事、メジロもよろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 日本共産党の玉城ノブ子です。
一般質問を行います。

まず最初に、我が党代表質問に関連して質問をいたします。

田中前沖縄防衛局長の発言は、沖縄県民とすべての女性の人権と尊厳を踏みにじるものであり、断じて許せません。県民は、戦後66年間、米軍基地があるがゆえに米兵による少女暴行事件や県民のとうとい命が奪われた事件・事故など筆舌に尽くしがたい苦しみと痛みなど人権じゅうりんを強いられてきました。田中前沖縄防衛局長の発言は、環境影響評価書提出の断念を求める県民意思を無視し、何が何でも基地を押しつけようとする意図が明らかになっています。さらに一川防衛大臣の1995年に起きた少女暴行事件について、正確な中身は知らないとの発言は看過できません。

田中前沖縄防衛局長の発言に対し満身の怒りを込めて抗議し、罷免を要求し、任命権者の大臣の辞任を要求すべきであります。

次に、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）について。

野田政権は、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）交渉への参加に向けて、各国と協議に入ると表明しました。世論調査では、９割の国民がＴＰＰについて政府の説明が不十分と答え、圧倒的多数の国民が反対しています。44道府県議会と８割を超える市町村議会が反対ないし慎重な判断を求める意見書を採択し、県内でもＪＡを初め多くの団体や県議会を初め市町村議会、市町村長が反対ないし慎重な判断を求めています。政府はこうした国民の声を無視し、ＴＰＰ交渉への参加を強行したことは絶対に許せません。

(1)、ＴＰＰへの参加は、農水産業、雇用、地域医療に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、医療、雇用、公共事業の入札、医療介護士などの労働者分野と国民生活の多くの分野が自由化規制緩和の対象となり、雇用破壊を進めるものにほかなりません。地域経済を崩壊させるＴＰＰ交渉に知事は撤回を求めるべきであります。

(2)、食の安全について、遺伝子組み換え食品や添加物等の基準の緩和、表示義務の撤廃等に対する不安の声も上がっています。どういう影響が想定されていますか伺います。

(3)、水産業の分野でも漁業補助金、漁港整備も禁止対象となるおそれがあるとされていますが、水産業への影響について伺います。

(4)、医療や保険では、各国独自のルール「非関税障

壁」を撤廃することを目指すとなっています。米国は、長年日本の医療制度では原則禁止されている営利企業の参入や混合診療の全面解禁を求めています。米国が求めている混合診療が全面解禁されたときに、日本の医療分野でどのような影響が出ると考えられますか伺います。

2、東村高江のヘリパッド建設について。

(1)、政府・防衛局は、東村高江でのヘリパッド工事を強行しております。裁判闘争中の工事強行は許されません。中止を求めるべきであります。

(2)、東村高江はヤンバルの森が広がり、世界的にも珍しい希少動物が住んでいます。世界自然遺産、国立公園の候補地にもなっている自然豊かなヤンバルの森に海兵隊のヘリパッド建設をすべきではありません。伺います。

(3)、米海兵隊は最新鋭輸送機オスプレイの沖縄配備を2012年から始める計画です。オスプレイは、アメリカ本土やアフガニスタンで墜落事故を起こしている欠陥機です。住民を爆音と墜落の危険にさらすヘリパッドの建設はやめるべきであります。

(4)、ヘリパッドの建設計画はＳＡＣＯ合意に基づくものであり、辺野古の新基地建設計画を前提とする事業です。知事は「基地の県内移設は反対だ」と明確に述べております。新基地建設と一体となっているヘリパッド建設についても反対を表明すべきであります。

3、高校統廃合問題について。

(1)、高校再編整備計画の目的について伺います。

(2)、学校教育法は、高等学校の設置目的を、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とするとの規定で、沖縄水産高校、南部工業高校が設置されております。沖縄水産高校、南部工業高校は、水産業、製造業、産業分野の多くの人材を育成し、社会に大きな貢献をしてきました。しかし、今回の統廃合は教育基本法の設置目的にも反し、その果たしてきた役割をも踏みにじるものであり納得できません。所見を伺います。

(3)、学校は、単に子供の教育にとどまらずその地域にとって独自の役割があり、地域に根差した教育でなければなりません。どういう学校をつくるかは住民が決めていくという教育における地方自治の本質的な問題があり、徹底した住民合意が必要です。今回の「高校再編整備」には地域住民の意見が全く反映されておりません。住民の意思を無視した統廃合はやめるべきであります。

(4)、行財政改革で高等学校の統廃合を進めることは

納得できません。所見を伺います。

4、国保制度について。

(1)、保険料の滞納状況、資格証明書、短期保険証の発行状況について伺います。

(2)、国民皆保険制度は、保険証1枚でいつでもどこでも必要な医療を受けることができるのが大原則であります。受診抑制、受診権の侵害につながる資格証明書、短期保険証の発行は中止すべきであります。

(3)、納付相談に來られていない県民に対し、国保証を市町村が窓口にとめ置きにしている実態について伺います。直ちに改善し、国保証を交付するよう措置することについて伺います。

(4)、高過ぎる国保税を引き下げのために、国に負担額の増額を求め、県も助成することについて伺います。

(5)、国保法第44条に基づく医療者の減額免除は、保険料滞納を理由にした適用除外の市町村が多い。市町村の規定を改善させることについて伺います。

5、住宅リフォーム助成制度について。

(1)、住宅リフォームの助成制度は、住宅の耐震化、太陽光発電の導入を促進し、経済波及効果も10倍から20倍に上ると試算されております。県は、住宅リフォームの支援を検討していると答弁しておりますが、実施内容と時期について伺います。

6、県職員の増員計画と海洋研究センターの専門職員の確保について。

県の定数条例で不足している職員の数、各部局ごとに何名ですか。増員計画について伺います。

水産海洋研究センターの図南丸船員の退職者(4人)の補充計画について伺います。

7、沖縄県漁連市場の糸満漁港への移転について。

糸満市は、漁業の町、ウミンチュの町として長い歴史を誇り、本県水産業発展に大きな役割を果たしてきました。糸満漁港は、県内唯一の第3種漁港で、水産物の流通加工拠点として位置づけられております。沖縄振興計画では、水産物流通拠点である糸満において流通加工機能の充実を図るとともに、糸満工業団地等への県内製造業の振興を図るとしてあります。

糸満漁港の機能や施設を十分に發揮して水産物流通拠点市場を形成していくために、県漁連市場の糸満漁港への早期移転について知事の御所見を伺います。

8、研究機関の担当部局を農林水産部に移転して普及体制を図ることについて伺います。

9、南城市の浜崎川はらんによる冠水被害について。

(1)、浜崎川全域での被害状況と対策について伺いま

す。

(2)、土地改良事業地域で冠水被害が起きていますが、その原因と対策について伺います。

○議長(高嶺善伸君) ただいまの玉城ノブ子さんの質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時21分再開

○議長(高嶺善伸君) 再開いたします。

午前の玉城ノブ子さんの質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 玉城ノブ子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、TPPに係る御質問で、TPPに対する知事のかんという御質問にお答えいたします。

TPPは、幅広い分野について水準の高い自由化交渉であると言われております。我が国の経済活動や国民生活に大きな影響を与えることが予想されております。しかし、それにもかかわらず、国民生活に対する情報提供が少なく、沖縄県を含め全国からこれまで訴えられてきました懸念等が払拭された状況に至っていないと考えております。

沖縄県では、国内農業への影響などが懸念されますことから、十分な農業対策が打ち出されない状況において、TPPに参加しないよう適切な対応を求めますとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策につきまして、農業団体等と連携をし、国に対して要請をしているところでございます。今後ともTPP交渉等の動向や、国の対応を踏まえまして、関係機関等と連携をし、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連についての中で、田中前沖縄防衛局長の発言と一川防衛大臣の辞任を要求することについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

11月30日に中江防衛事務次官、そして12月2日に一川防衛大臣が相次いで来県をし、田中前防衛局長の処分の報告とそして謝罪がなされております。沖縄防衛局長という要職にあって、沖縄の基地問題の解決や改善に取り組むべき立場にありながら、県民を侮辱し傷つけ、そして女性を蔑視するような発言は、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

県といたしましては、政府において今後このような事態を引き起こすことがないよう努めるとともに、沖縄県民の信頼回復に全力を挙げて取り組むことは当然のことであると考えております。また、一川防衛大臣の責任につきまして、沖縄の基地問題の解決を図る立場から極めて重くと考えておりますが、大臣の辞任につきましてお答えすることは差し控えたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） ＴＰＰについての御質問の中で、食の安全への影響についてお答えいたします。

現在、国におきましては、食品衛生法で農薬の安全基準、遺伝子組み換え食品や添加物等の基準・表示等を定め、食品の安全を確保しております。ＴＰＰに参加することになりますと、これらの基準の緩和・撤廃が求められることが想定されます。また、国ごとに異なる食品衛生の基準などは参加国全体で整合性がある制度に改めることが要求され、商取引の利便性を高めることなどが検討されていることから、より広範に日本の食品衛生関係の基準が変更されることが想定されます。

県としましては、食品衛生法関係の基準変更により、消費者、県民が不安を抱くことがないよう、国において慎重に対応すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）についての中で、水産業への影響についてお答えします。

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）は、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出るのが懸念されております。本県の農林水産業への影響としては、クルマエビやマグロなど、国外産と競合する水産物に大きな影響が出るものと懸念されます。影響額といたしましては、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、約130億円と試算されます。なお、漁港整備を含む漁業関係補助金の取り扱いについては、現時点では情報がないため、今後、政府が公表する情報を注視してまいります。

次に沖縄県漁連市場の糸満漁港への移転についての

中で、県漁連市場の糸満への早期移転についてお答えいたします。

泊漁港にある県漁連市場の糸満漁港への移転につきましては、現在市場関係者と話し合いを進めているところであり、平成23年度に実施している糸満漁港における水産物流通拠点施設整備基本計画や泊漁港の有効活用計画の策定を通し、関係者の合意形成に努めているところであります。県といたしましては、これらの合意を踏まえ糸満漁港において高度衛生管理型の市場施設整備を行う考えであります。

次に、南城市の浜崎川はらんによる冠水被害についての中で、浜崎川全域での被害状況と対策についてお答えします。

去る11月9日の豪雨による浜崎川流域内での被害状況は、南城市の報告によりますと、南城市佐敷の手登根・屋比久集落の住宅が床上浸水17戸、床下浸水7戸、車庫倉庫浸水3戸となっております。南城市では、被害の原因が急峻な山側の斜面から土砂等が流出し通水を阻害したものと考えており、上流に設置している沈砂池等の土砂排除を早急に実施すると聞いております。

同じく土地改良事業地域における冠水被害の原因と対策についてお答えします。

南城市管理である浜崎川については、平成16年度から平成19年度にかけて、県営かんがい排水事業により改修を行ってきたところであります。今回の被害の原因は、河川の上流部に急峻な斜面があり、土砂等が流出しやすい地形であること、また、短期間に記録的な雨が降ったことにより、流出した土砂等が排水路内に堆積し、通水を阻害したことによるものだと考えられます。南城市では、緊急な対策として、上流に設置している沈砂池等の土砂排除を早急に実施すると聞いております。県といたしましては、南城市等関係機関と連携し現地調査を行い、対策の検討を行ってまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） ＴＰＰについての、混合診療が全面解禁されたときの日本の医療分野における影響についてお答えいたします。

厚生労働省においては、混合診療を全面解禁した場合、患者に対して保険外の負担を求めることが一般化し、患者の負担が不当に拡大するおそれがある、また、安全性・有効性等が確認されていない医療が保険診療とあわせて実施されてしまうことにより、科学的

根拠のない特殊な医療実施を助長してしまうおそれがあるとの懸念を示しております。

続きまして、国保税についての中、保険料の滞納状況、資格証明書、短期被保険者証の発行状況についてお答えいたします。

平成23年6月1日現在の県内市町村国保における滞納世帯は5万5788世帯、資格証明書の交付は175世帯、短期被保険者証の交付は2万4623世帯となっております。

続きまして、資格証明書、短期被保険者証の発行中止についてお答えいたします。

国民健康保険を運営する上で保険税の収納を確保することは、極めて重要であります。資格証明書及び短期被保険者証の発行については、保険税を滞納している被保険者との納付相談の機会を確保する観点から設けられております。県では、市町村に対し、納付相談等により被保険者の生活実態の把握に努め、その実情に応じた保険税の減免や徴収猶予を含めて適切に対処するよう助言しているところであります。

続きまして、被保険者証の窓口とめ置きの実態と国保証を交付することについてお答えいたします。

県内市町村における被保険者証の未到達件数は、平成23年7月末現在で1万8941世帯となっております。県としましては、市町村に対し、世帯主が納付相談に訪れない場合には、電話連絡や家庭訪問等を行い、対象世帯の実態把握に努め適切に対処するよう今後とも助言してまいります。

続きまして、国保税を引き下げのため、国・県の負担額を増額することについてお答えいたします。

市町村国民健康保険は、国・県の公費負担や保険税等を財源として保険者である市町村の責任により運営されております。県では、市町村に対し、国民健康保険法に基づく国保税の軽減措置や医療給付費に対する支援を行っており、平成22年度の実績額は約148億3000万円となっております。国に対しては、市町村国民健康保険の持続的運営が図られるよう、国費の拡充を含めた国保の構造的な課題に対する抜本的な解決策について全国知事会を通して要望しているところであります。

続きまして、保険税の滞納を理由に一部負担金の減免を適用除外とする市町村の規定を改善させることについてお答えいたします。

一部負担金の減免に係る要綱等につきましては、保険者である市町村が市町村の実情等を勘案し策定しております。現在、国保税の滞納がないことを一部負担金減免の要件としている市町村に確認したところ、滞

納を理由に一律適用除外とするのではなく、支払い困難な特別な事情が認められる場合は、減免基準に沿って適用するということであります。

県としましては、市町村に対し、国が示す一部負担金減免の基準を参考に、要綱等の策定及び適切な運用を行うよう今後とも助言してまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 東村高江のヘリパッド建設につきまして、2の(1)と2の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

昨年1月、沖縄防衛局が東村高江区のヘリパッド建設をめぐり、通行妨害禁止を求める訴訟を提起したことは承知しております。県としましては、現在本件が係争中であることから、コメントについては差し控えさせていただきたいと思っております。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で実現可能な方法であると認識しております。国においては、市町村の意向等も踏まえ、地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮するべきであると考えております。

次に、オスプレイと高江ヘリパッドについてお答えいたします。

沖縄県が提出した北部訓練場への影響を含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありましたが、米側に照会中のため回答できていない項目があり、引き続き県民生活への影響など十分な説明を求めているところであります。

次に、辺野古の基地建設と高江ヘリパッド建設についてお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、普天間飛行場代替施設と一体であるかは明らかではありません。

県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 高校統廃合問題についての

御質問で、県立高校編成整備計画の目的についてお答えいたします。

次期県立高等学校編成整備計画では、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し素案を策定しております。

次に、南部総合実業高校（仮称）についてお答えいたします。

南部総合実業高校（仮称）につきましては、地域の実態に即して工業、水産など幅広い専門分野を科学技術の視点から総合的に学び、新事業の創出や高度な経営・技術にも対応できる産業人材の育成を考えております。

次に、編成整備計画の策定についてお答えいたします。

学校の再編等につきましては、県民や地域及び保護者等の理解を得ることが最も重要であり、今後とも引き続き地域での説明会や学校関係者等と十分に調整を図りながら、編成整備計画の策定をしてまいります。

次に、行財政改革と統廃合についてお答えいたします。

次期編成整備計画におきましては、大学等の上級学校への進学を希望する生徒、多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒などさまざまなニーズを考慮しながら、より一層魅力と活力ある高等学校づくりを推進していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 住宅リフォーム助成制度の御質問で、県の住宅リフォームの支援についてお答えいたします。

住宅リフォームの助成制度の実施については、国の補助率が45%と低く、地方公共団体の負担分が大きいことなどから対応ができませんでした。しかしながら、県としては、今後、国の住宅市場活性化のためのリフォーム関連施策の取り組み等について注視しながら住宅リフォームの支援を検討していく考えであります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 県職員の増員計画と海洋研究センターの専門職員の確保に関する質問のうち、職員の欠員状況及び採用計画についてお答えいたします。

知事部局の職員定数につきましては、条例で定めら

れた4584名に対して、配置した定数は3955名となっております。配置定数に対して、平成23年4月1日時点で98名の欠員があり、各部ごとの内訳として、知事公室2名、総務部5名、企画部7名、環境生活部5名、福祉保健部26名、農林水産部21名、商工労働部6名、文化観光スポーツ部1名、土木建築部25名となっております。これらの欠員につきましては、臨時的任用職員の配置や次年度採用予定者の繰り上げ採用で対応しております。次年度の採用計画につきましては、定年退職者数、欠員の状況、定数の見直し、再任用職員の配置見込み等を踏まえて決定することにしております。

次に、図南丸船員の退職者の補充計画についてお答えいたします。

今後の水産海洋研究センターの調査船図南丸のあり方につきましては、その業務を民間に委託することも含めて、現在検討しているところであります。そのため、今年度で退職を予定している船員の補充につきましては、当面、再任用職員または臨時的任用職員で対応し、正規職員の配置につきましては、今後の図南丸のあり方の検討結果に基づき対応してまいります。

次に、研究機関を農林水産部へ移管し、普及体制を図ることについてお答えいたします。

現在、企画部に一元化している試験研究機関につきましては、試験研究評価システムの運用等を企画部に残し、組織は農林水産部及び商工労働部に移管するなど、試験研究と普及の組織的連携方策について検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん まず最初に、ＴＰＰの問題について質問をいたします。

ＴＰＰについて、食の安全の問題で言えば12月からハワイ産の遺伝子組み換えパパイヤの日本への輸入が解禁されようとしています。農家や消費者の間から大変不安の声が上がっています。しかし、皆さん、食品表示義務があるから心配はないというふうな答弁を今までやってきたんですけれども、しかしＴＰＰに参加するということになると非関税障壁だということで、その表示義務が撤廃を求められるというふうなことになるわけなんですけれども、具体的にこの食の安全の分野で沖縄県でどういう影響が出てくるのか、具体的な問題としてこの問題にどう対応していくのか、影響の中身についてもう少し具体的に答弁を願いたい。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 先ほども遺伝子組み換え食品の問題だけではなくて、食品添加物それから

農薬の安全基準、さまざまな項目について御説明申し上げましたけれども、その中には個々にそれぞれ基準を設定するのか、撤廃するのか、緩和するのか、さまざまな条件があります。例えば、今の遺伝子組み換え食品だけに限っても、日本は8種類の遺伝子組み換えで33品目の加工食品を承認して表示義務をしている。しかし一方、米国、カナダは表示の義務さえもしていないとか、それからEUは表示義務をしているとかさまざまな状況がありますので、個別・具体的には今どういうふうになるというのは言えませんが、全体としては県民・国民にそういう食品の安全性に関して不安を抱かせないような形でぜひやるべきだとそういうふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 食品安全の分野でも遺伝子組み換えの問題、そして食品安全の問題、食品添加物の問題、いろんな問題で消費者にとっても大変大きな影響が出てくるというふうなことが明確になっています。

もう一つは医療の分野なんですけれども、これが非常に大きな問題だというふうに私は思うんです。日本は今、国民皆保険制度です。国民はだれもが健康保険に加入して保険料を払い、どこかの医療機関に保険証を持っていけば医療が受けられるような制度になっているわけです。しかし、今アメリカはその国民皆保険制度がありません。株式会社が医療に参入しているわけなんです。そのアメリカは日本の医療市場を開放せよということをずっと長年この要求をしているわけです。それを求められたら、開放せざるを得ないという状況になるわけなんですけれども、そうなったときに今、米韓でもFTAで医療分野に株式会社が参入をして株式会社がベッド数600の病院が韓国にも建設をされてこれが大きな問題になっているということで国会でも明らかになっています。ですから、もし沖縄で、日本でこの国民皆保険制度の中にアメリカの株式会社が参入するというふうなことになったときに、日本と沖縄における医療分野での影響というのはどういうふうになるかということについて答弁をお聞きます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 先ほどもお答えしましたけれども、今TPPが実際どういうふうに運用されるかつまびらかでないところがありますので、その範囲内でしかお答えできませんけれども、我が国においては標準的な医療行為がすべての国民に行われるということを目的に皆保険制度が行われているということとは議員御指摘のとおりでありまして、これは我が国

の最も誇るべき制度の一つだと考えます。ですから、これが引き続き守られることは当然大切なことだと認識しております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん もし日本がこのTPPに参加をするということになると、この混合診療の分野が広がっていく。要するに保険の適用を受けない診療がふえていく。それは保険の適用がきかない診療が拡大されることによって医療崩壊につながっていくということを医師会は非常に大きな懸念として表明をしているわけです。それは日本の医療市場にアメリカのこの株式会社が参入するというということになると、その保険の適用を受けない診療がどんどんふえていくというふうなことになるというふうに思うんですね。この問題について、医療が崩壊したときに県民の健康や安全、命にどのような影響が出るかということについてはどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 基本的に先ほどもお答えしましたように、国民皆保険制度は我が国が世界に誇るべき立派な制度だと私も認識しておりまして、医療関係者の多くはそう考えていると思いますので、それが困難な状況にならないことは当然配慮すべきことだと思います。

○玉城 ノブ子さん ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） TPPに関しては、我々も今非常に注視して情報収集に当たっておりますが、まだその全体像、具体的にどうなっていくかというのが見えないので、先ほど私がお答えしましたように、基本的な国の骨格である国民皆保険制度の基本は守るべきだというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん きょうアメリカの新聞報道では、アメリカの通商代表部の高官がワシントン市内で講演をして、日本のTPP（環太平洋パートナーシップ協定）の交渉参加に向けた日米間の事前協議では、アメリカ企業の日本市場への参入を妨げる関税以外の障壁が議論の焦点になるとの認識を示して、日本の関税はそれにかなり低くて非関税障壁に注目していくことになると思うと述べて、日本との事前協議ではアメリカ企業の日本の市場への参入を妨げているさまざま

な規制など関税以外の障壁が議論の焦点になるとの認識を明らかにしているわけですよ。ですから、非関税障壁となるというものについては、これをすべて撤廃を迫っていくということが今のアメリカの姿勢であるわけなんですよ。事前協議の中でもそのことが議論の焦点になっていくというふうになっているわけですよ。そうなったときにこれは日本の医療をも非関税障壁だということで、この中にアメリカの株式が参入してくるし、混合診療が求められるし、そしてそれはひいては医療の崩壊につながっていくということが明らかになっているわけなんですよ。これについて私たちはもっと重大な認識を持ってこれに対応していくべきだというふうに思っているんですが、再度どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 繰り返しになって本当に申し訳ございませんけれども、まだ情報が明確でないところがありまして、その情報をきちんとって、議員のおっしゃるような医師会も医療保険制度は将来にわたって守るべきだというふうな基本的見解を持っておりますので、その線は大切なことだと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 私はやっぱりＴＰＰに参加することがどんなに沖縄県経済だけではなくて、県民の命や安全の問題にとっても大変重大な問題なのかということを皆さんに認識をしていただきたいというふうに思っているわけなんです。ですから、この問題は農水産業分野だけではない、医療や労働や政府調達のあらゆる分野でこの貿易の自由化の対象となって規制緩和を求められ、そしてこの非関税障壁が撤廃をされて沖縄県経済が非常に大きな影響を受けると同時に、県民の暮らしや安全にとっても重大な事態を招くということになるんですよ。そういうことについてもっと深い、重大な問題だということでその認識をきちんと深めていただきたいということであるわけですよ。

そういう意味からすると、私は今度のＴＰＰの交渉参加については非常に重大な問題があるというふうに見えているんですね。ですから、ＴＰＰ交渉については参加を絶対阻止していくという、撤廃を求めていくということが重要だというふうに思うんです。その先頭にやっぱり知事が立っていくべきじゃないかというふうに思うんですが、知事の決意を。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ＴＰＰについては、今のやりとりのとおりでございます。特に農業、医療につい

てはいろいろな反対の意見も出てきております。そうということで、議員おっしゃるように私も農業を中心にまず反対だということは申し上げておりますが、いかんせん、将来を予測するための情報が十分ありません。それを収集しながら、ただしこれは対応を誤ると大変重大なマイナスの影響を国民生活に及ぼしかねないなというのも、これは国会の議論を見ているとかなり大きないろいろな違う意見の中で、反対に近い意見が結構出てきております。したがって、沖縄県としましてもいろんな分野において情報収集に努めながら、何とか県民生活に影響が出ないように、または最小化し対応ができるような方向を誤らないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 次に、国民健康保険制度の問題について再質問をいたします。

きょう全日本民主医療機関連合会が、働いて保険料を納めていても窓口負担が高過ぎて医療機関にかかれないというその実態を発表しておりますけれども、この被保険者保険に加入する労働者が低賃金で医療費が払えない、そういう相談がふえているということですね。これは私たち共産党の相談窓口にも、働いていても非正規雇用で収入が少なくて保険料を払ってもいざ病気になったときにこの医療費の窓口負担が払えないということで、病気が発見されても、体調が悪くてもなかなか病院に行けないというこういう事態が起きているわけなんですよ。ところが、沖縄の場合は失業者が全国でも多い。しかも、非正規雇用も全国に比較しても多いという状況になっているわけです。そういう状況の中で医療費の窓口負担の軽減、これは非常に大きな重要な問題になっているんですけれども、私はこの実態について県としてもきちんとその実態調査をやっていく必要があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 先ほどの答弁でもお話ししましたがけれども、保険制度は標準的な医療を受けるための最も大切な仕組みです。その仕組みはそれぞれの収入に応じた保険税をお支払いするというものと、それと税の補てんというのがあります。御指摘のように、今国保制度においては財政的な非常に抜本的な解決が迫られる問題があるというのが多くの方々の認識でありまして、知事会においても財政的な抜本的な解決策等を制度の改正を求めて議論しているところでありますので、そういうこともあって、でも基本はきちんとした保険とそしていろんな負担の中で適切に

標準的な医療を受けられるという状況を守り続けるということが最も大切なことだと考えております。

○玉城 ノブ子さん ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 低所得者の保険料の減免に関しては、各市町村にそれぞれ相談窓口があって適切に対処されているという認識を持っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 皆さんは、この国保の問題については市町村がやるべきことだというふうに思っているんじゃないですか。要は、県民の命や暮らし、安全にかかわる問題ですよ。地方自治体の一番大事な仕事は、県民の命や暮らし、安全を守ることじゃないですか。これは市町村だけではないんですよ。県もそういう任務を持っているということなんです。ですから、その実態を県がしっかりと調査をするということは大事じゃないですか。

○福祉保健部長（宮里達也君） 休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） どうも失礼しました。

一部負担金の減免の実績は調べられておりまして、平成22年度においては9市町村で113件、1293万5000円の減免の実績があります。

○玉城 ノブ子さん ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 国保は先ほども申しましたように、市町村が運営しておりますので市町村ともよく調整して、どういうことが問題かといろいろ調整してみたいと思います。情報収集してみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ実態を調査して本当に県民

の命、安全を守る立場から、市町村にも必要な財政支援をやっていくことを求めます。

ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時8分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○玉城 ノブ子さん 最後に代表質問との関連なんですけれども、先ほどの田中前沖縄防衛局長の発言ですね。これは環境影響評価書提出の断念を求める県民意思を無視して何が何でも基地を押しつけようとするその意図が明らかになっているんですよね。ですから、この環境影響調査については断じて認めないと、その提出を阻止していくということの知事の決意を求めていると思います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御承知のとおり、政府は現在年内に環境影響評価書を提出する旨準備をしているように表明しております。

田中局長の発言もあったわけですが、県としましてはこの環境影響評価書の提出につきましては、これはもし仮に提出された場合は、法令にのっとってこれは精査せざるを得ないと考えておりますが、普天間飛行場代替施設の県外移設を求める方針に変わりはありません。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 社民・護憲会派の当銘勝雄でございます。

1、知事の政治姿勢についてであります。

政府の県民無視の姿勢が如実に出てきております。これまで県民のほとんどが反対し、知事も県議会も反対する普天間の辺野古移設を、普天間の危険性の除去と県民の負担軽減を大義名分として国民をだましてまいりました。辺野古への新たな基地建設を押しつけようとする政府、県民を侮辱し、これまでの琉球処分の延長線上で考えているとしか言いようがありません。あげくの果ては、犯す前に犯しますよと言いますかと発言した防衛省田中前沖縄防衛局長、県民の悲痛な願い、訴えを無視して高慢な態度の発言で更迭されました。これまでも基地のない平和な島はあり得ない、基地と共存の宝珠山発言、再編交付金はある種のボーナスなど、政府の聞き捨てならない目に余る、許されることが何度も起きております。既に米国議会やシンクタンクなどからも、辺野古移設は費用がかかり達成不可能と政府を批判する状況に立ち至っております。

にもかかわらず、ごり押しをする政府には県民が一丸となって闘わねばならないというふうに思います。

そこで質問します。

(1)、辺野古の環境影響評価書への対応についてであります。

ア、県議会は環境影響評価書の提出をしないよう決議し政府要請をした。知事の所見を伺います。

イ、政府は年内に評価書の提出をするとしているが、どう対応してきたか。知事の所見を聞きます。

ウ、提出された場合、どう対応するか。

エ、前回埋め立てに要する土砂は1700万トン、トラックにして340万台とされたが、環境問題をクリアできないと考えるがどうか。

(2)、政府閣僚の知事訪問が目立ちます。辺野古推進のアリバイづくりにならないか問います。

(3)、米上院軍事委員会は辺野古への普天間移設予算を認めないとし、嘉手納統合案を示している。知事の所見を問います。

(4)、一方、防衛省幹部——更迭された田中前沖縄防衛局長——は、辺野古がだめなら普天間が動かなくなると県議会要請団に言っているが、知事の所見を問います。

大きな2、「沖縄21世紀ビジョン」についてであります。

沖縄振興計画については、長年の異民族支配を余儀なくされ、振興・発展がおくれた本県のあらゆる格差を是正するために進められてきました。いろいろ評価はありますが、道路、学校等公共施設の一定の整備はなされたものの、ソフト面の整備が立ちおけております。最も肝心の県民所得が依然として最下位、失業率は全国の約2倍近い状況が続いております。

これまで政府が策定した振興計画にかえ、県独自の計画策定は大きな意義を持つものと評価し、県民も期待し、県議会においても政府要請等を繰り返してきました。しかし、壁は厚い状況にあります。新年度予算編成も間近であり、いかに財源確保を図るか、制度設計を変えていくことがかぎを握るものと思います。

そこで質問します。

(1)、基本計画を国にどう認知させるか。

(2)、基本計画を推進するための根拠法及び関連法の制定、国との調整状況を伺います。

(3)、一括交付金の確保が計画の成否を決めるが、厳しい状況にあります。満額計上されないと県及び市町村の計画実施に影響します。計画変更になるのか問います。

大きな3、TPP問題。

環太平洋経済連携協定、これまで進められたEPAやFTAなどの2国間の協定をはるかに超える原則関税ゼロの協定、しかも24分野にも及ぶいろんな角度から懸念されるものであります。特に、離島地域のさとうきびや畜産は土地利用型農業であり、TPPが締結されますと壊滅的打撃を受けることは明白であります。何としてもとめねばなりません。

米国とFTAを締結した韓国は、ISD条項が大きな社会問題に発展をしております。我が国経済界が主張する対米貿易のおくれを心配することは当たらないものと考えます。

そこで質問します。

(1)、農水産業問題について。

ア、TPP推進に当たっての政府の農水産業対策は何か。

イ、本県の農水産業への影響と対策について問います。

ウ、安心・安全な食料の確保はどうするか。

エ、食料自給率をどう確保するか。

(2)、離島市町村の対策についてであります。

ア、TPPに参加するとさとうきび作は壊滅的打撃を受けます。作目転換にどう対処するか問います。

イ、限界集落化が進行するが、どう対策するか問います。

ウ、離農離村によりこれまで農漁業者が果たした集落の多面的機能を維持できるのか問います。

大きな4、雇用失業対策についてであります。

若者を中心にしてIT産業への雇用がふえておりますが、観光産業や農水産業、地場産業の振興による連関する産業の育成による自立経済の構築による相乗効果を高めた雇用対策を進めるべきではないかと考えます。

そこで質問します。

(1)、雇用誘発対策について。

ア、リーディング産業の観光における誘発。

イ、農水産業の6次産業化による雇用誘発。

ウ、製造加工業による誘発。

(2)、就労対策について尋ねます。

就労を促進するための教育訓練について問います。

ア、専門学校等における教育訓練の状況。

(ア)、訓練科目及び修了生の状況。

イ、沖縄開発青年隊における人材育成。

(3)、外国人就労について。

失業率が高い状況の中で、外国人就労者を求めるより、職業訓練、教育訓練による就労を促進する必要があるか。その観点から質問します。

ア、県内における外国人就労の実態、職種と人数。

イ、なぜ外国人就労が必要か。特殊業務、資格、技能を必要とする職はおよそ幾らか問います。

(4)、ミスマッチ対策をどう図ってきたか問います。

大きな 5、公有水面埋め立ての漁業補償について。

本県は、市町村における公有水面の埋め立てが多くなっております。埋め立てに伴う漁場の悪化による漁業者の所得の減少を補てんするために漁業補償がなされるが、所得補償とあわせて漁場の再生及び再生産を確保する政策を図るべきではないか。その観点から問います。

(1)、漁業補償の仕組みと漁協及び漁業者への支給方法。

(2)、近年 5 年の漁業補償額について問います。

(3)、漁場再生にはどの程度充てられているか伺います。

大きな 6、豊見城市における産業廃棄物の不法投棄についてであります。

県内は、家庭ごみや産業廃棄物の不法投棄が目立ちます。処分場の整備おくれが問題なのか、県民、処分業者のモラルの問題なのか、行政当局の怠慢か。美ら島沖縄のイメージを壊すものです。

宮古島市においても不法投棄に立ち上がり、業者名の公表や公共事業の指名停止などの措置を講ずるとしております。悪質な業者には厳重な対応が必要と思えます。

そこで質問します。

(1)、10月5日、市民が告発したと報じられた産業廃棄物の不法投棄の調査結果と県の処理方針について問います。

(2)、土地改良した農地への産業廃棄物の不法投棄の調査結果と県の処理方針について問います。

大きな 7 番、豊見城市を流れる饒波川の整備の進捗状況及び今後の計画について問います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘勝雄議員の御質問にお答えいたします。

まず第 1 に、知事の政治姿勢の中で、県議会が環境影響評価書の提出をしないよう求める決議をしたことについての知事の所感いかんという御質問にお答えいたします。

環境影響評価書の提出断念を求める意見書が全会一致で可決されましたことは、県議会の強い意思表明として受けとめております。県といたしましても、地元の理解が得られない辺野古案の実現は事実上不可能で

ある旨、繰り返し申し上げております。政府においては、地元の意見に耳を傾け真摯に対応すべきであると考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、政府閣僚の知事訪問についての御質問にお答えいたします。

去る 9 月の野田内閣発足後、川端沖縄担当大臣、そして一川防衛大臣及び玄葉外務大臣の関係閣僚の皆さんが相次いで来県をしております。大臣の皆さんは、日米合意に基づき普天間飛行場の辺野古移設を進める旨の発言がありましたが、私といたしましては、多くの県民が反対している県内の状況を踏まえ、と、辺野古移設案の実現は事実上不可能である旨、繰り返し申し上げているところでございます。

県といたしましては、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向けて真摯に取り組むよう、引き続き強く求めてまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事及び部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての中、政府が年内に評価書の提出をするとしているが、どう対応してきたか。また、提出された場合の対応について、1 の(1)のイと 1 の(1)のウは関連しますので一括してお答えします。

先ほどの知事の答弁と繰り返しになりますけれども、政府は、普天間飛行場代替施設に関する環境影響評価書を、年内に提出できるよう準備を進めているとしておりますが、県としては、政府要請の際や閣僚が来県するその都度、辺野古移設案には多くの県民が反対しており、事業の実施は事実上不可能である旨、繰り返し申し上げてきたところであります。

環境影響評価書が提出された場合には、関係法令にのっとり検討せざるを得ませんが、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び早期返還を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいります。

次に、米上院軍事委員会が示している嘉手納統合案についてお答えいたします。

現在、米国の厳しい財政状況を踏まえ、米議会において在沖海兵隊のグアム移転費を含む国防予算削減の議論がなされていることは承知しております。このような米議会の動きが普天間飛行場移設問題に具体的にどのような影響を与えるか現時点では明らかでありま

せんが、今後とも米議会及び米政府の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、嘉手納統合案については、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は断じて受け入れることはできません。

次に、防衛省幹部の「普天間が動かなくなる」との発言についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の喫緊の課題は同飛行場の危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。

日米両政府においては、辺野古移設か普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性について追求するべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、埋立土砂による環境影響についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立事業では、約2100万立方メートルの埋立土砂を要し、そのうち約200万立方メートルを辺野古ダム周辺から、また、飛行場区域陸上部の整地により約200万立方メートルを採取し、残りの約1700万立方メートルを購入等により調達することを環境影響評価準備書で明らかにしております。同準備書において、事業者は、この埋立土砂の購入に当たっては供給元における土砂の採取による環境への影響に配慮されていることを確認するなど、環境への著しい影響がないようにするとしております。

県としましては、仮に評価書が送付されてきた場合は、関係法令にのっとり対応せざるを得ないと考えておりますが、その際には、土砂供給元における環境配慮の有無や当該土砂の運搬等に係る環境影響について慎重に審査することとしております。

次に、豊見城市における産業廃棄物の不法投棄についての御質問の中で、豊見城市における産業廃棄物事案の処理方針についてお答えいたします。

豊見城市における産業廃棄物の事案につきましては、南部保健所が平成23年9月20日に市民からの情報を入手し、翌21日から事業者への立入調査や現地確認及び聞き取り調査などを行っているところであります。なお、これまでに確認された廃棄物の不適正な保

管行為等につきましては、南部保健所より警告書を発し改善させたところであります。

今後とも、当該事案につきましては、調査を継続しながら事実確認を整理した上で、廃棄物処理法に基づき適切に対処していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 「沖縄21世紀ビジョン」についての御質問の中で、基本計画を国にどう認知させるかについてお答えいたします。

新たな計画は、「沖縄21世紀ビジョン」で県民が描いた将来像を実現するとともに沖縄固有の課題の解決を目指すものであり、県民の声を反映した県が主体的に策定する計画への国の支援について政府に求めているところであります。このことについて、9月26日の沖縄政策協議会で内閣府より示された「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」では、新たな計画について「沖縄振興における県の主体的な役割と国の責務の双方を勘案しつつ、沖縄県が策定主体となり、国が支援する方向で法制的に検討する」と明記されております。政府においては、現在このような方向で具体的検討が進められているものと考えております。

次に、基本計画を推進するための法律の国との調整状況についてお答えいたします。

基本計画の推進の根拠となる新たな振興法については、県は、国が9月に示した「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」を踏まえ、国に対し県が策定する計画に対して自主性・自立性を確保できる法制及び国の支援の明示を要望しております。

新たな振興法では、競争力のある税制措置の拡充、沖縄振興一括交付金や県が提言した制度に関する規定の創設等についても求めており、現在国と調整を重ねているところであります。また、復帰特別措置法に基づく酒税及び揮発油税等の軽減措置の延長について、県からの要望を受けて現在政府内において検討が進められているところであります。

次に、沖縄振興一括交付金の実現についてお答えいたします。

新たな計画は、「沖縄21世紀ビジョン」で県民とともに描いた将来像の実現や固有課題の解決を目指し、沖縄県が独自に策定する計画であります。沖縄県としましては、この計画に盛り込まれる子育て支援、離島の定住支援、雇用対策など沖縄独自の施策を展開するための財源として、予算額3000億円の確保と用途の自由度の高い沖縄振興一括交付金の創設を求めてきたと

ころであります。

平成24年度からの新たな沖縄振興において、これらの施策が円滑に展開できるよう、引き続き沖縄の要望の実現を国に求めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） T P P問題についての中で、政府の農林水産業対策についてお答えします。

政府においては、去る10月25日に全閣僚で構成する「食と農林漁業の再生推進本部」を開催し、農業の競争力強化策を盛り込んだ「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を決定しています。この基本方針は、新規就農の増加と規模拡大の加速による持続可能な力強い農業の実現、6次産業化、消費者とのきずなの強化、輸出戦略の立て直し、エネルギー生産への農山漁村資源の活用促進、森林・林業再生プランの推進、近代的・資源管理型で魅力的な水産業の再生、震災に強いインフラの構築、原子力災害対策に正面から取り組むの7つの戦略で構成されております。

同じく本県の農水産業への影響と対策、安心・安全な食料、食料自給率の確保についてお答えします。3の(1)のイ、3の(1)のウ、3の(1)のエは関連いたしますので一括してお答えします。

T P P（環太平洋経済連携協定）は、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出るのが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出るのが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。食料自給率についても農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、カロリーベースで、平成20年度の約40%から約2.4%まで低下するものと試算されます。また、遺伝子組み換え作物表示など食の安全等の面から懸念が生じるおそれがあります。

そのため、県では国民の食料安全保障の確保と国内農林水産業への影響などの観点から、国に対し国民合意を得るなど慎重な対応を求めるとともに、農林漁業者が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について関係機関と連携し、国に対して平成23年11月28日に要請したところであります。

同じくさとうきびの作目転換、限界集落への対応、多面的機能の維持についてお答えいたします。3の(2)のア、3の(2)のイ、3の(2)のウは関連いたしますので一括してお答えします。

本県のさとうきびは県全域で栽培され、経営耕地面積の約7割、農家戸数の約8割を占めるとともに、経済波及効果も約4倍と大きく、基幹作物となっております。さらに、製糖業を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物であります。特に、離島においては、台風や干ばつ等の厳しい自然条件にあって他作物への代替が困難な地域で生産されております。また、農山漁村は、農林水産業の生産活動に加えて豊かな自然環境や風景・景観、国土保全など多面的機能を有しており、限界集落とならないよう、これらの機能を維持する必要があります。このため、新たな振興計画においてはさとうきびを基幹作物に位置づけ、優良品種の開発・普及、病虫害防除の徹底など生産振興を図るとともに、中山間地域等直接支払事業など地域の実態に即した対策の推進により農山漁村の活性化に努めてまいります。

このようなことから、関税撤廃が原則であるT P Pへの対応に当たっては、国に対して国民的合意を得るなど慎重な対応と農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について強く要請しているところであります。今後ともT P P交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいります。

次に、雇用失業対策の中で、農水産業の6次産業化による雇用誘発についてお答えします。

県では、農林水産業の振興を図るため、食品メーカー等と連携し、商品開発に取り組む農商工連携や農業者がみずから農産物の加工・販売などに取り組む農林水産業の6次産業化を推進しているところであります。平成22年度から地域資源に着目して、「県産農産物付加価値向上推進事業」により県内・全国など3つの加工品開発モデルの構築を実施しております。また、23年度からは「アグリチャレンジ6次産業化支援事業」により地域資源を生かした加工品の試作開発支援、食品加工基礎講座や企業派遣研修など加工技術習得の支援、商品化に必要な加工機材等の整備支援などに取り組んでおります。

次に、公有水面埋め立ての漁業補償についての中で、漁業補償の仕組みと支給方法についてお答えします。

漁業補償は、埋め立て等の工事に伴う漁場の消滅等に対する損失を漁業者に補償するものであります。

補償金の支払い方法といたしましては、通常、埋立事業者が妥当な金額を算出し、その金額に漁業者が合意した上で当該漁業者が所属する漁協へ一次的に支払われます。その後、漁協に設置される「漁業補償金配分委員会」において、漁業者への支払いを含め、その使途などを決めることとなります。

同じく近年の漁業補償額についてお答えします。

関係漁協からの聞き取りによりますと、現時点で埋め立て等の工事に伴う漁業補償金については、平成20年度12億8900万円、平成21年度1億6700万円、平成22年度1億9800万円となっております。

同じく漁業補償が漁場再生にどの程度充てられているかについてお答えします。

漁業補償金の活用方法については、通常、漁協に設置される「漁業補償金配分委員会」において使途や配分額が決定されております。漁業補償金の活用事例といたしましては、平成11年に、豊見城市地先の埋立補償金として糸満漁協が支払いを受けた約21億8500万円のうち、1億4800万円が「財団法人沖縄県南部水産振興基金」に拠出され、漁業者が行う放流事業や浮き魚礁設置等への支援に利用されております。漁業補償金の使途につきましては、基本的には漁業者が決定するものでありますが、県といたしましては、漁業が持続的に発展するよう、放流事業等の漁場再生に漁業補償金を充当するよう相談していきたいと考えております。

次に、豊見城市における産業廃棄物の不法投棄についての中で、農地への産業廃棄物の調査と処理方針についてお答えします。

豊見城市金良の農地については、去る10月5日の豊見城市農業委員会の調査によりますと、産業廃棄物が投棄された状態で農地法違反となっております。このため、市農業委員会から事業者に対し原状回復指導を行い、去る10月21日に確認した結果、すべての投棄物が撤去されています。

県といたしましては、今後とも農業委員会と連携し、農地パトロールを徹底するなど違反転用の早期把握に努めるとともに、違反事案については適正かつ迅速に対応する考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 雇用失業対策についての中、リーディング産業の観光における誘発についてとの質問にお答えいたします。

平成22年度に県が実施いたしました観光消費による

経済波及効果調査では、平成21年度の県内における観光消費額4418億円から誘発された経済波及効果は6616億円と推計されております。また、この経済波及効果によって創出された雇用者数は7万9468人と推計され、これは平成21年度における県全体の就業者数約62万人の12.8%に相当しております。

県としましては、今後とも観光消費額の増加や滞在日数の長期化などに積極的に取り組むとともに、観光客数の誘致強化を図り、経済波及効果や雇用効果の増大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用失業対策についての御質問の中で、製造加工業における誘発についてお答えいたします。

沖縄県の全産業での就業者数は、この5年間で3万人増加し62万3000人となっております。そのうち製造業の就業者数は、毎年おおむね3万人で推移しております。製造業は、地域に根差して安定的な雇用が見込まれる業種であることから、本県の雇用情勢を改善していく上で製造業の振興は重要であります。

県としましては、地域資源活用による付加価値の高い商品開発等をさらに促進していくほか、県外からの企業誘致、物づくり基盤技術の高度化、産業人材の育成などの取り組みを強化し、雇用を誘発してまいります。

同じく雇用失業対策の中で、沖縄産業開発青年隊における人材育成についてお答えいたします。

沖縄産業開発青年隊では、義務教育を終了した15歳から満32歳までの男子で、機械技術者、農業技術者等を志す青年を対象に共同生活を通した規律訓練、車両系建設機械運転技能訓練、農畜産技術訓練等を行っております。平成23年度は、前期・後期合わせて160名の定員規模で訓練を行っておりますが、これまで8000名余の訓練修了生を社会に送り出しております。

続きまして、外国人就労の実態についてお答えいたします。

厚生労働省が公表している外国人の雇用状況によると、平成22年10月末現在で本県で就労する外国人総数は2054人となっております。事業所数で676事業所となっております。そのうち製造業は180人、情報通信産業は82人、卸売業は222人、宿泊・飲食サービス業は319人、教育・学習支援業は335人、サービス業は157人、その他の職種は759人となっております。

同じく雇用失業対策の中で、専門的・技術的分野の

外国人の就労についてお答えいたします。

本県における専門的・技術的分野の外国人就労者は、高度IT技術者、沖縄科学技術大学院大学の研究者など、平成22年10月末現在で548人となっております。

我が国においては、国際競争力強化の観点から雇用対策法第4条において、高度の専門的・技術的分野の外国人の就業を積極的に促進することとしております。沖縄県としましては、高度な技術を持つ外国人の県内での就労は、本県産業の高度化、県内企業のレベルアップ、海外とのネットワークの構築等に重要な役割を果たすものと考えております。

続きまして、ミスマッチ対策をどう図っているかについてお答えいたします。

沖縄県のミスマッチ対策としては、求められる技術と技能の不一致を解消するため、求職者に対し公共職業訓練施設等における職業訓練を実施しております。また、求人企業に対して、雇用条件や職場環境の改善を図るため、各種フォーラムの開催や企業の取り組みを支援するコンサルタントの派遣などを実施しております。さらに、求職者と求人企業のマッチングを促進するため、地域ごとにきめ細かく求人開拓を行い、中小零細企業等による合同企業説明会・面接会を年20回程度実施しております。そのほか、若年者の職業観の形成から就職までの一貫した総合的な支援を行うため、沖縄県キャリアセンターや教育機関と連携し、就職支援セミナーやインターンシップなど各種施策を実施しております。これらの事業を推進することにより、今後ともミスマッチの解消に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 雇用失業対策に関する質問のうち、専門学校等における訓練科目及び修了生についてお答えいたします。

平成22年度学校基本調査によりますと、県内専修学校における分野別の卒業生数は、工業関係が392名、医療関係が635名、衛生関係が550名、教育・社会福祉関係が361名、商業実務関係が853名、服飾・家政関係が189名、文化教養関係が752名の合計3732名となっております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 豊見城市饒波川の整

備の質問で、饒波川の整備の進捗状況及び今後の計画についてお答えいたします。

国場川水系の饒波川については、国場川合流点から糸満市の溝原橋までの4.5キロメートル、総事業費は約93億円として整備を推進しているところであります。これまでに国場川合流点から豊見城市饒波地区までの3.5キロメートルの整備を完了しており、平成22年度末の進捗率は約96％となっております。

今後は、上流部の未整備区間である饒波橋下流付近や溝原世果報橋から溝原橋までの整備を進め、平成25年度の完了を目指しております。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 再質問を行います。

ちょっと順序は違いますが、最初にT P P問題について。これについて、特に政府全体の農水産業対策についてなんですが、食と農村振興の再生方針というのがあるということなんですが、そこは6つの方針ということなんですかね。これまでもやってきたんだが何もできていないじゃないかというのが印象です。

もう一つ大きなのは——部長は答弁していないんですが——農家をどういう規模に持っていくかというのがこれまで出てきたと思うんです。これについてどうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 今の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針」の中で、これは新規就農の増加と規模拡大の加速による持続可能な力強い農業というのは、中身は平地で20から30ヘクタール規模の土地利用型農業の実現ということ、国のほうはその行動計画の中で示しております。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 20から30ヘクタールの農家をつくっていくということなんですが、そうすると我が国の農家を今20分の1ないし30分の1に持っていくと、こういうふうには受け取れるし、沖縄県についてもそういうふうには受け取れるんですが、部長、そういうふうには理解しますか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 沖縄県の経営耕地面積当たりの——これは沖縄県全体ですけれども——大体経営耕地面積が1.7ヘクタール、それから大きいところで南大東地区が7.0ヘクタールですから、そういう意味では、国の制度とはちょっとなじみにくいんじゃないかなと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 平均的に1.7ヘクタールということ

であります、そうすると、少なくとも20分の1にはなってくるという計算になるわけですね。そうすると問題は、じゃ20分の1になったら1農家は残しますよと、あと19農家はどうしなさいということを政府は考えているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 今の基本方針の中ではそういう面積的な話は示しておりますけれども、具体的に都道府県なり、あるいはこうしなさいという提案については、まだ我々のところに情報が来ていませんし、また、具体的に説明されていない状況ですので、そこら辺は情報収集しながら、その対応については検討するということになると思います。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 具体的なことが示されていないというのは、そういう意味では、ほかの分野についてもしかりです。それはそのとおりなんです、ただ、基本となることは今言っているわけですね。要するに、TPPによってアメリカやあるいは欧州あたりに太刀打ちするためには規模拡大していく必要があるということなんです、規模拡大した後のほかの農家はどうかということが見えてこない。これが一番問題です。

それから、20ヘクタールから30ヘクタールに持っていく場合、オーストラリアとかアメリカの農家の規模というのは、部長、どう把握しておられますか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 数字は、今ちょっと手元に持ち合わせておりませんけれども、たしか20から30でやっても、今のオーストラリアの規模にはかなり厳しいと。向こうのほうが大陸であるし、面積も大きいので、20から30にしても、やはり面積的な面では確かに勝負は難しいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 何十倍ないし何百倍ですね。だから、20ヘクタールとか30ヘクタールに持っていくても太刀打ちできるもんじゃないということは明白なんです。ですから、これはいかなることがあっても、今のTPPというのは農水産業の面からとらえて、私は絶対とめるべきだと。これは知事の見解を求めたいところですが、さっきやっておりましたのでいいでしょう。

それから、漁業補償について。

一部糸満市のほうであったというふうに答弁していましたが、私は、基本的に漁民の皆さんの所得が減って、それに対する所得補償、漁業補償が行われる

というのはわかります。しかしながら、じゃ汚れっ放しと、漁場がだめになったと。僕は、これの基本は——漁家の経営そのものも大事であります——再生をするというのが一番大きな課題じゃないかなと思うんです。

そこで、なぜ1件だけなのか。今後それを求めていくという、あるいは制度を確立していくという考え方があるかどうか聞きます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 漁業補償につきましては、これはやっぱり被害をこうむっている漁業者が基本的には決定するということでありまして、先ほど豊見城市でありましたように、その使途内容については、やはり漁業再生という面もかなり重要ですので、そういう面では漁協あるいは生産者ともいろいろ相談をしていきたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 先ほど僕が質問の中でも言いましたように、沖縄県は、全国の中でも余りにも浅海域の埋め立てが多過ぎる。ですから、せんだっての9月議会でも、これは震災面からも大変だということを申し上げましたが、もう一つは、漁場を余りにも汚し過ぎる。今後、いろんな形で世界的な食料不足に対して、沖縄は四面を海に囲まれて、漁場こそ大事な生産の場なんです。ですから、漁場は特に大事を図らぬといかぬと。

そこで最後に確認しますが、これは今水産庁の制度の中にはないと思うんですが、この漁業補償の中に、再生をやっていくような制度の要請をするかどうか、これを答弁してください。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 今、議員がおっしゃったように、資源が世界的にも限られている中では、やはりつくり育てる漁業というのは大変重要な課題になってきます。そういう面でも沖縄近海の漁場を大事にするというのは重要なことでありますので、その辺については、国に対しても、そういう制度なのか事業なのかわかりませんが、いずれにしても重要性についてはしっかり伝えまして、何らかの形で施策ができないかを調整をしていきたいと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 調整していくじゃなくて、要請するかどうか聞いていますよ。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 調整も含めて要請も

考えたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 時間がないので、次に行きましょう。

次は、ごみの不法投棄のことです。環境生活部長、保健所から警告書を発して手続をとったと、そして引き続き調査をするということなのですが、私は、さっき宮古島の事例も新聞に出ておりましたので取り上げましたが、やはりきちっと行政が対策をやらない限り、ただ生ぬるいやり方ではごみの不法投棄というのはなくなないと、こういうふうに思います。ですから、そこら辺について、引き続ききちっとした対応をしていくということをもう一度答弁してください。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 先ほど警告書を発したということで答弁しましたけれども、基本的には、こういった許可業者に対してはいわゆる指導行政とそれから行政処分というのが2つあります。警告書までは指導行政ですけれども、この後は行政処分という一つの処分を科することになりますので、これには4つぐらい種類があるんですけれども、改善命令とか、措置命令とか、業務の停止、許可取り消しというのがあります。これは基本的には許可を受けた業者が不利益処分を受けることになりますので、その事業者に対しても十分な反論といいますか、そういうことも想定されます。そういった意味で、継続をしてしっかり調査をするということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 引き続き追っていきますので、きちっと対応してください。

確かにこういうごみの不法投棄、産廃問題というのは行政指導の分野になるかもしれませんが、ところが、行政指導、行政指導と言っている間は解決しない、改善しないということは明白です。さっき僕が冒頭で申し上げました。そういうことで、きちっとした対応をしてもらいたいと思います。

それから土建部長、饒波川の整備の問題なんです、これについては、僕はこれまでずっと質問をしてきたんですけれども、まず饒波川というのは漫湖、それから国場川、饒波川、これは沖縄ハーリーの発祥地であるということ、しかも豊見城もそこでハーリーをやっているんですよ、御願バーリーをやっているんです。そういう意味できれいにせぬといけないということで、私が求めているのは、親水公園化をこれまでずっと求めてきたんです、親水公園。ところが、今部長は行ったかどうか分かりませんが、行ったらこれで

親水公園と言えるのかなと、もう草木は繁茂して、流れる水もどうもいかぬ。あるいは、ちりは引っかけて、これで親水公園かと疑いたくなります。ですから、そういう意味で、部長たちが考えている豊見城の饒波川の整備計画というのはどういうものか、少しイメージを言ってもらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 平成18年度に策定した国場川水系に関する「水に親しむ川づくり」整備構想では、河川公園ゾーンと川まちづくりゾーンに位置づけて、より親水性の高い護岸の整備をしたいと。議員がおっしゃるように、護岸自体が親水性が発揮できても、その水自体が浄化されていないとか、うまく子供たちや地域の方々が親水性を感じる護岸になっていないんじゃないかという指摘があるのは、私も現場を見て幾らかの反省点は感じますけれども、私たちとしては、多自然川づくりを取り入れて旧河川の敷地が有効に利用できる箇所には階段式護岸を設けたり、やれるところは徐々にはやってきた考えです。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 部長、苦し紛れの答弁ですよ。上流の東風平川は、やがて桜祭りもできるぐらいに整備されているんです。それを見てください。これは宿題にしておきます。

それから、次は21世紀ビジョンについてなんですが、部長は3000億円を求めているということなんですが、僕が質問しているのは、要するに、今3000億円というのは非常に厳しい状況にあるんじゃないかと。そうすると、計画変更になりますよと、県だけでなく市町村の計画変更まで出てきますよと。私たちは、ずっと政府にも沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会で行っているわけですが、私たちが求めているのは、要するに政府が言っていたところの一括交付金8000億円の中じゃないですよと、別枠ですよということを行っているんだが、依然としてその中に押し込めようとしている、そういうことなんですよ。それでは到底足りないんじゃないですか、どう思いますか。知事もどう思いますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、政府、それから与党の民主党さんを中心にいろいろ折衝の途中にあるわけですが、私どもは、これまで沖縄振興関係で一括計上されている資金が約2300億円あります。その2300億円というものを約3000億円オーダーに上げてもらいたいというのが第一です。そうすると、御存じのようにこの2300億円の中も国直轄分が約1000億円弱、そしてその

他一千二、三百億円が県とか市町村が補助でもらっている分、そしてその他ソフトウェアに近いものがある。こういう中の種類は分かれています。ですから、まず一つは、この額として2300億円に相当するものを約3000億円オーダーが可能かというのは、今まだ綱引きといいますか、いろいろ折衝している最中です。まだ別にノーというふうにはなっていません。そして国直轄については、もはや内容的には県でもできるから、一たん県に渡すようないわゆる一括交付金の目標みたいなものを頭に描いて、県にまず渡してもらいたいということなんです。ただ、これは国がどうしてもやったほうがいいというようなものが、例えば那覇空港とか、そこに滑走路を引くとか、こういうものは国が持っていたほうがいいかなという議論、これからですが、こういうふうなものもありますし、大学院大学は実際は国が少し支えたほうがいいのではないかと、ここはもう少し詰める部分がないわけではありません。しかし、我々もまず全部一たん県に権限を渡してもらいたいと言っているんですが、この国直轄についてはそういう議論が残っております。

そして、今おっしゃったいわゆる一括交付金に近いけれども、なかなか自由度が狭いといういわゆる地域戦略交付金と呼ばれている分、これが今沖縄県の場合は約360億円を要請されているようですが、これをもう少し拡大していった市町村と県を合わせたもので一千二、三百億円、そこをどこら辺ぐらいまで拡大できるか、これらは今ちょうど変わり目の端境期にあって、高率補助的な部分が残る可能性も否定はできません。ただし、本当は全部一括して一括交付金のねらいどおりにとっていますが、まだここはこの国の約1000億、その他についても一体どんなふうに最後の結論が出るかは実はまだこれからなんです。そういう状況にあります。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 同じく21世紀ビジョン関連で、新たな沖縄振興計画、基本計画との関連ですが、さっき企画部長は税制の問題とか、あるいは揮発油税の問題とかそこは言っていたんですが、せんだって私たち沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会で普天間基地内の施設を調査したんですよ。そういうことで、それに対する駐留軍跡地利用推進法についても現在の枠組みの中で今されようとしている状況というふうに代表質問の答弁でもしておりますが、そういうことでは到底あの広大な480ヘクタールの普天間飛行場の返還作業というのはうまくいかないんじゃないかと僕は思うんですが、どうでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これはまさに議員の言われるとおり、県はこれまでの基地跡地の実際に事業実施を踏まえてさまざまな課題が出てきていると、返還前に完全な原状回復をすべきものが引き渡し後、不発弾とか汚染物が出てくる。そしてまた地主にその収益開始まで長い時間がかかることによって負担がかかる。そういうふうなものをいろいろ分析をしながら、これまで新しい跡地法の県案というか、要綱案というふうなものを提案をして、今国のほうに示しているところでございます。

国のほうでは、9月26日の沖縄政策協議会振興部会において新しい法律を一元化してつくるという方向の一つは示されております。そしてまた事前の基地立ち入り、あっせんについても一つの方向は示しております。ところが、それ以外の給付金とか、それからまたその事業主体、事業手法等についてまだ明確な方向は出ていないと。県としては、そういうものを求めているというふうに考えているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 時間がありませんので、あと一つだけ。

先ほど閣僚の沖縄訪問が目立ち過ぎますと、知事もたくさん例を挙げておりましたが、やはり一番僕が気になるのは、日本政府は、沖縄県知事に会いました、それが実績づくりになって、前の前原外務大臣もアメリカに行って沖縄県民はみんな希望しているようなニュアンスのことを言ってしまったんですよ。そういうことで、もう知事にも会いました、県民にも会いました、こういうふうに全部アリバイづくりをされてしまっては問題です。ですから、知事がお会いする場合は、辺野古移設は反対だと言っているんだから、県民も反対と言っているし、議会も反対だと言っているんですから、そのことでしたらお断りしますというぐらいい知事ができますか。公室長、そこら辺はどうですか、断れますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の件ですが、内閣がかわったり、新しい大臣が誕生したときに仕事に関係する分野を視察にお見えになるというのは、まずこれは否定すべきではないと私は思います。そしてお見えになったら、やはり意見が違っても意見交換はやるべきだと思いますし、アリバイづくりのためとか、何か今おっしゃったような表現では、私は必ずしもそういう面だけであるとは思っておりません。ですから、新しく担当大臣になったときにお見えになるというのはも

う当然のことで、意見交換はすべきですし、今おっしゃったように、もし辺野古のあれであれば会わないというのも、これは一体どういうふうを考えていいか。私は、意見は違ってもわざわざ沖縄までお見えになったら会って意見交換はすべきだと考えております。

○当銘 勝雄君 終わります。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、こんにちは。

民主党の新垣安弘です。

質問に入る前に、一言所見を述べさせていただきます。

普天間基地の移設問題をめぐり、防衛局長が更迭され、防衛大臣も責任を問われております。普天間は「最低でも県外」と言って政権についたものの、いまだに県民の願いにこたえられない状況にあることを申しわけなく思っております。

先日は、県議会としての意思を全会一致で示しましたが、今後も政府に対して知事を先頭に党派を超えてオール沖縄の体制でもって訴えるべきことはしっかりと訴えていかなければならないと思っております。特に基地問題に関しては政府に訴えることは、ある意味沖縄のこの現状を黙認しそれをよしとしている全国民への訴えでもあります。沖縄に対するその姿勢が果たして民主国家、道義国家と言えるのかという問いかけであります。みずからの国はみずから守るという覚悟と気概を持たない、米国依存の安保体制が沖縄への過重な米軍基地の押しつけとなっていることは明らかであります。国民がみずからの国はみずから守るとの意識と自覚を持たずして、力強い対米交渉ができるはずもありませんし、独立国家同士の健全な関係が築けるはずもありません。日米関係、日米同盟の深化が大事というのであれば、集団的自衛権の行使を明確に認め、米国とまさに一体であるとの国民的決意を示すことのほうが海兵隊を沖縄に置くこと以上の我が国にとっての抑止力となるはずで、政府に、政党に、国民にその決意と覚悟ありやと私は問いたい。

基地問題を初めあらゆる沖縄問題の解決が官僚機構の巨大な壁に阻まれている状況にあることは間違いありません。私も民主党は今後も県民の思いを受けとめ、さまざまな県の課題解決に全力を挙げていくことを申し上げて質問に入らせていただきます。（拍手する者あり） ありがとうございます。

初めに、安全保障と基地問題について伺います。

(1)、最近の我が国を取り巻く安全保障環境に関する

認識を伺います。

(2)、米国の政界や世論に影響力のある議員や識者・報道関係者等を沖縄へ招いて、基地負担の現状を認識してもらう取り組みがあってもいいのではないかと思います。どうでしょうか。

(3)番目に、県内に配置される自衛隊の構成員における県出身者の割合はどのようになっているのでしょうか。

2、農業政策について伺います。

(1)、TPP交渉で心配されているさとうきびの将来性に対する認識を伺います。

(2)、圃場整備によってさとうきびから収益率の高い作物へ転換する割合はどの程度でしょうか。

(3)番目に、本県において食料の地産地消や農業所得のアップを目指すには、さとうきびからの転作の推進が必要になるのか伺います。

(4)番目、農業の担い手の育成や法人化の促進等どのような施策をとっているのか伺います。

3、学校教育と人材育成について伺います。

(1)、全国学力テストの実施結果とその活用はどのようになされたのか伺います。

(2)、奨学金制度の種類と学費の返済状況はどうなっているのでしょうか。

(3)、大学院大学は、県内の学校教育にどのような面から刺激を与えることができるのか伺います。

(4)、県費による高校生の外国留学生派遣事業の24年度の計画はどうなっているのでしょうか。

(5)、久米島高校の園芸科を廃止するなら普通科以外を希望する4割弱の生徒を対象に受け入れる総合的な学科か、または久米島独特の学科にかえるなどの検討はなされたのか伺います。

4番目に、子育て支援について伺います。

(1)、幼稚園の2年保育、3年保育が促進できない原因と、具体的な成果を上げるための今後の取り組みを伺います。

(2)、子育て支援センターの設置状況はどのようになっているのでしょうか。

5番目に、第5回世界のウチナーンチュ大会について伺います。

(1)、第4回大会と比べてどのような特色があったでしょうか。

(2)、第6回大会に向けて改善すべき点はどのようなところがありますか。

(3)、大会を通してどのような成果を上げることができたのか伺います。

6番目に、8月に設置された「文化関係施策推進会

議」について伺います。

(1)、沖縄版アーツカウンシル（芸術評議会）の設置についての取り組みはされているのでしょうか。国の取り組みに連動させるべきと思いますがどうでしょうか。

(2)、県立芸術劇場の建設計画についての議論の進展状況を伺います。

最後に 7、来年は復帰40周年と同時に日中国交回復40周年に当たりますが、県としてどのような取り組みが検討されているのか伺います。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの新垣安弘君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後 3 時 18 分休憩

午後 3 時 41 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の新垣安弘君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣安弘議員の御質問に答弁いたします。

まず第 1 に、農業政策に係る御質問の中で、農業の担い手の育成、そして法人化の促進に係る御質問にお答えいたします。

農業を振興する上で、担い手の育成や法人化の促進は極めて重要であります。このため、沖縄県におきましては、市町村等と連携をし、第 1 に、農業機械の導入やハウス等の施設整備、そして第 2 に、低金利の制度融資資金の確保、それから第 3 に、農用地の利用集積による規模の拡大、それから第 4 に、経営及び技術に関する研修の実施などの支援を行っております。

次に、第 5 回世界のウチナーンチュ大会に係る御質問の中で、第 5 回大会の成果はどうかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今大会は、震災の風評被害にもかかわらず、史上最多の 5300 人を超える方々が参加をし、22 のイベントを通じて多くの県民との交流が生まれてまいりました。また、県内の大学生を中心としました若者事務局が組織されております。そして世界の若者ウチナーンチュネットワークを継承しつつあることが確認をされております。この 2 点がこの大会の大きな成果ではないかと考えております。さらに、大会期間中に県人会長、そして新ウチナー民間大使の皆さんから「万国津梁基

金」とも呼ぶべきものを設立し、そしてこれに向けた構想の提言を受けております。今後、その提言、構想を踏まえ、私どもとしては万国津梁基金の創設に向けて調査研究を進めてまいり、実現にこぎつきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 安全保障と基地問題についての御質問の中で、最近の我が国を取り巻く安全保障環境についてお答えいたします。

防衛白書によると、我が国を取り巻く安全保障環境については、過去 1 年間においても、北朝鮮によるウラン濃縮施設公開や延坪島砲撃事件などの挑発行動の継続、中国による軍事面などにおける注目すべき各種動向、ロシアによる引き続き活発化の傾向にある軍事活動などが見られ、今なお不透明・不確実な要素が残されているとしており、県としましても、引き続き東アジア情勢には緊張関係が存在するものと考えております。

次に、米国の有識者等を沖縄に招く取り組みについてお答えいたします。

米国の政府や連邦議会などの関係者や有識者に沖縄県の実情を伝え、理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。去る 9 月の知事訪米により、沖縄の基地負担の軽減、とりわけ普天間飛行場の県外移設を求める沖縄県の考え方を直接説明する中で、有識者等とのネットワークの構築が図られたものと考えております。今後も総合的安全保障研究推進事業において有識者を招聘し、さらなるネットワークの拡大を図るなど、基地問題の解決促進に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、在沖自衛隊の県出身者の割合についてお答えをいたします。

沖縄防衛局の説明によると、平成 23 年 5 月 10 日現在の在沖縄自衛隊の自衛官数は約 6480 名で、そのうち約 1440 名が沖縄県出身者であり、その割合は約 22% となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業政策についての中で、さとうきびの将来性、収益性の高い作物への転換と推進についてお答えします。2 の(1)と 2 の(2)、2

の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

本県のさとうきびは、県全域で栽培され、経営耕地面積の約7割、農家戸数の約8割を占めるとともに、経済波及効果も約4倍と大きく、基幹作物となっております。さらに、製糖業を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物であります。特に、離島においては、台風や干ばつ等の厳しい自然条件にあって、他作物への代替が困難な地域で生産されております。

さとうきびからの作物の転換につきましては、離島地域の圃場整備が完了したとして、作物構成を面積割合で見ると、さとうきびが8割から7割、ゴーヤー、マンゴー等の高収益作物が2割から3割へ増加する計画となっております。本県農業は、台風のたび重なる襲来、病害虫の周年発生や離島が多く、市場遠隔性など輸送上の不利性を抱えており、さとうきびから他作物への転換が厳しい状況にあります。そのため、新たな振興計画においては、さとうきびを基幹作物に位置づけ、優良品種の開発普及、病害虫防除の徹底など生産振興を図ることとしております。また、関税撤廃が原則であるTPPへの対応に当たっては、国民の食料安全保障の確保と国内農林水産業への影響などの観点から、国に対して国民合意を得るなど慎重な対応を求めるとともに、農林漁業者が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について関係機関と連携し、国に対して平成23年11月28日に要請したところであります。

今後ともTPP交渉等の動向や、国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 学校教育と人材育成についての御質問で、全国学力・学習状況調査についてお答えいたします。

平成23年度の全国学力・学習状況調査は東日本大震災の影響で全国一斉の実施は見送られ、希望校への問題冊子等の配布が行われております。本県におきましては、対象児童生徒が在籍するすべての小中学校に問題冊子等が配布され、活用が図られております。

県教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査を実施した学校へサンプリング調査を依頼し、県内児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、授業改善並びに児童生徒への支援に役立てることとしております。

次に、奨学金制度の種類と返済状況についてお答えいたします。

奨学金事業につきましては、本県の高校生を対象とした「高等学校奨学金事業」と「高等学校等育英奨学金事業」、大学生等を対象とした「大学等奨学金貸与事業」があります。

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団によりますと、平成22年度の奨学金返還状況は、返還対象者5234人中、返還者が4212人、返還率は80.5%となっております。なお、滞納者は1022人となっております。

次に、県費による高校生の留学派遣事業についてお答えいたします。

平成24年度は「高校生の国外留学生派遣事業」において、アジア諸国や欧米へ65名程度を1年間派遣する計画でございます。

次に、久米島高校の学科改編についてお答えいたします。

編成整備実施計画では、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し素案を策定しております。久米島町での意見交換会においても、福祉学科、総合学科等の設置の意見を伺ったところでございます。

今後とも、引き続き地域や学校関係者と十分に調整を図りながら、編成整備計画の策定をしてまいります。

次に、子育て支援についての御質問で、2年保育、3年保育の促進についてお答えいたします。

本県の公立幼稚園は、歴史的な背景から1年保育が主流であること、幼稚園の設置者である市町村において、施設・設備や人的配置等の課題から2年保育、3年保育の実施が拡充されない状況があります。

県教育委員会としましては、「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」を通して、2年保育と3年保育の実施を市町村に対して引き続き促進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 学校教育と人材育成についての御質問の中で、大学院大学が学校教育に与える刺激についてお答えいたします。

大学院大学は、地域貢献の一つとして、地元恩納村の小学生を対象とした「こどもかがく教室」や県内各地での「科学実験教室」などを積極的に行っております。また、ことし12月には県立高校生700名余りを学園に招き、世界最高水準の施設、研究内容を紹介すると聞いております。このように、大学院大学は多くの

県内子弟に科学技術に関する刺激、学問に関する刺激など、さまざまな面でよい刺激を与えていくと考えております。

復帰40周年及び日中友好条約締結40周年に関する御質問の中で、復帰40周年記念事業の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、来年平成24年に復帰40周年を迎えます。この大きな節目を契機として、県民一人一人がゆとりと豊かさを実感できる自信と誇りの持てる沖縄の創造に向かっていくスタートとなるよう復帰40周年記念事業を実施することとしております。現在、「記念式典の開催」、「県民愛唱歌の制定」、「全国豊かな海づくり大会の開催」など18事業を復帰40周年記念事業として位置づけをしております、各担当部局において、事業実施に向けた取り組みを進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 子育て支援についての中の、子育て支援センターの設置状況についてお答えいたします。

地域の子育て家庭に対して育児支援を行うための「地域子育て支援拠点施設」は、平成23年3月末現在、22市町村76カ所で設置されているところであります。県では、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の後期計画において、平成26年度までに91カ所にふやす目標を掲げているところであり、施設の設置が進むよう今後とも実施主体である市町村へ働きかけてまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 第5回世界のウチナーンチュ大会についての中の、第5回大会の特色についての質問にお答えいたします。

第5回大会の特色の一つとして、収容能力の高いセルラースタジアム那覇をメイン会場に位置づけ、開会式・閉会式を開催したことで、多くの県民が式典に参加することができました。それにより、世界のウチナーンチュと県民との交流が深まり、参加者が一体となって盛り上がる感動的な大会となりました。また、新たな企画として、首里城正殿における「琉舞・空手奉納演舞」や「グローバル次世代プロジェクト」を実施し、大会と連動させる形で「世界エイサー大会」や「全島沖縄角力大会」などを開催したことで、より大

きな相乗効果が生まれたと認識をしております。そのほか、中学生がテーマソングを歌い、キャッチフレーズを考案し、大学生が若者事務局を立ち上げ、みずから企画・運営する7つの事業を提言するなど、次の世代がクローズアップされた大会となりました。また、市町村や商工会を通して「めんそーれステッカー」を配布し、さらに「声かけ運動」を呼びかけるなど、県民挙げて世界のウチナーンチュを歓迎したことなどが、今大会における主な特色であったと言えるのではないかと思います。

同じく第5回世界のウチナーンチュ大会についての中の、第6回大会に向けて改善すべき点についてとの質問にお答えいたします。

現在、第5回大会の報告書を作成しているところであり、本大会の成果と次回大会の課題点は目下検証をしているところでありますが、現時点で総括として、改善すべき点を幾つか挙げるとするのならば、次回大会では、まず企画面において準備段階から若者により積極的に参加してもらう機会をつくる。それから運営面では、通訳ボランティアなどスタッフの体制をさらに充実させ、さらに雨天時・荒天時における対策を図り、市町村すべてが大会にかかわっていただけるよう機運を高めていくことなどが大切ではないかと考えております。特に、海外参加者を歓迎する気持ちのあらわれとして、例えば大会オリジナルワッペンを製作し身につけていただくなど、県民一人一人がもっと主体的に取り組める工夫なども必要ではないかと考えております。

続きまして、8月に設置された文化関係施策推進会議についての中の、沖縄版アーツカウンシル（芸術評議会）についての質問にお答えいたします。

国は今年度から文化芸術活動への助成に際して、審査・評価を行う芸術評議会、いわゆる日本版アーツカウンシルを試行的に導入しております。現在、沖縄県では文化振興に関する施策を適切かつ効果的に実施するための方策の一つとして文化関係施策推進会議等で議論を進めているところであり、さまざまな立場からの意見を集約し取りまとめている作業をしているところでありますが、今後この日本版アーツカウンシルにつきましても、具体的活動状況やその成果を検証・検討しながら、沖縄独自のアーツカウンシルの必要性や内容についての議論を深めてまいりたいと考えております。

同じく8月に設置された文化関係施策推進会議についての中の、県立郷土劇場の建設計画についての議論の進展状況についてとの質問にお答えいたします。

県では、現在、県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流拠点の整備に向けて、芸能関係者、学識経験者等から成る「文化発信交流拠点環境整備調査検討委員会」を立ち上げ検討を行っているところであります。これまでに9月13日と11月30日に2回の検討委員会を開催するとともに、この間、文化団体や各芸能関係者への聞き取り調査、また県内外へのアンケート調査を実施しております。

ちなみに、第1回の検討委員会では、主に「整備にあたっての基本的な考え方」及び「整備の方向性」についての御意見を伺いました。さらに、第2回の検討委員会では、県民ニーズ調査などの結果から求められる演目内容、運営体制、施設機能の提示及び市町村の誘致状況報告に係る意見交換を行い、文化発信交流拠点のあり方の方向性について検討を進めているところであります。今後はさらに議論を重ね、今年度中に文化発信交流拠点のあり方の基本的方向性について取りまとめることとしております。

次に、復帰40周年及び日中友好条約締結40周年についての中、県の日中国交正常化40周年の取り組みについてとの質問にお答えいたします。

来年平成24年は、日中国交正常化40周年を迎える節目の年であると同時に、沖縄・福建友好県省15周年でもあることから、現在、県におきましては、歴史的にも中国と強いつながりを有する沖縄が全国における交流事業を先導するとともに、相互連携の強化や沖縄の魅力発信につなげる取り組みを検討しているところであります。特に、福建省との姉妹都市交流、日中の観光関係事業者等の交流、アーティストや大学間の学術文化交流及びスポーツ交流など、各分野における交流事業を計画しており、それらを進めることで相互の連携強化や、中国各地における沖縄の認知度向上を図り、観光誘客にも結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事にお伺いいたします。

先ほどの100億円の万国津梁交流基金ですね。これは継続的に県が恐らく中心になって海外の県人会とも連携しながらやっていくと思うんですが、額も大きいことですし、知事の見通しと、県内においてはどこの部署が継続的にそれを担当していくのか、そこら辺をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 議員御質問のこの万国津梁基金は、御存じのとおり大会期間中に行われたワールド沖縄シンポジウムにおいて、県人会

長及び新ウチナー民間大使から提言を受けているものでございまして、基金創設の詳細につきましては、実はその内容、それから規模、組織体制、運営の方策など具体的にこれから検討をちょうど始めていくところであります。イメージとしましては、世界で活躍できる人材を育成するために、海外の県人会や民間大使など世界ウチナーネットワークを活用して、できればオール沖縄で取り組める形のようなものが理想じゃないかというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 公室長、最初の質問なんですが、我が国を取り巻く安全保障環境ということである答えていただいたんですが、今言われているのは、要はアジアの安全保障環境がちょっといろいろと不穏な状況もあるということで、南西諸島の防衛を強化しようということになっているわけですね。特に、沖縄の近海において中国の艦船が宮古島との間を通り抜けたとか、そういうことが多々あるわけです。沖縄にとって中国は本当に大事なところであるし、友好関係を持っていけないといけません。そういう意味では、国交回復40周年も国と国との関係ではあるんですが、沖縄としてはしっかりと中国とのいい関係をつくるためにやっていくべきだと思うんですね。しかし、それとまたその安全保障面での状況の認識というのはこれまた別の問題で、そこは正確に我々も県民も理解をしないといけないうんです。

公室長の答弁の中には、そこら辺の我が沖縄を取り巻く——具体的には中国の艦船のこととか——そこら辺について全く触れていなかったように思うんですが、そこら辺の状況についてはどういうふうに認識をされていますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御指摘の中国との関係のあり方につきましては、防衛白書の最新版によりますと——これは引用しますが——「今日、政治的・経済的に大国として重要な影響力を持つ中国が、非伝統的安全保障分野における国際的な取組への積極的な参加を含め、世界と地域のために重要な役割を果たしつつあることは、国際社会から歓迎されている」云々でございます。その一方で中国も「軍事力近代化の現状や将来像は明確にされておらず、また、安全保障や軍事に関する意思決定プロセスの透明性も十分確保されていないことにより、各国が不信感や誤解を抱く可能性が指摘されている。」と、これは政府の公式見解だと考えておりますので、当然ながら我が県は中国との友好交流を基本としつつ、このように政府の見解も踏

まえてしっかりと中国とは交流をしていくべきだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 自衛隊の沖縄の配備の状況で、県出身者の割合の件なのですが、公室長の答弁ですと県内の自衛官数が6400人、その中の県出身は1440名ですが、22%なのですが、これは陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊でいいますと、陸上自衛隊のほうが割合がすごく高くて2200名中800名近くなんですね。やがて沖縄に展開する自衛隊の中で4割ぐらいが県の青年たちだというふうになっています。

自衛隊に関しては、いろんないわゆる旧軍との関係もあるので、県民感情もいろいろあるんですが、ただ、去る東北の震災のときの活躍の状況とか、あるいは県内における急患輸送、不発弾の処理等々見ても、これはすごく必要な組織だと私は思っているんです。それでその組織とはやはり日ごろからこれは信頼関係を築いていかないといけないと思うし、政治にかかわる、行政にかかわる者としてはどういうふうに自衛隊の皆さんが県内に展開されているのかということは、やはり知らないといけないし、把握しないといけないと思うんですね。

そこで陸上自衛隊に関しては、半分近くが県内出身の青年たちになってきていると。そういう意味ではこれはいわゆるかつての日本軍のことも県民の記憶の中にはあると思うんですが、私は全然それとは違って本当に郷土防衛隊じゃないけれども、県民にとって軍隊ということで違和感を持ち、牽制、排除するようなそういう否定すべきものではないと思うんです。そこら辺の感情が本当に私としては県民の皆さんにしっかりわかってもらいたい、受けとめてもらいたいという思いを持っているんですが、そこら辺、知事の自衛隊に対する思いというかそこら辺の御意見をちょっと聞かせてもらえますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、新垣議員のお話を伺っていますと、私もほとんど似たような考えであります。自衛隊が専守防衛に徹するというのを考えて、しかもこれまでは急患輸送であるとか、災害への対応であるとか、不発弾処理とかいろんな難しい場面でよく頑張ってきているという点を踏まえすと、やはり自衛隊そのものというのはどうしても今現在必要なものであると。そして沖縄の県民もかなりよく理解をいただいているのではないかと私は思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 はい、ありがとうございました。

農業問題、農林水産部長にお伺いいたします。

今TPPの話もいろいろ出ていますし、さとうきびの問題は今までも議論がありました。先ほど当銘議員ともやりとりがあったと思うんですが、これは沖縄本島のさとうきび農家に限ってちょっとお伺いをしたいと思うんですね。

これは沖縄の中で、先ほどの部長の話ですと土地の7割、農家の8割がさとうきびなんですよ。それでただ4倍のいろんな経済効果があるという話ではあるんですが、私も八重瀬町のさとうきび農家のせがれですから結構実感としてわかるんですよ。これは製糖工場の問題とかいろいろあるかもしれませんが、本島のさとうきび農家はまず規模拡大は難しいんです、難しい。そういう意味では若い人がさとうきびで生計を立てていくというのは、まず難しいと思うんですね。

ですから、そのようなさとうきびが本島の中で農地の面積の大部分を占めているわけですよ。そういうことを考えると、さとうきび農家がさとうきびの所得を上げるというのは限界があるんです。その限界がありながら、農地の多くはさとうきびが占めていると。それを考えたら、将来的に沖縄本島においてさとうきびに本当にこれだけの面積を占めていていいのかなというふうに思うんです。農家が豊かになるには、そして農業で若い人たちが生計を立てられるように参入していくには、これはさとうきびから転換していかないといけないということじゃないかなという思いを持っているんですね。県は物流に関して何とか物流のコストを軽減していこうということをやっているわけですよ。先ほどANAの国際物流のハブ事業に関しても、そのおかげで農業の輸出がぐんとふえていると思うんですね。ですから、そういう意味ではさとうきびが占めているこの土地をもっと別の高い付加価値のあるものに変えて、それを輸出で本土もそうだし、アジアもそうだし、物流コストさえぐーんと下げればそれは行けると思うんですよ。そうしないと本島のさとうきび農家は絶対所得は上がりません、低いままなんですよ。そういう意味で、県が毎回答弁のたびごとにさとうきびは守らないといけないという話はわかるんですが、将来的に見たらこれはさとうきびが占めているこの土地は、もっと有効活用する方向で考える必要もあると思うんですよ。物流コストが下がってくれば冬の野菜で本土に出して十分勝負できる、アジアにも出せる。そういう観点から、やはり今のさとうきびが占める土地を見直していかないといけないし、今

のさとうきびの土地に若い人たちの雇用を確保していくというのはこれはまず無理な話だと思うんです。そこら辺についてちょっと部長の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 議員御承知のとおり、今沖縄県のさとうきびについては、沖縄本島が2割、それから8割は離島にあります。2割のその沖縄本島の中でやはりほかの作物をという話もありますが、ただ今の沖縄の地域の立地からすると、まず亜熱帯地域ということで、先ほど説明しましたがまずは台風があります。それから病害虫が周年発生します。それから葉野菜類については一定程度、二、三週間で収穫できる葉野菜類については、それは周年近くなりますけれども、ただキャベツとかほかの品目については、なかなか地理的条件からするとかなり立地条件、あるいは生産条件も厳しいんですけれども、コスト面でも厳しい状況にあります。

そういったことを含めて検討すると、一定程度はおっしゃるようにそういう転換も進む状況にあるかもしれないかもしれませんが、すべてを変えとなるとなかなか難しいんじゃないかと。それとやはりさとうきびというのは、いろんな意味で害虫とかセンチュウとかやる場合は輪作体系というのがまた重要になってきます。それとさとうきびも最近生産法人をつくりまして、規模を拡大して集約をして上げていくというような状況もあります。

そういう面では一定程度は進むかと思いますが、すべてというのはなかなか難しいんじゃないかと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 農林水産部が出した「沖縄県の農業農村整備」——ここにありますが——（資料を掲示）これに宮古の下北地区のことが書いてあるんですよ。圃場整備をする前とした後、圃場整備をした後はさとうきびは半分になっているんです。半分になってたばことかそれ以外のものに変わっていったんですよ。それで農家の所得はぐーんと上がっているんですね。

ですから、そういうことを考えたらこれ一つとってみてもさとうきびで特に沖縄本島では農家の所得を上げていくというのはこれはまず厳しいと思うんですね。しかも、農業に若者の雇用を吸収していくというのは、これはまず無理な話。だから、そこはしっかりいろいろ問題はあるけれども、やはり将来的な展望を持って物流コストが下がったときに外に向けて勝負し

ていくための土地も必要だし、そういうことを考えたらさとうきびをとにかく守ろうというか、それだけの姿勢では私はよくないと思うんです。そこはぜひ研究してもらいたいと思いますね。よろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 今、新たな計画の中でもさとうきびの基幹作物、そしてほかの作物、換金性の高い作物を考えております。それから箱物、これから海外に向けても出すような形の計画づくりを考えていますので、そういう意味ではさとうきびからすべて変えるということではなくて、さとうきびも生かしながら新たな作物も進めていくというふうなことになるんじゃないかと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 教育長、久米島でこの間園芸科廃止の説明会があったと思うんですが、教育長は行かれたんでしょうか。

これは新聞記事によると、結構反対の意見が上がったということなんですね。これは前にもこの問題は持ち上がって、それが消えて安心していたところにまた出てきたんです。これはほかのところもそうなんですが、やはり久米島の場合は離島の特殊事情もありますから、そういう意味では皆さんが心配するのはわかるんですよ。ただ、普通科以外を志望する人は卒業生の4割はいるんです。その中から人数少ないけれども、園芸科に来るんですよ。だから、そういう意味では久米島において園芸科をなくしてほしくないという声が結構大きいですから、そこは園芸科の中身をしっかり精査して、例えば久米島だったら海洋深層水の施設もあるし、あそこはこれから町としてもすごく期待をかけているところでもありますし、そういうところで今全国でも出てきているいわゆる野菜工場とか、いろんな農業に対する別の観点からの科を構築していくというか、そこは必要だと思うんですよ。ある意味で普通科に行けないから園芸科を目指すという生徒の中にはいると思うんです。そういう意味でやはり普通科だけじゃなくて、園芸科は久米島のことを考えたら必要だし、魅力がなければ魅力のあるものにするべきだと思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 久米島での意見交換会には、参事をトップといたしまして参加をしてもらいました。私は残念ながら行けなかったんですが、そこでの意見につきまして先ほど一般質問でもお答えいたしました、状況等につきましては。

今現状をちょっと申し上げますと、やはり久米島町内の少子化の進行ということと、それから久米島町から島外へ中学卒業生がかなり流出しているということでございます。と同時に、恒常的な定員割れがあると。そういう中で、子どもはこういった素案を策定したわけです。ただし、やはり今議員が御指摘のように、特色ある学校、と同時に学科づくり、久米島にある海洋深層水等の地場産業との連携、そういったこともあるでしょうから、さまざまな御意見を今地域でも聞いている状況ですので、子ども編成整備を策定するに当たりましてさまざまな御意見を聞いていく中で対応していこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 通告に基づき質問します。

初めに、米軍基地問題についてです。

(1)、米軍普天間基地問題。

日米両政府は県内移設反対の県民の総意を踏みにじり、力づくで辺野古移設を押しつけてきています。しかし、圧力が大きくなればなるほど、それに反発する力も大きくなるのが法則です。そのことは沖縄県民の歴史で証明済みです。基地押しつけに対する有効な意思表示は、「普天間基地の無条件撤去」を掲げて交渉することです。知事の決意を伺います。

(2)、日米地位協定について。

今回の「要請に好意的考慮を払う」という日米合意は屈辱的で欺瞞です。犯罪は国内法に基づいて厳正に裁かれるべきであります。今回の事件で不平等性が一層明確になりました。この際、米軍を守るための日米地位協定の廃止を求めるべきだと考えます。決意を聞きます。

(3)、基地タクシー入域料問題。

基地へのタクシーの立入許可申請手続が独占され、不当に高額な料金が徴収されています。基地外からの立ち入りで料金を取り、不当な利益を得ることは脱法行為です。なぜそうなっているのか、県としての改善の取り組みをすべきではありませんか。

次に、識名トンネル工事の契約問題について。

(1)、なぜ業者の言いなりになって契約をしたのか理由を明らかにしてください。

(2)、架空の工期はだれの責任で進められたのですか。

(3)、今回の事件は、「虚偽公文書作成等」、「虚偽公文書作成行使等」の罪に該当すると考えますが、警察の対応を伺います。

(4)、補助金の返還は県民の税金で行うのは許されま

せん。どう対応するつもりですか。

(5)、今回の事件はだれの責任ですか、責任の所在を明確にしてください。

(6)、今後の再発防止策を伺います。

3、東部海浜開発事業について。

(1)、裁判の結果を無視し、泡瀬干潟の埋立工事が強行されています。その結果、泡瀬海域が濁り生物にも大きな影響が出ています。実態調査はやっていますか。

(2)、埋め立てによって生き埋めにされる生物の調査はやったのですか、明らかにしてください。

(3)、沖縄市が作成した土地利用計画について経済的合理性の検証をしたと言っていますが、その内容を説明してください。

(4)、経済的合理性を検討した具体的な内容はどんなになっていますか。

(5)、旧泡瀬ゴルフ場跡地にできる巨大商業施設からの影響はどのように検討していますか、誘客1500万人構想の中で泡瀬埋立地に320万人が来ますか。

(6)、総事業費2198億円を投入した中城湾港新港地区の埋立事業は、なぜいまだに用地の売却が進まず借金払いで県財政を圧迫しているのですか。見通しがずさんであったからではないですか。

(7)、将来に禍根を残す泡瀬埋立事業は中止すべきです。工事の中止を求めます。

4、教育問題について。

(1)、高校再編計画について。

あくまで高校教育の三原則を尊重し、差別・選別を進める多様化政策の見直しを図る立場で取り組むべきではありませんか。今の方針では混乱を招くだけです。

(2)、八重山の教科書採択をめぐる問題について。

この問題の本質は、不当な教育の支配を許さず、民主主義を守るかどうかにあります。県教育委員会はこの立場を堅持して引き続き頑張るべきです。決意を伺います。

5、カジノ計画について。

カジノは賭博で、人心を堕落させます。カジノ導入は沖縄の青少年を精神的に堕落に陥れるおそれがあり絶対に認められません。知事は一獲千金の退廃した風潮を沖縄に醸成するつもりですか、真意を伺いたい。

6、HTLV-1（成人T細胞性白血病リンパ腫）（ATL）について。

「総合対策」の取り組みはどうなっていますか、報告してください。

次、ヤンバルの森を世界自然遺産へ登録することに

について。

(1)、沖縄県は、琉球列島を世界遺産へ登録させる取り組みをしていますが、具体的な取り組みの実態について説明を求めます。

(2)、ヤンバルの森で相変わらず皆伐が進められています。自然保護についての認識が欠落していると思う。現在進められている佐手の皆伐は、希少な動植物の生息地でありながら自然環境の調査さえ行われていない。なぜそうなっているのか。

(3)、現在、環境保護行政と森林緑地課の開発行政との連絡調整がなされていないために皆伐が行われているのではないかと考えますが、これまでどのような調整作業をやってきたか説明してください。

(4)、今後、ヤンバルの森を世界自然遺産へ登録させるために森の生態系を守り、希少な動植物を守るために抜本的な見直しを図り、皆伐を直ちに中止させるべきです。決意を伺います。

次に、宮古島市の海中観察施設について。

出入り口が1つしかなく危険、違法建築物ではないかとの問い合わせがありますが、調査をしてしかるべき対策をとるべきだと考えるが、決意を伺います。

9、宮古島市で10年前に火災を起こした産廃業者が新たな産業廃棄物最終処分場を建設している問題で、大浦自治会が県に建設中止の要請をしているが、どう処理したか説明を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、米軍基地問題に係る御質問の中で、普天間基地の無条件撤去を掲げて交渉することについての御質問にお答えいたします。

県といたしましては、普天間飛行場の無条件撤去が実現するとは考えにくく、日本国内の他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。

次に、カジノに係る御質問の中で、カジノ導入に伴う青少年への影響についての御質問にお答えいたします。

諸外国の事例におきましては、青少年に対する影響への対策につきまして、青少年のカジノへの入場禁止やゲームへの参加禁止等が厳格に適用され、さらにまた厳格な本人確認などのチェックがされております。違反した事業者に対する免許剥奪などの対策が講じられております。また、現在、超党派の国際観光産業振興議員連盟における「カジノを合法化し統合リゾート

を導入する法律案」では、入場の際する本人確認義務の賦課によります未成年者の入場禁止などの対応策も検討されております。

県といたしましては、「沖縄統合リゾートモデル」におきまして、同様の対策を検討するものとしてしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題について、日米地位協定の廃止を求めるべきとの御質問にお答えいたします。

日米地位協定は、日米安全保障条約の目的達成のために、我が国に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定したものとされております。

外国の軍隊が他国に駐留する際には、外国軍隊の地位を明確に規律する必要があるものと承知しており、日米安保条約によって米軍の駐留が認められている以上、地位協定は必要なものと考えております。

なお、日米地位協定は一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、安全保障を取り巻く環境や社会情勢の変化、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることから、県としては、引き続き日米両政府に対して同協定の抜本的な見直しを求めてまいりたいと考えております。

次に、ベースタクシー入札の実施理由及び県の取り組みについてお答えいたします。

米国陸・海軍エクステンジサービス、いわゆるA A F E Sによれば、ベースタクシーに係る入札は、軍施設において軍人・軍属に対しタクシーサービスを提供するための特権として、A A F E Sとタクシー営業許可取得者との間にある契約上の合意であるとのことであり。また、政府によれば、地位協定第15条に基づく歳出外資金諸機関は、米軍関係者の福利厚生を図るため独立採算で運用されることが前提とされており、同機関が我が国の事業者等と契約し、契約の相手方から契約に基づく金銭を徴収することは日米地位協定上認められるとのことであり。

県は、タクシー事業者で構成される団体と意見交換を行うなど、ベースタクシー入札に関する実態等の把握に努めているところであり、引き続き県としてどのようなことができるか検討してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 識名トンネル工事の契約問題についての御質問の中で、業者の言いなりになって契約した理由についてお答えいたします。

識名トンネル工事で必要となった送水管沈下対策工事は、那覇市の3分の2の水道を配水する企業局の送水管と那覇市の送水管の沈下、及びトンネル上部の建物等の沈下を防止するために実施したものであります。

県としては、当初、送水管沈下対策工事をトンネル本体工事の増額による契約変更で対応する考えでありましたが、請負業者が47.2%の請負比率の適用に応じず変更協議が難航しました。そのため、市街地施工におけるトンネル工事の安全性、経済性を考慮し、トンネルの早期完成を図るため双方が合意できる方法として、送水管沈下対策工事については新たな追加工事として、やむを得ず別件で随意契約したものであります。

同じく識名トンネル工事で、架空の工期はだれの責任で進められたかについてお答えいたします。

識名トンネル工事については、南部土木事務所で現場を監督し工事を進めていく中で変更契約が難航したことから、本庁も含めて対応を協議しました。今回の変更契約は、現場における変更指示書に基づき工事を進めていたものであり、別件工事として本体工事の請負業者と随意契約したことから、現場指示書を担保に本体工事の工期とあわせて、工期を平成21年3月末までと設定して契約したものであります。

同じく識名トンネル工事で、補助金返還の財源についてお答えいたします。

県としては、手続に問題はありましたが、トンネル工事の安全性や経済性を考慮し、早期供用を図る上からやむを得ずこのような契約を行ったものであります。

補助金の返還につきましては、今後、関係部局と財源等について調整していく考えであります。

同じく識名トンネル工事で、今回の事件の責任の所在についてお答えいたします。

今回の問題の責任については、11月30日に開催した第三者委員会においても、今回の問題の原因の検証や請負者からの返還の可否も含めて審議することとしており、その結果を踏まえて責任の所在を明らかにしていく考えであります。

同じく識名トンネル工事で、再発防止策についてお答えいたします。

現在、弁護士、公認会計士及び学識経験者を委員とする第三者委員会を設置し、不適切な契約に至った原因の検証や再発防止策の策定等について審議しております。その結果を踏まえて、県としては、法令遵守を徹底することやチェック体制の確立、及び現場指示や設計変更のあり方など幅広い視点から検証し、厳格な再発防止策を検討していく考えであります。

次に、東部海浜開発事業についての御質問の中で、埋立工事に係る実態調査についてお答えいたします。

埋立工事の実施に当たっては、「環境監視委員会」を設置し、専門家等の指導助言を受けながら環境監視計画を策定しており、工事中における周辺海域の濁りについては、毎日2回水質調査を実施しております。これまでの調査結果からは、工事による周辺環境への影響は確認されておりません。また、埋立工事は護岸で仕切られた閉水域にしゅんせつ土砂等を投入するもので、埋立区域の外周に施工した護岸には防砂シートを敷設しており、土砂が埋立区域外に流出しない構造となっております。さらに、しゅんせつや突堤工事では汚濁防止膜を二重に展張し、状況に応じ濁り監視船を配置する等周辺海域への影響が生じないよう環境保全に配慮し工事を進めております。

同じく東部海浜開発事業で、埋立地内の生物調査についてお答えいたします。

環境影響評価書に基づき、事業の実施に当たりこれまでに埋立区域内に生育する高被度の海草藻場の移植及び一部生物の移動等の保全措置を行っております。また、やむを得ず消失することとなる埋立区域内の被度10%未満のサンゴ類については、環境影響評価書では移植等の保全措置を講じることになっておりませんが、平成20年度から21年度にかけて沖縄市及びNPOが主体となってその一部を移植しており、県も国とともに移植作業に協力したところであります。

同じく東部海浜開発事業で、経済的合理性の検証についてお答えいたします。

県としましては、控訴審判決を踏まえた経済的合理性の有無については、収支の見通しが統計データや調査報告書等、根拠を有する資料を基礎としたものになっているかどうかなどで判断されるものと考えております。沖縄市が作成した土地利用計画見直し案は、入域観光客数や各種施設の需要予測、施設規模等について各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等をもとに算出されております。したがって、算出方法は根拠をもって整理されており妥当性を欠くもので

はないことから、控訴審判決を踏まえた経済的合理性を有するものと考えております。

同じく東部海浜開発事業で、経済的合理性を検討した具体的な内容についてお答えいたします。

沖縄市への入域観光客数は、昭和61年から平成20年までの沖縄県入域観光客数の推移より算出した平成30年における沖縄県入域観光客数をもとに観光統計実態調査を用いて推計されております。また、沖縄市の宿泊需要は市入域観光客数をもとに平成20年の宿泊実績から求めた宿泊率を用いて平成30年における宿泊需要を算出しております。宿泊施設用地、商業施設用地及び健康医療施設等の施設規模については、「沖縄県観光統計実態調査」や「沖縄県観光要覧」、「レジャー白書」等の基礎資料、さらに企業等へのヒアリング調査結果に基づき需要を算出し計画しております。

同じく東部海浜開発事業で、泡瀬埋立地に320万人が来るかについてお答えいたします。

商業施設の需要算出においては、市内及びコザ・石川圏域に立地する類似施設との競合を考慮し、分担率を乗じております。泡瀬ゴルフ場跡地についても、将来、コザ・石川圏域に立地する商業施設として考慮しております。また、泡瀬地区における需要予測は、1人の来訪者が宿泊施設や商業施設など複数の施設を利用することを前提に、各施設ごとの利用者数を積み上げ算出してあり、延べ415万人を見込んでおります。327万人は、本埋立地への来訪者数ではなく、施設規模に対応する利用者数として類似事例をもとに算出してあり、延べ415万人の需要に対する供給可能量として約8割の施設規模となっております。

なお、327万人のうち、商業施設の利用者数を197万人と見込んであり、北谷町美浜地域の美浜アメリカンビレッジの利用者数約830万人に対し、約4分の1となっております。

同じく東部海浜開発事業で、工事の中止を求めることについてお答えいたします。

本事業については、土地利用計画を見直し埋立面積を約半分とすることで干潟の98%を残すなど、環境への影響を大幅に軽減した計画に変更し、一連の法的手続が完了したことから工事を再開しております。本事業は、地元からの強い要請に基づき実施してきたものであり、また、新港地区の東埠頭を早期に供用し企業立地の促進を図る必要があること等、本島中部東海岸地域の活性化を図るためには推進すべき事業であることから、国や沖縄市と連携を図りながら早期の完成に向け取り組んでいく考えであります。

次に、宮古島市の海中観察施設についてで、建築物

の調査及び対策についてお答えいたします。

宮古島海中公園内にある海中観察施設について、県が現場調査をしたところ、施設の使用状況から建築物に相当するものとして、現在、宮古島市に対し建築基準法第12条第5項に基づき、建築物の用途や建築設備などに関する報告を求めたところ、市から報告書が提出されたところであります。しかしながら、報告内容が建築基準関係規定の適合を審査するのに十分でないことから、再度報告をするよう通知しているところであります。

県としては、報告内容を審査し、建築物について法適合に問題があると判断した場合は、建築基準法に基づき適切な措置を講ずるよう指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 識名トンネル工事の契約問題についての御質問の中で、県警察の対応についてお答えいたします。

識名トンネル工事に関して虚偽の契約書が作成・行使されたとの新聞報道等がなされたことは承知しており、現在、鋭意情報の収集を行っているところであります。

県警察といたしましては、刑罰法令に抵触する事実があれば厳正に対処していく所存であります。

なお、一般論として、公文書の作成権限のある者が内容が真実に合致しない文書を作成した場合や、職務上公文書の作成に関与し、これを補助する公務員が事情を知らない作成権者を利用し署名捺印などをさせて虚偽公文書を完成させた場合には、虚偽公文書作成罪に抵触する可能性があります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 東部海浜開発事業についての、中城湾港新港地区関連で、起債償還による県財政の圧迫について、分譲計画の見通しについてお答えいたします。

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計による埋立事業部分については、平成19年度に完了し、事業費は635億円となっております。起債残高は現在約142億円であります。

埋立用地については、平成23年11月末現在63.0%の利用率となっており、計画達成に向けて厳しい中でも少しずつ進展しております。引き続き企業の誘致に努

め、できるだけ繰り入れを行わないよう、新たな制度の拡充等により積極的な分譲促進を図ってまいります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育問題についての御質問で、編成整備実施計画についてお答えいたします。

次期編成整備計画においては、大学等の上級学校への進学を希望する生徒、多様な学習スタイルや学び直しの機会を必要とする生徒などさまざまなニーズを考慮しながら、より一層魅力と活力ある高等学校づくりを推進していく必要があると考えております。

次に、八重山地区教科書採択についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、11月28日に3市町教育委員会の教育長を招聘し、解決に向けた意見交換を行ったところであります。教科書の採択権限は3市町教育委員会にあることから、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただき、一日も早い解決をお願いしたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） H T L V—1 総合対策に関する県の取り組みについてお答えします。

市町村が実施している妊婦健診において、本年4月から国の総合対策に沿ってH T L V—1の抗体検査が実施されております。抗体陽性者に対しては、かねてより県立病院等において母子感染予防等必要な相談・助言を行っているところです。また、保健所においては、相談、検査体制を整備するとともに、感染予防対策の普及啓発に努めております。

感染予防の上で重要な母子感染対策については、産科、小児科、血液内科医等で構成する「母子感染対策協議会」を開催し、総合的な対策の一層の強化に努めております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） ヤンバルの森を世界自然遺産へ登録する具体的な取り組みについてお答えいたします。

「琉球諸島」が世界自然遺産へ登録されることは、自然保護や地域振興の面から望ましいことと考えております。そのため、沖縄県としましては、世界自然遺産登録に向けて環境省が実施しているヤンバル地域の

国立公園化の取り組みや、ヤンバルクイナなど希少種の保護増殖事業等に連携して取り組んでおります。また、ヤンバル地域の貴重な生態系を保全していくため、外来種対策として、マングースの防除事業や希少種回復状況調査を実施するとともに、琉球弧自然フォーラムを開催するなど普及啓発活動を積極的に進め、世界自然遺産登録への機運醸成に努めているところでございます。

次に、佐手で自然環境調査が行われていない理由についてお答えいたします。

ヤンバルの森につきましては、県が各種の既存資料と現地調査の結果を取りまとめて作成した「自然環境の保全に関する指針」において、地形・地質、植生や希少な動物種等の生息・生育状況について全体的な把握をしております。その結果、ヤンバルの森にはヤンバルクイナやノグチゲラを初めとする多くの希少種や固有種が生息・生育していることから、その約半分の地域が厳正な自然環境の保護を図る地域であるランクが、自然環境の保護・保全を図る地域であるランクと評価されております。

なお、樹木の伐採地における自然環境調査につきましては、こうした指針等を参考にしながら森林施業者によって行われるべきものと考えております。

次に、環境保護行政と開発行政との整合についてお答えいたします。

環境施策におきましては、「自然環境の保全に関する指針」などにより、県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用について、事業者みずからが配慮するための指標を示しており、森林施策では県の地域森林計画において、森林整備の方向を示しております。

県としましては、自然環境の保全と持続的利用を図る観点から、地域森林計画の策定に際し自然環境に配慮した森林施業を求めるとともに、鳥獣保護区、自然公園、自然環境保全地域等について、ゾーニング等による自然環境の保護を求めています。

次に、ヤンバルの森における皆伐の中止についてお答えいたします。

ヤンバルの森は、スダジイが優占する常緑広葉樹林が広く分布し、ノグチゲラやヤンバルクイナなどの多くの固有種を初めとする極めて多様性に富んだ生物相が見られる重要な地域と認識しております。一方で、ヤンバル地域は従前より林業が行われている地域であることから、自然環境の保全と持続可能な利用をバランスよく推進すべき地域であると理解しております。

皆伐のあり方につきましてはさまざまな議論があることから、県としましては、ゾーニング等による森林

保全のあり方や択伐による森林施業など、保全と利用が両立する手法について、関係機関と連携して検討していきたいと考えております。

次に、宮古島市の産業廃棄物最終処分場建設について、大浦自治会の建設中止の要請についてお答えいたします。

宮古島市西原において建設中の最終処分場は、平成13年11月に火災事故を起こした事業者とは別の事業者であります。同処分場は、平成13年3月に施設設置の許可申請がなされ、関係機関での公告・縦覧を行い、住民、平良市長及び生活環境影響評価専門委員から意見を聞いた上で、許可基準に適合していることから、平成14年1月に設置を許可したものであります。当該処分場建設に対しましては、大浦自治会から平成23年9月12日付で処分場建設に係る県の説明と工事の中断・中止について要請が提出されております。

県としましては、設置者に対し、地域の理解を得るための説明を十分果たすよう指導を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 再質問をします。

まず最初に、知事に普天間基地問題で、私が即時無条件撤去を掲げて交渉すべきだと決意を聞きましたら、それは実現するとは考えにくいと、移設が合理的に早期に解決する道だという御答弁でありましたけれども、S A C O合意から15年たって移設先を探しても見つからなかったと。そうすると、知事はこれからも移設先を探して、あと何年で解決するという展望はあるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 即時撤去という言葉なんです、現実的にはなかなか思えないです。そうすると今、議員がおっしゃったように、じゃ、知事は県外に具体的な移設場所を持っているかと、こういう話ですが、これは私の仕事ではないと思っています。ですから、これはすぐれて基地を提供する義務は政府にありますし、防衛大臣、外務大臣にしっかりと沖縄県以外の他の都道府県に移設する案をまとめてもらいたいと、こう申し上げているところです。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この普天間基地の問題というのは、基本的には世界一危険な米軍基地をいかに速やかに撤去させるかということが中心問題なんですよ。そういう立場から沖縄県民は一日も早い、移設論もいろいろありましたけれども、求めてきたんですけれども、

15年たっても変わらない。私は、この問題で当初から移設論は固定化論だと批判をしてきたんです。これはがんの細胞と同じようなもので、こんな恐ろしいものを引き受けるところはないぞと。一日も早い危険性の除去のためには、これは勇気を持って即時無条件撤去をするという立場で頑張らない限りは動かない。知事も復帰運動にかかわったと思うんですけども、米軍の全面占領の支配の中で、サンフランシスコ平和条約は国際条約で打破できないと言った。しかし、あれを打破したのは沖縄県民が闘ったからですよ。この問題でも、もうこれ以上沖縄県民は我慢ならないぞという立場で知事が先頭に立って頑張るということが大事であって、知事自身が普天間基地は撤去せよと。しかし日米両政府が、普天間基地も軍事的役割があるんじゃないかと言うのであれば、それを沖縄県民の危険性の除去をやった上で、それは日米両政府が考えればいいわけであって、何で知事がわざわざ移設先まで心配するんですか。知事の仕事は、あくまで県民の危険性の除去のために頑張るという立場ではありませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私が申し上げているのは、文字どおりこれは政府の仕事として移設先を探しなさいと言っているわけですよ。現実は無条件という条件が一体これは成り立つのか。無条件撤去ということは、要するに撤去だと言っていることでしょう。現実には何を言っているのかというと、レトリック上の無条件というのはあっても、現実は無条件での撤去というのはそれは言うことはできても、現実的かという点でやっぱり疑義があると思うんですよ。ですからやっぱり国際的になると、これはまた国際関係が入ってきますから、日本国内で移設すべきだろうということを私は申し上げているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 具体的に建物を無条件に撤去する問題と政治スローガンは全然別ですよ。我々は、復帰運動のときに即時無条件全面返還せよと。そのときにも即時無条件ですぐできるかと、芋とはだしになるぞといういろいろありましたよ。しかし、沖縄県民は高い理想を掲げて即時無条件返還せよというスローガンのもとに団結して復帰を実現させたじゃないですか。その沖縄県民の闘いの教訓に学ぶべきだと思うんですけども、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時11分休憩

午後5時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 無条件という条件でもって動かせるとはゆめ思えませんが、ですから、これは復帰運動の解釈にもよるんだろうと思うんですが、無条件だと言ったから動いたとはちょっと思いにくいじゃありませんか。ですから、むしろ普天間の移設という条件がついてはいるわけですが、かなり現実的な段階を踏んでいたこともありますから、これはやっぱりそういう条件つきで日米両政府で合意されたという経緯を踏まえると、無条件で何でもいから撤去だということで相整うとはゆめ思えませんがね。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 知事が思わないというものを思いなさいというわけにはいきませんので、私の見解を述べると、やはりこれは運動論として正しい内容であれば、沖縄県民が求めるような方向であれば、これは必ず大きな力を発揮しますから、これが沖縄県民の歴史の教訓ですよ。だから、知事がどう考えようとこれは自由ですけども、私どもは沖縄県民の闘いこそが歴史を動かす、こういう原点に立ってこれから頑張っていくという決意だけを表明して前に進めます。

次に、泡瀬干潟の問題について質問します。

先ほど部長に私の質問に対しての答弁してもらいました。一つ部長にお聞きしますが、これは東部海浜開発事業があります。（資料を掲示）これは県として沖縄市の事業計画について逐条精査しましたか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 沖縄市のこの計画について、港湾計画及び埋立変更における審査において逐一審査しております。その内容としましては、細くなるんですけども、おのこの需要予測の考え方がそれぞれ根拠を有しているものと。あと、施設規模について、その減退等を含めて類似施設からどういう推計をしているか、それを確認しております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 部長、ちょっと聞きづらいので、大きな声で自信を持って答弁してくださいね。

それで、皆さん方の経済的合理性についての検証の結果、資料を出せということで求めたら、これを持ってきました。（資料を掲示）これに目を通してみる

と、土地利用計画の問題はありますけれども、需要予測についてはこの中に出ていますね、正しいかどうかは別にして。経済的合理性、肝心なものが入っていないのはどういう意味ですか。検証しなかったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 先ほど答弁いたしましたけれども、控訴審判決を踏まえた経済的合理性の有無についてですけれども、収支見通しが統計データや調査報告書等根拠を有する資料を基礎としているものかなどで県としては判断されたものと思います。先ほど答弁しましたが、入域観光客数や各施設の需要予測、施設規模等について各種統計データや調査報告書、類似施設の事例等をもとに算出しているということで、算出方法は根拠をもって整理されているということで、経済的合理性を有するという判断にしております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 部長が一生懸命に検証したということを感じて具体的に聞きます。

この皆さん方の資料を見ると、入域観光客数が850万人になっていますけれども、しかし、実際上は沖縄市が計画したものよりも既に予想より100万人以上落ち込んでいる。これについてちゃんと精査しましたか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） この件に関しては、まず、この最近の傾向としてやはりリーマンショック等経済不況があります。それと東日本大震災の影響をもって観光客が落ち込んでおりますが、過去のトレンドを推計しますと、県としまして、まだ1000万人の観光客の目標等も掲げておりますので、沖縄市の850万の観光客の推計はおおむね妥当だと判断しています。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 既に沖縄市の推計よりも実態は100万人以上落ち込んでいるという。経済的合理性と言うのであれば、これは改めて計算し直して需要予測はやるべきですよ。これもやってない。でたらめだということを指摘しておきます。

それから、これを見ると沖縄市観光客の立ち寄り率というのが出されています。これは何の意味ですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 観光客をまず850万に推計した上で、中部地域立ち寄り率というのが沖縄県の観光統計実態調査で35.6……

○嘉陽 宗儀君 沖縄市、中部じゃない。

○土木建築部長（当間清勝君） それを踏まえた上で、そこに沖縄市の立ち寄り率は、平成16年の県観光統計実態調査、それを２段階で掛けますと数値が算出される計算になっております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 内容を理解しているのであれば明確に答えてください。沖縄市の立ち寄り率はどういうぐあいに算出しているんですか、具体的に。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 推計に当たっては、まずは観光客の全体の中から中部地域全体の立ち寄り率を計算して、その中で沖縄市の立ち寄り率を計算すると、そういう２段階の観光統計実態調査の数値をもとに掛け算していますので、これは私たちは正しいと考えています。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 正しいと言うんですけども、これは私なりに監査委員検証ということでやりましたけれども、沖縄市に立ち寄るのは東南植物楽園に7.9%、それから胡屋通りに立ち寄る率、両方合わせて15%という、これをもとにして沖縄県全体、中部地区全体この計算で、これを分子にして、分母は中部の観光客で計算している。これは統計学上そういう計算の仕方はないと、政府も内閣府も言っていますよ。しかし、沖縄市は強引にこれをやっている。私もそれ以上言いませんでしたけれども、特に今、東南植物楽園がなくなってしまった。そうすると沖縄市の立ち寄り率は半分になってしまうと。そうであれば皆さん方が計算しているこの需要予測は全部半分にすべきじゃないですか。実態がない。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後５時19分休憩

午後５時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 現在、東南植物楽園が一時休園していることは承知しておりまして、１年以内には再開したいという新聞報道もありますので、私たちは現時点ではその見直しは考えていません。また、８月に沖縄市が関係者が維持管理を継続していることを確認しております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 議会でいいかげんな答弁をするのは許されませんよ。私も当時、向こうの施設まで行って見通しも全部聞いたけれども、全く見通しがないと

いうのが関係者の意見ですよ。それを皆さん方は泡瀬干潟を押しつけるために何が何でも再開できそうな言い分をするのはよくない。少なくとも現時点ではないんだから。この需要予測については、実態に応じて、計算の根拠に基づいて計算をし直すべき。部長どうですか。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後５時21分休憩

午後５時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 仮に東南植物楽園の来訪者の7.9%を考慮せずに、平成30年の沖縄県入域観光客の推計値850万人に沖縄市の訪問率7.4%を掛けると約63万人になります。私たちが取り扱った数字が68万人ですけども、施設規模は８割に抑えておりますので、その５万人の差については施設規模の推計の中では吸収されと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 科学的検証にたえられるような答弁じゃないですよ。少なくとも統計学上は立ち寄り率で需要予測をやるというのは全くあり得ない。これだけ批判しておきます。経済的合理性も全く根拠がない。

それから、質問を前へ進めますけれども、今度の事業は前の事業よりも規模縮小しているけれども、予算が大幅にふえたのはどういう理由ですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後５時25分休憩

午後５時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 国・県・市の事業費の変更がございますが、具体的に言いますと、まず国の事業費については当初計画では護岸造成費としていたのに対し、見直し案においては第 区域における護岸造成費に埋立土砂のしゅんせつ費用を加味した額となって事業費がふえております。また、県の事業費については人工ビーチ・緑地等、県事業の主な施設が第 区域に計画されていること、また、アクセス道路を橋梁としており、その延長が長くなったことにより、埋立事業とインフラ整備にかかる当初の事業費からふえております。また、沖縄市の事業費は当初計画に含まれていなかった多目的広場等の施設整備費を含むため増額となっており、さらに民間による整備費は当初計画に一切含まれてなかったことから、全体として変

更においてそういう費用をすべて精査した結果、事業費の増額となっているものでございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 いかにもずさんな事業費の算出だったかということが非常にはっきりしてまいりました。

その事業について一つ聞きますけれども、あれはヘドロを埋めて、それでもなお砂が足りないといって皆さん方は10トントラックで12万台分、あと必要で埋めると言っていますけれども、この12万台の砂はどこから持ってくるんですか。10トントラックの12万台。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時27分休憩

午後5時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今回の埋め立ての土砂ですが、那覇の西15キロメートルのチービシより採取した海砂を海上から投入するということで計画してございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 これは新たな自然環境破壊の問題につながっていくので、いずれ問題にします。

この10トントラックで12万台の費用は幾らですか。幾ら計上していますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 大変申しわけありません。現在、資金計画、持ち合わせておりませんので、後ほどお伝えしたいと思います。

○嘉陽 宗儀君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 じゃ、時間がないので、質問を前に進めます。

埋立地の売却予定は幾らか。国から県が買い上げる予定は幾らか。沖縄市に売る予定は幾らですか、財政上、はっきりしてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時34分休憩

午後5時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 国から県への土地売買単価は、1平方メートル当たり1万4700円でございます。その後、県から市への土地売買単価は、1平方メートル当たり1万9300円でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この新港地区の埋め立ての場合も経済振興のためにとやりましたけれども、売れなかった。今、民間に売ったのは2.1%ですよ、あの大きな面積ね。その沖縄市が、じゃ、進出企業はいるかと聞いたら、今もまたゼロですよ。売れる見通しはない。聞いたら、業者が買わなければ県が買いますから、沖縄市は負担になりませんと言っていますけれども、沖縄市が事業者が募集できない、売れない場合には県が全部これを買うんですね、県民負担で。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今回の計画は、国が埋め立てて、企業の見通しがついた上で県及びそれを経て沖縄市に売却されるという計画になっております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 この新港地区の失敗をここでやったら県民は絶対納得できないですよ。これは引き続き議論はしますけれども、今、あの埋め立てをやっているのはいくら理由ですか。何で県内業者がやらないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時37分休憩

午後5時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 国の発注に関して、県内企業か県外企業かについては、大変申しわけありませんけれども、今、確認しておりませんので、大至急確認して提示したいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 たくさん聞こうと思って準備したんですけれども、今の部長の態度からは、本当に埋め立ててしまっているのかということについては、本当にいいかげんな答弁しか出ていない。それで、私は沖縄市当局の海浜開発事業の皆さん方とこの検証について逐次全部やりました。産業連関表も全部やりました。何でこんなことになるかと。普通ならば需要があって供給があるのに、この計算では供給が先にあって需要

が後からついてくる。こういうのはありませんよというのは内閣府の皆さん方も言っていますよね。私が沖縄市になぜこうなったんだと言ったら、これは自分たちがやったんじゃないくてコンサルに頼みました。中身は答えられない。きょうの部長の答弁を聞いたら、沖縄市の案をほとんどのみにしてしまっているという感じがするんですよ。これじゃ悔いを残すことになる。私どもは向こうへ行っていて見るんですけども、例えば大震災で津波が来たときはどうするかと。ああいう津波が来たときに、橋は一つしかないのに、あれは防災対策上問題はないですか。高台もない、逃げるところもない。どうするんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 津波については、今回の震災を受け、中央防災会議等において国で地震・津波対策を検討しているところであり、これまでのハード整備中心の考え方からハード・ソフト両面から総合的な解決策の確立が求められております。

県としても、これまで想定していなかった大津波においては、人命を守るよう、避難場所や避難経路の確保など、国・沖縄市と連携して対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 時間がなくなりましたので、もうこれ以上やりませんけれども、専門家の話を私どもは聞く機会がありました。これじゃ本当に大きな津波が襲ってきた場合には人命は守れない、こういうことを明言しています。しかも、泡瀬干潟の埋立問題については経済的に合理性がないと前の裁判で工事がストップしたんですけれども、今回の中身を見てもますますさんになっているというのがありますね。沖縄市は30年間にわたって毎年2億2000万円ずっと赤字を出しますということになっていますね。そうすると毎年2億2000万円30年間赤字を出すのにどうして経済的合理性があるんですか、部長。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 沖縄市が作成した土地利用計画見直し案において、整備段階においては相当程度の沖縄市の負担もあるが、市の活力と潤いに満ちたまちづくりを推進する上で初期的な必要経費として見るべきであり、整備後は民間企業の立地等による税収効果も期待でき、事業期間全体での収支はマイナス67億円となると。しかしながら、事業期間全体での67億円の収支がマイナスが想定されるものの、実質公債比率は最大でも15.8%にとどまることから、市財政の健全性を確保するとともに、以上の効果による市の

問題解決を図ることが可能であるということを答弁しています。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 部長が長話をしたので、私の質問時間がなくなりましたのでもう終わりますけれども、やはりきょうの質疑を通じて非常にはっきりしたことは、県の検証の仕方もうさんであると。これは世論の検証にたえられないということを非難して、こういうものは即時埋立中止にしよう求めてから質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後6時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 こんにちは。

社民・護憲ネット、照屋大河です。

通告に従い、一般質問を行います。

1点だけ追加させてください。県軍用地等地主会連合会等国との契約更新に関する問題については質問通告後に報道がなされた重大な問題でありますので、議事課に連絡しており、先例を踏まえ質問を行います。

来年5月に賃貸借契約が切れる米軍用地の契約更新をめぐり防衛省が県軍用地等地主会連合会に対し、契約更新に応じる地主と拒んでいる地主を区別するためと説明して提出させた更新同意書のコピーを根拠に地主の同意を得たと解釈でき、更新手続が行えると伝達していたことがわかりました。事実関係について県は把握しているのか伺います。

では、もとに戻ります。

1番、基地問題について。

(1)、嘉手納統合案について。

国防権限法案の修正案が可決され、辺野古代替施設のかわりに嘉手納統合案を検討するとの条項が盛り込まれました。この権限法案はその後12月1日、米上院本会議で在沖海兵隊のグアム移転費について政府が要求した全額を削除する内容で、しかもあの嘉手納統合案についての研究も入れられたままに圧倒的賛成多数で可決されています。辺野古への移設計画がリセットされるのはいいことではありますが、その代替案が嘉手納あるいは県内移設では元も子もありません。このような事態に対し、今、知事が辺野古も嘉手納ももちろんあらゆる県内移設に反対と明確に示す必要があります。見解を伺います。

(2)、軍転協としての訪米行動について。

稲嶺名護市長が来年1月にも訪米し、普天間飛行場の県外移設を求める要請行動を行うという。その際、知事を先頭に軍転協として一丸となって訪米することを稲嶺市長は提案している。稲嶺市長提案に対する知事の見解について伺います。

(3)、高江ヘリパッド工事について。

オスプレイが普天間飛行場に配備された場合、高江に建設されるヘリパッドで訓練が実施されると県は考えるのか伺います。

(4)、外来機訓練のグアム移転について。

10月の訓練移転期間中、嘉手納基地周辺の騒音被害は軽減されたと言えるか。騒音回数、騒音レベルなどデータを示した上で県の見解を示されたい。

(5)、キャンプ・コートニー内の空調室外機の騒音について。

キャンプ・コートニー内の高層住宅の空調室外機から騒音が発生しているとして周辺住民から苦情が寄せられている。県は問題を承知しているか、実態把握の状況について伺う。

大きい2番、ＴＰＰについて。

ＴＰＰは、沖縄経済へのマイナス影響はもとよりユニバーサルサービスを破綻させ、離島における定住生活そのものを破壊しかねない重大な要素をはらんでおり、多くの県民が反対しております。ＴＰＰで扱われるテーマは、農産物や工業製品に係る貿易関税の例外なき原則撤廃のほか、食品安全基準、金融、投資、医療、保険、通信、郵政、司法、政府調達など全21分野にわたりますが、いずれも重要分野ばかりです。しかも、その多くがアメリカの対日年次改革要望書に出てくるテーマで、日本に市場原理主義を持ち込むもので断じて認められません。県は毅然たる態度で交渉参加反対の声を上げるべきです。

以下、伺います。

(1)、県経済への影響について。

ア、ＴＰＰ参加で関税が撤廃された場合、農林水産部は関連産業への波及効果を含め1420億円の被害が出ると試算しているが、その内訳を明らかにされたい。

イ、製造業など第2次産業への影響額を試算の上、明らかにされたい。特に、ＷＴＯの政府調達協定の基準が撤廃された場合、県建設業への影響額は幾らになるか明らかにされたい。

(2)、遺伝子組み換えパパイアについて。

12月からハワイ産遺伝子組み換えパパイアの輸入が解禁される。

ア、遺伝子組み換えパパイアの輸入解禁によって県

内農家へいかなる影響が出ると考えられるか。

イ、ハワイ産遺伝子組み換えパパイアを摂取した場合の人体への影響など安全性は確認できているか。

ウ、県内消費者に遺伝子組み換えパパイアであることを周知するため、いかなる方策をとるのか。

エ、ハワイでは、遺伝子組み換えパパイアの受粉によって交雑が起こり、非組み換えパパイアが汚染される問題が起きている。沖縄でも同様の影響が出る懸念があるが、県の対策について伺う。

大きい3番、我が会派の代表質問との関連について。

渡嘉敷喜代子さんのカジノ問題に関する質問に関連して伺います。

県の説明会の状況について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋大河議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、基地問題についての中で、県内移設反対を明確に示すことについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国防権限法案が米議会上院で可決されましたことは承知いたしておりますが、普天間飛行場移設問題に具体的にどのように影響を与えるのかは現時点では明らかではありません。県といたしましては、日米両政府に対しまして、一日も早い普天間飛行場の県外移設及び返還の実現に向け真摯に取り組むよう、引き続き強く求めていきたいと考えております。また、嘉手納統合案につきましては、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は断じて受け入れることはできないと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連でございますが、その中でカジノを含む統合リゾートの地域説明会の実施状況についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

統合リゾートに関する地域説明会につきましては、これまで那覇市、名護市そして沖縄市の3地域におきまして開催したところであります。約140名の参加がございました。説明会におきましては、統合リゾートをめぐる最近の動向、そして新たな「沖縄統合リゾートモデル」とその経済波及効果及びカジノ導入に伴う懸念事項への対策など、これらにつきまして県の担当者が説明を行った後、参加者と意見交換を行っております。今後は、宮古島市そして石垣市さらに糸満市の

3 地域において説明会を開催する予定といたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、軍転協としての訪米行動についてお答えいたします。

名護市長から提案のあった普天間飛行場移設問題に関する軍転協としての米国への要請行動については、軍転協の事務局を務める県から、会員市町村へ意見照会を行ったところであります。照会の結果、6 会員市町村から今年度中に訪米を実施すべきとの意見があった一方で、その他多くの会員市町村から、訪米の実施に当たっては、会員間の意思統一や事前調整を十分に行う等、慎重に対応する必要がある旨の意見がありました。これらのことから、軍転協として今年度の訪米の実施は行わず、次年度以降、効果的な訪米ができるよう検討する旨、軍転協会長名で各市町村あて通知したところであります。

次に、オスプレイと高江ヘリパッドについてお答えいたします。

MV22オスプレイの配備について、去る 6 月、沖縄防衛局より口頭にて「地元へのお知らせ」がありました。お知らせによれば、MV22オスプレイは老朽化したCH46と代替するとしており、CH46と同種の訓練が想定されております。このため、同部隊が駐留する普天間飛行場周辺を初め、運用が予想される北部訓練場等への影響について十分な説明を求める必要があることから、沖縄県は同 6 月、質問文書を防衛省へ提出いたしました。これに対し、去る 9 月 1 日、防衛大臣から回答がありましたが、米側に照会中のため回答できていない項目があり、引き続き十分な説明を求めているところであります。

沖縄県としましては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から、県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

次に、緊急質問として、軍用地の契約更新に係る新聞報道について、防衛省が更新同意書のコピーでも更新同意とみなすことが可能との考えを示したことについての事実関係についてお答えいたします。

来年 5 月に賃貸借契約が切れる米軍用地の契約更新をめぐり、防衛省が契約更新同意書のコピーで地権者の同意とみなせるとの考えを沖縄県軍用地等地主会連

合会に示したとされることにつきましては、報道により承知しております。これについて同連合会に確認したところ、去る 12 月 2 日に防衛省と面談した際に、更新同意書のコピーでも更新同意とみなすことが可能であるとの考えが示されたとのことであります。現在、沖縄防衛局に対し、詳細について照会中でありますが、まだ回答が得られておりません。県としましては、引き続き事実関係の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 基地問題についての御質問の中で、グアムへの訓練移転期間中における航空機騒音等の被害軽減等についてお答えいたします。

外来機のグアムへの訓練移転期間であります 10 月の嘉手納飛行場周辺の航空機騒音は、訓練移転前の 9 月と比較したところ、1 日当たりの騒音発生回数で 12 測定局中 10 測定局で増加し、最大騒音レベルも 4 測定局で増加しております。また、同期間中における環境基準の指標値である W 値（うるささ指数）は、9 月と同様、7 測定局で基準超過をしている状況にあります。これらのことから、今回の訓練移転によって嘉手納飛行場周辺の航空機騒音が軽減されたとは言えないと考えております。

次に、基地問題についての質問の中で、キャンプ・コートニー内の空調室外機の騒音についてお答えいたします。

騒音規制法では、事業者に対する規制基準の遵守に係る指導や処分、騒音測定は市町村の業務となっており、今回の騒音の苦情につきましては、うるま市が騒音規制法に準じて対応しております。

キャンプ・コートニー内の空調室外機の騒音に関する苦情につきましては、10 月 5 日にうるま市長が沖縄防衛局長に対し、「キャンプ・コートニーからの空調機騒音などによる被害防止について」要請を行っております。これに対し、沖縄防衛局は、11 月 17 日に基地内 1 カ所、基地外の住宅地 2 カ所で騒音測定を実施しており、現在、調査結果を取りまとめ中とのことであります。

県としましては、当該苦情について新聞報道等で承知したところでありますが、今後、国の騒音測定結果などを踏まえ、必要に応じ、うるま市とも連携しながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） TPPについての
中で、1420億円の内訳についてお答えします。

TPP（環太平洋経済連携協定）は、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出るのが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出るのが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。なお、県内水産業を含む関連産業等の発表を含めた影響額の1420億円の内訳といたしましては、さとうきび及び肉用牛など農畜産物で約1200億円、カツオ・マグロ類など水産物で約220億円となっております。

次に、遺伝子組み換えパパイヤの輸入解禁に伴う県内生産農家への影響についてお答えいたします。

国が平成20年3月に公表した消費者対象の「遺伝子組み換え農作物等に関する意識調査」によると、遺伝子組み換え作物に対しては7割が不安を持っており、そのうち9割が健康への不安、6割が環境への不安として複数の回答をしております。また、ハワイ産遺伝子組み換えパパイヤは、「パパイヤリングスポットウィルス」に抵抗性を持ち、県内のパパイヤに発生する「パパイヤ奇形葉モザイクウィルス」には抵抗性がないと言われております。そのため、ハワイ産遺伝子組み換えパパイヤを県内で栽培しても「パパイヤ奇形葉モザイクウィルス」に感染する可能性が高いことから、本県で栽培する利点はないものと考えております。

県といたしましては、生産農家に対し、ハワイ産遺伝子組み換えパパイヤの特性等について周知を行うなど、パパイヤ生産農家の経営に影響が出ないよう生産対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハワイ産遺伝子組み換えパパイヤの安全性についてお答えします。

遺伝子組み換え作物の安全性評価については、国がカルタヘナ法と食品衛生法に基づいて行います。

カルタヘナ法では、生物多様性影響評価検討会で、野生植物との競合性、野生植物に対する有害物質の産出性、野生植物との交雑性等について安全性が評価されます。食品衛生法では、食品安全委員会で、遺伝子組み換え遺伝子が安全か、導入された遺伝子によりつくられたタンパク質の有害性、つくられたタンパク質のアレルギーの誘発性、導入遺伝子により食品成分の

変化等の項目について食品としての安全性が評価されます。今般、輸入が解禁されたハワイ産遺伝子組み換えパパイヤについては、カルタヘナ法と食品衛生法による安全性に関する科学的な評価が終了し、12月から輸入が可能となると聞いております。

次に、遺伝子組み換えパパイヤに関する県内消費者への周知についてお答えします。

遺伝子組み換えパパイヤについては、平成23年8月31日に、JAS法に基づく「遺伝子組換え食品に関する品質表示基準」が改正され、パパイヤとパパイヤを主な原料とする加工品には、遺伝子組み換えである旨の表示が義務づけられております。このため、県では、国と連携し、小売・加工業者等流通関係者を対象に食品表示講習会を実施し、遺伝子組み換えパパイヤの表示について、適切な対応をとるよう周知を図っております。また、ホームページ等の活用を通して消費者及び流通関係者等への周知に努めております。

次に、遺伝子組み換えパパイヤとの交雑による影響についてお答えします。

遺伝子組み換えパパイヤは、「パパイヤリングスポットウィルス」と「パパイヤ奇形葉モザイクウィルス」に抵抗性を持つ2つのタイプがあります。今般、輸入が解禁されるハワイ産遺伝子組み換えパパイヤは、「パパイヤリングスポットウィルス」に抵抗性を持ち、県内のパパイヤに発生する「パパイヤ奇形葉モザイクウィルス」には抵抗性がないと言われております。そのため、ハワイ産遺伝子組み換えパパイヤを県内で栽培しても「パパイヤ奇形葉モザイクウィルス」に感染する可能性が高いことから、本県で栽培する利点はないものと考えております。

県といたしましては、ハワイ産遺伝子組み換えパパイヤの特性等を周知し、安易に栽培しないよう、去る11月24日に、市町村、生産者団体、市場関係者等に対し講習会を開催したところであります。また、遺伝子組み換え作物と国内栽培品種との自然交雑防止対策を強化するよう、去る11月28日には国に要請したところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） TPPについての質問の中で、製造業への影響についてお答えいたします。

TPPは、自動車関連産業など輸出を主体とする製造業にとって参加国の関税がゼロとなることから、大きなメリットがあるとされております。ただ現在、沖

縄県内においては参加国向けの輸出を行う企業が少ないことから、その影響はプラスにしるマイナスにしる大きくないと考えておりますが、現時点で詳細な情報等が必ずしも明確でないことから、影響額を試算するのは困難でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） T P P への御質問の中で、県建設業への影響額についてお答えいたします。

T P P への参加により、P 4 協定が適用されると仮定した場合、地方公共団体の公共工事の国際入札基準が23億円から7億6500万円に引き下げられると聞いております。平成22年度土木建築部発注の公共工事で新たに国際入札の対象となるのは、伊良部大橋橋梁整備第6期工事（上部工その2）、契約金額7億2859万円の1件となります。

県としましては、詳細が明らかでない中で、県建設業への影響額を明らかにすることは困難であり、今後公表される情報を注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 まず、平田部長にカジノについて伺いますが、9月議会の私の質問、「県はカジノ計画について、推進・賛成の立場なんでしょうか」の問いには、「基本的に中立の立場」ですというふうな答弁をしております。

先ほど知事から説明がありましたこれまで3回にわたって県民説明会が行われたわけですが、もちろん中立の立場での運営、進行、説明が行われたと考えていいですね。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 過去3回、南部それから北部、中部でやってまいりましたけれども、沖縄統合リゾートモデルとその経済波及効果及びカジノ導入に伴う懸念事項というものの対策について県の担当者が説明を行っているというふうにとってもらっていると思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 第3回目の沖縄市の説明会に出席させていただきました。県のこの統合リゾートに関する説明資料のほかに、推進するある団体のリゾートを誘致しようという資料も一緒に配られているんですよ。先日、宮城島での説明会に県が職員を派遣させたこと

について、県のお墨つきを与える誤った判断をさせるんじゃないか、慎重に行ってほしいと言ったつもりなのですが、こういう事態はこれはちょっとおかしいのかなと不可解で仕方ありませんが、これについて説明を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 申しわけありませんが、そのようなパンフレットを県と一緒に配っているというふうには認識しておりませんし、今、私もその話を初めて聞きました。

○照屋 大河君 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時34分休憩

午後6時36分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 今確認しましたところ、封筒に入れた資料が県の資料でございます。そして県のほうでは、事前にこれが一緒に配られるという話は聞いておりませんし、恐らくこの資料に関しては、その誘致をする団体の皆さんが置いたのではないかというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 「思います。」では、先ほど申し上げたように、この県の主催する説明会においては県に責任があるとそう伝えたはずですが、それで確認できていない、置いたはずでは通らないと思うんですね。

この中身なんですけど、例えばそのI R事業を導入すれば県人口が200万人を超える。1人当たりの所得が200万円から300万円へ。就労人口はおよそ50万人が75万人に。これは特定の地域を示す資料ではありませんが、例えばこの計画では滑走路1800メートルの飛行場つき統合リゾートとして、沖縄を訪問する旅客の国際飛行場として広く開放する、そういうことが書かれているんですね。県は、こういう数字、そういう言葉に、説明に、責任持てるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 繰り返し申し上げますが、それは県が配った資料ではありませんので、その内容についての確認というのは我々でははかりかねます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 確かに、説明会の会場ではこれについて何ら説明はありませんでした。しかし、先ほど申し上げたように私が実際その説明会に出席して配られた資料なんです。前回から申し上げるように、県は中

立の立場であれば慎重に説明会などは行わなければならない。特に、与勝地域では実際にこの地域をもって推進する団体が事業を進めているときに、こういう資料と一緒に配られると——何回も申し上げますが——県がお墨つきを与える、県がバックにいる、そういう印象を持たれかねない。これは今後も説明会続くわけですが、しっかりともう一度これについて、県はあずかり知らぬ問題だというわけにはいかないと思います。知事も感想も含めてこの件について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時37分休憩

午後6時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 今後、この説明会を開く際はしっかり、県が主催でやる説明会で、県の資料中心でしっかりやりますし、それからこの与勝地域の恐らくパンフレットだと思いますが、これに関してはたびたび繰り返しますが、県の資料ではありませんし、それから県のほうからの説明もこれに関してはありませんので、今後しっかりそれに関しては県が主体になってやっていきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 県の資料でない資料が県の説明会で配られていることを問題にしているわけですね。これはしっかり事実関係を調査した上で、今後もちろんあってはならないし、そういう対応をしっかりとるべきだというふうに申し上げます。

それから中身についてですが、140名ぐらいの参加ですという答弁がありました。その県の示す計画について意見交換されるというよりも、むしろ推進・反対の皆さんの意見発表の場所だなというふうに感じています。

先日のうるま市宮城島での話を繰り返し申し上げますが、県の説明会の後、地域には確執が生まれてしまった。40数年前のガルフの誘致問題も思い起こさせるような話をする方もいらっしゃるわけですね。そういう地域を二分するような、賛否両論あるような事業だと理解していると、9月議会で答弁していたでしょう、部長。

そういう意味では慎重な対応、あるいはもう今後説明会を自粛するべきじゃないかなというふうに思いますので、その辺答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） ちょうどこの説明会に関してですが、私は以前から話していますように、無関心が一番よくないというふうに思っております。ですから、そういった面ではこのIRに対する議論に関してまず大勢の県民にかかわってもらいたいというふうに思っておりまして、おっしゃるとおり一番残念なのは、本来一番話を——推進でもなく反対でもなく——いわゆる正しい情報を知りたいという人たちになかなか今伝えられる説明会になっていないところがあるものですから、そういった部分ではこれは今後我々はしっかりその説明会を開く際に、県の意向がしっかり伝わるような説明会を開くように努力していきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 それではこの件については、慎重な対応をお願い申し上げます。

続いて、土地連の問題なんです。新聞報道では承知しているという答弁でありました。この新聞報道の中で、防衛省側の顧問弁護士のコメントというか防衛省の発言で「コピーでもって地権者の合意とみなすことは可能だ」とする顧問弁護士の見解もあるということが報道されていますが、これは与世田副知事、ちょっと法律的に意見を聞かせてください。

○議長（高嶺善伸君） 与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 基本的には御承知のとおり、同意というのは口頭の合意でも同意ではございません。契約はすべて基本的には合意ですけれども、やはり軍用地主との契約というのは相当大きい問題ですので、そういうふうな意味においては一つ一つの地主の方々ときちんとした御契約をするということが大切だと。すべて今のコピー技術というものは相当いわば改ざんしやすい技術的なところにありますので、やはり原本で意思を確認するとかいうことが重要なんじゃないかなと。そういうような意味ではきちんとした手続をとらずに、今言われているコピーで、あとの手続は省略するというのは、やや行き過ぎたんじゃないかなとこのように思っています。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 行き過ぎた行為だと。土地連の皆さんもだまし討ちだというふうな形ですごく反発、怒りを持っています。

実は知事、この土地連との面談の日になんですが、12月2日の日なんですね。ちょうど防衛大臣が例の局長の発言を謝罪し、あるいは自分自身の少女暴行事件の歴史認識に対する発言を謝罪し、改めて信頼を回復していくというようなそういう日に、先ほど副知

事からあったようなコピーでもって進めるという話を一方の基地を抱える沖縄の地主の皆さんにやるわけですね。そういう意味では、知事も怒りで席を立つような場面も報道で見ましたが、この政府のあり方についてはしっかり土地連の立場に立って、抗議あるいは物を申すべきじゃないかなというふうに感じます。この土地連は先日大会も開きました。知事の代理として副知事、一緒になって頑張っていくという決議をしたばかりなので、知事の見解についても伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この報道が事実であれば、その見解は先ほど副知事が答弁されたとおりでございます。しかしながら、現在この報道の内容を、先ほど答弁申し上げたように土地連の皆様はこういうふうなことを言われたと言っております。防衛局側が土地連に対していかなる意図でこのようなことを言ったというところがまだ確認されておりませんで、それを今調べているところでございます。したがって、そういった事情もしっかり把握した上で、これはもちろん県民の立場に立って処理すべきであるというスタンスで臨みたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 事情をしっかりと把握しながら、対応をお願いしたいと思います。

続いて、嘉手納統合案について伺います。

国防権限法案の可決については承知をしているが、具体的にどのような影響があるかはまだわからないということでありました。

仲井眞知事としては、例えば議会の決議、意思表示はやっぱり全会一致であれ、多数であれ重く受けとめると言うんです。今回もアメリカでの議会の意思表示は、政府の予算案も含め削減するような明確な議会側の意思表示なんですね。その意思表示の中に嘉手納統合案も含まれる。前回の議会で、訪米をして「沖縄クエスチョン」に出席し、この嘉手納統合案に関する議員とのやりとりも知事は答弁されていましたが、そのときにはもう事実上辺野古は不可能だという認識を持っている。その上で別の方法としてそういう例えとして嘉手納統合案を言っているという印象を受けたという答弁でありました。しかし、今時間がたって先日1日に先ほど言ったように議会の意思表示が示されたわけですね。そういう意味では、その場所で知事のメッセージが明確に届いたかどうかというのが疑問になります。辺野古は市長も多くの県民が反対だから事実上不可能だ。嘉手納についてもこれ以上の過重な

負担は裁判もあるし、許すわけにはいかないという表現をされているようですが、今、先ほど申し上げたような議会の動きがあって明確に県内移設反対というメッセージを伝えるべきじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時51分休憩

午後6時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御質問の件ですけれども、県の認識としましては、上院におきまして、歳出権限法案が可決されて向こう10年間の軍事費の削減、その中にはグアム移転費が含まれているということは承知してございます。しかしながら、当該予算につきましては、下院はつける、あるいはつける方向に動いているということで、これから米議会の中で両院協議会でありますとか、そういったプロセスをもって国策として決定されるものと考えております。

いずれにしても嘉手納統合案につきましては、これは過重な負担を抱えている嘉手納周辺市町村の立場からすれば、これはそこに統合案を容認できるものはないということでございます。県もその考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 先日訪米した際にも同じように嘉手納はだめだということを言ってきたと答弁がありました。しかし、その上でなおその権限法案に嘉手納が組み込まれたことを問題視しているわけですね。地域の皆さん、その訴訟団の皆さんも含めて大変な不満を持っております。今のような県の答弁では、安心した今後の生活もままなりません。訪米してなおまたこの法案に組み込まれているということが少し疑問があるわけですね。知事は、そのときにもう嘉手納はだめだと言ったはずなんですよ。それが法案に盛り込まれているというところを問題視していますので、強く強くこの嘉手納統合案、あるいは県内移設案に対する明確な意思表示をするべきだということを求めています。

続いて、キャンプ・コートニーの件ですが、地域と一緒に取り組んでいただきたい。

この件ですが、公室長、先日地位協定の問題で、地方公共団体の代表者が参加する地域特別委員会の説明がありました。このイメージなんですが、今回のコートニーのような問題、あるいは前回の沖縄市の洪水の問題がありましたね、基地との境の。こういう問題を

速やかに議論できるような委員会ということの認識でよろしいのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 日米合同委員会の中には、環境でありますとか刑事裁判権でありますとかさまざまないわゆる委員会の下の協議会がございます。しかしながら、そのいずれも地方公共団体が参加する、あるいは地方公共団体の意向が直接反映されるという形になっておりません。したがって、今議員が御指摘になった件などを合同委員会のテーブルにのせると、そういう仕組みをつくって欲しいというのが県の主張でございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 中部地域、多くの基地を抱えて基地と隣り合わせの生活を余儀なくされ、日常的にその基地から派生する問題に市町村もあるいは一般の住民も課題を抱えています。大変な難儀をしていますので、そういう意味ではその委員会をできるだけ機能させるように、開催できるように努力をしてほしい。そしてしっかり地方の自治体のこういう被害に対しても県も一緒になって取り組んでいただきたいということをお願いして質問を終わりたいと思います。

答弁をお願いしますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員御指摘のとおり、やはりこの日米地位協定の枠組みの中に地方自治体の意向が反映されるということは極めて重要だと考えております。引き続き、渉外知事会あるいは軍転協と連携しながらその実現に努めてまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 お疲れのところですが、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思います。

逐次スリムにしてあり、削ってまいりますのでお願いいたします。

まず1番、北部地域の振興と課題解決について。

(1)、「北部振興事業基本構想」（平成21年まで）。

アとイは削ります。

ウ、この12年間にわたって行われてきた北部活性化事業費は総額で幾らか。また、この効果はどのようにあらわれているか。

エ、平成24年度以降の北部活性化事業についての県の考え方を明らかにされたし。

(2)番、交通政策。

ア、国道58号で仲泊以北について片側2車線にすべ

きとの声があるが、計画はないか。

イ、鉄軌道導入計画の現状について説明されたし。

ウ、「沖縄21世紀ビジョン」は、「中南部都市圏を縦貫し、北部圏域に至る軌道系を含む新たな公共交通システムの導入が必要である。」となっているのに対し、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（案）」では解決への道筋から本島縦断という考えが消えているのはなぜか。

(3)番、県立北部病院の機能の充実について。

ア、産婦人科や小児科など現状はどうなっているか。

イ、困難を伴う手術や重病の患者が中南部の病院へ流れる傾向がある。北部の中核病院として医師を初めとする人材、設備の充実のために特段の対応が求められているが、県の見解を伺う。

(4)、県立高等学校編成整備実施計画について。

ア、対象となる高校所在地市町村の合意はとれているのか。

イ、この10年間で北部地域から中南部の高校に進学している生徒数は幾らか。

ウ、懇話会の委員に地域の代表が参加していないのは、学校が地域とともにあるという視点の欠如ではないか。

エ、一方で北部振興策を策定し、人口増や地域活性化をうたいながら、一方でこのように高等学校の閉校や合併を行い、県立病院を空洞化させていく。こういうことではまさに行政の矛盾ではないか。知事の見解を伺います。

(5)、北部地域の農畜産業の振興について。

ア、イは削除します。

ウ、地産地消を原則として地元のホテルなどに供給できる体制が必要である。どのような施策の展開が必要か。

エは削ります。

オ、名護市の北部食肉協業組合は、かねてより土地借地代が高額であるため沖縄県食肉センターや県に対して対応を求めている。県として畜産業の維持・発展のために積極的な対応をしていただきたい。

(6)、奄美群島との交流について。

ア、沖縄北部圏域から奄美群島への商圈の拡大について県の考え方をお伺いします。

イ、与論島への小学生の修学旅行等交流の促進について伺います。

2、基地問題について。

(1)は削除します。

(2)、環境影響評価書の提出から知事による公有水面

埋立承認の手續までの一連の流れについて県の認識はどうか。

(3)番、知事の承認の可否判断はいつごろになると考えるか。

(4)番、知事の不承認によって、初めて対米再交渉も含めて事態が動くのではないかという見方があります。知事の認識はいかがでしょうか。

3番、観光政策について。

(1)番は答えが出ておりますので削ります。

(2)、カジノエンターテインメント施設を沖縄に建設すると仮定した場合の課題として考えられるものに、ア、海と青い空、独自の文化のはぐくんだ風土、人情など沖縄の持つセールスポイントとカジノが果たして合うかどうかという点であります。ハワイ参照であります。

イ、巨額に上る建築総工費、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズでは関連施設で4950億円、約5000億円かかっております。これぐらいの巨費をかけて、どの国のどのような企業が実際に沖縄でカジノを建設すると考えるのか。

ウ、これらを経営する企業と地元の意思をどのように疎通させることができるのか。

エ、新たに沖縄に建設すると仮定すると、シンガポールなどを越えたものでなければなりません。なぜなら、カジノの収益の85%はVIPと呼ばれる高額消費者からのもの(同マリーナ・ベイ・サンズ)であることから、当然客の争奪戦が起こることです。

以上、4点についてそれぞれ県の考え方を明らかにしてください。

オとカは削ります。

以上です。

○議長(高嶺善伸君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 玉城義和議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、北部地域の振興とその課題解決についての御質問の中で、平成24年度以降の北部活性化事業についての御質問にお答えいたします。

北部振興に関する事業につきましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画(仮称)(案)」におきまして、「新たな北部振興に関する事業等を推進し、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業の振興等を図ります。」ということとなっております。

沖縄県といたしましては、県土の均衡ある発展を図る観点から、平成24年度以降におきましても北部振興

に関する事業の継続は必要であると考えております。北部12市町村の意向を踏まえそして着実に実施できるよう、地元と連携をしながら支援をしてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長(高嶺善伸君) 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長(川上好久君) 北部地域の振興と課題解決についての御質問の中で、北部振興事業費等の総額と効果についてお答えいたします。

北部振興事業は、平成12年度から平成21年度までの10年間に423事業、事業費ベースで909億7700万円の事業採択が行われ事業が実施されてまいりました。また、平成22年度から平成23年度までの2年間、北部活性化振興事業として継続されたところであります。

このような取り組みにより、情報通信・金融関連産業や観光リゾート産業、農林水産業、医療福祉分野などで約2000人の雇用が創出され、就業機会の拡充が図られたところであります。また、各種の社会資本及び生活環境の整備が促進されるなど定住条件の改善が進んだことから、北部圏域の人口は12年間で約5000人、4%増加するなど、北部地域の産業の振興や定住条件の整備に一定の成果があったと考えております。

次に、同じく北部地域の振興と課題解決の中で、鉄軌道導入計画の現状についてお答えいたします。

国は、本年度、鉄軌道導入実現化に向けた課題整理を行うこととしており、現在、需要予測、整備効果、総事業費、事業採算性等の調査を行っているところであります。鉄軌道の導入については、選択する公共交通システムやルート等により経済効果、事業採算性等について大きな幅が生じ得ることから、国は、平成24年度から平成26年度にかけて想定ルート案と公共交通システムの組み合わせ案の比較・検討を行うこととしております。

県としては、その整備に膨大な費用が発生することから、現在、国に対し鉄道等の整備に関する特例的な制度の創設を要望するとともに、今年度策定する沖縄県総合交通体系基本計画の中に鉄軌道を含む新たな公共交通システムを位置づける方向で検討を進めているところであります。

次に、基本計画(案)における新たな公共交通システムの考え方についてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画(案)」では、第3章「基本施策」、第4章「克服すべき沖縄の固有課題」及び第5章「圏域別展開」において、鉄軌道を含

む新たな公共交通システムの考え方について記載しております。このうち、「基本施策」の中の「人間優先のまちづくり」の箇所、中南部都市圏・沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システムに向けた取り組みを推進することとしており、本島縦断について記載がされております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 北部地域の振興と課題解決についての御質問の中で、国道58号仲泊以北の片側2車線化の計画についてお答えいたします。

国道58号の仲泊以北については、交通渋滞や沿道環境の悪化等の課題があることから、通過交通と観光及び生活交通との機能分担を図るため、国において恩納バイパス、恩納南バイパスの整備が進められているところであります。恩納バイパスは5.1キロメートル、恩納南バイパスは6.5キロメートルの全線11.6キロメートルのうち、9.6キロメートルが平成23年4月までに部分暫定供用されております。残り2キロメートルについても整備が進められており、平成27年度に全線の暫定供用が予定され、バイパス整備の効果が発現されることから、現道部分の片側2車線化は困難であると聞いております。

次に、基地問題についての御質問の中で、公有水面埋立承認手続の流れについてお答えいたします。

一般的な埋立承認の手続の流れで説明いたします。

公有水面埋め立ての出願がある場合、知事は、願書受理後の「形式審査」を経て、出願事項の「告示・縦覧」を行います。3週間の縦覧期間中に、埋め立てに関し利害関係を有する者は書面で意見を提出することができます。縦覧終了後、知事は、埋め立ての必要性、免許基準との整合性等を審査する「内容審査」を行うとともに、書面による地元市町村長の意見聴取、関係行政機関との協議を行います。免許等権者の知事は、これらの事務手続を終えた後、願書及び添付図書により把握した埋め立ての内容並びに利害関係者、地元市町村長及び関係行政機関の意見を総合的に勘案し、出願された埋め立てを承認するか否かの意思を決めることになります。

同じく基地問題で、公有水面埋立承認に要する期間についてお答えいたします。

県は、行政手続法の規定に基づき、所管する許認可等の事務処理について通常要する標準的な期間を定めております。公有水面埋立法第2条の公有水面埋立免許の事務については、願書受理から免許の告示までの

標準処理期間を199日から349日、約6カ月半から11カ月半としておりますが、出願がない個別の埋め立てについて確定的なことは申し上げられません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 北部地域の振興と課題解決についての質問の中で、北部病院産婦人科等の現状についてお答えいたします。

北部病院の産婦人科は、平成23年7月から3名体制となっており、外来診療日をふやすほか、緊急性の高い救急疾患や帝王切開を含む分娩に対応できる体制が整いつつあります。一方、ハイリスク妊婦に関しては今後も中部地区への搬送が必要であります。

小児科については、平成23年12月現在、医師6名体制で通常の診療体制をとっております。

次に、北部の中核病院としての対応についてお答えいたします。

県立北部病院は、地域の中核的な医療機関として、一般医療を初め救急医療や僻地医療など地域に不可欠な医療を提供しております。また、心疾患や脳疾患などの重症患者に対応するため、専門医の配置、集中治療室やCT・MRIなどの高度医療機器の整備などに努めてきたところであります。一方、内科については医師の人員体制上の課題から、午後10時から翌朝午前8時までの間、救急車搬送以外の患者の受け入れ制限を行っております。また、長期入院患者の増加等もあり、満床時には外科や内科の救急制限を行う場合があることなどが課題となっております。

そのため、病院事業局としましては、引き続き医師の確保や地域の医療機関との連携強化等に努め、北部病院の機能充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 北部地域の振興と課題解決についての御質問で、合意形成についてお答えいたします。

学校や学科の再編統合等については県民の理解を得ることが最も重要であり、今後とも引き続き地域や学校関係者及び保護者等と十分に調整を図りながら、編成整備計画を策定してまいります。

次に、中南部の高校への進学者数についてお答えいたします。

この10年間で北部地域から中南部の県立高等学校に進学した生徒数は、年平均210名程度となっております。

す。

次に、懇話会についてお答えいたします。

「県立高等学校編成整備に関する懇話会」の構成は、中・高校長会代表者、保護者代表者（PTA）、市町村の教育委員会代表者、経済界代表者、学識経験者など計8名となっており、各界の代表により構成され、幅広い意見をいただいているところでございます。

次に、学校の統廃合についてお答えいたします。

編成整備実施計画につきましては、社会の変化や入学者の状況等を総合的に判断し素案を策定しております。学校の再編統合により社会の変化や生徒の多様化に対応し、生徒の視点に立った学校づくりを念頭に置き、学校の活性化を高め、地域の中学生及び保護者にとって魅力的な学校づくりを推進することが重要であると考えております。

次に、与論島への小学生の修学旅行についてお答えいたします。

修学旅行の実施に当たっては、学習指導要領に示されたねらいを達成するため、児童の心身の発達に応じた日程や健康・安全を確保するとともに、保護者の経済的な負担等を考慮することとしております。

なお、与論島への交流を含めた日程につきましては、学校教育の観点から、学校と市町村教育委員会が協議をし実施することは可能であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 北部地域の振興と課題解決の中で、地産地消による地元ホテルへの供給体制についてお答えします。

県では、沖縄県調理師会、県内観光ホテル等と連携し、県産農林水産物の利用促進を図っております。具体的には、安定的な供給体制の強化のための拠点産地の形成、県調理師会や県内観光ホテル等に農産物の出荷時期や品目等の産地情報の提供、地産地消コーディネーターの配置によるホテルと産地や市場とのマッチングなどを実施しております。さらに、北部地域では、県産農産物付加価値向上推進事業により地元産地、食品加工業者等と連携し、ホテル向けの加工品開発を実施しているほか、緊急雇用創出事業を活用し、地域農家からリゾートホテルへ食材を供給する連携モデル事業を展開しております。

同じく北部食肉協業組合の土地借地代の対応についてお答えします。

名護市食肉センターは、名護市が事業主体となり、

平成15年3月に沖縄北部特別振興対策事業により完成しております。同センターの運営については、名護市が北部食肉協業組合に管理を委託しております。

北部食肉協業組合では、施設用地の土地借地代、機械施設の改修や水道光熱費等の運営経費がかかることから名護市に対して支援を求めています。名護市においては、土地借地代等の負担軽減策を検討していると聞いております。

県としても、畜産振興を図る観点から、名護市と連携し、土地借地代の負担軽減とあわせて機械・施設の整備、肉豚出荷頭数の増頭、太陽光発電による省エネ施設の導入によるコスト低減等の検討を進め、同組合の経営安定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 北部地域の振興と課題解決についての御質問の中で、沖縄北部圏域から奄美群島への商圏の拡大についてお答えいたします。

奄美と沖縄北部圏域は、平成11年度から経済文化交流を行っており、その中でやんばる産業まつりへの奄美コーナーの出展や与論・沖縄音楽交流祭などさまざまな連携事業を実施していると聞いております。

奄美は、商圏としては大きくありませんが、地域間の経済交流の展開の中で、相互の魅力ある特産品の販売や那覇空港を活用した物流機能活用などの面での連携や事業展開は有望であると考えております。最近の動きとしては、沖永良部島の花弁専門農協が沖永良部から本部港、それからもう一つのルートは那覇港に花弁を運びまして、那覇空港から仙台空港に輸送して東北地方の花弁市場に供給しているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 基地問題についての御質問の中で、環境影響評価手続の流れについてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る飛行場事業は、沖縄県環境影響評価条例の対象事業であります。同条例に基づく評価書手続は、評価書の送付から45日以内に沖縄県環境影響評価審査会の審査を踏まえ、知事意見を述べることとなっております。また、埋立事業は環境影響評価法の対象事業であり、同法に基づく評価書手続は、評価書の送付から90日以内に免許等権者意見を述べることとなっております。事業者は、こ

れらの意見を勘案し、評価書に必要な補正を行い、補正した評価書を一月間公告・縦覧して環境影響評価手続は終了となります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、知事の不承認により対米再交渉を含めて事態が動くとの見方についてお答えいたします。

政府は、年内に環境影響評価書を提出する準備をしているとしておりますが、いかなる見通しを持って手続を進めようとしているのか明確に示しておりません。

御質問の知事の不承認による対米再交渉を含めて事態が動くとの見方については承知しておりませんが、県としましては、普天間飛行場の辺野古移設案は事実上不可能であり、日米両政府は、同飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光政策についての中の、沖縄のセールスポイントとカジノが合うかについてお答えいたします。

沖縄県では、持続的な観光振興や自主財源の確保等を図る観点から、カジノ導入に伴う効果や課題について現在検証作業を進めております。その中で、先ほど議員から御指摘のありました沖縄の持つセールスポイントは、仮に統合リゾートを沖縄に導入する際においても、むしろ必要不可欠な要素であると認識をしているところであります。

沖縄における自然環境、歴史、文化、芸能などは、国際的にも優位性の高い観光資源と言えます。これら優位性を生かした開発・整備を運営事業者への条件として提示することにより、沖縄観光のセールスポイントをさらに生かしていける可能性があるものと考えております。

同じく観光政策についての中の、巨額な建築総工費をかけて進出する企業があるかについてお答えいたします。

沖縄県では、カジノを含む統合リゾートを県内に導入するとした場合のモデルや経済波及効果につきまして昨年度検証を行ったところであります。その中において、統合リゾート整備にかかる建設費は、モデルタイプの規模、そのコンセプトにもよりますが、およそ

970億円から1600億円を想定しております。

また、進出企業につきましては、日本における統合リゾートの仕組みなどがまだ明らかにされていない現段階で具体的な企業を限定することはできませんが、これまでの情報によりますと、沖縄のリゾート地としての特性や立地の優位性に注目している企業があると聞いております。

次に、観光政策について、経営企業と地元の意思をどのように疎通させるのかについての質問にお答えいたします。

海外においては、カジノ収益に対する税の活用により、コンベンションセンターや博物館などの整備に活用し、地域社会への還元や地域の活性化を図っている事例があります。「沖縄統合リゾートモデル」におきましても同様な措置を検討することにより、経営企業と地域住民等との協調的な対話により地域のまちづくりを可能とする方策について調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光政策についての質問の中の、新たに沖縄に建設すると仮定した場合、シンガポールなどを超えたものでなければならないことについての質問にお答えいたします。

近年、東アジア地域においてカジノを含む統合リゾートの導入が進んでおり、仮に沖縄が導入する場合には、これらの地域との差別化をいかに図るかが課題になると思われます。このため「沖縄統合リゾートモデル」におきましては、収益性の高いカジノをエンジンとして、その周辺に沖縄らしい豊かな自然を生かしたいやしのリゾート空間を形成するとともに、独特な歴史、文化や芸能を基調とした新たなエンターテインメントを創出することで、VIPのみならず、ファミリー層を含めた幅広い客層を呼び込むことが可能ではないかと考えております。

いずれにしましても、今後、統合リゾート導入を検討するに当たりましては、このような可能性を思考しつつ、その一方で懸念されるあらゆる課題等に対しましても厳格に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 まず、知事に評価書が出されるわけです。出された後3カ月以上ぐらいかかるんですが、その後埋め立ての申請が出るわけですね。ちょっと私が見えないのは、評価書が出た後で埋立申請が出される関連性を聞いているわけですね。だから、個別に答えられても余り意味がない話なんです。この評価書を出した結果と埋め立ての承認をするしないという

のは、この関連性はどうかということなんですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 環境影響評価書手続、種類のには2つございましてけれども、飛行場の評価書とそれから埋め立てに係る評価書ですね。埋め立ては、埋立承認を行う知事が評価書の審査をするわけですが、埋立承認に当たっては、環境影響評価書の埋め立てに係る知事の意見というのを重要参考にしながら、最終的にはその承認に係る判断も総合的になされるというような手続の流れにはなっております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そうしますと、今おっしゃっている話は非常に重要なポイントなんですが、確かに法律の33条とか、県条例の31条には評価書の内容について配慮すべきと、こういうのがありますよね。そうすると、この評価書が出されると、これは淡々と受けなきゃならぬと、県はこう言っているわけですね。そうすると、この評価書の中身に当然知事の埋め立ての権限を含めて、その可否はそれに縛られるということですか、今の部長の答弁は。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時31分休憩

午後7時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） いわゆる埋立権者である知事の意見というのは大変重要な意味を持つわけですし、当然埋立承認の申請の中でもいろんな方の、地元の方であるとか利害関係者、行政機関、さまざまなところの意見も聞きますので、その評価書だけに縛られる、いわゆる法的に拘束されるという意味ではなくて、総合的に知事が最終的に判断をするというような流れでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 私がちょっと理解ができないのは、この評価書というのは、ある面で言えば環境評価という環境に特化した作業だと思うんですよね。一方、知事の許認可、埋め立てに対する判断というのは、知事がこれまでおっしゃったように例えば辺野古は不可能であるとか、県外が早いだろうという政治判断が入るわけですよね。要するに、私が聞いているのは、この前段の影響評価書と後段の政治判断が入らざるを得ないものとのつながりを聞いているわけです。その辺はどう連続するのか、不連続なのかという、そのとこ

ろをもうちょっとわかりやすく説明してくれませんか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 繰り返しになるかもしれませんが、環境影響評価の意見というのは基本的に科学的な根拠に基づいて、どういう影響を与える、そういう影響に対して事業者としてどういうふうな保全措置をとるか、そういうものを総合的に判断をして、免許権者の意見として出すわけですが、それは一つの手続の流れのまず前段なわけですね。それを踏まえまして、今度は埋立承認の申請に当たっては、それを知事が関係機関の意見なども踏まえながら、最終的には知事の決断という形で承認をする。総合的ないろんな意見を聞いた上で知事が最終的には判断をするというような流れでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 必ずしも縛られるものではないと、こういう解釈をしいいいわけですね、今の話は。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） アセスの知事意見というのは、法的に拘束するようなところはございません。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 私は、事柄の性格上、そもそもアセスというのは前提条件として、例えばごみ焼却場だとか、あるいは汚水の処理場だとか、県民とか市民が必要とするもので大体の合意ができてやろうというときに、じゃ環境の負荷はどうかという話が私は前提になると思うんですよ。こういうふうな、ほとんどの県民が反対をしているものに対してアセスをかけていくというのは、私は、そもそも合わないんじゃないかという感じをずっと持っているわけですね。だから、こういう矛盾が出てくる。

もう一つは、やっぱり事業者と使用者が違うということですよ。事業者は日本政府、使うのはアメリカ・米軍となるわけで、だから機種も含めていろんな矛盾が出てくるわけで、私は、そういう意味では今の部長の答弁はもうちょっと強めてもらって、この評価書は評価書としてそれは淡々としてやらざるを得ないのならそれはそれで結構ですが、ただ知事の許認可のところは、今言ったところで全く評価書にとらわれずにもう少し違う判断が出て、私はちっともこの法律の趣旨も含めておかしくはないと、こういうふうにいるんですが、知事、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 7 時 36 分休憩

午後 7 時 37 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） まず環境影響評価書というのは、基本的には埋立事業、あるいは陸上の関係では大規模な開発と、こういう伴うところについて環境上の負荷、要するに悪影響があるのかないのかというのを中長期に一つの予定された期間で見て、それが環境に多大な負荷を与えて問題がありますよと、こういう意見が出れば、それに伴う形でまた再調査をする。このような繰り返しの中で、所定の手続上、彼ら埋立申請者がやるべき手続が一通り終われば、それは環境影響評価書の問題は一通り終わると。その手続が終わった後、今度は埋立承認申請が来るわけですから、今度はこの埋立承認申請が来たときに、今回の事業とちょっと違う、例えば現状進行している裁判事案の泡瀬のような形でありますように、当該埋立事業が事業としての経済的合理性があるのかどうかと、こういうようなことも含めた総合的な判断をいただいた上で、目的が達成するかあるいはしないかということによって通常の埋め立てが不許可になれば、不許可自体は行政処分ですから取り消し訴訟であったりと、そういうふうな形で展開していきますよと。ですから、埋立申請があった段階において利害関係者の意見であるとか、内容審査だとか、行政機関との調整とかさまざまな手続があって、その上で承認の可否の判断というのが出てきて、その承認の可否の判断の先はさまざま憶測等も含めて言われておりますけれども、流れとしては今のような流れになりますと、こういうことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 ちょっとくどいようですが、今おっしゃったのは一般論の話であって、私が言っているのは米軍基地の話は今しているわけで、それがどういうふうに結びつくかということをもうちょっと明確におっしゃっていただきたいということでございます。だから、一般論としては副知事のおっしゃるとおりでございますが、事案が違うということを先ほども２つぐらい例を出して申し上げたわけです。

知事、最後に聞きますが、今この段階でこの埋立申請についての基本的な考え方といいますか、臨み方といいますか、そういうものは御披露できますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 7 時 39 分休憩

午後 7 時 40 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 正直言って、今の段階ではまだ環境影響評価書すら出てきていない段階ですので、私の承認・非承認の部分についての考え方はまだ申し上げられる段階にないですね。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 この辺は非常に重要な問題ですので、また引き続きやらせていただきたいと思いますと思っています。

カジノエンターテインメントについてであります。せんだってシンガポールに調査に行っていました。一つ感じたことは、シンガポールとか、あるいはマカオとかラスベガスといった世界に冠たるこれらカジノ先進地域には一つの共通項があるんじゃないかと思ったんですね。それは、例えば極めて人工的な都市であるということですね。その歴史や文化とか、自然とかというものである地域ではないんじゃないかと——私も全部調べたわけではありませんが——そういう意味で質問をしているわけですが、ハワイなんかでは、長い間その導入について議論したわけですが、ところが、やっぱりハワイのイメージに合わない。アロハ・オエが流れる青い海と青い空のハワイというイメージに合わないという最終結論を出したわけですね、ハワイというのは。そういう意味で、私は、そういう流れの中でイメージに合うかとかこう聞いたらびったり合いますと、こういう答弁なんで、私はちょっとがっかり来ているわけですが、そういう意味でＡＢＣストアというハワイにあるストアの社長も、沖縄にもなかなか合わないんじゃないですかと、おやめになったらどうですかという話をしていたんですが、知事、改めてそういう意味でこの沖縄とのイメージのマッチングができるかどうか、ちょっと御感想を聞かせてください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 7 時 42 分休憩

午後 7 時 44 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 沖縄の持っているイメージとカジノの持っているイメージがマッチングするかというような趣旨の御質問だと思いますが、今、全世界の約 130 カ国でカジノが合法化されておりまして、それぞれ展開されているカジノの形というのはさまざまでございます。その土地、その土地に合ったカジノの形、ある場所ではしっかりと自然

形成の中でそういうふうなカジノが一部あるというふうな形もありますし、また、場合によっては、きっちりと正装した人じゃないと入れないようなそういうふうなかなり規制のかかったカジノもあるわけです。

○玉城 義和君 簡潔に。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） ですから、そういった面で言いますと、沖縄のセールスポイントとカジノが合うかということにつきましては、まだこれは検討している段階でございますが、これはむしろ沖縄のセールスポイントに合わなければ、このカジノは沖縄では成功しないというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 シンガポールの2つのカジノ、リゾート・ワールド・セントーサ島、マリーナ・ベイ・サンズ、これはいずれも5000億円ぐらいの投資額がかかっているわけですね。5000億円ぐらいの総工費が投入されているわけです。ある意味で非常に成功したというふうに言われておりますが、県の説明だと、さっきもおっしゃった投資総額は900億から1600億円です。ベイ・サンズのカジノの部門の収入が494億円ですよ。これは県のMICE型の郊外リゾートで480億円と想定しているんですね。投資額が4分の1から5分の1で、カジノ収入は同額に計算されているんですね。私は、非常にこの辺はどういう計算の仕方だろうかというふうに思っているわけでありまして。

このベイ・サンズの中を調べてみますと、いわゆる重要顧客というのがいまして、100万ドルから200万ドル、1000万ドル——1000万ドルは約7億5000万円ですよ——ぐらいで遊ぶ客がたくさんいるわけですね。ジェット機で送迎するんですよ。例の大王製紙の会長さんと一緒ですよ。そういう方々がこの収入の85%を占めているんですよ。だから、これは大変なことなので、東アジアを含めて大変なそういうVIPの争奪戦を繰り広げているわけです。そういう意味で、シンガポールは85%以上はその人たちが使っている金でもっているんですね。そういう意味では、やっぱりあれ以上に魅力的なものを持たないと、中国とか香港とかから客が呼べないわけですよ。それを申し上げているわけですね。だから、そういう意味では、それこそ5000億円以上の投資をしないとできませんよと、900億で本当にできると思っていますかと、だれが来るんですかと。パチンコ屋に毛の生えたようなものをつくってどうするんですかという話です、逆に言えばね。そういう意味では、これは成り立たないというふうに私は思っているんです。だから、そういう壮絶な争奪戦が繰り広げられている中で、本当にこういうことで実現

できるんですかということなんですよ。いかがですか。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時47分休憩

午後7時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 今、御指摘がありますシンガポール、まさに一つのモデルとして沖縄も今見ているわけですが、あそこはやはり今議員がおっしゃったみたいに人工都市を本当につくり上げているという、ゼロからつくり上げているところがあります。向こうは、ある意味何も無いというところにああいう人工都市をつくっているわけでございます。そのシンガポールが持っている規模感、スケール感、それからコンセプトというのがやはり5000億円を超える大きなものが必要だと。沖縄にある場合には、これは沖縄型を徹底して追及していくしかないというふうなものが県の考え方でありまして、それを今ビジネスにしてもしっかり成り立つのかどうなのかということを検証・検討しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 沖縄型というのは何かということなんですよ。だから、そういうイメージもはっきりしないで説明会を開いても、これは混乱するだけですよ。だから、その現状は東アジアを中心にもっと壮絶な争奪戦をやっているんですよ。やっぱりそれをもっとお考えにならないと、私は巨額の投資をするわけですから、利益が上がらないとこれはどこの企業もやりませんよ、何千億とやるわけですから。

ギャンブルへの依存症ということも言われますし、地域社会に与えるもろもろの問題等も考えると、これはやっぱり沖縄でほかのアジアの国々と対抗していくというのは、これは恐らく机上の議論であって、私は現実性は非常に乏しいんじゃないかというふうに思っています。これは、これからも私も勉強をして議論をしていきたいと思っています。それで、やはり沖縄観光にとって本当にできるのかどうか、得かどうか、現実性はどうかという現実的な議論をかみ合わせてしなきゃなりませんよ。いや、考え方の違いですみたいな話では話にならないです。やっぱりもっとかみ合う議論を私もやっていきたいと思っておりますので、ひとつこれからは各地域の資料を集めてみたいと思っています。

教育長ですが、高校の再編計画、これは北谷町も先

ほど町民大会をするという話でした。本部もやりました。今帰仁もです。言った途端にあちこちで火の手が上がっているわけですよ。だから、これはほとんど地域の合意が得られていないという証左なんですね。だから、恐らくこういうことではこの計画は進まないですよ。そういう意味で、各市町村と事前にどのような意見調整を図ったのか、これをちょっと明らかにしてください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） これまでの編成整備計画につきましては、復帰後第1期から第4期にわたる編成整備計画が策定されてきたわけです。現行の場合には、実は3つの視点がありました。そういう中で、生徒の多様化や社会の変化に対応していこうと。と同時に新しい学科の設置や新しいタイプの学校への再編を推進していこうと。と同時に生徒の視点に立った魅力ある学校をつくっていこうと、そういったことで我々は総括をいたしまして、今回の素案を策定したわけです。

ですから、素案を策定する前に市町村教育委員会等々との意見交換はしておりません。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 これは今おっしゃるように、やる前に市町村との意見交換もやっていないと、各行政ともやっていないということが今日の状況を招いているわけで、私は極めて残念なことだと思いますね。

皆さんの資料でもそうだし、私が調べた結果でも北部から私立を含めて約220名ぐらい出ているんですよ。1校分ですよ、5クラス。そうすると、この分がとどまれば十分1校は存続できるわけですね。そういう手を打たずに、いや、いなくなったからもうこれで廃校しようというのは——もう口は悪いけれども——だれでもできるんですよ、そんなことをやれば。そのところはこれまでどういう対策を打たれてきたか、ちょっと明らかにしてください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今の議員の御質問は、こういった対策をしてきたのかという趣旨での御質問かと思えます。

実は、私ども、北部地区の生徒流出につきましては、学区制を拡大いたしました——たしか平成11年度以前と平成17年度以後の生徒の流出数の推移について大きな変化は起きていないという前提でさまざまな対策をしてまいりました。具体的には、少子化の影響による小規模化した学校への支援といたしましては、例えばジョブサポーターと同時にスクールカウンセ

ラー、あるいは中高一貫・加配などの人的支援をしてまいりました。と同時に、魅力ある学校づくりの支援といたしましては、生き生き活性化支援事業の指定をするとか、あるいは県外先進校等へ職員を派遣するとかそういった支援をしてきたつもりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 説得力がほとんどないのでこれ以上申し上げませんが、名護での説明会で北山高校の理数科の生徒がこう言っていました。県教育庁は、開邦高校にやっているような対応を私ども北山高校にやってくれましたかと聞いたんですね。これは非常に切実な話ですよ。そうしたら皆さん何と答えたか、優先順位がありますからと言ったんですね。優先順位は何ですかと聞いたら、人も金も限りがありますのでと、こういうふうに答えた。私はその後、その生徒に会ったんですが、こういうのは私は答えとしては、教育委員会としてはちょっといただけないというふうに思っています。どこに住んでいようが、小さな学校であろうが、それは優先順位があるからという話にはなりにくいことでありまして、私は、非常にこれも残念なことだかと、本音みたいなものかなとつい思ったりもするんです。こういうことで、どんどんこのように生徒がいなくなったら高校をつぶしていくというのは、父兄からもありましたが、高校がなくなるというのは地域が疲弊していくことなんですと、我々は高校があるからここに来て何とかしようとしているんですよということなんです。

この北部振興策を一方で言いながら、一方で高校をつぶして、だんだん北部の医療機関も心細くなっていると。こういうことで、本当に北部振興ができるんですかということなんです。だから、人口をふやそうと、活性化させようということを一方で言いながら、一方で縦系列の病院関係は病院事業局、教育関係は教育委員会で横のつながりで総合的にやらないで縦でいくというのが、私は、非常に弊害が出ているんじゃないかと思うんですね。知事、この辺はどうごろになりますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時56分休憩

午後7時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今の教育長の答弁を聞きながら、北部振興をまた一方で進めているのと、決してこれは矛盾するものではないというふうに私は聞きながら考えておりました。

北部振興策は、基本的には県土の均衡ある発展というふうなことで過去10年間実施をしてまいりました。一定の成果も上がってきたというふうに先ほども答弁したとおりでございます。北部も、それから離島も含めてそれぞれの地域に住む人たちが安心して暮らせるような地域づくりをするためのさまざまな施策を展開するのは当然のことでございます。その結果として産業が振興し、人口が集積をし、そこでまた子供たちがたくさん育ってくるわけですね。そこに教育施設もまた必要だと、これはもう当然なことだと思います。

一方では、子供たちの数が少ないという中で、教育長が言われるように一定の規模の集団の中で教育を施すべきだというのは、また教育の面からの一つの考え方というふうに思います。

そういうふうなこともありながらも、しかしまたそれぞれの地域が等しく均衡ある発展を遂げられるように県としても努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 よく意味がわかりませんが、そんなことを言っているわけじゃないんで、どうすればそうしないで済むかと、整合性をもってということをしているわけで、現状説明はよくわかっているわけです。そういう意味では、ぜひ教育委員会におかれても全体的な視野でもって、今ヤンバルがどういう状況にあるかということで、必ずしも4クラスなければ高校は成り立たないということではありませぬので、小さな学校は小さな学校で特色を持たせてやるべきなんだと思うんですよ。それがヤンバルの特徴であって、また都市区とは違うということもあるわけですから、そこはやっぱり特色を持たせてやるということを再度お考えいただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

与論の修学旅行の件でございますが、これは与論の町長さんから、私どもヤンバル出身の議員もたびたびいろんなお話を承って、幸いにして沖縄市の越來小学校の校長先生、担任の先生が非常に理解を示して、教育委員会とも相談されて、来年できれば初めての修学旅行を与論島に派遣することができると、そういう運びになっているようですので、ぜひ沖縄県としても——これは道州制をにらんでやるわけじゃありません

が——やはり兄弟島であって、昔の方言も文化も一緒ですから、もっとやっぱりそこは交流をします。伊江島に行くのも結構ですが、やっぱり与論島というのは県境を越えるわけですから、小学生にしては非常に大きな思い出になるし、かつて27度線で一緒に復帰運動をした仲間でもありますから、そういう歴史も含めて小学生に教えるという意味では大変大きいわけで、教育長からもぜひひとつサポートをしていただきたいと思いますと思いますが、最後にちょっとお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいま議員がおっしゃったように、来年当該校と当該市町村教育委員会に対しまして、教育委員会といたしましてもしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○玉城 義和君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） この際、申し上げます。

先ほどの嘉陽宗儀君の一般質問に対する答弁中、保留されておりました事項について、土木建築部長より発言の申し出がありますので、これを許します。

土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 先ほど嘉陽議員へ答弁を保留し、後ほど提示させていただきたいという件について答弁させていただきます。

2点ございまして、まず1点目が、埋め立てに要する砂の購入費用は幾らかとの御質問ですが、国の埋立工事に使用する購入砂は約74万立方メートルで、購入費用は約14億円であります。

2点目の、国が発注する工事はすべて本土業者なのかとの御質問に対して、国の工事はしゅんせつ工事が2件、揚土工事が2件、護岸工事が2件の合計6件が発注されております。そのうち、しゅんせつ工事及び護岸工事については県内業者が4件受注し、揚土工事は県外業者が2件受注しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明6日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時3分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 照 屋 大 河

会議録署名議員 池 間 淳